

令和5年版

特別会計 ガイドブック

令和5年版
財務省主計局

(注) 1. 文中における数値は、単位未満の端数は四捨五入によっているため、合計において合致しない場合があります。

ただし、剰余金の処理、企業会計の考え方で作成されている貸借対照表については、単位未満の端数は切り捨てて処理している場合があります。

2. 文中における各予算の各数値は、特に説明のない限り、当初予算額です。

令和5年版 特別会計ガイドブック

第I編 特別会計総論

1

第1章 特別会計制度	1
1. 国の会計制度の仕組み ～一般会計と特別会計～	1
(1) 予算単一の原則と区分経理	1
(2) 特別会計の設置要件	1
(3) 特別会計の設置、管理及び経理の基本理念	2
■ 特別会計制度の創設以来の経緯	3
■ 諸外国の会計制度	4
2. 特別会計と一般会計の相違点	5
(1) 予算編成・国会審議等における扱いについて	5
(2) 一般会計とは異なる財務会計処理	5
3. 特定財源について	9
第2章 特別会計の現状	10
1. 歳入歳出予算	10
(1) 歳出予算	10
① 歳出総額	10
② 歳出純計額	10
(2) 歳入予算	11
① 歳入総額	11
② 歳入純計額	12
(3) 歳出純計額のその他 7.4兆円の内訳	12
2. 剰余金	13
■ 不用	15
3. 積立金等	16
4. 特別会計の情報開示	17
(1) 特別会計の財務書類	17
(2) インターネット等における情報開示	17
■ 特別会計の貸借対照表	18
第3章 特別会計の改革	19
1. 「行政改革の重要方針」及び「行政改革推進法」	19
2. 「特別会計に関する法律」による整理・統廃合	20
3. 特別会計改革について	21

第4章 国の財政規模の見方	25
(1) 国全体の財政規模の様々な見方	25
(2) 総額ベースで見た国全体の財政規模	25
(3) 純計ベースで見た国全体の財政規模	25
① 国全体の財政規模を純計ベースで見る必要性	25
② 純計ベースで見た国全体の財政規模	26
③ 一般会計と特別会計の主要な経費別純計	27
(4) 企業会計ベースで見た国全体の財政規模	28
(5) 国際比較ベースで見た我が国の財政規模	30

第Ⅱ編 特別会計各論 32

1. 交付税及び譲与税配付金特別会計	33
2. 地震再保険特別会計	38
3. 国債整理基金特別会計	45
4. 外国為替資金特別会計	56
5. 財政投融资特別会計	64
6. エネルギー対策特別会計	81
7. 労働保険特別会計	94
8. 年金特別会計	106
9. 食料安定供給特別会計	121
10. 国有林野事業債務管理特別会計	141
11. 特許特別会計	144
12. 自動車安全特別会計	149
13. 東日本大震災復興特別会計	161

第Ⅲ編 特別会計参考データ集 170

第I編 特別会計総論

第1章 特別会計制度

1. 国の会計制度の仕組み ～一般会計と特別会計～

(1) 予算単一の原則と区分経理

国の会計は、毎会計年度における国の施策を網羅して通観できるよう、単一の会計（一般会計）で一体として経理することが、財政の健全性を確保する見地からは望ましいものとされています。これを予算単一の原則（単一会計主義）と言います。

しかしながら、国の行政の活動が広範になり複雑化してくると、場合によっては、単一の会計では国の各個の事業の状況や資金の運営実績等が不明確となり、その事業や資金の運営に係る適切な経理が難しくなりかねません。このような場合には、一般会計とは別に会計を設け（特別会計）、特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資金運用の状況を明確化することが望ましいと考えられます。

以上の趣旨から、我が国の会計は、「財政法」（昭22法34）の規定において、一般会計の他に、特定の歳入・特定の歳出をもって一般会計とは経理を別にする特別会計を設置することとしています。

<参照条文> 財政法

第13条第1項 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

（注）1つの特別会計の中でも、さらに区分して経理する方が適切な場合には、それらを「勘定」として区分しています。

(2) 特別会計の設置要件

特別会計の具体的な設置要件について、財政法第13条第2項は、次の場合に限って可能としています。すなわち、国が

- ① 特定の事業を行う場合
 - ② 特定の資金を保有してその運用を行う場合
 - ③ その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合
- に限って、法律で定めることで、特別会計の設置を認めています。

<参照条文> 財政法

第13条第2項 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

(3) 特別会計の設置、管理及び経理の基本理念

特別会計の設置、管理及び経理については、我が国の財政の効率化及び透明化の取組を不断に図るため、「特別会計に関する法律」（平 19 法 23。以下「特別会計法」といいます。）第 1 条の 2 において、基本理念として以下の事項が規定されています。

- ① 経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も効果的・効率的に事務・事業を実施。
- ② 区分経理の必要性を不断に見直し、存続の必要性がない場合は一般会計へ統合するとともに、特別会計の歳出の財源となる租税収入についても一般会計の歳入へ計上し、国全体の財政状況の総覧性を確保。
- ③ 特別会計における区分経理が必要な場合においても、経理の区分の在り方について不断に見直し。
- ④ 必要以上の資産を保有しないよう、剰余金の適切な処理等の措置。
- ⑤ 財務に関する情報を広く国民に公開。

令和 5 年度においては、経過的なものも含めて 13 の特別会計が設置されています。

図 1-1 特別会計（令和 5 年度）

・交付税及び譲与税配付金特別会計 （内閣府、総務省及び財務省）	・国有林野事業債務管理特別会計 ※経過特会 （農林水産省）
・地震再保険特別会計 （財務省）	・特許特別会計 （経済産業省）
・国債整理基金特別会計 （財務省）	・自動車安全特別会計〈3〉 （国土交通省）
・外国為替資金特別会計 （財務省）	・東日本大震災復興特別会計 （国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、 デジタル庁 復興庁、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産 省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防 衛省）
・財政投融资特別会計〈3〉 （財務省及び国土交通省）	
・エネルギー対策特別会計〈3〉 （内閣府、文部科学省、経済産業省及び 環境省）	
・労働保険特別会計〈3〉 （厚生労働省）	
・年金特別会計〈6〉 （内閣府及び厚生労働省）	
・食料安定供給特別会計〈7〉 （農林水産省）	

（注） 〈 〉 は勘定数、（ ） は所管府省を表します。

■ 特別会計制度の創設以来の経緯

我が国の特別会計制度は、明治 23 年の第 1 回帝国議会開会を前に、明治 22 年の「会計法」の制定により、発足しました（それ以前の明治初期には、一般会計の前身である「常用部」のほか、特別会計の前身である「別途会計」が設けられていました。最初の「別途会計」は、明治 2 年、造幣局が設置されたのが最初です）。

<参照条文> 旧会計法

第 39 条 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準拠シ難キモノアルトキハ特別会計ヲ設置スルコトヲ得
2 特別会計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ定ムヘシ

明治 23 年度予算においては、33 個の特別会計が設置されました。その後、戦前財政においては、特別会計の増加傾向が見られ、そのピークの明治 39 年には、60 個の特別会計がありました。その大きな部分を占めたのは各帝国大学や師範学校などの高等教育機関に関するものであり、その数は、明治 39 年で 34 特別会計を数えていましたが、明治 40 年に、それらは「東京帝国大学」、「京都帝国大学」及び「直轄諸学校及び帝国図書館」の 3 特別会計にまとめられています。その後、戦争の激化に伴い、再び特別会計の数は増加しました。

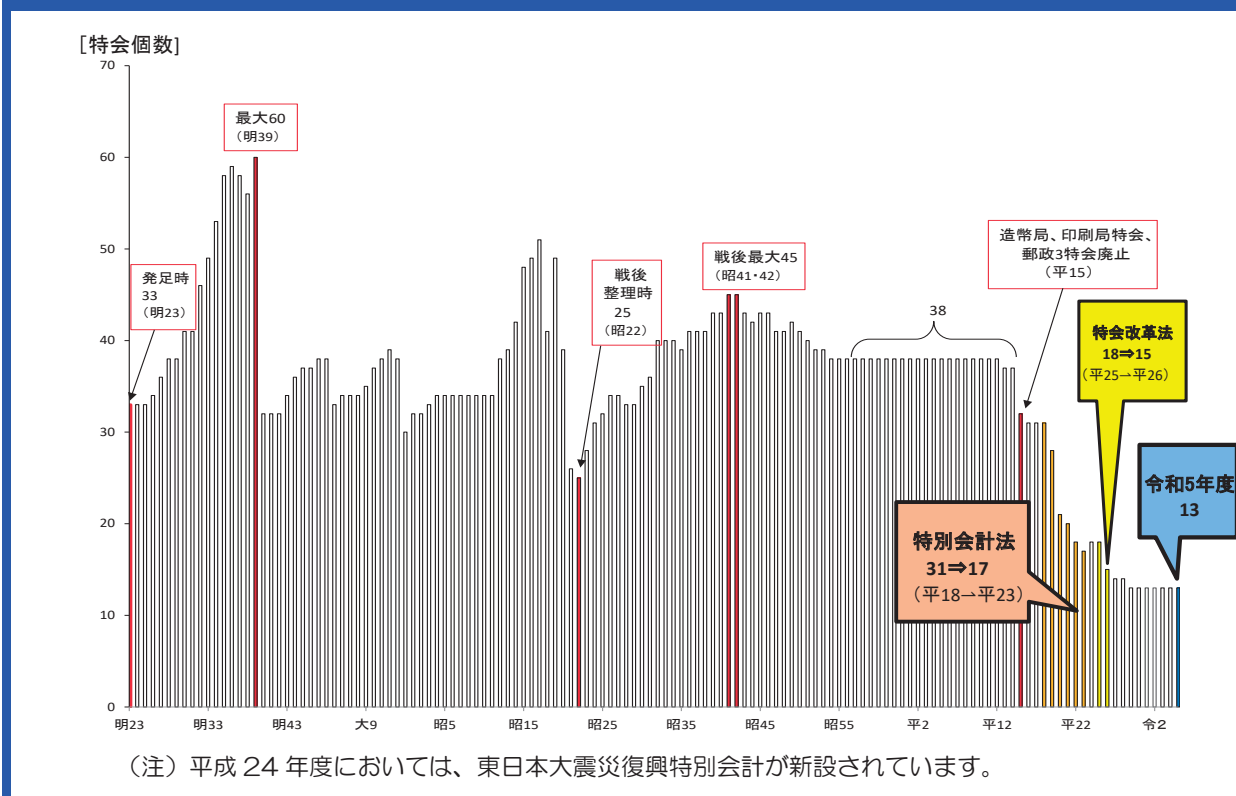
戦後、新たに「財政法」が制定され、特別会計は一旦整理されますが、その後、我が国の財政需要の拡大と行政の多様化等に伴い、特別会計の新設と改廃が行われ、その総数は次第に増加していきました。しかし、昭和 40 年代半ば以降、特別会計の設置は抑制的に行われており、その総数は減少しています。特に、昭和 50 年代以降は、昭和 59 年度に特許特別会計、60 年度に登記特別会計が設けられたことを最後に平成 23 年度まで新設の特別会計はありません。なお、平成 24 年度において東日本大震災復興特別会計が新設されています。

<参照条文> 財政法

第 13 条 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

2 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳入に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

図 1-2 特別会計の数の推移



■ 諸外国の会計制度

それぞれの国ごとに予算制度が異なるため単純な比較はできませんが、諸外国においても、特別会計のように基本的な会計と区分して経理される会計など、何らかの形で収支を分ける制度が見られます。

アメリカ

- 連邦政府予算（統合予算）は、一般的目的のために資金を経理する「連邦資金」と、社会保険等の特定のプログラムを遂行する多数の「信託資金」に区分。

イギリス

- 租税収入等を財源として経常的支出をまかなう「統合国庫資金」と財政資金等の貸付け、国債発行・償還機能を有する「国家貸付資金」を中心に構成。そのほか「国民保険基金」等が別に存在。

ドイツ

- すべての収入及び支出は、連邦予算に計上するのが原則。
- ただし、他の連邦財産と区別され管理運営される連邦特別財産が存在。

フランス

- わが国の一般会計に相当する「一般会計」のほか、特定の歳入をもって特定の歳出に直接充当させる「付属予算」及び「特別勘定」が存在。

（注）財政制度等審議会特別会計小委員会 平成17年10月18日の資料を基に作成。

なお、上掲の諸国では、我が国の特別会計歳出の約半分を占める国債整理基金特別会計に相当するものの大部分は、国庫の資金繰りの問題として、そもそも予算計上されていない点に留意が必要です。

2. 特別会計と一般会計の相違点

(1) 予算編成・国会審議等における扱いについて

我が国の憲法は、財政処理の一般原則として「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」(第 83 条)と規定するのみで一般会計と特別会計を分けていないほか、内閣の予算作成・提出権、予算の国会議決(第 86 条)や決算の検査(第 90 条)などの規定においても、一般会計と特別会計は、特段区別されていません。

財政法も、一般会計と特別会計を並列的に規定しており(第 13 条第 1 項)、法律で異なる定めを設ける場合以外は、特別会計も一般会計と同様の扱いをすることとされています。

こうしたことから、特別会計も一般会計と同様、予算の編成に当たっては、各省庁の概算要求を受けて財務省が査定を行うとともに、一般会計とあわせて国会に提出し、審議、議決を経て予算として成立することになります。

また、予算の執行、決算提出、会計検査院の検査などについても、基本的に一般会計と同様の手続きを経ることとされています。

つまり、特別会計は、予算編成上の扱いや国会審議における扱いにおいて、一般会計との間に基本的に違いはありません。

(2) 一般会計とは異なる財務会計処理

ただし、特別会計の事務・事業の性格に応じて、一般の歳入歳出とは異なる財務会計処理が必要な場合があり、財政法上も、法律で異なる定めを設ける場合は、特別の財務会計処理を行うことができることとされています。

<参照条文> 財政法

第 45 条 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

一般会計と異なる特別会計の主な財務会計処理として、以下が挙げられます。

① 歳入歳出規定

一般会計はその歳入歳出の範囲が限定されないのに対し、特別会計は、一般会計から区分して経理するという性格上、歳入歳出が一定の範囲に限定されることとなります。そこで、特別会計法には、それぞれの特別会計の区分経理の対象となる歳入歳出を具体的に定める規定が設けられています。例えば、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定は、主要食糧及び輸入飼料の売渡代金を主な歳入、主要食糧及び輸入飼料の買入代金や食糧管理費を主な歳出とすることが特別会計法に定められています(特別会計法第 127 条第 2 項)。また、一般会計からの繰入れについては、無条件に認めてしまうと、特別会計を一般会計から区分して経理するという本来の趣旨に合わなくなることから、予め、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費が、特別会計法の各特別会計の章において定められています。

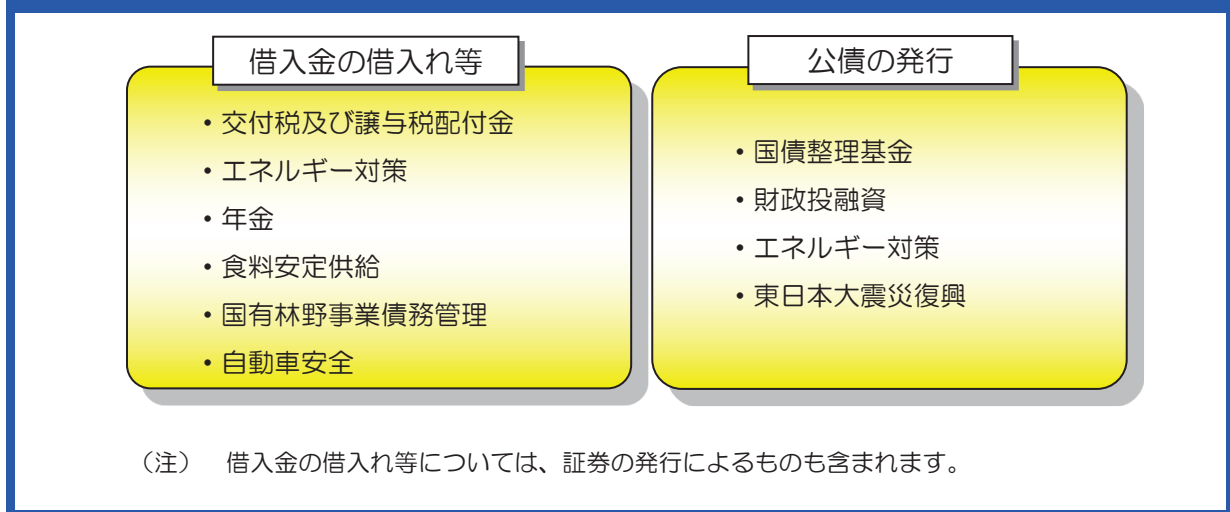
② 借入金の借入れ等と公債の発行

特別会計は、

- ・ 不測の保険事故等により一時的に保険給付の財源に不足を生ずる場合
 - ・ 国債の償還に充てるため借換債を発行する場合
- など、歳入歳出の状況によっては会計外からの資金調達が必要な場合が考えられます。

事業の性質上、借入金の借入れ等や公債の発行が必要な特別会計については、特別会計法の各特別会計の章において借入金等の対象となるべき経費を規定し、その限度額については予算をもって国会で議決を経なければならないとされています。

図 1-3 令和 5 年度当初予算において借入金の借入れ等や公債の発行を計上している特別会計



③ 剰余金の処理

国の決算においては、歳入額から歳出額を引いた差額を剰余金（歳入歳出差額、歳計剰余金）と呼びます。この剰余金は、国の会計上生じる歳入歳出の差額であって、用途の自由な余ったお金というわけではありません。一般会計及び特別会計の決算において剰余金が生じた場合には、財政法や特別会計法で規定された一定のルールの下、適正に処理することとされています。

一般会計については、その歳入歳出の範囲が特定されていないため、歳入歳出の差額である剰余金は、財政法において、翌年度に繰り越して使用する金額や地方交付税等の精算に充てる金額を除いた額のうち、2分の1以上の金額を翌々年度までに公債等の償還のための財源に充てることを規定しています。

<参照条文> 財政法

第6条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌々年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。

2 前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

(財政法第 6 条第 2 項に基づく政令のうち、主なもの)

<参照条文> 予算決算及び会計令(昭 22 勅 165)

(剰余金の計算)

第 19 条 財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。

- 一 翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額
- 二 当該年度における所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十並びに消費税の収入額の百分の十九・五に相当する金額の合算額が当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の十九・五に相当する金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額

一方、特別会計については、その歳入歳出の範囲が特定されているため、歳入歳出の差額である剰余金は、原則として、国債償還や年金給付など、当該特別会計・勘定の翌年度以降の特定の歳出に充当されるものであることから、特別会計法において、一般会計への繰入れを一律に義務付けることはされていません。

ただし、一般会計の財源として活用可能な剰余金については、できる限り活用するとの趣旨から、特別会計法において、剰余金が生じた場合には、積立金等に積み立てるものを除きその全部又は一部を、一般会計に繰り入れることができる旨の共通ルールを定めています。

<参照条文> 特別会計法

(剰余金の処理)

第 8 条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余金があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計財政融資資金勘定、東日本大震災復興特別会計については、一般会計繰入れに関する規定は適用しないこととされています。

④ 積立金等

特別会計には、年金や地震再保険など各年度の保険料等の収入額と給付費等の支出額にミスマッチが生じる事業を經理し、このミスマッチを年度を越えて調整する必要があるものがあります。こうした場合、一会計年度内に支出せず、剰余金のうち必要な金額を積立金として積み立て、一般の現金と区分して保有、運用される「特別の資金」を保有することが、円滑かつ効率的な財政運営に資する場合があります(その名称が積立金、国債整理基金、雇用安定資金等様々であることから、以下では、「積立金等」と呼びます)。

<参照条文> 財政法

第 44 条 国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

(注) 一般会計においても、より効率的な財政運営が可能となる場合には、特別会計と同様、法律に規定した上で、「特別の資金」を保有することが認められています(一般会計に設置された「特別の資金」としては、例えば、国税の収納金について、過誤納金の還付金等を払い戻した実額で整理収納することとするための国税収納金整理資金(「国税収納金整理資金に関する法律」(昭 29 法 36))等が挙げられます)。

⑤ 支払元受高制度

支払元受高とは、支出に当たり、その支払の財源に供し得る現金の残高のことで、各特別会計においては、特別会計ごとの支払元受高を超えて支出することはできないことが規定されています。

＜参照条文＞ 特別会計に関する法律施行令（平 19 政 124）

（支払元受高）

第 13 条 各特別会計（国債整理基金特別会計を除く。）においては、当該年度の収納済歳入額、法第十五条第一項の規定による一時借入金、融通証券の発行による収入金及び繰替金、同条第三項の規定による繰替金並びに同条第五項の規定による繰替金をもって支払元受高とし、歳出を支出するには、この支払元受高を超過することができない。

このため、各特別会計は、支払に供する現金に不足が生じる場合も、一般会計及び他の特別会計からの資金の融通を受けずに、自己の負担において一時借入金の借入れ等を行うことで、支払に必要な現金を調達しなければならず、特別の歳入と特別の歳出を区分して経理するとの特別会計制度の趣旨を、資金繰りの面からも補完する仕組みとなっています。

⑥ その他（一時借入金等、弾力条項など）

特別会計には上掲のほか、

- ・ 一時的な資金不足に対応するための一時借入金等の制度
 - ・ 特別会計の事業量の増加等に応じて経費を増額する必要がある場合に、収入の増加を確保することができる範囲内で支出の増加を認める弾力条項制度
- などがそれぞれの特別会計の性質に応じて設けられています。

3. 特定財源について

(1) 特定財源とは何か

特定財源とは、一般に、特定の歳出に充てることとされている特定の歳入を指します。明確な定義があるわけではありませんが、特定財源には、いわゆる目的税を含め次のような種類があります。

図 1-4 特定財源の種類（令和5年度当初予算）

① 税法で用途が特定されているもの（いわゆる目的税等）	
・ 電源開発促進税	・ 消費税
② 譲与税法で用途が特定されているもの	
・ 航空機燃料税（地方譲与分）	
③ 特別会計法等で用途が特定されているもの	
・ 石油石炭税	・ 航空機燃料税（地方譲与分を除く）
・ 自動車重量税（一部）	・ 牛肉等関税
・ 復興特別所得税	・ 交通反則者納金
・ 日本中央競馬会納付金	・ 電波利用料
・ 国際観光旅客税	等

(2) 特定財源と特別会計との関係

特定財源と特別会計は別個の概念ですが、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることにより、安定的な財源を確保することを目的として設置された特別会計もあります。

例えば、エネルギー対策特別会計においては、電源開発促進税及び石油石炭税を、一般会計経由で必要額を特別会計に繰り入れ、電源開発促進税は電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策、石油石炭税は燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策の財源として使用しています。

特定財源は、①受益者や原因者に直接負担を求めることに合理性がある、②一定の歳出につき安定的な財源を確保できる、などの意義がある一方、①財政が硬直化するおそれがある、②歳入超過の場合に資源が浪費されたり余剰が生じたりするおそれがある、などの弊害もあることから、特別会計のあり方を考える際には、この特定財源にも十分に留意する必要があります。

なお、平成 25 年 11 月 15 日に成立した「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平 25 法 76。以下「特会改革法」といいます。）第 1 条の 2 において、特別会計の設置、管理及び経理の基本理念として、「租税収入が特別会計の歳出の財源とされる場合においても、当該租税収入が一般会計の歳入とされた上で当該特別会計が必要とする金額が一般会計から繰り入れられることにより、国全体の財政状況を一般会計において総覧することが可能とされること」と規定されています。

第 2 章 特別会計の現状

1. 歳入歳出予算（令和 5 年度当初予算）

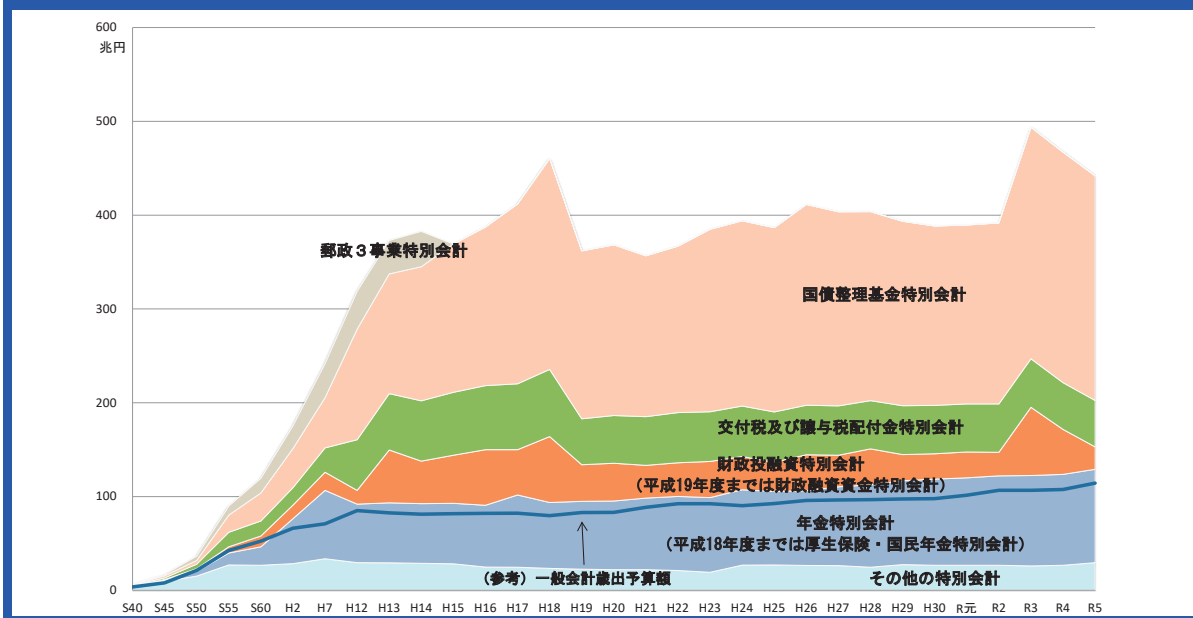
(1) 歳出予算

① 歳出総額

各特別会計の歳出予算額を単純に合計したものを、(特別会計)歳出総額といいます。

令和 5 年度当初予算における歳出総額は、441.9 兆円（対前年度▲25.4 兆円）であり、下図のとおり、国債整理基金特別会計 239.5 兆円、年金特別会計 99.5 兆円、交付税及び譲与税配付金特別会計 49.5 兆円、財政投融资特別会計 24.9 兆円で大半を占めています。

図 2-1 特別会計歳出総額の推移



② 歳出純計額

上記の歳出総額の中には、会計間相互の重複計上額等が相当額含まれています。

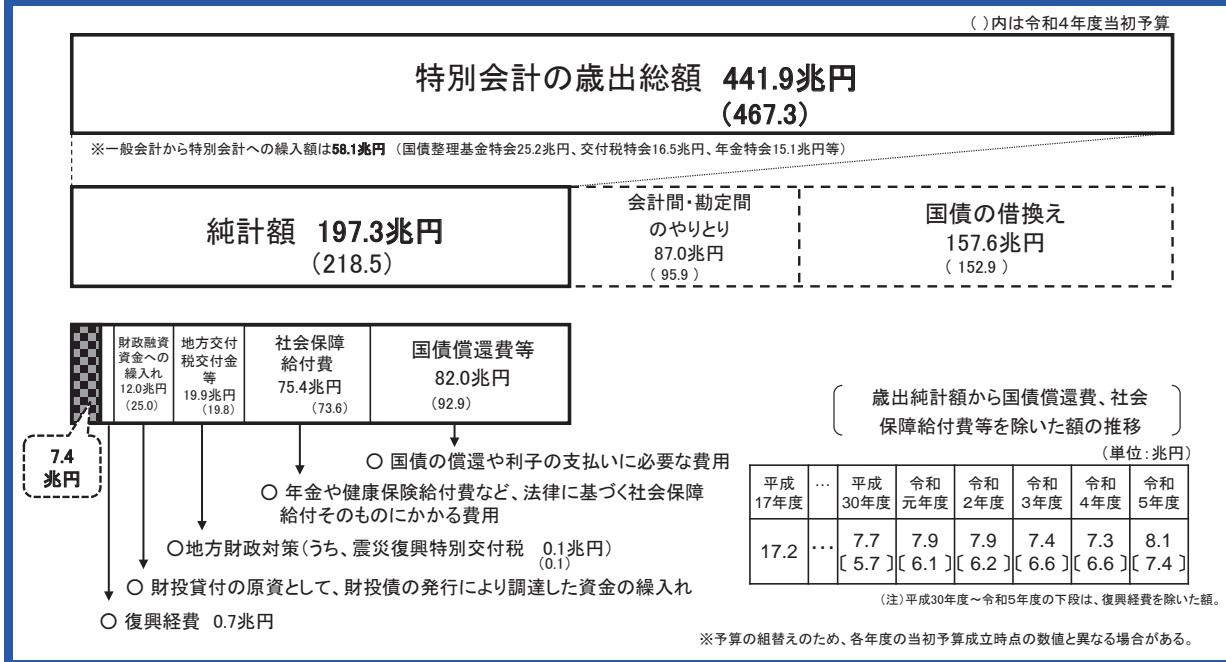
これは、企業でいえば、倉庫から工場への材料の移出や工場同士の間での製品の移出入といった内部取引に当たるものです。例えば、国債整理基金特別会計は、国全体の債務の整理状況を明確化する観点から、債務を一括管理するため、一般会計の国債の他、他の特別会計の借入金等の償還も行っており、各特別会計から償還財源を国債整理基金特別会計に繰り入れた上で、国債整理基金特別会計から償還を行っています。つまり、繰入元の特別会計の歳出（国債整理基金特別会計への繰入れ）だけでなく、国債整理基金特別会計の歳出（国債整理支出）としても計上され、単純に合計すると、倍の歳出があるように見えるのです。

特別会計歳出総額からこうした会計間相互の重複計上額や借換償還額を除いたものを、(特別会計)歳出純計額といいます。令和 5 年度当初予算における歳出純計額は 197.3 兆円（対前年度▲21.2 兆円）となります。

(注) 総額・純計などの考え方については、P25 からの第 4 章「国の財政規模の見方について」もご参照下さい。

歳出純計額の内訳は、①国債償還費等 82.0 兆円（対前年度▲10.9 兆円）、②社会保障給付費 75.4 兆円（対前年度+1.8 兆円）、③地方交付税交付金等 19.9 兆円（対前年度+0.1 兆円）、④財政融資資金への繰入れ 12.0 兆円（対前年度▲13.0 兆円）⑤復興経費 0.7 兆円（対前年度▲0.1 兆円）、及び⑥その他 7.4 兆円（対前年度+0.9 兆円。（3）で後述。）となっています。

図 2-2 特別会計の歳出規模について（令和 5 年度当初予算）



(2) 歳入予算

① 歳入総額

歳入総額は、令和 5 年度当初予算で 444.6 兆円（対前年度▲25.9 兆円）であり、主要な経費別に見てみると、次のとおりです。

- 公債金及び借入金 213.2 兆円（対前年度▲9.5 兆円）
（国債整理基金特別会計借換債 157.6 兆円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金 28.3 兆円、財政投融资特別会計 12.0 兆円等）
- 一般会計より受入 58.1 兆円（対前年度+1.7 兆円）
（国債整理基金特別会計 25.2 兆円、交付税及び譲与税配付金特別会計 16.5 兆円、年金特別会計 15.1 兆円等）
- 保険料及び再保険料収入 50.3 兆円（対前年度+2.4 兆円）
（年金特別会計 46.2 兆円、労働保険特別会計 4.0 兆円等）

なお、一部の特別会計で歳入予算と歳出予算の額に差があるため、歳入総額と歳出総額は一致しません。詳細は、第Ⅱ編の各特別会計の『(3) 特別会計の現状』をご覧ください。

② 歳入純計額

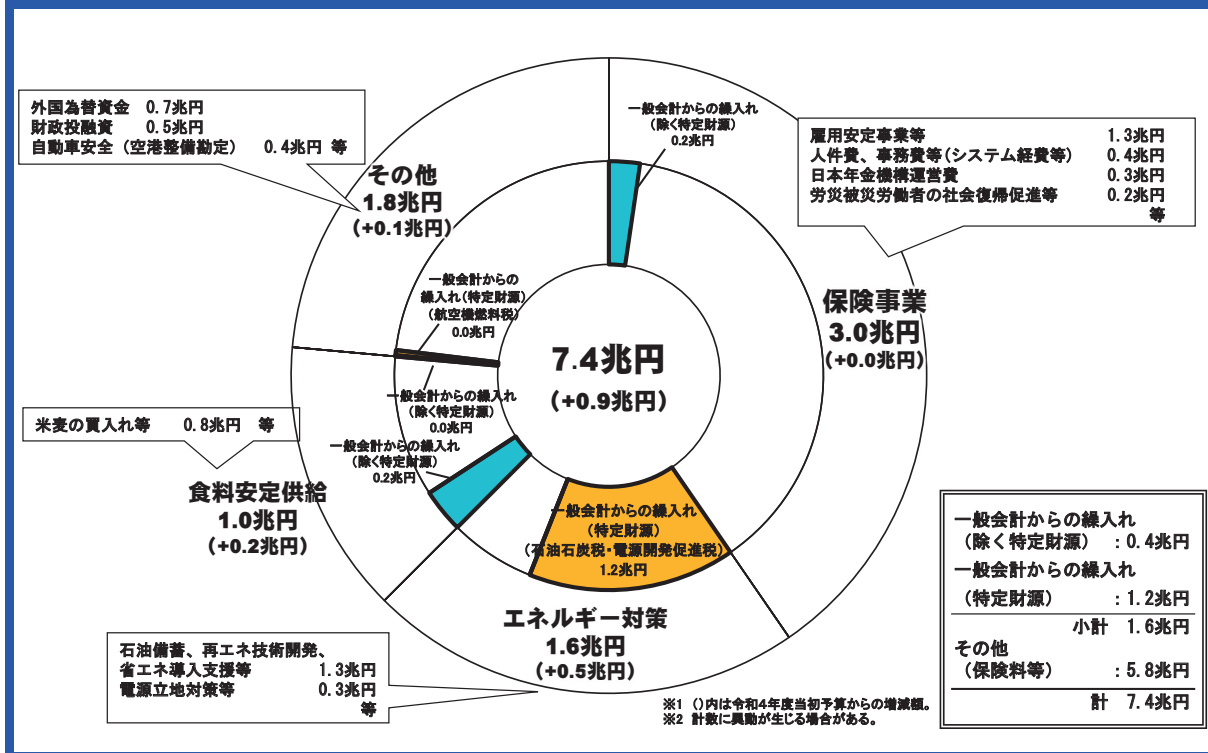
歳入総額の中には、上記のとおり、一般会計より受け入れた額が 58.1 兆円含まれています。特別会計歳入総額からこうした会計間相互の重複計上額等を除いたものを、(特別会計) 歳入純計額といい、令和 5 年度当初予算における歳入純計額は 143.8 兆円(対前年度▲21.8 兆円)となります。

(3) 歳出純計額のその他 7.4 兆円の内訳

図 2-3 にある、特別会計の歳出純計額のうち国債償還費等を除いた、その他 7.4 兆円(対前年度+0.9 兆円)の内訳を見ると、保険事業(事務取扱費等)の歳出が 3.0 兆円を占め、続いてエネルギー対策の経費が 1.6 兆円となっており、食料安定供給の経費が 1.0 兆円、その他の特別会計の経費は 1.8 兆円となっています。

一方、7.4 兆円の財源についてみると、各特別会計の固有収入である保険料、負担金及び手数料等が 5.8 兆円であり、残りの 1.6 兆円は一般会計からの繰入れでまかなわれています。ただし、一般会計からの繰入れ 1.6 兆円の中には一般会計経由の特定財源 1.2 兆円が含まれており、これを除いた純粋な一般会計からの繰入れは 0.4 兆円(対前年度比+155.9 億円)となっています(うち 0.2 兆円は食料安定供給特別会計、0.2 兆円は保険事業)。

図 2-3 その他 7.4 兆円の内訳について (令和 5 年度当初予算)



2. 剰余金（令和 4 年度決算）

特別会計の「決算上の剰余金」とは、各特別会計における歳入歳出の単純な差額です。各特別会計は、経理する事務及び事業に応じてそれぞれ固有の歳入歳出構造を有しており、歳入歳出の差額である剰余金も、特別会計毎にその性格が異なっています。そうした前提の上で、令和 4 年度の特別会計の剰余金を単純に合計すると、国債整理基金特別会計を除き、12.5 兆円となります（国債整理基金特別会計の剰余金 3.1 兆円を加えた合計額は 15.5 兆円）。

この剰余金の処理については、特別会計法第 8 条等の規定に基づき、①積立金への積立て又は資金への組入れ（4.1 兆円）、②翌年度の特別会計歳入への繰入れ（5.6 兆円）、③一般会計への繰入れ（2.8 兆円）が行われています。

主な特別会計及び勘定の剰余金とその処理については以下のとおりです（図 2-4）。

◆ 年金特別会計のうち、年金給付業務に係る 3 勘定（基礎年金・国民年金・厚生年金）：3.7 兆円

主な発生要因は、年金給付費が予定を下回ったこと及び保険料収入が予定を上回ったことです。この剰余金は、令和 5 年度以降の年金給付等に充てるため、積立金として積み立てます。

◆ 外国為替資金特別会計：3.5 兆円

主な発生要因は、運用収益（保有外貨資産と円建負債（政府短期証券）の金利差）です。この剰余金は、令和 5 年度一般会計歳入に 2.8 兆円、令和 5 年度特会歳入に 0.6 兆円を繰り入れます。

◆ 交付税及び譲与税配付金特別会計：1.8 兆円

主な発生要因は、地方交付税交付金の支出残額の翌年度繰越等です。この剰余金は、令和 5 年度の地方交付税交付金等に充てるため、令和 5 年度特会歳入に繰り入れます。

◆ エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）：0.8 兆円

主な発生要因は、事業計画の変更等による事業繰越しがあったことです。この剰余金は、令和 5 年度に繰り越された補助事業等に充てるため、令和 5 年度特会歳入に繰り入れます。

◆ 労働保険特別会計：0.8 兆円（うち、雇用勘定は 0.5 兆円、労災勘定は 0.2 兆円）

- 雇用勘定：主な発生要因は、雇用保険財政の安定を図るため、一般会計からの受入れがあったことです。この剰余金は、令和 5 年度以降の失業等給付費に充てるため、積立金として積み立てます。
- 労災勘定：主な発生要因は、翌年度以降へ繰り越して使用する支払備金です。この剰余金は、令和 5 年度以降の保険給付費等に充てるため、令和 5 年度特会歳入に繰り入れます。

図 2-4 主な特別会計（勘定）の剰余金の概要（令和 4 年度決算）

特別会計（勘定）	剰余金額	主な発生要因	主な処理
年金	4.3兆円		
(基礎年金・国民年金・厚生年金)	(3.7兆円)	・年金給付費が予定を下回ったこと ・保険料収入が予定を上回ったこと	・令和5年度以降の年金給付等に充てるため、積立金として積立て
外国為替資金	3.5兆円	・運用収益（保有外貨資産と円建負債（政府短期証券）の金利差）	・令和5年度一般会計歳入に2.8兆円繰入れ、令和5年度特会歳入に0.6兆円繰入れ
交付税及び譲与税配付金	1.8兆円	・地方交付税交付金の支出残額を翌年度に繰り越したこと	・令和5年度の地方交付税交付金等に充てるため、令和5年度特会歳入に繰入れ
エネルギー対策	0.9兆円		
(エネルギー需給)	(0.8兆円)	・事業計画の変更等による事業繰越しがあったこと	・令和5年度に繰り越された補助事業等に充てるため、令和5年度特会歳入に繰入れ
労働保険	0.8兆円		
(雇用)	(0.5兆円)	・雇用保険財政の安定を図るため、一般会計からの受入れがあったこと	・令和5年度以降の失業等給付費に充てるため、積立金として積立て
(労災)	(0.2兆円)	・翌年度以降へ繰り越して使用する支払備金	・令和5年度以降の保険給付費等に充てるため、令和5年度特会歳入に繰入れ
国債整理基金	基金残高3.0兆円（国債入札の偶発的な未達に備え、一定の水準を維持）		

- ◇ その他決算の詳細につきましては、下記の財務省ウェブサイトをご覧ください。
財務省「令和4年度決算」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2022/index.html



■ 不用

歳出予算の経費の金額のうち、結果として使用する必要がなくなった額のことを「不用」といいます。

歳出予算は、財政民主主義の下、国会が政府に対し歳出の権限（必要な事業について、一定の見積りに基づく歳出の上限）を付与するものであり、歳出義務を課すものではありません。このため、予算成立後の事情の変更等により実際の歳出額が予算額を下回ることがあります。また、予期し得ない事態の発生に備え予備費を計上する場合がありますが、そのような事態が生じなければ、実際には支出されず、予備費は不用として計上されます。このように、事前に予算として議決を受けなければならない国の財政においては、ある程度の不用が生じることはやむを得ないと考えられます。

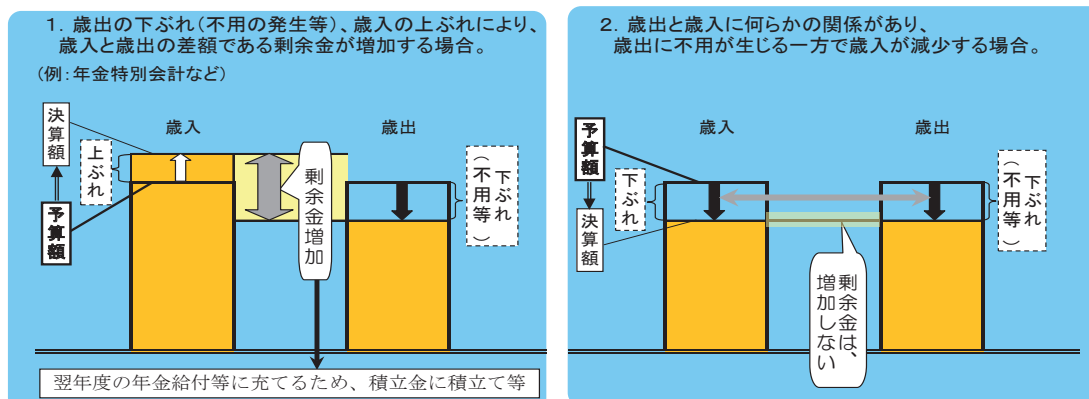
令和4年度決算において、各特別会計の不用額を合計すると16.9兆円となりますが、国債整理基金特別会計において、各会計が負担する債務償還費等に不用が発生したこと等（4.6兆円）、年金特別会計において、一人当たり給付費が予定を下回ったこと等（4.2兆円）、エネルギー対策特別会計において、原子力損害賠償支援勘定の国債整理基金特別会計への繰入れが予定を下回ったこと等（3.0兆円）により発生したものが大部分を占めています。

不用額は、剰余金発生要因の1つとなります（下図1）。剰余金の大部分は、年金給付等、一定の用途に充てることが予定されており、積立金へ積み立てられたり、当該特別会計の翌年度歳入へ繰り入れられたりしています。他方、剰余金のうち、一般会計への繰入れが可能なものについては、特別会計法に基づき、これまでも活用してきているところです。

ただし、歳出において不用が発生したとしても、それが全て剰余金（歳入歳出差額）の発生につながるというものではありません。歳出の不用額と同じだけ歳入も減少すれば、剰余金は発生しないのです（下図2）。

例えば、令和4年度決算において、国債整理基金特別会計では結果として4.6兆円の不用が生じましたが、その一方で各会計から受入等も同額で減少しています。このように、歳出に不用が生じる一方で歳入が減少する場合、剰余金の上積みは発生しません。その他の特別会計でも同様に剰余金の発生が抑制されているものがあります。

なお、不用額は決算時に整理するだけでなく、各年度の補正予算において、その時点での各事業・経費の執行状況等を勘案し、不用が見込まれる場合には、一般会計から特別会計への繰入額を修正減少するなど、執行状況を踏まえた効率的な財政運営を行っています。



3. 積立金等（令和 4 年度決算処理後）

令和 4 年度の決算処理後の積立金等の合計は 145.1 兆円となっています。これらの積立金等は、特別会計法に定められたそれぞれの目的のために保有されています。主なものは、以下のとおりです。

（1）年金をはじめとする保険事業に関する特別会計の積立金

（令和 4 年度決算処理後 140.9 兆円）

主に保険料を財源とし将来の保険支払い等のために積み立てたものです。

（2）国債整理基金特別会計の基金残高

（令和 4 年度決算処理後 3.0 兆円）

国債整理基金は、「減債基金」として、普通国債等の償還に充てられるものです。

国債整理基金残高の水準については、平成 24 年度まで、オペレーショナル・リスク（大規模災害やシステム障害等により借換債が発行できない事態）等に備え、1 週間程度の発行額をひとつの目安に、約 10 兆円程度（注）の残高を維持してきましたが、平成 25 年度国債発行計画の策定過程において、オペレーショナル・リスクについては、日本銀行からの一時借入による対応を行うことが可能となりました。そして、平成 25 年度において、基金残高を当該一時借入の対象外である国債入札の偶発的な未達に備えた水準である 3 兆円まで圧縮し、圧縮分の約 7 兆円については国債の償還に充て、借換債の発行を抑制しました。

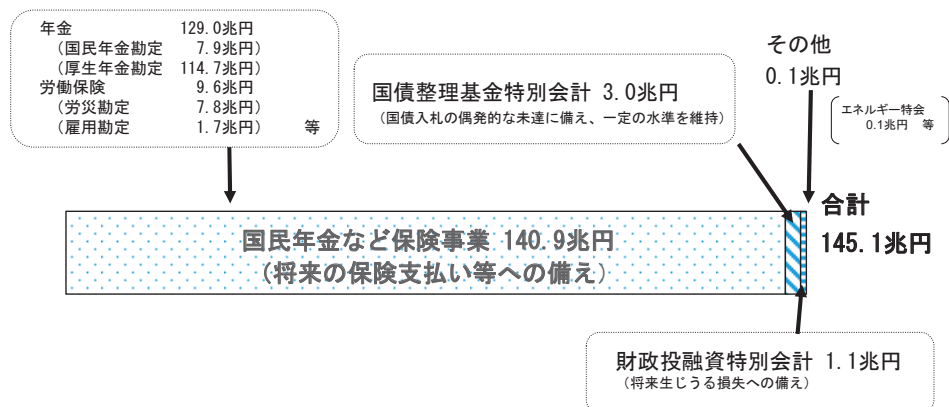
令和 4 年度においても、国債整理基金残高として 3.0 兆円を維持しております。

（注）国債の最大発行額 1 日 9.6 兆円、1 週間 9.9 兆円（いずれも平成 23 年 9 月）

なお、これらの積立金等については、年金特別会計国民年金勘定・厚生年金勘定は国内債券等により運用されており、国債整理基金特別会計は国債の保有により運用を行っています。また、それ以外の特別会計の積立金等については、全て財政融資資金に預託され財政融資の原資として活用されています。

図 2-5 特別会計の積立金等の内訳（令和 4 年度決算処理後）

積立金等の合計^(注)：145.1 兆円（4 年度決算処理後） このうち、9 割以上が将来の保険支払い等への備え



（注）積立金等を有する 8 特別会計の合計額。

4. 特別会計の情報開示

特別会計の財務状況に関する透明性を高め、国民に対する説明責任を一層果たしていく観点から、全特別会計について、企業会計の考え方及び手法を参考とした、資産及び負債の状況等を開示する財務書類を作成し、会計検査院の検査を経て、国会に提出しています。また、財務書類を始め、特別会計の財務情報を、インターネット等により開示しています。

(1) 特別会計の財務書類

特別会計の財務書類については、財政制度等審議会において取りまとめられた作成基準に基づき、平成 11 年度決算分から各特別会計の財務書類を各省庁において作成・公表しています。平成 14 年度決算分からは、一般会計の財務情報も含めて作成される「省庁別財務書類」の一環として作成・公表しています。

平成 19 年 3 月に成立した特別会計法において、特別会計の財務書類について、平成 19 年度決算分から会計検査院の検査を経て国会に提出することとされました。令和 3 年度決算分の「特別会計財務書類」については、同法に基づき、令和 5 年 1 月に国会に提出しました。

この財務書類は、ストックの情報を開示する貸借対照表、フローの情報を開示する業務費用計算書などから構成されています。

(参考) 国の財務書類の作成

国の財政状況に関するストック及びフローの情報の充実を図るため、平成 15 年度決算分より、各省庁において作成・公表されている省庁別財務書類の計数を基礎として、一般会計、特別会計を合算した「国の財務書類」を作成・公表しています。令和 3 年度決算分については、令和 5 年 1 月に公表したところで、(国の財務書類に独立行政法人等を連結した「連結財務書類」は令和 5 年 3 月に公表)。なお、平成 23 年度決算分より、「財務書類作成システム」を活用するなどし、作成・公表の早期化を図っています。

(参考資料) 「令和 3 年度国の財務書類」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2021/kuninozaimugas-san2021.html)



(2) インターネット等における情報開示

各特別会計を所管している省庁においては、財務書類のほか、予算決算に関する情報、剰余金・積立金等の考え方等、特別会計の財務情報をインターネット等により開示しています。

(注) 国全体の財政状況の考え方については、P25 からの第 4 章「国の財政規模の見方について」もご参照下さい。

(参考資料) 「各省庁において公表される各特別会計の財務情報等」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2021/link.html)



■ 特別会計の貸借対照表

特別会計の貸借対照表は、企業会計の考え方を活用し、特別会計の資産・負債（ストック）の状況を開示したものです。

企業の貸借対照表では、払込資本と留保利益で構成される、出資者たる株主に帰属する「株主資本」等が「純資産の部」に計上されています。一方、特別会計の貸借対照表では、これらの資本取引等の概念がないため、資産合計と負債合計の差額を「資産・負債差額」として表示しています。

令和3年度末における各特別会計のうち、「資産・負債差額」がプラス（資産超過）となっている例としては、①負債が他会計に計上されているもの（国債整理基金特別会計）、②将来のリスクや支出に備えるための積立金等を有するもの（財政投融资特別会計 財政融資資金勘定、労働保険特別会計 雇用勘定等）などが挙げられます。

なお、特別会計に計上される資産には、有価証券や貸付金のように、見合いの負債（政府短期証券や財投債）が存在しており、換金処分して他の財源に充てることができない資産などが相当程度含まれているため、一部の特別会計に負債を上回る資産があったとしても、必ずしも保有している資産を処分できるというわけではありません。そうした中でも、外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一部など、個々の特別会計の制度の趣旨を踏まえつつ、一般会計の財源として活用可能なものは積極的に活用しています。

特別会計財務書類の資産・負債差額の主な例（令和3年度末）

会計名	資産・負債差額	資産・負債差額の主な発生要因
外国為替資金特別会計	30.2兆円	外国為替資金に組み入れられた金額(28.2兆円)、資産評価損(▲2.8兆円)、為替換算差益(1.0兆円)です。外国為替資金に組み入れられた金額は為替差損や金利差損などに備えて留保しているものになります。また、資産評価損は外貨証券等の時価の変動により生じるものであり、為替換算差益は外国為替等の評価替えに伴って生じるものです。
国債整理基金特別会計	18.8兆円	基金残高(3.0兆円)、前倒債(15.1兆円)です。基金残高は国債の将来の償還財源として備える減債基金の役割を担っているものです。また、前倒債は翌年度の国債償還のために発行されたものです。
財政投融资特別会計	17.4兆円	財政融資資金勘定における積立金(1.1兆円)及び投資勘定におけるNTT株式、JT株式等(15.4兆円)です。積立金は将来生じうる損失に備えるために積み立てているものです。また、NTT株式等は政府保有義務が課せられているため、保有しているものです。
年金特別会計	10.2兆円	基礎年金勘定における積立金(5.0兆円)です。これは昭和60年改正前に任意加入であった者の保険料の運用利子等であり、将来の基礎年金給付等の財源に充てられるものです。
労働保険特別会計	3.0兆円	雇用勘定における積立金等(1.5兆円)です。これは保険料を財源とし、将来雇用情勢が急激に悪化した場合等に備えて積み立てているものです。
国有林野事業債務管理特別会計	▲1.1兆円	借入金(1.1兆円)です。これは旧国有林野事業特別会計の財政融資資金及び民間金融機関からの借入れの残高であり、同特別会計の廃止に伴い承継したものです。
東日本大震災復興特別会計	▲4.0兆円	負債のうち公債(5.4兆円)及び資産のうち出資金(0.8兆円)です。公債は東日本大震災からの復興費用の財源に充てるために発行した復興債の残高で、出資金は国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものです。
エネルギー対策特別会計	▲4.9兆円	原子力損害賠償支援勘定における借入金(8.0兆円)です。これは原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の償還財源に充てるため、民間金融機関から借り入れたものです。
交付税及び譲与税配付金特別会計	▲32.3兆円	借入金(30.1兆円)です。これは地方交付税交付金を支弁するため、財政融資資金及び民間金融機関から借り入れたものです。
一般会計	▲708.9兆円	財源不足(財源合計―業務費用合計)の累計です。これは、3年度の財源不足(▲43.2兆円)をはじめ、過去の財源不足が累積しているものです。

(注) 国債整理基金特別会計は、負債が他会計に計上されており、資産・負債差額(18.8兆円)は、国債の償還のために一般会計から繰り入れられた財源の残高等です。

第3章 特別会計の改革

1. 「行政改革の重要方針」及び「行政改革推進法」

本来、特別会計には、第1章でも述べたとおり、一般会計と区分経理することにより、特定の事業や特定の資金の運用の状況を明確化するという意義があります。

しかし他方で、

- ・ 特別会計が多数設置されることは、予算全体の仕組みを複雑で分かりにくくし、財政の一覧性が阻害されるのではないか
- ・ その数が多数に上り国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいのではないか
- ・ 固有の財源により、不要不急の事業が行われているのではないか
- ・ 多額の剰余金等が存在し財政資金の効率的な活用が図られていないのではないか

といった問題点が指摘されてきたことも踏まえ、平成15年から平成17年にかけて、財政制度等審議会において議論が行われ、制度の根本に立ち返った特別会計の見直しが検討されました。

こうした議論を受けて、各特別会計に係る事務・事業の合理化・効率化を図り、国民への説明責任を十分に果たすとともに、財政健全化への貢献を図るという観点から、全ての特別会計について、それぞれの設置趣旨にまで遡った徹底的な検討が行われ、そうした検討の結果が、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」に盛り込まれました。さらに、この重要方針で定める特別会計改革の着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平18法47。平成18年6月2日施行。以下「行政改革推進法」といいます。）が制定されました。

「行政改革の重要方針」においては、特別会計改革の基本的な方向性として、図3-1に示す方針が掲げられました。

図3-1 「行政改革の重要方針」の概要

① 特別会計の統廃合等

- ・ 個別の特別会計の見直し
- ・ 事務・事業の合理化・効率化
- ・ 特別会計の設置要件の厳格化
- ・ 5年毎に設置の要否を見直し

② 財政健全化への貢献 (5年間で20兆円程度)

- ・ 資産・負債、剰余金・積立金等のスリム化

③ 国の財政状況の透明化

- ・ 一覧性・総覧性のある資料の充実
- ・ 企業会計の考え方に基づく資産・負債などの会計情報の開示

①の特別会計の統廃合等について、個々の特別会計の見直しは、事業の必要はあるか、国としてその事業を行う必要があるか、特別会計として区分経理する必要はあるか、そして、事業類型が他の特別会計と類似していないか、という方針で進めることとされ、行政改革推進法において、個々の特別会計の廃止及び統合等が明記されました。また、特別会計がみだりに設立されることにより弊害が生じかねないことから、事務・事業の合理化・効率化や財政健全化に資する場合を除き、特別会計の新設を行わないとする規定や、既存の特別会計についても、5年ごとにその設置の要否を見直す規定が設けられました。

②の財政健全化への貢献については、特別会計における資産・負債や剰余金・積立金を精査しスリム化を徹底するなどして、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間に於いて、合計 20 兆円程度を一般会計等に繰り入れることなどにより、財政健全化に寄与する旨の目標が、行政改革推進法に規定されました。

(注) 上記規定を踏まえて、平成 18 年度から平成 22 年度までに、29.8 兆円を一般会計や国債整理基金特別会計に繰り入れました。また、その後も引き続き、一般会計等の財源として活用可能なものは活用し、財政健全化に向けた取り組みを進めています。

③の国の財政状況の透明化については、一覧性・総覧性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たすため、特別会計の歳入・歳出につき、各省庁別に経費を示す所管別区分と、社会保障費や公共事業費など施策ごとの経費を示す主要経費別区分を行うとともに、予算の一覧性を確保するため、純計ベースで示した所管別・主要経費別の書類を予算に添付する措置等を講じる旨の規定が、行政改革推進法に設けられました。

2. 「特別会計に関する法律」による整理・統廃合

行政改革推進法においては、同法の施行後 1 年以内を目途として、これまで述べてきた特別会計改革に係る法制上の措置を講ずるものとされ、これを受け、上記の特別会計改革の内容を具体的に実施に移すための特別会計法が、平成 19 年 4 月 1 日から施行されました。

具体的には、従前の個々の特別会計法に定められた財政法の例外規定（借入金規定や剰余金の繰越し規定等）等を整理し、各特別会計に共通するルールが総則に定められたほか、各特別会計で経理する事業等が明記されました。また、行政改革推進法の規定を受け、企業会計の慣行を参考とした資産・負債等の開示の法定化など、特別会計に関する情報開示を進める規定も設けられました。

また、特別会計法には、行政改革推進法に定められている特別会計の廃止及び統合が全て盛り込まれており、これに基づいて特別会計の統廃合が進められた結果、平成 18 年度時点で 31 あった特別会計の数は令和 5 年度までに 13 となりました。（図 3-4 参照。）

3. 特別会計改革について

特別会計法に基づき、特別会計の整理・統合が進められている中、平成 21 年 9 月に設置された行政刷新会議において、平成 22 年秋、特別会計を対象とした事業仕分けが実施され、その後、平成 24 年 1 月 24 日に「特別会計改革の基本方針」が閣議決定されました。そして、同「基本方針」に基づき、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が平成 24 年通常国会に提出されました。

しかし、この法案は、衆議院の解散に伴い、平成 24 年 11 月 16 日に廃案となりました。

平成 25 年 1 月 24 日には「平成 25 年度予算編成の基本方針」が閣議決定され、「特別会計改革の基本方針」は当面凍結されましたが、特別会計の見直しについては引き続き検討し、改革に取り組むこととされ、行政改革推進会議等での議論を踏まえ、平成 25 年 6 月 5 日に「特別会計改革に関するとりまとめ」がまとめられ、制度の見直しは、可能なものから速やかに法改正を行い、平成 26 年度から順次の実施を目指すべきとされました。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、「平成 26 年度からの順次の改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする」とされました。

これらを踏まえ、財政の一層の効率化・透明化を図るため、平成 25 年 10 月 25 日に「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出し、同年 11 月 15 日に成立し、平成 26 年 4 月 1 日より施行されました。この改正の概要は以下のとおりです。

○ 基本理念規定の創設

以下の事項を基本理念として特別会計法に新たに規定することとしました。

- ① 経済社会情勢の変化に対応して効果的・効率的に事務・事業を実施。
- ② 区分経理の必要性を不断に見直し、必要性がない場合は一般会計へ統合するとともに、特別会計の歳出の財源となる租税収入についても一般会計へ計上し、国全体の財政状況の総覧性を確保。
- ③ 特別会計としての区分経理が必要な場合においても、経理の区分の在り方について不断に見直し。
- ④ 必要以上の資産を保有しないよう、剰余金を適切に処理。
- ⑤ 財務に関する情報を広く国民に公開。

○ 特別会計及び勘定の廃止・統合等

特別会計及びその勘定について、廃止・統合等を行うこととしました。

- ① 交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定を廃止。
- ② 年金特別会計の国民年金勘定に、福祉年金勘定を統合。
- ③ 食料安定供給特別会計に、農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合。また、関連する勘定を統合するとともに、農業経営基盤強化勘定を一般会計化。
- ④ 社会資本整備事業特別会計を一般会計化（空港整備勘定は経過勘定として自動車安全特別会計に統合）。
- ⑤ 国債整理基金特別会計の事務費を一般会計へ移管するとともに、前倒債の発行収入金の翌年度歳入化の規定を整備。
- ⑥ 外国為替資金特別会計の積立金を廃止するとともに、金融市場の進展等を踏まえた運用効率の向上のための規定を整備。

(参考) 独立行政法人改革を踏まえた、3 特別会計の見直し

平成 25 年 6 月に行政改革推進会議においてとりまとめられた「特別会計改革に関するとりまとめ」においては、「国が自ら事業を実施している特別会計・勘定については、国が実施主体となることが必要不可欠であるものを除き、民間又は独立行政法人等に事業を移管した上で廃止するなど見直しを行う」こととされました。その後、行政改革推進会議の下に設置された「独立行政法人改革等に関する分科会」において、事業を担う法人の在り方と一体で議論がなされた結果、以下の 3 特会について、事業を独立行政法人へ移管するなどの措置を講ずべきとされ（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）、既に必要な法改正がなされているところです。

① 森林保険特別会計

森林保険特別会計を平成 26 年度末に廃止し、森林保険業務は国立研究開発法人森林研究・整備機構（平成 29 年度から名称変更）に移管。

② 自動車安全特別会計自動車検査登録勘定

同勘定における自動車登録業務のうち、登録のために必要な確認調査に関する事務及び人員を独立行政法人自動車技術総合機構に移管。

③ 貿易再保険特別会計

貿易再保険特別会計を平成 28 年度末に廃止し、同特別会計の資産及び負債を株式会社日本貿易保険（平成 29 年 4 月より独立行政法人から政府全額出資の特殊会社に移行）に承継。

図 3-2 特別会計改革について

行政改革推進会議 「特別会計改革に関するとりまとめ」（平成25年6月5日）

- ◆ 「特別会計法（平成19年制定）」に基づく会計の統廃合などの改革や剰余金等の活用、歳出の見直しの取組が着実に進展。
- ◆ 制度本来の趣旨に則り、国の財政の一層の効率化・透明化に向けて、会計・勘定数のスリム化を図るべき。あわせて、特定の歳入があること等に起因する無駄の排除を引き続き徹底していく。
- ◆ 可能なものから速やかに法改正を行い、平成26年度から順次の実施を目指すべき。



◆ 4つの方針に沿って改革を実現すべき

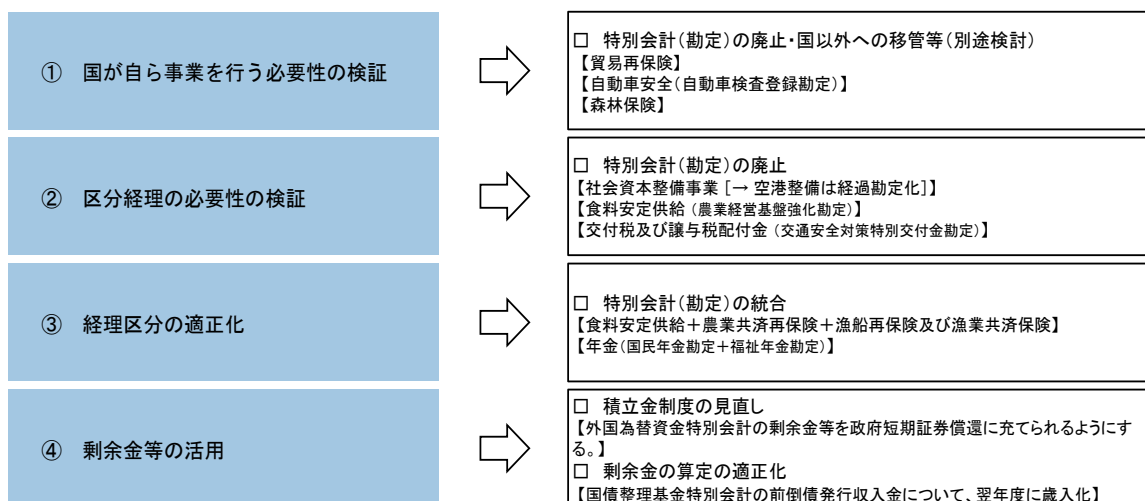


図3-3 特別会計・勘定一覧（令和5年度）

特別会計・勘定について（令和5年度）

① 交付税及び譲与税配付金特別会計	⑧ 年金特別会計	⑪ 特許特別会計
② 地震再保険特別会計	基礎年金勘定	⑫ 自動車安全特別会計
③ 国債整理基金特別会計	国民年金勘定	自動車事故対策勘定
④ 外国為替資金特別会計	厚生年金勘定	自動車検査登録勘定
⑤ 財政投融资特別会計	健康勘定	空港整備勘定
財政融資資金勘定	子ども・子育て支援勘定	⑬ 東日本大震災復興特別会計
投資勘定	業務勘定	
特定国有財産整備勘定	⑨ 食料安定供給特別会計	
⑥ エネルギー対策特別会計	農業経営安定勘定	
エネルギー需給勘定	食糧管理勘定	
電源開発促進勘定	農業再保険勘定	
原子力損害賠償支援勘定	漁船再保険勘定	
⑦ 労働保険特別会計	漁業共済保険勘定	
労災勘定	業務勘定	
雇用勘定	国営土地改良事業勘定	
徴収勘定	⑩ 国有林野事業債務管理特別会計	

は経過的な特会・勘定。

図3-4 特別会計の統廃合

（特別会計の数の変遷）

- 「特別会計に関する法律」（平成19年3月成立）… 31⇒17〔18年度～23年度〕
- 「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年11月成立）… 18⇒15（勘定数^(注)52⇒35）〔26年度〕
- 「森林国営保険法等の一部を改正する法律」（平成26年4月成立）… 15⇒14（勘定数35⇒34）〔27年度〕
- 「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年7月成立）… 14⇒13（勘定数34⇒33）〔29年度〕

（注）平成24年度から東日本大震災復興特別会計を時限的に設置している。また、平成24年度末に国有林野事業特別会計を廃止し、平成25年度から経過的に国有林野事業債務管理特別会計を設置している。

特別会計 (18年度)	平19年度	平20年度	平21年度	平22年度	平23年度	平24年度	平25年度	平26年度	平27年度	平28年度	平29年度	平30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付税及び譲与税配付金																	
地震再保険																	
国債整理基金																	
外国為替資金																	
財政融資資金																	
産業投資																	
特定国有財産整備																	
石油及びエネルギー・原子力需給高度化対策																	
電源開発促進対策																	
労働保険																	
船員保険																	
国民年金																	
厚生年金																	
農業経営基盤強化措置																	
食糧管理																	
農業共済再保険																	
漁船再保険及び漁業共済保険																	
国営土地改良事業																	
国有林野事業																	
特許																	
自動車損害賠償保障事業																	
自動車検査登録																	
空港整備																	
東日本大震災復興																	
貿易再保険																	
道路整備																	
治水																	
港湾整備																	
都市開発資金融通																	
森林保険																	
登記																	
国立高度専門医療センター																	

国の財政規模の見方について

第 4 章 国の財政規模の見方

一般会計・特別会計を含めた国全体の財政規模

(1) 国全体の財政規模の様々な見方

国の会計には、一般会計と特別会計がありますが、これらの会計は相互に完全に独立しているわけではなく、一般会計から特別会計へ財源が繰り入れられているなど、その歳出と歳入の多くが重複して計上されています。また、各特別会計それぞれの性格や目的は多種多様であり、その歳出の中にも性格の異なる様々なものがあります。

このため、特別会計を含めた国全体の財政規模を見るうえでは、単純に一般会計と全特別会計の総額を見るだけでなく、重複計上額及び国債の借換額を除いたり（重複計上額等を除いたものを純計額といいます。）、歳入・歳出のそれぞれの性格や目的に応じた整理を行ったうえで、その規模を捉えることが求められます。

(2) 総額ベースで見た国全体の財政規模

まず、一般会計と全特別会計を単純に合計した総額ベースで国の財政を見てみましょう。総額ベースで見た国の財政規模は、令和 5 年度当初予算では、歳入が 559.0 兆円（対前年度▲19.2 兆円）、歳出が 556.3 兆円（対前年度▲18.6 兆円）となっています。

(3) 純計ベースで見た国全体の財政規模

① 国全体の財政規模を純計ベースで見る必要性

我が国の予算は、予算の全貌を明らかにする観点から、コストの重複計上による部分についても、財政法第 14 条により、その歳入歳出につき各々その総額を予算に計上することとしています（総計予算主義）。そのため、それらの歳入・歳出を単純に全て積み上げると、実質的な国の財政規模をはるかに超えた額になってしまいます。

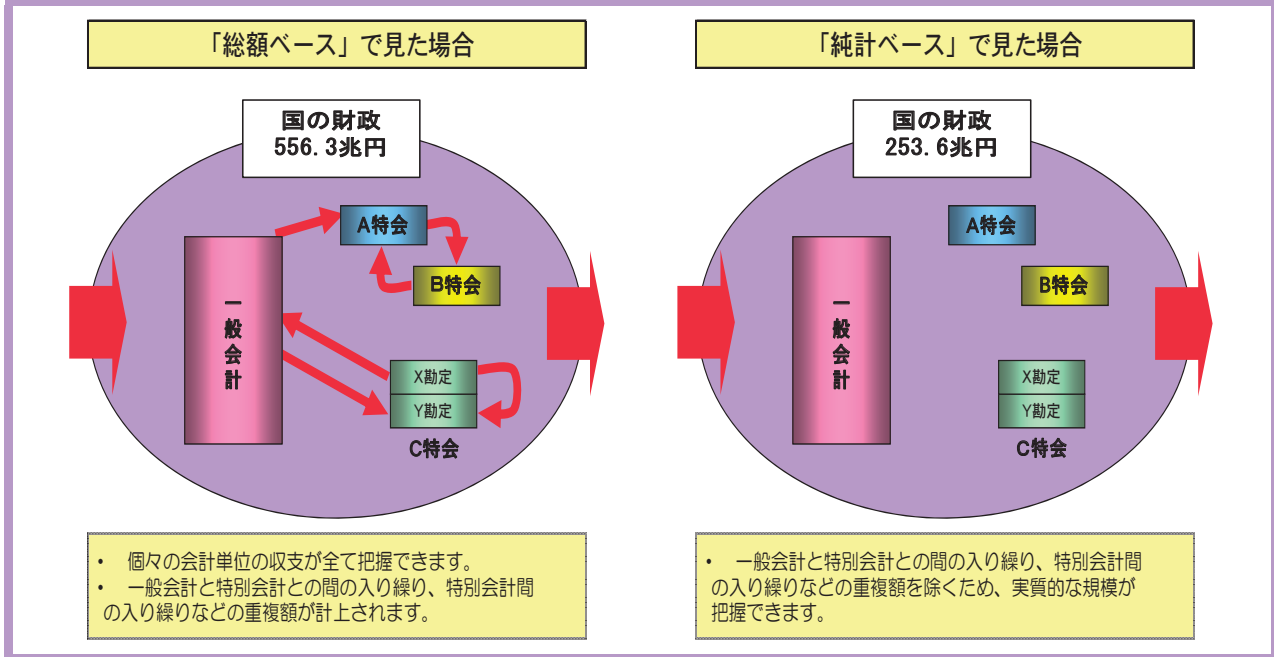
例えば、一般会計から特別会計へ繰入れを行い、その特別会計で事業を行った場合、当該事業費に相当する一般会計の歳入額（一般税収等）とともに、その特別会計にも重複して同額の歳入額（一般会計からの繰入額）が計上されることから、総額ベースでは倍の歳入があるように見えます。同様に、歳出についても、特別会計の歳出額（当該事業費）だけでなく一般会計にも同額の歳出額（特別会計への繰入額）が計上されて倍の歳出があるように見えます。

（注 1）国民経済計算（SNA）による国民所得統計の計算に当たっては、企業の内部取引に当たる部分は重複計上されないようになっています。その結果算出された令和 3 年度における我が国の経済規模 550.5 兆円に占める公的需要は、148.7 兆円（政府最終消費支出 119.0 兆円、公的固定資本形成 29.8 兆円等）となっています。

（注 2）重複計上部分は、企業でいえば倉庫から工場への材料の移出や工場同士の間での製品の移出入といった内部取引に当たるものです。

このような会計のやり方は、資金のやり取りの内容の細かい部分まで正確に捉えることができますが、単純に加算したのでは見かけ上の規模が実際よりも大きくなってしまい、実質的な規模を見るには適していません。

図 4-1 「総額」と「純計」の違い（令和 5 年度当初予算）

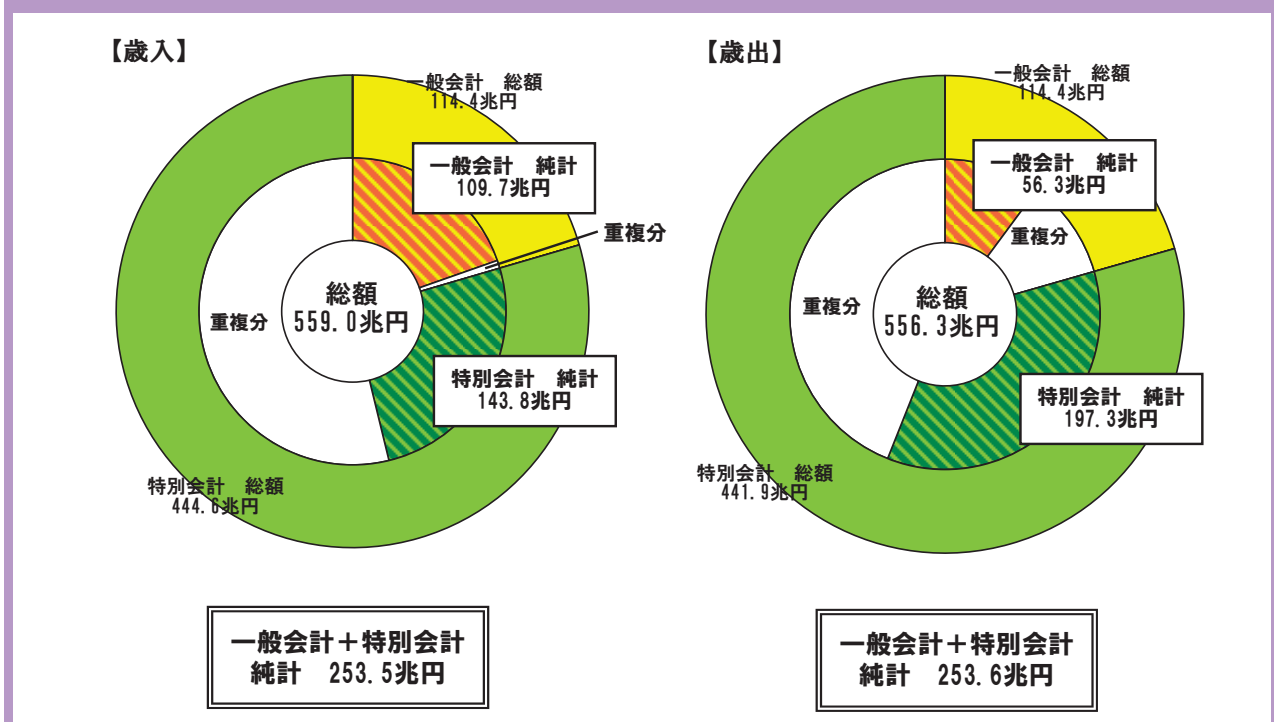


したがって、一般会計と特別会計を合わせた実質的な国の財政規模を見ていくには、会計間取引額がすべてそれぞれの歳入・歳出に計上された額を合計した「総額」ではなく、総額から会計間の取引として重複計上されているもの等を除いた「純計」で見ていく必要があるのです（図 4-1 上の矢印の合計サイズの違い）。

② 純計ベースで見た国全体の財政規模

一般会計と全特別会計の歳入・歳出の総額から、会計間相互の重複計上額及び国債の借換額を除いた純計ベースで見た国の財政規模は、令和 5 年度当初予算では、歳入が 253.5 兆円（対前年度▲18.0 兆円）、歳出が 253.6 兆円（対前年度▲16.1 兆円）となっています。

図 4-2 総額と純計の違い（令和 5 年度当初予算）



(注1) 総額の歳入歳出差額は、外国為替資金特別会計の運用収入等と利払費等との差 0.6 兆円など各特別会計の歳入歳出差額の合計です。なお、純計の歳入歳出差額の算出において、一般会計歳入のうち特別会計からの剰余金受入等 2.8 兆円については、歳入の重複分に加えています。

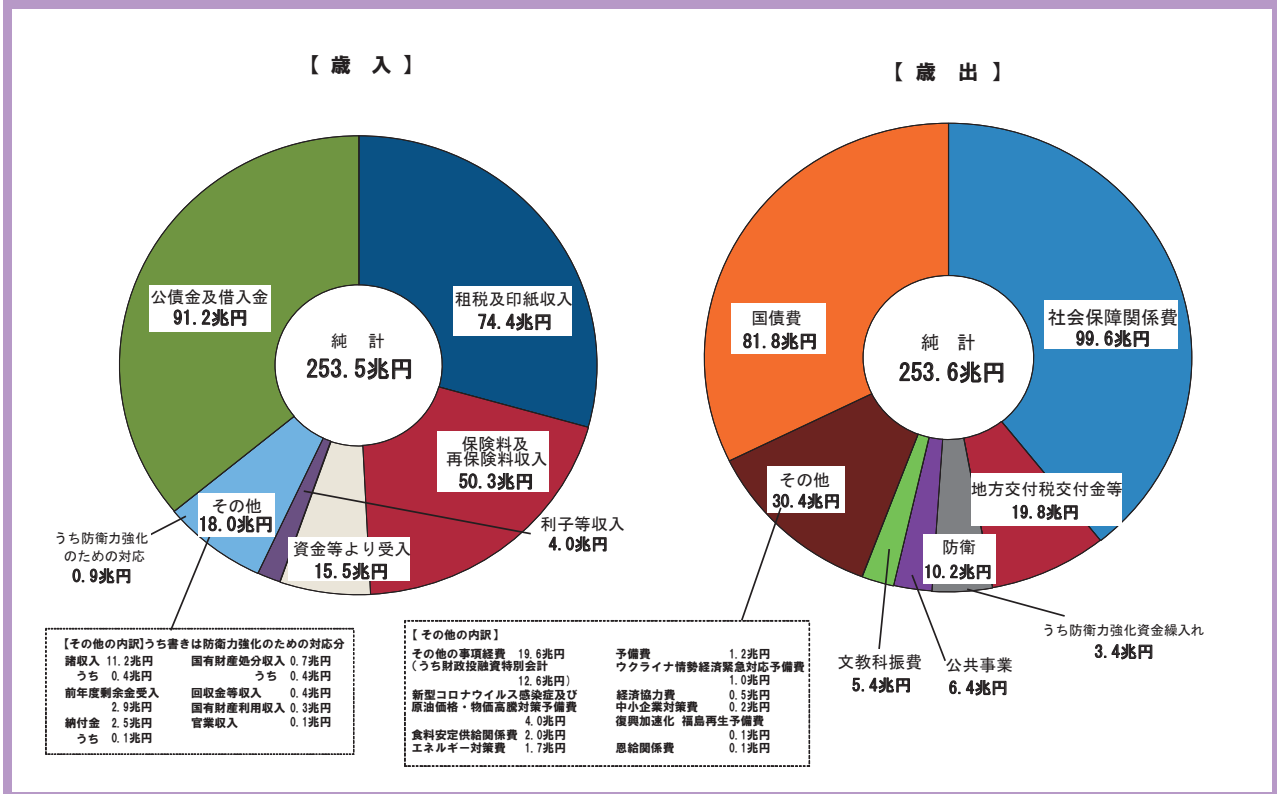
(注2) 一般会計の歳出純計額 56.3 兆円と比べ、特別会計の歳出純計額は 197.3 兆円と規模が大きくなっていますが、これは国債整理基金特別会計、年金特別会計等、一般会計からの繰入れとその他の収入とを合わせて財源とし、歳出を行っている特別会計が多いためです。

③ 一般会計と特別会計の主要な経費別純計

国全体の財政状況の一覧性を確保するため、一般会計と特別会計の歳出予算を合計した主要な経費別純計を、平成 20 年度予算から公表することとなりました。これは会計間の入り繰り等を除く歳出について、政策分野ごとの整理を行ったものであり、国全体の歳出の全体像を示すものです。

これをみると、一般会計と特別会計の歳出純計額 253.6 兆円のうち、国債の償還・利払い等に充てられる国債費と社会保障関係費がそれぞれ3割を超え、この2つの経費で全体の7割以上を占めています。

図 4-3 一般会計と特別会計の主要な経費別歳入歳出純計額（令和5年度当初予算）



(4) 企業会計ベースで見た国全体の財政規模

国全体のフローの財政規模を企業会計ベース（発生主義）で見た場合、いわゆる企業の財務活動に相当する国債や借入金の償還などの項目が含まれない財政規模となります。これは、国の会計が現金の収納・支払をもって歳入・歳出を認識するのに対し、企業会計ベースでは純資産（資産と負債の差額）の増減（資産評価差額、為替換算差額、公的年金預り金の変動に伴う増減等を除く。）を財源（収益）・費用と認識するためです。

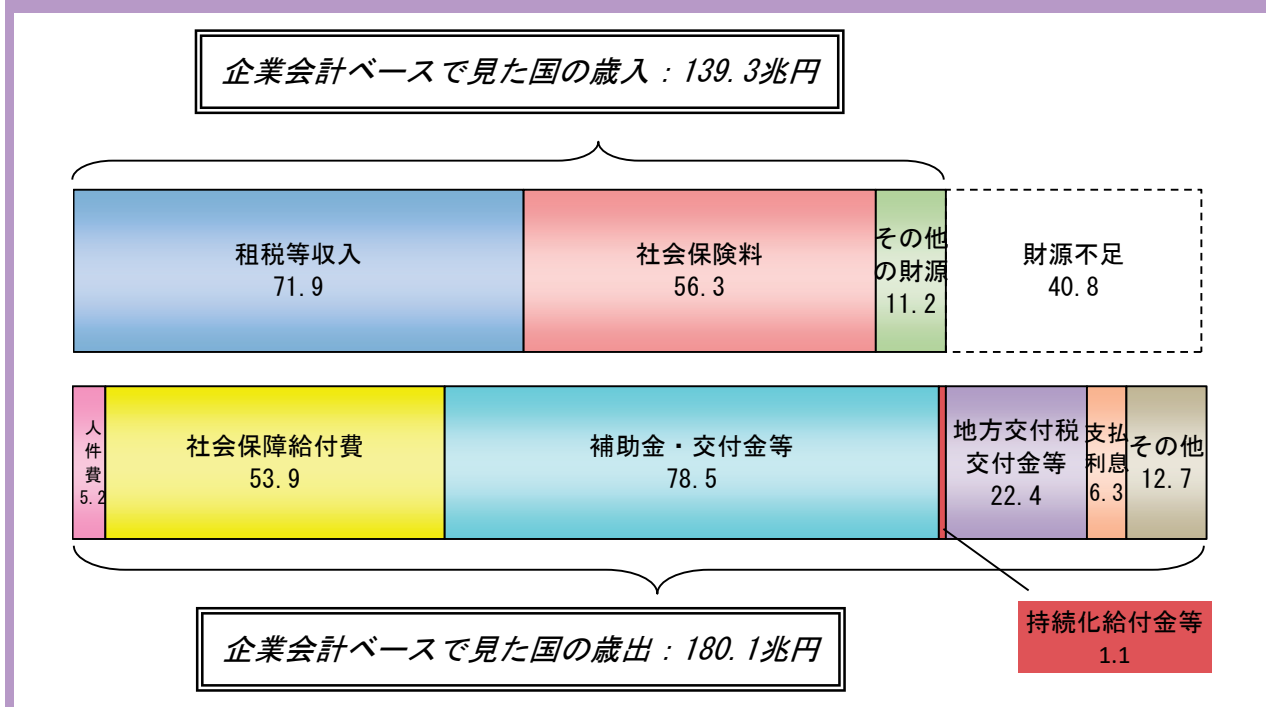
歳出面でいえば、負債である国債を償還するために現金を支払った場合、国の会計上は歳出となりますが、企業会計ベースでは資産たる現金と負債たる国債が同時に減少しているため費用として認識されません。また、公共事業費を支出した場合も、資産たる現金が減少するものの、インフラ等の別の資産が形成されることから、企業会計ベースでは費用として認識せず、その代わりに過去に整備された公共事業資産の減価償却費を費用として認識します。

一方、歳入面では、国債・財投債等の発行や借入金の借入れによって現金を収納した場合、国の会計上は歳入となりますが、企業会計ベースでは資産と負債が同時に増加することになるため財源として認識されません。このように、国の財政規模を企業会計ベースで見た場合、1年間における国の租税等収入などの財源と行政活動にかかる費用にどの程度の乖離があるのかを把握することができます。

こうした企業会計ベースの国全体の財政規模は、「国の財務書類」（一般会計と特別会計の合算）によると、令和3年度決算分で、費用が180.1兆円、財源が139.3兆円となっています。

費用と財源のギャップは、主に国債発行による収入が財源とはならないために生じるものであり、財源不足を表すものです。また、費用180.1兆円は、令和3年度の歳出純計決算額（現金ベース）285.3兆円を105.2兆円下回っていますが、発生主義でとらえることにより、債務償還費といったストックの変動と認識される支出などを控除しているためです。

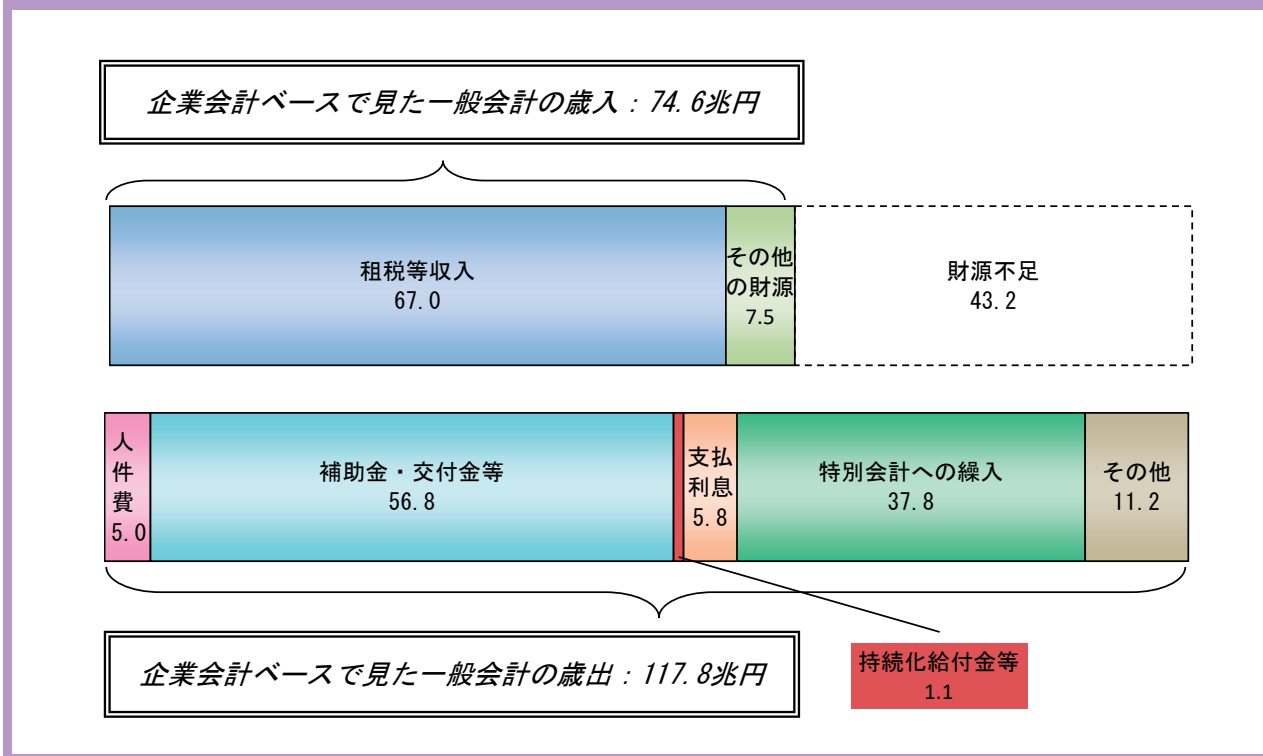
図 4-4 企業会計ベースで見た国全体（一般会計＋特別会計）の財政規模（令和3年度決算分）



(参考) 企業会計ベースで見た一般会計の財政規模

国の一般会計のみに着目して、特別会計とのやり繰りを含めた財政規模を企業会計ベースで見ると、令和 3 年度決算分で、費用が 117.8 兆円、財源が 74.6 兆円となっています。すなわち、1 年間の業務費用を財源で賄いきれず、大幅な財源不足となっております。

図 4-5 企業会計ベースで見た一般会計の財政規模 (令和 3 年度決算分)








(5) 国際比較ベースで見た我が国の財政規模

OECD による各国比較に用いられる国民経済計算 (SNA) では、一般政府 (中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの) の支出には、債務償還費や財政投融资等に係る支出は含まれていません。また、アメリカ、フランスなどの諸外国でも国債の債務償還費は、予算に含まれていません。

そこで、我が国の財政規模を諸外国と比較する際には、会計間の取引額などの重複額を除いた上で、さらにこれらを除く必要があります。この場合、我が国の財政規模は、236.0 兆円 (令和 3 年度) となります。

なお、OECD のデータ等による令和 3 年 (2021 年) の政府規模 (中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせた一般政府総収入・総支出) の各国比較は次のとおりです。

図 4-6 一般政府総支出の国際比較 (2021 年)

	日本 	アメリカ 	イギリス 	ドイツ 	フランス 
総収入 (実績値)	203.4 兆 (円)	7 兆 6,644 億 (ドル)	9,228 億 (ポンド)	1 兆 7,117 億 (ユーロ)	1 兆 3,157 億 (ユーロ)
対名目 GDP 比	36.9%	32.9%	40.6%	47.5%	52.6%
総支出 (実績値)	236.0 兆 (円)	10 兆 4,772 億 (ドル)	1 兆 1,039 億 (ポンド)	1 兆 8,460 億 (ユーロ)	1 兆 4,777 億 (ユーロ)
対名目 GDP 比	42.9%	44.9%	48.6%	51.3%	59.1%

(注) 1 日本は年度、外国は暦年。

2 一般政府総支出には、債務償還費及び財政投融资に係る支出は含まれません。

3 諸外国は 2021 年実績

(出典) 日 本：令和 3 年度国民経済計算確報

諸外国：OECD Stat Extracts/National Accounts (2023.8 取得データ)

第Ⅱ編 特別会計各論

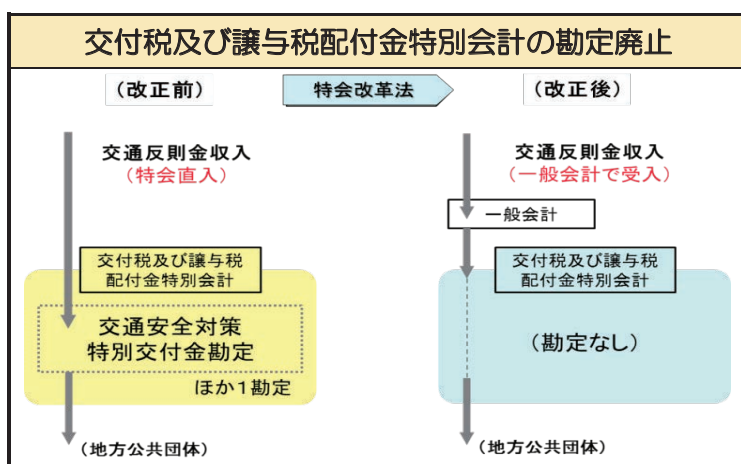
1. 交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 概要

交付税及び譲与税配付金特別会計は、昭和 29 年に国税の一定割合を一定の基準に基づき地方公共団体に交付する地方交付税及び地方譲与税制度が創設されたことに伴い、一般会計と整理区分するために設置された特別会計です。

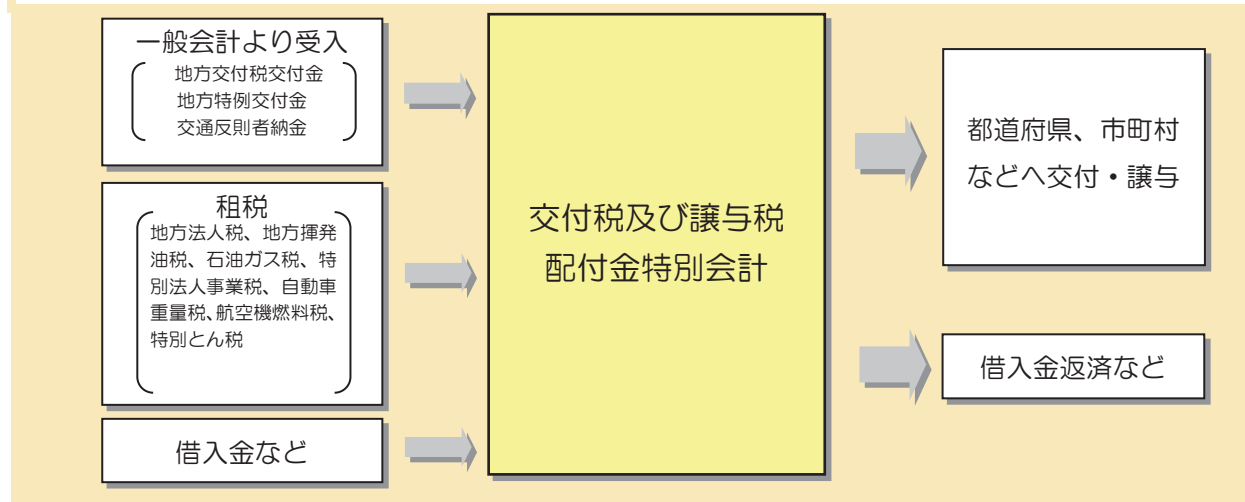
また、昭和 58 年度より、それまで一般会計にて行われていた交通安全対策特別交付金に関する経理も、本特別会計において行われています。

さらに、平成 25 年 6 月 5 日に示された「特別会計改革に関するとりまとめ」（行政改革推進会議）を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日に施行された特会改革法により、平成 26 年度予算から交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、反則金収入は一般会計で受け入れ、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとし、交通安全対策特別交付金に関する経理を同会計において行っているところです。



交付税及び譲与税配付金特別会計の仕組み

交付税及び譲与税配付金特別会計において、租税収入や一般会計からの繰入れなどを財源として地方公共団体への地方交付税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び地方譲与税の配付や交付を経理しています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、特定の事業の収支を経理する特別会計とは異なり、地方交付税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び地方譲与税の配付や交付に関する経理を明確にするために設けられている特別会計です。

交付税及び譲与税配付金特別会計が経理している内容は以下のとおりです。

① 地方交付税交付金

「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき、地方団体間の財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国税収入(所得税、法人税、酒税、消費税)の一定割合及び地方法人税の全額等を原資として、地方団体へ交付するものです。なお、消費税に係る交付税法定率分の総額は、引上げ分の地方消費税とあわせて、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされています。

また、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を考慮するとともに、被災団体以外の地方団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、通常収支とは別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて地方団体に交付するものです。

② 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため、地方公共団体に交付するものです。

(注) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の課税標準の特例による減収額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が地方特例交付金として地方公共団体に交付されます。

③ 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に「道路交通法」(昭35法105)の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、交通事故の発生を防止することを目的とし、地方公共団体が単独で行なう道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものです。

具体的には、「交通安全対策特別交付金等に関する政令」(昭58政104)で定める、信号機、道路標識、横断歩道橋等の道路交通安全施設の設置及び管理に関する経費に充てられます。

④ 地方譲与税譲与金

地方揮発油税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税の収入の全部又は一部を地方公共団体に譲与するものです。

(注) 森林環境譲与税譲与金を支弁するため、「地方税法等の一部を改正する法律」(令2法5)附則第32条による改正に基づき、令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされています。

(参考資料)「地方交付税」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html)

「税制改正(地方税)」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

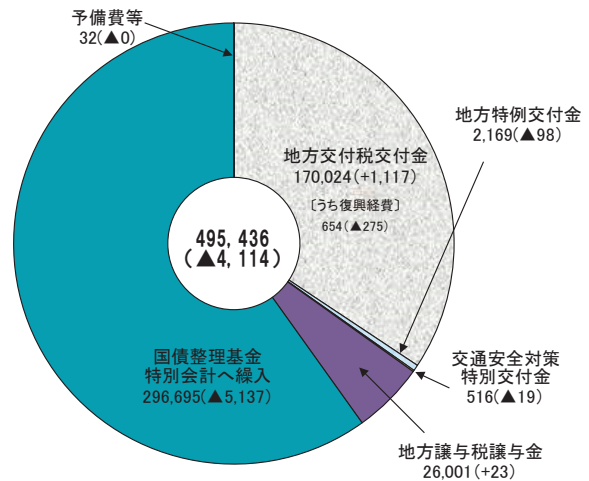
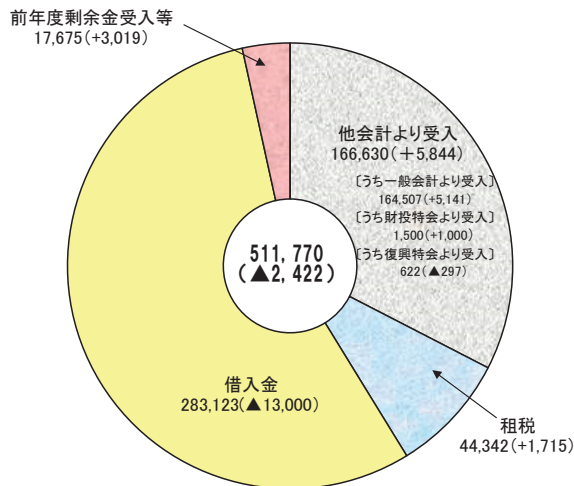
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

【歳入】

【歳出】

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、1兆6,333億円あります。これは、前年度からの繰越金(令和5年度の地方交付税の財源として活用するためのもの)・いわば期ズレとしての地方譲与税譲与金の未譲与(各譲与税法等に基づき、当該年度の最後の譲与後における出納整理期間に係る租税収入は翌年度に譲与)・交通安全対策特別交付金の未交付(道路交通法の規定に基づき、令和5年2・3月に収納された交通反則者納金は令和5年9月に交付)分などがあるためです。

○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
511,770 (▲2,422)	495,436 (▲4,114)	198,741 (+1,023)

○交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明
他会計より受入	166,630 (+5,844)	
一般会計より受入	164,507 (+5,141)	地方交付税交付金(161,823)、地方特例交付金(2,169)及び交通安全対策特別交付金(516)財源の受入見込額
財政投融資特別会計より受入	1,500 (+1,000)	森林環境譲与税の譲与額財源の受入見込額
東日本大震災復興特別会計より受入	622 (▲297)	地方交付税(東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための震災復興特別交付税)交付金財源の受入見込額

租税	44,342 (+1,715)	地方交付税交付金（地方法人税）及び地方譲与税譲与金財源の受入見込額
借入金	283,123 (▲13,000)	地方交付税交付金を支弁するために必要な額の借入見込額
雑収入	0 (▲0)	預託金利子収入及び小切手支払未済金収入等見込額
前年度剰余金受入	17,675 (+3,019)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	511,770 (▲2,422)	

(歳出)

内容	額	説明
地方交付税交付金	170,024 (+1,117)	地方交付税法に基づき、地方団体に交付
地方特例交付金	2,169 (▲98)	「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平 11 法 17）及び「地方税法」（昭 25 法 226）に基づき、地方公共団体に交付
交通安全対策特別交付金	516 (▲19)	道路交通法に基づき、地方公共団体に交付
地方譲与税譲与金	26,001 (+23)	各譲与税法等に基づき、地方公共団体に譲与
事務取扱費	3 (+0)	地方交付税交付金の算定事務及び地方譲与税譲与金の譲与事務に必要な事務費
諸支出金	3 (▲0)	過誤納に係る返還金等の払戻し及び通告書送付費用に相当する額の都道府県への支払い
国債整理基金特別会計へ繰入	296,695 (▲5,137)	前年度における借入金の償還、利子及び一時借入金の利子の支払財源に充てるための繰入れ
予備費	26 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	495,436 (▲4,114)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度歳入繰入	積立金積立資金組入	一般会計へ繰入
536,242	517,783	18,459	18,459	-	-

令和4年度決算における剰余金は、1兆8,459億円です。

(剰余金の生じた理由)

地方交付税交付金の翌年度への繰越額1兆4,735億円に加え、いわば期ズレとしての地方譲与税譲与金の未譲与（各譲与税法等に基づき、当該年度の最後の譲与後における出納整理期間に係る租税収入は翌年度に譲与）2,022億円などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により、全額を令和 5 年度の歳入として受け入れ、地方交付税法や各譲与税法等により令和 5 年度の地方交付税交付金や各譲与税譲与金に加算して交付・譲与することとしています。

③ 資産及び負債（令和 3 年度特別会計財務書類）

交付税及び譲与税配付金特別会計貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《令和2年度》	《令和3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《令和3年度》	《令和2年度》
11,482	16,943	現金・預金	借入金	301,122	311,737
7,311	5,219	その他の債権等 一般会計からの 未繰入額			
0	0	有形固定資産			
18,793	22,162	資産合計	負債合計	344,704	353,512
▲334,719	▲322,542	資産・負債差額	その他の債務等 一般会計からの 繰入に係る未精算額	43,581	41,775
			負債及び資産・負債差額合計	22,162	18,793

主な資産は、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（令 4 法 2）第 1 条の規定による改正前の地方交付税法附則第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている一般会計からの未繰入額です。

主な負債は、地方交付税交付金を支弁する財源に充てるための財政融資資金及び民間金融機関からの借入金です。この借入金には、主に地方団体の通常収支の財源不足に充てるために行われた借入れと、平成 11 年度の恒久的な減税措置により影響を受ける地方交付税の減収分に充てるために行われた借入れがあり、その残高は、令和 3 年度末で 30 兆 1,122 億円となっています。（新規借入は平成 18 年度まで実施）

資産・負債差額は、主にこの負債に計上されている借入金によって発生したものです。

交付税及び譲与税配付金特別会計についての問い合わせ先

(旧交付税及び譲与税配付金勘定)

総務省大臣官房会計課予算第二係 電話番号 03-5253-5128

(旧交通安全対策特別交付金勘定)

警察庁交通局交通企画課企画調査係 電話番号 03-3581-0141

2. 地震再保険特別会計

(1) 概要

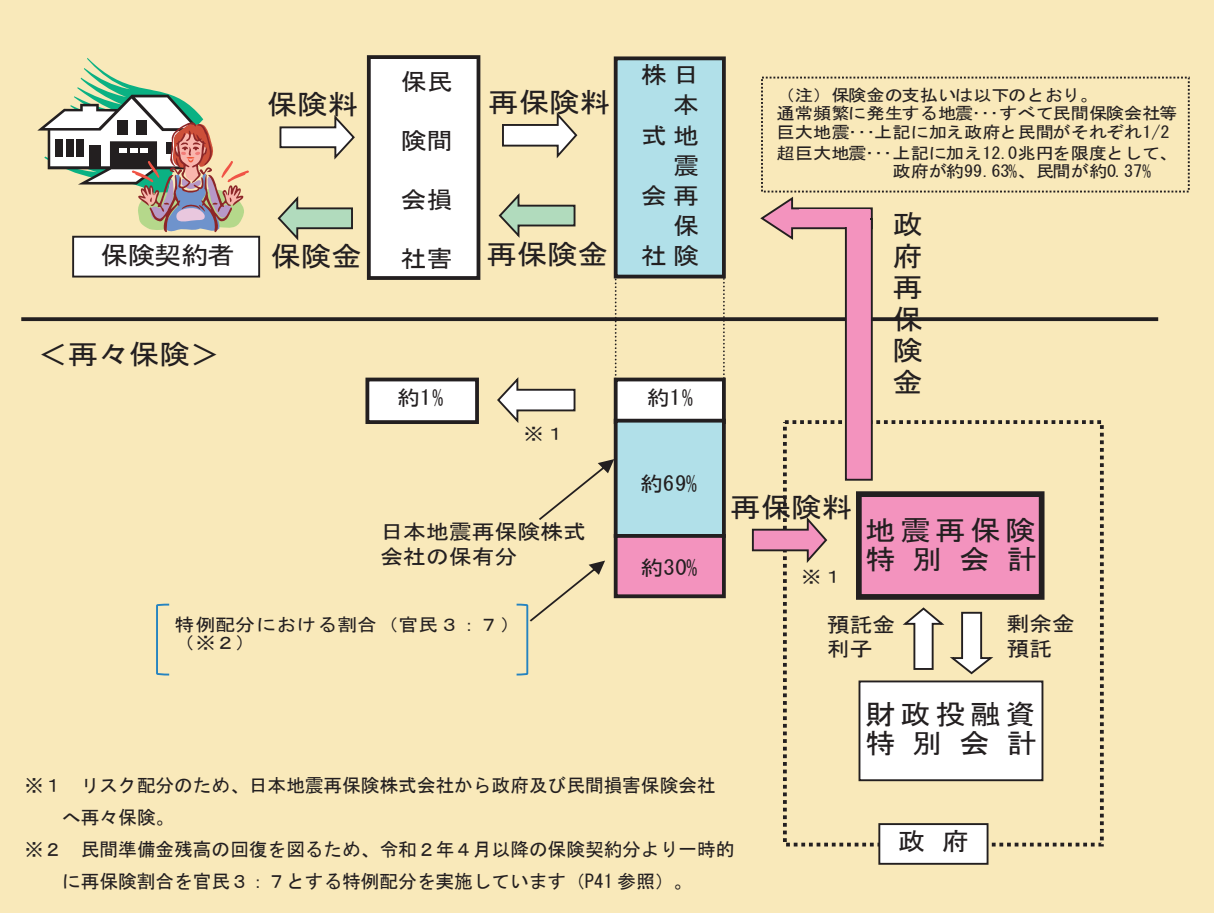
地震再保険特別会計は、昭和 39 年の新潟地震を契機に、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、一定額以上の巨額な地震保険責任を国が再保険することを内容とした地震保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするために昭和 41 年に設置された特別会計です。

(2) 具体的な事業の内容

地震再保険事業は、民間損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するものです。具体的には、民間損害保険会社が引き受けた地震保険の契約は、すべて日本地震再保険株式会社に再保険され、日本地震再保険株式会社はそれぞれの保険責任割合に応じて自らが保有する分、民間損害保険会社に再度再保険する分と政府の地震再保険特別会計に再保険する分に分けて出再（再保険を引き受けてもらうこと）します。

地震再保険特別会計の仕組み（資金の流れ）

民間損害保険会社が引き受けた地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行います。



【再保険金の支払】

制度発足以来、平成7年兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部を震源とする地震、令和3年福島県沖を震源とする地震及び令和4年福島県沖を震源とする地震において、日本地震再保険株式会社の請求に基づき、国が再保険金を支払っています。

令和4年度までに国が支払った再保険金の累計額は次のとおりです。

- ① 東日本大震災：約 5,872 億円
- ② 熊本地震：約 1,378 億円
- ③ 令和3年福島県沖を震源とする地震：約 1,304 億円
- ④ 令和4年福島県沖を震源とする地震：約 698 億円
- ⑤ 大阪府北部を震源とする地震：約 182 億円
- ⑥ 阪神淡路大震災：約 62 億円

<参考> 損害保険会社から契約者へ支払われた地震保険の総支払金額及び証券件数（令和4年度末時点）

- ① 東日本大震災：約 1 兆 2,894 億円、証券件数：約 83 万件
- ② 熊本地震：約 3,909 億円、証券件数：約 22 万件
- ③ 令和3年福島県沖を震源とする地震：約 2,509 億円、証券件数：約 25 万件
- ④ 令和4年福島県沖を震源とする地震：約 2,654 億円、証券件数：約 32 万件
- ⑤ 大阪府北部を震源とする地震：約 1,248 億円、証券件数：約 16 万件
- ⑥ 阪神淡路大震災：約 783 億円、証券件数：約 7 万件



地震保険制度

地震保険制度は、地震災害は巨大損害発生の可能性、発生時期、頻度が予測困難であり大数の法則が成り立たないこと、超長期でみなければ収支が相償しないこと等により、民間損害保険会社のみではリスクを引き受けることができないことから、「地震保険に関する法律」（昭41法73。以下「地震保険法」といいます。）に基づき、国が民間損害保険会社の地震保険責任を再保険し、巨大地震発生の際には地震保険金支払額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について国が民間損害保険会社に再保険金の支払を行う制度です。

（参考資料）「地震保険制度の概要」

（ https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/iisin.htm ）

(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

【 歳入 】

【 歳出 】

(単位：億円)



○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
1,090 (▲10)	1,090 (▲10)	1,090 (▲10)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
再保険料収入	802 (▲14)	令和5年度の地震保険契約の見込件数等を基礎として算出した、日本地震再保険株式会社からの再保険料収入見込額(契約件数増加率の鈍化等による減)
雑収入	288 (+4)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
合計	1,090 (▲10)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
再保険費	1,089 (▲10)	地震保険法に基づく日本地震再保険株式会社への支払再保険金(契約件数増加率の鈍化が見込まれることにより再保険料収入が減少すること等に伴うもの)
事務取扱費	1 (+0)	事務取扱いに要する人件費及び事務費
予備費	0 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	1,090 (▲10)	



民間準備金残高の回復を図る方策について

官民共同の保険である地震保険制度の安定的な運営のため、令和2年度予算から、一時的に保険料の配分方法を変更し、近年の地震災害により減少した民間準備金残高の回復を図ることとしています。

民間危険準備金残高の回復を図る方策について

地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年8月）の主な内容

【民間危険準備金残高の現状】

- 保険責任に応じた将来の保険金支払に備え、官民それぞれにおいて準備金を積み立てているが、東日本大震災以降の地震保険金支払等により、民間の危険準備金残高が激減

【今後の対応】

- 地震保険制度が安定的に運営されていくためには、早期に民間危険準備金残高の回復を図ることが重要
- 比較的地震保険金の支払いが多額となる地震が増加していることに鑑み、喫緊の課題として早急に取り組むべき



民間危険準備金残高の回復を図る方策

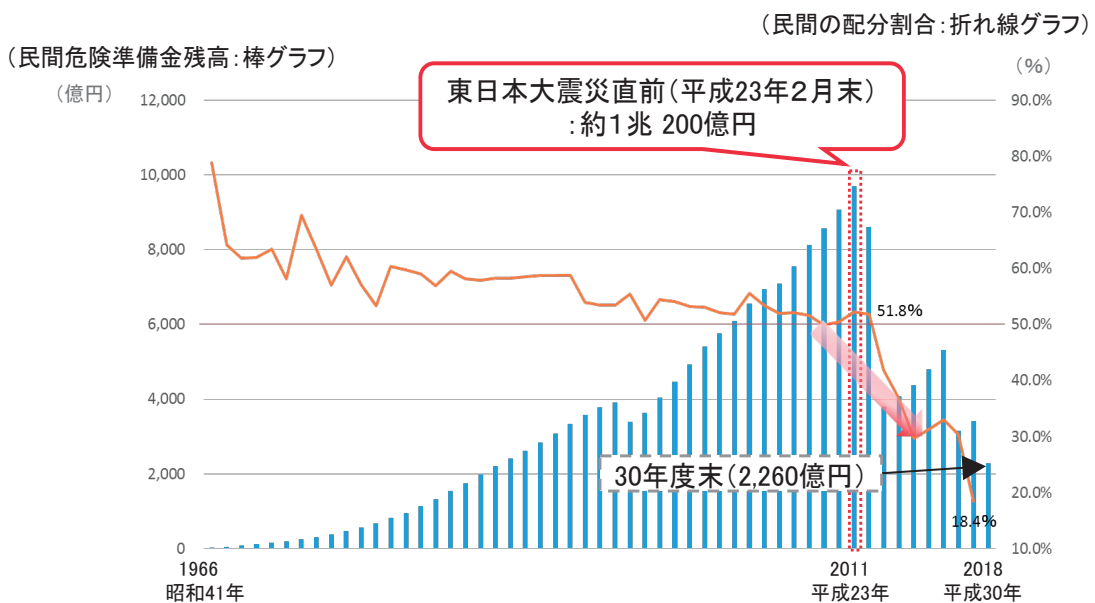
【令和2年度地震再保険特別会計予算政府案(再保険料収入)】

- 配分方法 官民保険責任割合に応じた配分 ⇒ 過去の官民の保険金支出割合を基礎とする配分(特例配分)
- 配分割合 官民で約8 : 2 ⇒ 官民で3 : 7
- 特例期間 民間危険準備金残高が1兆円程度に回復するまでの間

【特例期間終了後における調整】

長期的な収支相償を図る観点から、『官民保険責任割合に応じた配分』と『過去の官民の保険金支出割合を基礎とする配分』の差額については、特例期間終了後、民間危険準備金残高を維持することに考慮しつつ、政府に多めに配分する調整を行う。

(参考)



② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
1,054	745	308	—	308	—

(剰余金が生じた理由)

再保険料収入等の歳入が再保険費の支払等の歳出を上回ったためです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第34条第1項の規定により、積立金として積み立てることとしています。

③ 積立金等

積立金

① 積立金の残高

(単位：億円)

令和5年度末(予定) (令和5年度当初予算)	令和4年度末 (令和4年度決算処理後)	令和3年度末 (令和3年度決算処理後)
19,492	19,801	19,492

② 積立金の目的

特別会計法第34条第1項の規定により、大地震発生時の「再保険金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしました。

③ 積立金の水準

予測困難な地震災害の特異性を踏まえると、あらかじめ水準を設定することは困難ですが、長期的な収支相償の観点から将来の大規模地震発生の際の再保険金支払に備えて、毎年度、歳入歳出の決算上の剰余金は積立金として着実に積み立てることとしています。

【官民保険責任額の構造（再保険スキーム図）】

令和5年4月1日以降



④ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

地震再保険特別会計貸借対照表

（単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	＜資産の部＞	＜負債の部＞	《3年度》	《2年度》
		現金・預金 (財投預託金)	未払金	0	0
			賞与引当金	0	0
19,763	19,492	責任準備金	退職給付引当金	0	0
		未収収益	負債合計	19,645	19,909
40	40	未収保険料	資産・負債差額	39	39
145	152	無形固定資産			
0	0	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	19,685	19,949
19,949	19,685				

（注）責任準備金は、積立金と同様、将来の再保険金を支払うためのものですが、責任準備金は損益計算書（＝発生主義）における利益の累計額、積立金は歳入歳出差額（＝現金主義）の累計額であるため、責任準備金の額と積立金の額は一致しません（責任準備金の額＝現金・預金（＝積立金の額）＋未収保険料）。

主な資産は、現金・預金であり、主な負債は、将来の大規模地震発生の際に支払義務が発生する再保険金を支払うための責任準備金です。

資産・負債差額は、資産の部の「未収収益」（預託金の運用利子に係る令和3年度分の未収利息）及び「無形固定資産」（ソフトウェア）と、負債の部の「未払金」（児童手当）、「賞与引当金」及び「退職給付引当金」の差額ですが、これは、期間損益の調整が行われるために生じるものです。

⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

地震の発生時期、規模及び頻度の予測は困難であり、かつ、その損害規模が巨大となることもあります。そのため、地震保険の保険料率は、超長期で収支が相償う仕組みのもと、営利目的を排除するノーロス・ノープロフィットの原則に基づきできる限り低く設定しており、現状の保有保険金額をもとに、今後発生しうる全ての地震（文部科学省 地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられた震源モデル）による損害をシミュレーションし、1年あたりの支払保険金を求め算出しています。算出は「損害保険料率算出団体に関する法律」（昭23法193）第3条第5項第2号の規定に基づき損害保険料率算出機構が実施し、同機構が金融庁に届出を行います。

予測困難な地震災害の特異性から、将来の収支を確実に見通して保険料率を定めることは困難ですが、損害保険料率算出機構において、リスク算定方法の変更等とあわせて、震源モデルによる収支計算を踏まえた見直しを随時行っています。

（４）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取り組み等

平成24年4月に関連分野の専門家・有識者等からなる「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」（以下「PT」といいます。）を設置し、制度の見直しについて幅広く検討が行われ、平成24年11月に報告書が取りまとめられました。

PT報告書では地震保険制度に関し、商品性、保険料率の諸課題について提言がなされたことから、平成25年11月から平成27年6月まで10回にわたって、PTフォローアップ会合を開催し、「損害査定の簡素化」、「マンション付属物の損害査定」、「損害区分の細分化」、「地震保険料率」等について報告・討議して、「議論のとりまとめ」を公表しました。

PTフォローアップ会合の「議論のとりまとめ」における提言を踏まえ、平成27年9月には、損害の実態に照らした保険金支払割合に近づけつつ、保険金支払割合の格差縮小を図るため、「半損」としていた損害区分を「大半損」と「小半損」に分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化するための政令（「地震保険に関する法律施行令」（昭41政164））改正を行い、平成29年1月に施行しました。

地震再保険特別会計についての問い合わせ先

財務省大臣官房信用機構課 電話番号 03-3581-4111（内線6318）

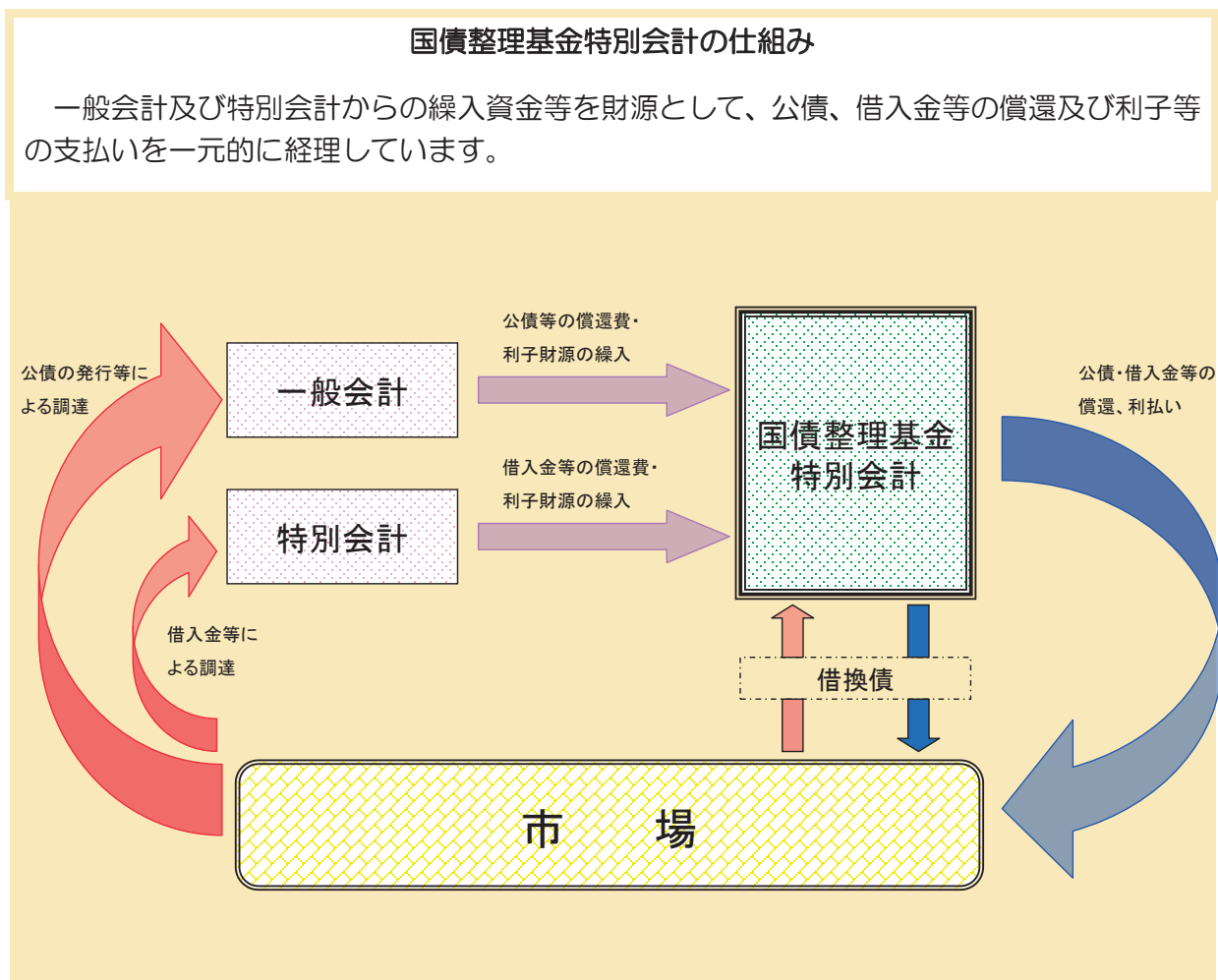
3. 国債整理基金特別会計

(1) 概要

国債整理基金特別会計は、一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とし、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として公債、借入金等の償還及び利子等の支払いを行う経理を他の会計と区分するために設置された特別会計です。

一般会計において発行された公債等は、一般会計から国債整理基金特別会計への繰入資金や、特別会計法の規定により発行される借換債の発行収入金等を償還財源として本特別会計から償還が行われるとともに、一般会計からの繰入資金を財源として本特別会計から利払いも行っています。

また、他の特別会計の借入金等の償還・利払い等についても本特別会計で一元的に経理しています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務状況を明らかにすることを目的とした整理区分会計であるとともに、定率繰入等の形で一般会計から資金を繰入れ、普通国債等の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っています。

また、国債整理基金は、一般会計や他の特別会計からの繰入れや、国債整理基金特別会計に所属する政府保有株式の売却収入のほか、借換債の発行収入金等、全ての償還財源を受け入れ、蓄積し、支出する仕組みになっています。

なお、本特別会計は、減債基金としての役割のほか、国全体の債務の状況を明らかにする役割を担っており、この観点から、他の特別会計において発行された公債・借入金等の償還も本特別会計を通じて償還されることとなっています。

以下では、①～④において減債制度を適用する国債の償還財源をその種類ごとに解説し、⑤において他の特別会計の公債・借入金等の償還財源について解説します。

① 一般会計負担の公債（年金特例公債を除く）の償還財源

(ア) 一般会計からの償還財源

一般会計から国債整理基金へ繰り入れられる償還財源には、次の3つがあります。

A 定率繰入（前年度期首国債総額の100分の1.6）

定率繰入は、特別会計法第42条第1項に基づく繰入れです。具体的には、前年度期首における国債総額（額面金額による残高ベース）の100分の1.6に相当する金額を、一般会計から国債整理基金に繰り入れることとされています。ただし、割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ（特別会計法第42条第3項）、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、定率繰入とは別に、差減額を償還年限で除した金額を毎年度繰り入れることにしています（発行差減額繰入、特別会計法第42条第4項）。

B 剰余金繰入（一般会計における決算上の剰余金の2分の1以上）

一般会計における決算上の剰余金が発生した場合においては、財政法第6条第1項により、その2分の1を下らない金額を、発生した年度の翌々年度までに、国債整理基金に繰り入れることとされています。

C 予算繰入（必要に応じて予算で定める額）

上記の定率繰入等のほか、国債の償還に支障のないよう、特別会計法第42条第5項により、必要に応じ、予算をもって定める金額を国債整理基金に繰り入れることとされています。

(イ) 国債整理基金特別会計に所属する株式に係る売却収入等

政府が保有する株式のうち国債整理基金特別会計に所属する株式については、その売却収入や配当金収入を建設国債及び特例国債等の償還財源に充ててきました。

これまで、昭和60年度にNTT・JT株式が、平成10年度に帝都高速度交通営団への出資持分（平成16年4月に東京地下鉄株式会社になったことに伴い、営団から株式を無償譲渡。）が、平成19年度に日本郵政株式が、それぞれ国債の償還財源に充てるために、国債整理基金特別会計に所属することとなりました。なお、NTT株式は平成17年9月に、JT株式（当初（昭和60年度）保有分）は平成16年6月に、全て売却を完了しそれらの売却収入は国債の償還財源に充てられています。

また、現在、国債整理基金特別会計に所属している株式（「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平23法117。以下「復興財源確保法」といいます。）により新たに所属することとなった東京地下鉄株式及び日本郵政株式を含む。）については、③（ウ）のとおり整理されています。

(ウ) 運用収入

国債整理基金は国債を保有し、又は財政融資資金に預託することによって運用することができます。その運用に当たっては、大量の償還・借換えを確実かつ円滑に遂行するために、相当程度の流動性を確保する必要があること等への配慮も踏まえつつ、効率的な運用を図っています。生じた運用益は、国債整理基金特別会計の歳入に計上されます。

(エ) たばこ特別税

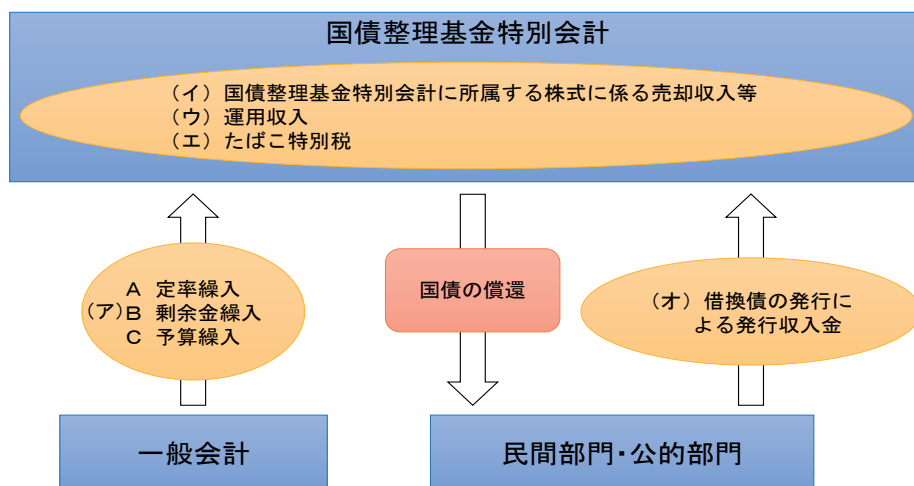
たばこ特別税は、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務の承継に伴う負担増に対応するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」(平10法137)に基づき創設されました。その税収は直接国債整理基金特別会計に組み入れられ、一般会計が承継した、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務の元利払いに充てられています。

(オ) 借換債の発行

借換債とは、既に発行した国債の償還財源を調達するために発行される国債で、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に組み入れられます。

減債制度の仕組み(注1)

国債の償還財源は全て国債整理基金特別会計に受け入れられ、蓄積され、支出される仕組みになっています。



(注1) 一般会計の負担に属する公債等の減債制度です。

(注2) 国債整理基金特別会計に所属する東京地下鉄株式及び日本郵政株式に係る売却収入等は、復興債の償還財源に充てられます。



60年償還ルール

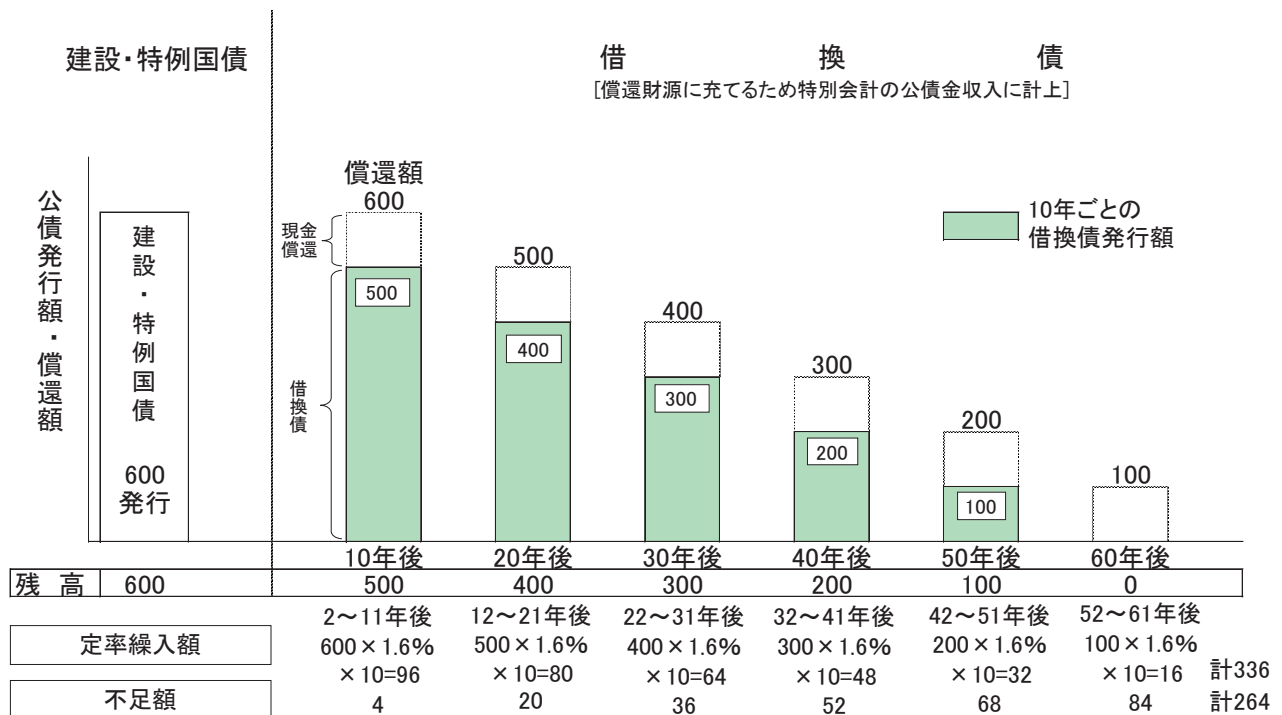
国債の償還を行うに当たって、その償還金には国債整理基金から支払われる現金と借換債の発行による収入金を充てますが、それぞれの割合につき、わが国では60年で現金償還し終えるという「60年償還ルール」の考え方に基づいて決定しています。これは、戦後の国債発行に際して、建設国債の見合資産（政府が公共事業などを通じて建設した建築物など）の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考えに基づき採用されたものです。また、この考え方から、毎年度の定率繰入の繰入率が、ほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされています。

例えば、ある年度に600億円の国債を10年固定利付国債で発行したとすれば、10年後の満期到来時には、 $10/60=1/6$ に当たる100億円を現金償還し、残り500億円は借換債を発行します。この借換債も10年固定利付債で発行したとすれば、次の10年後には再び当初発行額600億円の $1/6$ である100億円を現金償還することになります。この時点で国債残高は400億円となります。これを繰り返していくと、当初の発行から60年後には国債は全て現金償還されたこととなります。

なお、下記のように、残高の減少に伴い毎年度の定率繰入額も10年ごとに減少するため、定率繰入だけでは償還額が手当てできません。このため、前述のように、剰余金繰入や予算繰入、株式に係る売却収入等の財源を補完的に組み合わせて償還することになります。

しかしながら、現在は、特例国債の発行額（令和5年度当初予算：29兆650億円）が定率繰入額（令和5年度当初予算：15兆8,629億円）を上回る状況が続いています。

<借換債による国債償還の仕組み「60年償還ルール」>



② 年金特例公債の償還財源

年金特例公債は、借換債を含め、全体として令和15年度までに償還することとされています。償還財源については、消費税法改正法の施行による平成26年度以降の消費税の増収分を充てることとされており、60年償還ルールは適用されません。

③ 復興債の償還財源

復興債の償還は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日）において、「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」こととされました。このため60年償還ルールは適用せず、復興財源確保法において、令和19年度までに、借換債を含め、全体として償還を終了させることや復興特別税収等の特定の償還財源を充てることが規定されています。

復興債の償還は、国債整理基金特別会計において行われることとされており、その財源は次のとおりです。

（ア）東日本大震災復興特別会計からの償還財源

復興債の償還に必要な金額は、特別会計法第229条第2項により、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

（復興特別税収）

復旧・復興のための財源に係る税制措置については、所得税額及び法人税額に対する時限的な付加税として、復興特別所得税及び復興特別法人税が創設されました。

復興特別所得税については、平成25年1月から令和19年12月までの時限的な措置として、現行の所得税額に対して2.1%の付加税が創設されました。

（イ）財政投融资特別会計からの償還財源

平成24年度から平成27年度までは財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金から、平成28年度から令和4年度までは同会計投資勘定の資産からの収益から、各年度の予算をもって定める額を復興債の償還財源として国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされていました。

（ウ）国債整理基金特別会計に所属する株式に係る売却収入

国債整理基金特別会計に所属する東京地下鉄株式及び日本郵政株式については、令和9年度までに生じた売却収入を復興債の償還費用の財源に充てることとされています。

（注1）復興財源確保法の規定により国債整理基金特別会計に所属替されたJT株式については、同法により、政府保有義務が発行済み株式総数の2分の1以上から3分の1超へ引き下げられたことから、政府は、平成25年2～3月にかけて売却可能部分（6分の1）を売却しました（売却収入から手数料を除いたネット売却収入は9,734億円）。

（注2）東京地下鉄株式については、政府は、発行済み株式総数の53.4%を保有しています（令和5年3月末現在）。

（注3）日本郵政株式について、政府は、平成27年11月及び同年12月に合計約8.8億株、平成29年9月に約10.6億株、令和3年6月及び10月に合計約13.0億株を売却し（売払収入から手数料を除いたネット売却収入は平成27年が1兆4,110億円、平成29年が1兆3,985億円、令和3年が1兆867億円）、売却可能部分を売却しました。政府は、発行済み株式総数の34.3%を保有しています（令和5年3月末現在）。なお、政府は、発行済み株式総数の3分の1超を保有していなければならないとされています。

(工) 運用収入

国債整理基金が保有する復興債の償還財源の運用によって生じた運用益は、復興債の償還財源として国債整理基金特別会計の歳入に計上されます。

(才) 復興借換債の発行

既に発行した復興債の償還財源を調達するために発行される借換債は、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に組み入れられます。

(力) 決算剰余金

平成 23 年度から平成 27 年度までの間の各年度、一般会計において生じた決算上の剰余金は、復興債の償還財源に充当されました。

○各年度の充当額

(単位：億円)

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
9,895	8,446	7,247	7,904	1,272

④ GX 経済移行債の償還財源

脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）の償還は、「GX 実現に向けた基本方針」（令和 5 年 2 月 10 日）において、カーボンプライシングの導入の結果として得られる将来の財源により行われることとされており、カーボンニュートラルの達成目標年度の 2050 年度までに終える設計となっています。このため、60 年償還ルールは適用せず、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX 推進法）」（令 5 法 32）において、借換債を含め、全体として令和 32 年度までに償還を終了させることや、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金を償還財源に充てることが規定されています。

GX 経済移行債の償還は、国債整理基金特別会計において行われることとされており、その財源は次のとおりです。

(ア) エネルギー対策特別会計からの償還財源

GX 経済移行債の償還に必要な金額は、特別会計法第 92 条の 4 第 1 項により、エネルギー対策特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

(化石燃料賦課金)

グリーン・トランスフォーメーション（GX）に先行して取り組むインセンティブを事業者が付与する仕組みの一つとして、カーボンプライシングの一種である化石燃料賦課金が導入される予定です。

令和 10 年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、当該事業者等が輸入等する化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて、化石燃料賦課金が課される予定です。

(特定事業者負担金)

化石燃料賦課金と同様にカーボンプライシングの一種である特定事業者負担金についても、導入が予定されています。

令和 15 年度から、発電事業者に対して、有償又は無償で二酸化炭素の排出枠（量）が割り当てられ、その量に応じた特定事業者負担金が徴収される予定です。

(イ) GX 経済移行借換債の発行

既に発行した GX 経済移行債の償還財源を調達するために発行される借換債は、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に組み入れられます。

⑤ 他の特別会計の公債・借入金等の償還財源

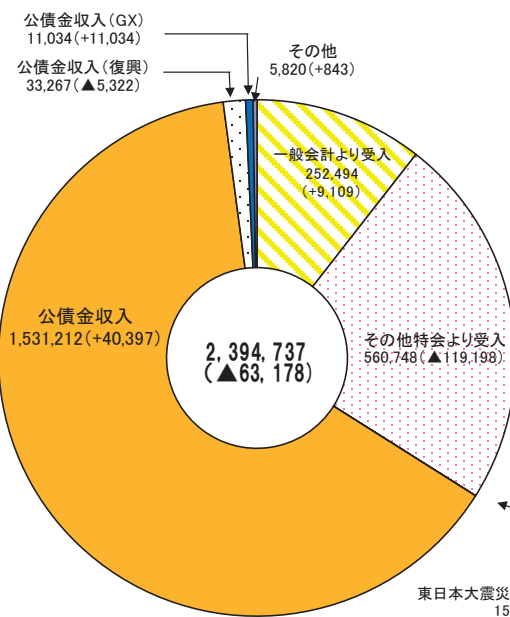
他の特別会計の公債・借入金等の償還に充てる費用として、各年度において必要となる額を各特別会計から受け入れています。令和 5 年度においては、交付税及び譲与税配付金特別会計や財政投融资特別会計等から合わせて 56 兆 748 億円を受け入れています。

(3) 特別会計の現状

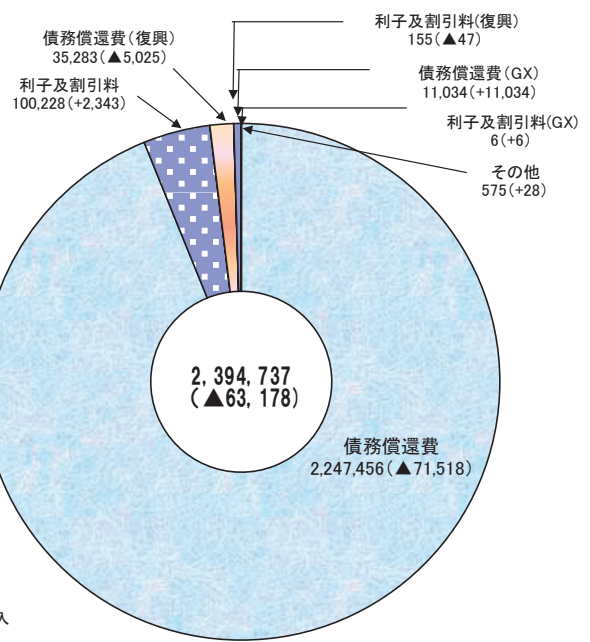
① 歳入歳出予算 (令和 5 年度当初予算)

(単位：億円)

【歳入】



【歳出】



○歳入総額、歳出総額、(参考) 歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
2,394,737 (▲63,178)	2,394,737 (▲63,178)	818,364 (▲108,943)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
他会計より受入	813,242 (▲110,089)	
一般会計より受入 ^(注1)	252,494 (+9,109)	一般会計が負担する債務償還費、利子及割引料、手数料等の支払財源に充てるために必要な額の一般会計からの受入見込額
その他特会より受入 ^(注2)	560,748 (▲119,198)	各特別会計が負担する債務償還費、利子及割引料、手数料等の支払財源に充てるために必要な額の他特別会計からの受入見込額
東日本大震災復興他会計より受入	156 (▲48)	復興債の利子及割引料、手数料の支払財源に充てるために必要な額の他特別会計からの受入見込額
脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入	6 (+6)	脱炭素成長型経済構造移行債の利子及割引料、手数料の支払財源に充てるために必要な額の他特別会計からの受入見込額
たばこ特別税	1,128 (+2)	たばこ特別税収入見込額
公債金	1,531,212 (+40,397)	借換債の発行収入金の見込額
復興借換公債金	33,267 (▲5,322)	復興借換債の発行収入金の見込額
脱炭素成長型経済構造移行借換公債金	11,034 (+11,034)	脱炭素成長型経済構造移行借換債の発行収入金の見込額
東日本大震災復興株式売払収入	2,002 (+281)	東京地下鉄株式及び日本郵政株式の売払収入見込額
雑収入等	2,689 (+560)	国債整理基金による運用収入、借換債に係る受入経過利子等の見込額
合計	2,394,737 (▲63,178)	

(注1)「一般会計より受入」の内訳は、債務償還費 16 兆 7,561 億円、利子及割引料 8 兆 4,723 億円、償還及発行諸費 211 億円。

(注2)「その他特会より受入」の内訳は、交付税及び譲与税配付金特会より 29 兆 6,695 億円、エネルギー対策特会より 12 兆 3,989 億円、財政投融资特会より 11 兆 4,398 億円等。

(歳出)

内容	額		説明(増減要因)
国債整理支出	2,348,215	(▲69,144)	
債務償還費	2,247,456	(▲71,518)	公債等償還、借入金償還、政府短期証券償還
利子及割引料	100,228	(+2,343)	公債利子等、借入金利子、政府短期証券利子
その他	532	(+30)	証券等製造費、国債事務取扱手数料等
復興債整理支出	35,481	(▲5,074)	
債務償還費	35,283	(▲5,025)	復興債償還
利子及割引料	155	(▲47)	復興債利子、借入金利子
その他	42	(▲2)	復興債の国債事務取扱手数料等
脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	11,041	(+11,041)	
債務償還費	11,034	(+11,034)	脱炭素成長型経済構造移行債償還
利子及割引料	6	(+6)	脱炭素成長型経済構造移行債利子、借入金利子
その他	0	(+0)	脱炭素成長型経済構造移行債の国債事務取扱手数料
合計	2,394,737	(▲63,178)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度歳入繰入	積立金積立資金組入	一般会計へ繰入
2,356,229	2,325,560	30,669	30,669	-	-

令和4年度決算における剰余金は、3兆669億円です。

(剰余金が生じた理由)

国債整理基金特別会計の剰余金の大宗は、「減債基金」としての国債整理基金残高3兆44億円です。その他に、過去に償還期限・利払期日が到来した国債に係る債務償還費及び国債利子の支払財源として、一時的に管理している534億円などが剰余金に含まれています。

なお、不用額が4兆6,308億円生じていますが、そのほぼ全てが各会計が負担する債務償還費等に不用が発生したことによるものであり、その際、この財源に充てる各会計からの繰入金等も減少するため、剰余金の発生原因になりません。

(剰余金の処理の方法)

翌年度以降の国債償還等に充てるため、特別会計法第8条第1項の規定により、全額翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

③ 積立金等

国債整理基金

① 基金の残高

(単位：億円)

令和5年度末(予定) (令和5年度当初予算)	令和4年度末 (令和4年度決算処理後)	令和3年度末 (令和3年度決算処理後)
30,035	30,044	30,180

② 基金の目的

国債整理基金は、普通国債等の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っています。

(注) 国債整理基金特別会計は、基金がそのまま特別会計になっているため、基金の残高が特別会計の剰余金(過去において償還期限・利払期日が到来した支払財源等を除く。)を構成しています。

③ 基金の水準

国債整理基金は、日本銀行からの一時借入の対象外である国債入札の偶発的な未達等に備えた水準である3兆円の基金残高を維持することとしています。

④ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

国債整理基金特別会計貸借対照表 （単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞		＜ 負 債 の 部 ＞		《3年度》	《2年度》
122,252	180,745	現 金 ・ 預 金		資 産 ・ 負 債 差 額			
15,691	4,503	有 価 証 券		国債整理基金		187,531	140,761
0	0	未 収 収 益		うち受入株式		3,104	13,696
2,817	2,281	他 会 計 繰 戻 未 収 金					
0	0	有 形 固 定 資 産					
0	0	無 形 固 定 資 産					
140,761	187,531	資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 の 部 合 計		187,531	140,761

マイナス金利の影響により、引き続き有価証券（国庫短期証券）及び貸付金（日本銀行との国債買現先）による運用を行わなかったため、現金・預金が資産の大宗を占めています。

他会計繰戻未収金 2,281 億円は、無利子貸付事業の財源として一般会計へ繰り入れた金額の残高及び地方道路整備臨時貸付金の財源として、旧社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰り入れた金額の残高です。

なお、本特別会計においては、国債の償還のために一般会計から繰り入れられた財源の残高等を、貸借対照表の資産・負債差額の部で「国債整理基金」として整理しています。

（4）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

平成 24 年度まで、オペレーショナル・リスク（大規模災害やシステム障害等により借換債が発行できない事態）等に備え、国債整理基金残高は、一週間程度の発行額をひとつの目安に、約 10 兆円程度^{（注）}を維持してきました。

平成 25 年度国債発行計画の策定過程において、オペレーショナル・リスクについては日本銀行からの一時借入による対応が可能となったことから、基金残高を当該一時借入の対象外である国債入札の偶発的な未達等に備えた水準として、過去の利付国債の 1 回当たりの最大入札額等を勘案した 3 兆円程度まで圧縮しました。なお、圧縮分については国債の償還に充て、借換債の発行を抑制しています。

（注）国債の最大発行額 1 日 9.6 兆円、1 週間 9.9 兆円（いずれも平成 23 年 9 月）

国債整理基金特別会計についての問い合わせ先

財務省理財局国債企画課 電話番号 03-3581-4111（内線 5425）

4. 外国為替資金特別会計

(1) 概要

外国為替資金特別会計（以下「外為特会」といいます。）は、外国為替相場の安定（為替相場の急激な変動の際の為替介入など）のために設けられています。昭和24年、外貨管理権がGHQから我が国に委譲されたことに伴って創設された外国為替特別会計を前身とし、その後、昭和26年に外国為替資金特別会計となりました。

<参照条文1> 特別会計法（平19法23）

（目的）

第71条第1項 外国為替資金特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確にすることを目的とする。

<参照条文2> 外国為替及び外国貿易法（昭24法228）

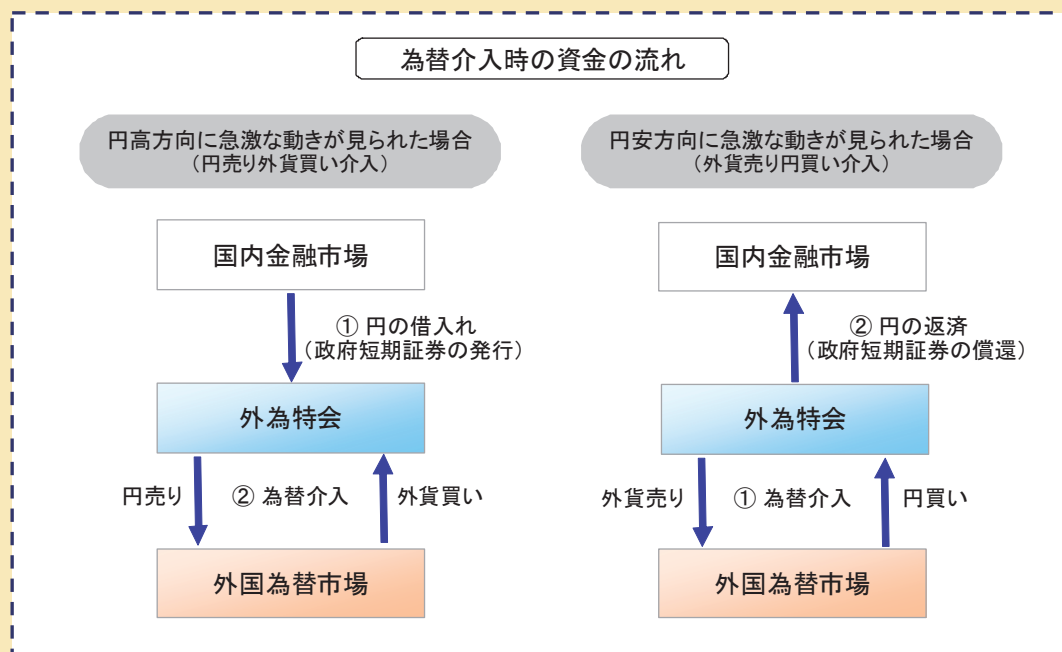
（外国為替相場）

第7条第3項 財務大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講ずることにより、本邦通貨の外国為替相場の安定に努めるものとする。

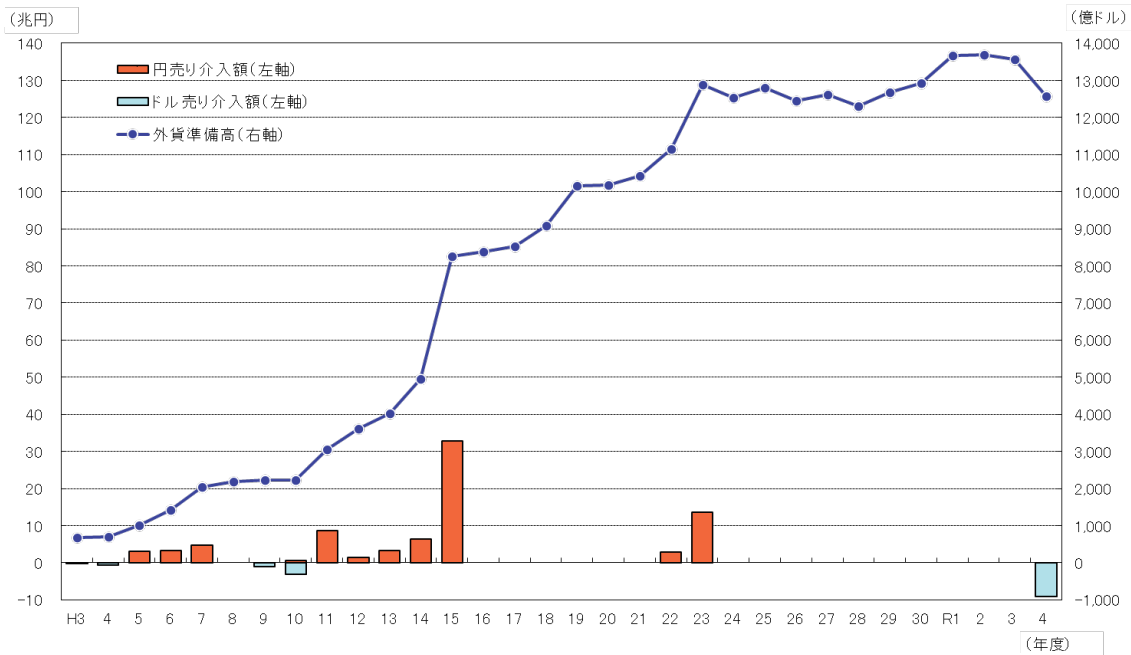
外為特会の仕組み（為替介入時の資金の流れ）

政府が行う為替介入は、円売り・外貨買い介入の場合には、政府短期証券の発行により円貨を調達し、外国為替市場における為替介入により円貨を売却し、外貨を購入します。

また、逆に円買い・外貨売り介入の場合には、外貨建て債券の売却等により外貨を調達し、外国為替市場における為替介入により外貨を売却し、円貨を購入します。為替介入で得た円貨は政府短期証券の償還に充当されます。



外貨準備高と為替介入額

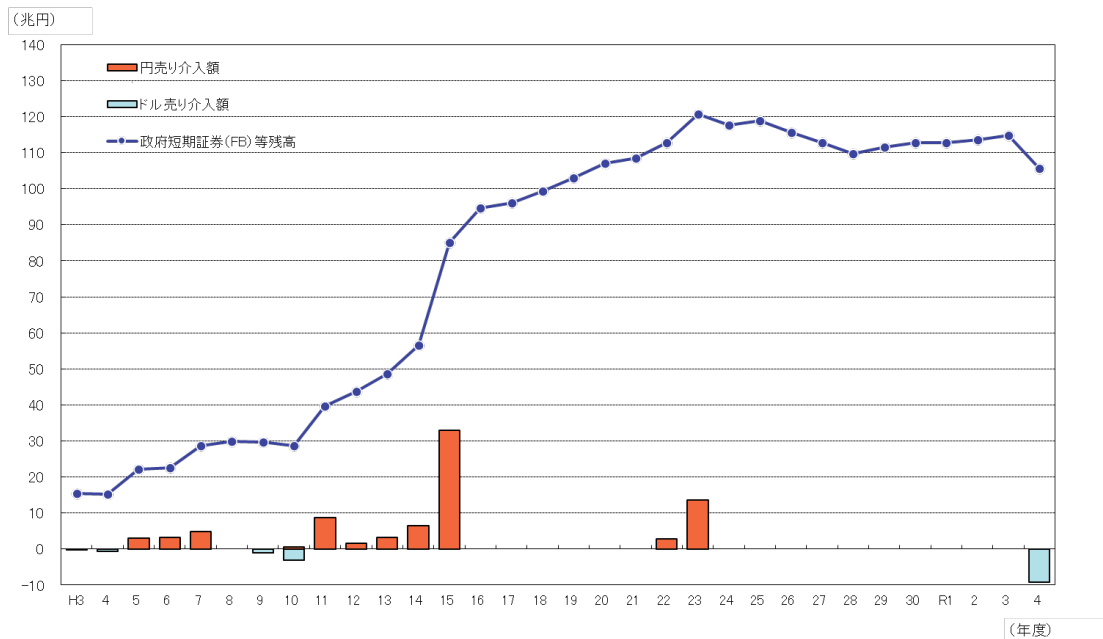


(参考 1) 介入額を公表している平成 3 年度以降の円売り外貨買い介入の合計は 80.9 兆円、円買い外貨売り介入の合計は 14.2 兆円です。

(参考 2) 令和 4 年度末時点における我が国の外貨準備は 1 兆 2,571 億ドルです（日本銀行保有の外貨準備を含み、外為特会保有の外貨資産のうち外貨準備に計上されない（株）国際協力銀行に対する貸付（452 億ドル）を除きます）。

(参考 3) 外貨準備高は年度末時点の値です。公表基準変更に伴い、必ずしもデータの連続性はありません。

政府短期証券（FB）残高と為替介入額



(注) 政府短期証券残高には、国庫余裕金繰替基金残高を含んでいます。

(2) 具体的な事業の内容

外為特会は、円売り・外貨買い介入に伴って取得した外貨を資産、円を調達するために発行した政府短期証券を負債として保有しています。

また、保有外貨資産の利子収入等を歳入とし、政府短期証券の利払い等を歳出として経理しています。歳入と歳出の差額である毎年度の利益（決算上剰余金）は、一部を外為特会の運用資金である外国為替資金に組み入れ、残りを一般会計や翌年度の外為特会の歳入に繰り入れています。

保有外貨資産の運用に当たっては、「外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について」（平成17年4月4日公表）に基づいて、以下の方針で運用するほか、IMFやJBICへの貸付けなども実施しています。

外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について （平成17年4月4日公表）（抄）

1. 運用目的

外為特会の保有する外貨資産の運用に当たっては、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買等に備え、十分な流動性を確保することを目的とする。

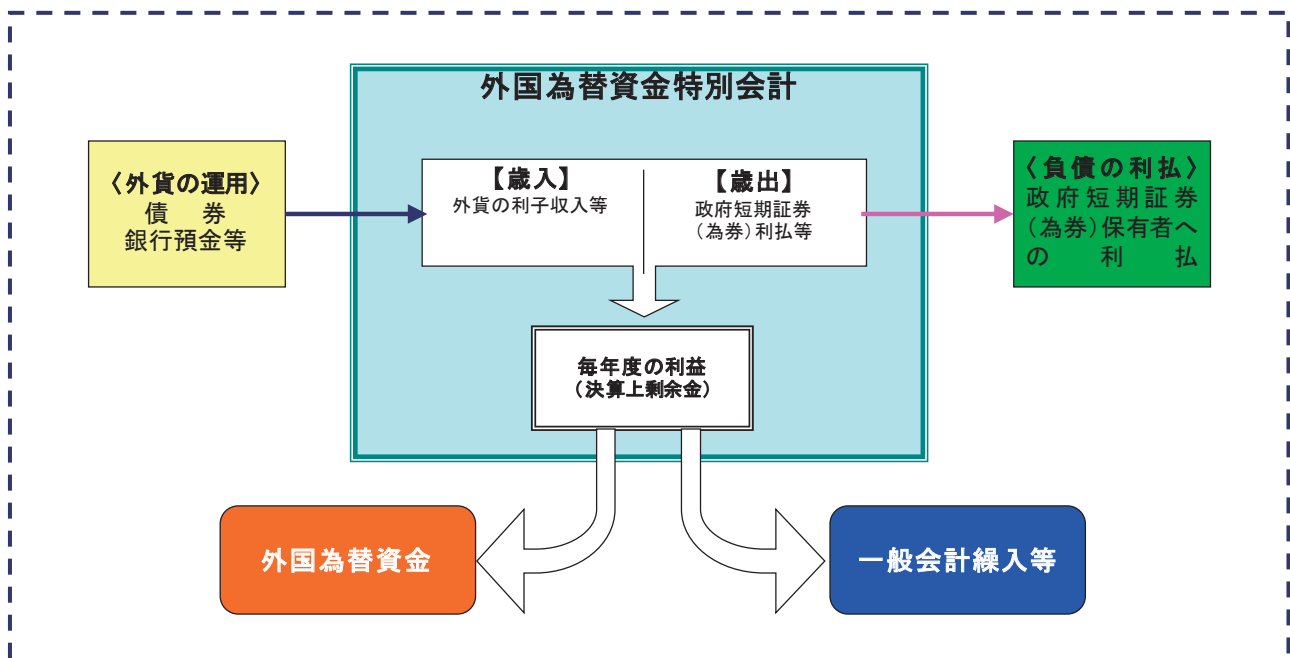
2. 基本原則

上記運用目的にかんがみ、以下の点を基本原則とする。

- (1) 外為特会保有外貨資産は安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととし、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求するものとする。
- (2) 金融・為替市場へ攪乱的な影響を及ぼさぬよう最大限配慮しつつ運用を行い、必要に応じ関係する通貨・金融当局と密接な連絡を取るものとする。

3. 運用対象

外貨資産については、上記運用目的の観点から必要とされる各通貨ごとに、流動性・償還確実性が高い国債、政府機関債、国際機関債及び資産担保債券等の債券や、外国中央銀行、信用力が強く流動性供給能力の高い内外金融機関への預金等によって運用する。



外貨の運用状況

- 外貨資産は、8割以上を証券で運用しています（証券82.0%、預金8.5%、SDR5.0%、金0.5%、その他4.0%（2022年3月末現在））。
- 証券は、国債約7割、国債以外の証券約3割で運用しています。

<外貨証券の国債・非国債の割合>

<外貨定期預け金及び外貨証券に係る運用資産利回り>

	3年度末	2年度末
国債	75.7%	73.7%
国債以外の証券	24.3%	26.3%

	3年度	2年度
運用資産利回り	1.56%	1.82%

外為特会が保有する外貨資産の活用

○ 国庫金の外国送金に伴う外為特会からの外貨調達

政府は、国連への分担金・拠出金や在外公館経費等の海外への支払のため、国庫金を外貨建てで送金しています。

平成19年4月より、こうした外国送金の大半を占める主要外貨に関して、日本銀行が国庫金を外為特会の保有外貨と手数料なしで両替し、民間銀行に両替して調達した外貨を渡して送金を依頼することにより、政府が負担する両替手数料分のコスト削減を図っています。

○ アジア諸国との通貨スワップ取極の拡充

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障を来すような危機的な状況が生じた国に対し、短期の外貨資金を供給することで、危機の連鎖と拡大を防ぐことを目的に平成12年5月、外貨準備を使って短期的な外貨資金の融通を行う二国間の通貨スワップ取極のネットワークを作ることが合意されました（チェンマイ・イニシアティブ）。

その後、平成22年3月にチェンマイ・イニシアティブのマルチ化契約（CMIM）が発効するなど、累次の改訂が行われ、直近では、令和3年3月にIMFプログラムとのリンク無しに発動できる割合の40%への引上げ等を含む、CMIM契約臨時見直しに基づく改訂契約書が発効しました。

○ （株）国際協力銀行（JBIC）に対する外貨資金の貸付

JBICが日本企業へ海外展開支援のために行う外貨貸付に対して、外国為替相場の安定及び海外展開支援の推進を目的に外為特会から補完的にJBICへ外貨資金の貸付を行っています。

令和2年1月、日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開及び質の高いインフラ整備を幅広く支援することを目的として、「成長投資ファシリティ」を創設しました。同年4月には、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた時限的な措置として、日本企業の海外事業活動の維持・確保等を支援するため、同ファシリティに「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設しました。

令和3年1月、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開や、サプライチェーン強靱化等を支援する「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設しました。

令和4年7月には、環境、デジタルなどの先端技術や独自の強みを活かした日本企業の海外展開を後押しすべく、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献やサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開及び海外における新たな市場創出を支援する「グローバル投資強化ファシリティ」を開始しています。

（参考）外為特会によるJBICに対する貸付残高 令和4年度末 452億ドル



外国為替資金特別会計における ESG 投資について（令和 3 年 10 月 8 日公表）

ESG 投資については、株式運用のみならず、債券運用においても、機関投資家の間で関心が急速に高まりつつあり、今後も、その傾向が一段と拡大する見通しである。ESG 要素が、投資先の持続的価値、ひいては中長期的な投資パフォーマンスにも影響するとの考え方が、市場参加者に浸透してきている。

そのような中、外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）が保有する外貨資産についても、その運用に当たって ESG 要素を考慮する重要性が高まってきている。

※ ここで言う「ESG 投資」とは、特定の金融商品（ESG 関連銘柄等）への投資のみを意味する訳ではなく、「ある金融商品への投資にあたって ESG 要素を考慮する投資スタンス」を指す。

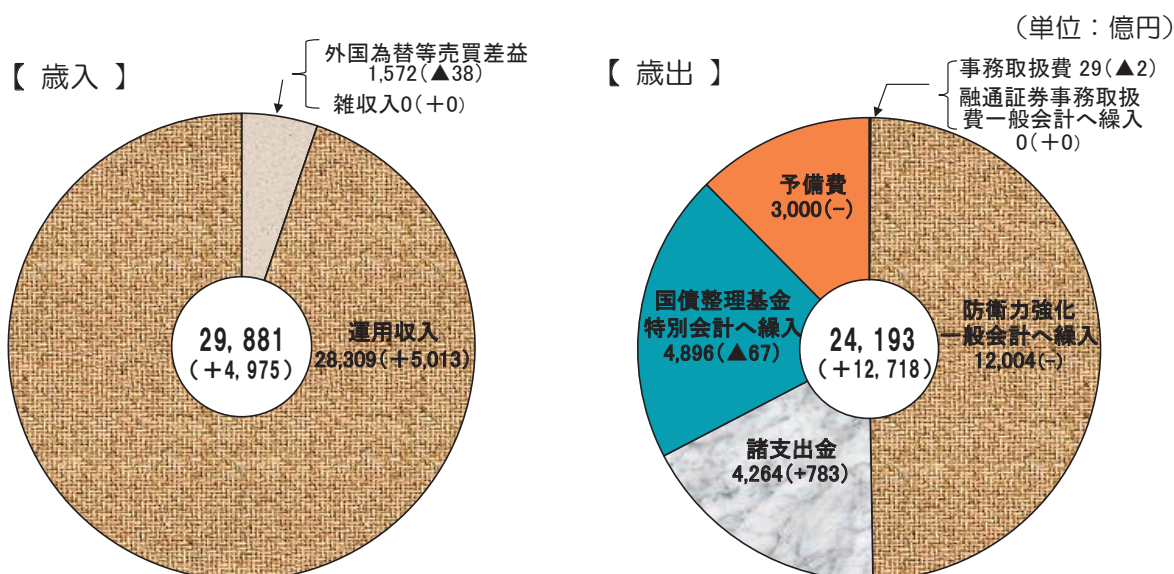
上記の背景を踏まえ、外為特会が保有する外貨資産の運用においても、従来からの安全性、流動性及び収益性についての基本原則は堅持しつつ、今後、環境（Environment）のみならず、社会（Social）及びガバナンス（Governance）の要素を考慮して、投資を行っていくこととする。

具体的には、外部委託等も通じて知見の蓄積を図りながら、リスク管理の強化の観点から、ESG 要素が資産価値に与える影響を投資対象の分析・選択・管理の各プロセスに組み込み（いわゆる「ESG インテグレーション」）、運用の持続可能性の向上に努めていく。これにより、今後、ESG 債市場が拡大・発展していく中で、ESG 債への投資が増えていくことも見込まれる。

このような取組を進めることで、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用を実現するとともに、他の主要国の外貨準備当局や民間を含む広い分野でも同様の取組が加速し、結果として、環境や社会問題の解決につながっていくことを期待する。

(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和５年度当初予算）



(注) 歳入歳出差額が、5,688 億円あります。これは外貨資産の運用収入等（歳入）が政府短期証券の利払費等（歳出）を上回る見込みであることによるものです。

○ 歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額 (単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
29,881 (+4,975)	24,193 (+12,718)	7,293 (+781)

○ 歳入・歳出の内容

(歳入) (単位：億円)

内容	額	説明（増減理由）
外国為替等売買差益	1,572 (▲38)	外国為替等の売買に伴う差益の収入見込額
運用収入	28,309 (+5,013)	外国為替資金の運用による収入見込額等（外貨証券の運用益の増）
雑収入	0 (-)	雑入の収入見込額等
合計	29,881 (+4,975)	

(歳出)

内容	額	説明（増減理由）
事務取扱費	29 (▲2)	・ 事務取扱いに必要な人件費、事務費等
諸支出金	4,264 (+783)	・ 償還差額補填金：4,113 億円 （額面を超える価格で購入している債券の償還） ・ 手数料：142 億円 ・ 支払利子：7 億円
防衛力強化一般会計へ繰入	12,004 (皆増)	・ 防衛力強化の財源の一般会計へ繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	4,896 (▲67)	・ 政府短期証券の利払費等（外国為替資金証券利子の支払見込額の減）
予備費	3,000 (-)	・ 政府短期証券の金利上昇等への備え
合計	24,193 (+12,718)	

② 剰余金

令和４年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	外国為替 資金に組入	一般会計へ 繰入
35,896	1,137	34,758	6,408	—	28,350

(剰余金が生じた理由)

外貨資産の運用収入等の歳入（3兆5,896億円）が諸支出金等の歳出（1,137億円）を上回ったためです。

(剰余金の処理の方法)

外為特会の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとしています。他方、一般会計の厳しい財政事情にかんがみ、外為特会の剰余金をできるだけ一般会計財源として活用すべきとの要請もあります。外国為替資金への組入額と一般会計への繰入額は、この両方の点を勘案して決定しています。

令和４年度決算における剰余金は、特別会計法第８条第２項の規定により、2兆8,350億円を令和５年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしました。

(注) 外為特会は、昭和５７年度以降、ほぼ毎年一般会計に対し繰入れを実施しており、令和５年度までの過去５年間で10.6兆円を繰り入れています。

(参考１) 積立金制度の廃止について

外為特会の積立金は、外貨資産と円建ての政府短期証券の金利差から生じた剰余金を積み立てたものであり、為替差損のほか、金利差損、内外金利の逆転による収支赤字にも備えるものです。積立金制度においては、特会が債務超過とならないよう、バランスシートに為替差損と見合う形で積立金を立ててバランスさせるとの考えの下、積立金を積み立てていました。

しかしながら、平成２５年の特別会計法改正において、政府短期証券残高の増加の抑制を図るため、積立金制度は廃止され、今後生じる剰余金について、一般会計及び翌年度歳入に繰り入れる額以外は、外為特会の健全運営を確保するため直接外国為替資金に組み入れることとなりました。

<参照条文> 特別会計法

(外国為替資金への組入れ)

第８０条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとする。

(参考２) 剰余金のうち、外国為替資金へ組み入れる金額の水準

剰余金のうち、外国為替資金への組入れに必要な金額としては、外国為替相場や市場金利の変動等があっても、保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準であるところの保有外貨資産の100分の30が目安となり、中長期的にはこの水準まで組入累計額が達することが望ましいこととされています。

組入金額の累計は、令和４年度末で約28.8兆円（保有外貨資産の約20.0%）にとどまっていることから、毎年度の剰余金の30%以上を外国為替資金へ組み入れ、組入累計額の保有外貨資産に対する割合を中長期的な必要水準に向け高めていくことを基本としつつ、外為特会の財務状況や一般会計の財政状況も勘案して一般会計繰入額を決定することとなっています。

③ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

外為特会貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《R2年度》	《R3年度》	《 資 産 の 部 》	《 負 債 の 部 》	《R3年度》	《R2年度》
147,174	156,007	現金・預金	未払金	0	0
31,856	28,372	円貨預け金	仮受金	1,540	1,263
115,318	127,635	外貨預け金	円貨預り金	2,043	1,102
7,212	7,760	金地金	賞与引当金	0	0
1,178,762	1,226,793	有価証券	政府短期証券	869,821	915,009
4,151	4,475	特別引出権証券	国庫余裕金繰替金	299,000	246,000
21,724	75,241	特別引出権	国際通貨基金通貨代用証券	36,904	35,427
4,954	5,138	未収収益	特別引出権純累積配分額	70,327	19,011
44,758	54,660	貸付金	退職給付引当金	2	2
1,483	1,225	円貨貸付金	特別決済勘定借	0	0
43,274	53,435	外貨貸付金	その他の債務等	-	-
178	71	仮払金	負債合計	1,279,640	1,217,817
1,657	1,648	その他の債権等	資産・負債差額	301,674	238,705
0	0	有形固定資産	(うち為替換算差損益)	(10,031)	(▲114,571)
0	0	物品			
0	0	無形固定資産			
45,950	49,516	出資金			
1,456,523	1,581,314	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	1,581,314	1,456,523

令和3年度における主な資産は、有価証券（為替介入等により購入した外貨建て債券）や現金・預金（外貨預け金、円貨預け金）です。

主な負債は、円貨を調達するために発行した政府短期証券です。

資産・負債差額は、令和3年度末で30兆1,674億円であり、これには、外貨資産の評価替えに伴って生じる外国為替等の評価差損益のほか、外国為替資金に組み入れられた内部留保（旧積立金相当額）等が含まれます。なお、資産・負債差額は、為替相場の水準等によって変動します。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取り組み等

外為特会の運用状況の情報開示については、近年その拡充に努めたこともあり、他のG7諸国と比較しても遜色ない水準となっています。具体的には、「外国為替平衡操作の実施状況」や「外貨準備等の状況」の公表、決算書及び特別会計財務書類による財務状況の開示、外貨建資産の運用利回りの公表を行っており、さらに平成20年11月からは、各年度末における保有外貨証券の満期別構成割合及び国債・非国債の構成割合を公表しています。なお、通貨構成については、為替市場に影響を与えるおそれがあることから、引き続き非公表としています。

外国為替資金特別会計についての問い合わせ先

財務省国際局為替市場課資金管理室 電話番号 03-3581-4111（内線2844）

5. 財政投融资特別会計

(1) 概要

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定の3勘定に区分されています。

これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を行っています。特定国有財産整備勘定は、廃止された特定国有財産整備特別会計における未完了事業の経理を行っています。

具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 財政融資資金勘定は、財政融資資金の運用に関する経理を行っています。

財政融資資金は、財投債や特別会計の積立金等の国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として設置されました。

なお、平成13年に、

- ・郵貯、年金の預託義務を廃止し、財投債により市場から能動的な資金調達を行うこととし、厳格な審査により真に必要な事業に貸し付けること
- ・市場原理との調和の観点から資産負債管理（ALM）の進展を図ること

などの抜本的な財政投融资改革が行われ、この際、昭和26年に設置された「資金運用部資金」の名称が現在の「財政融資資金」へと変更されました。

- ② 投資勘定は、昭和28年に設置された産業投資特別会計を前身としており、産業の開発、貿易の振興を目的とした投資に関する経理を行っています。

- ③ 特定国有財産整備勘定は、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末で廃止されたことに伴い、同年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられています。なお、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定です。

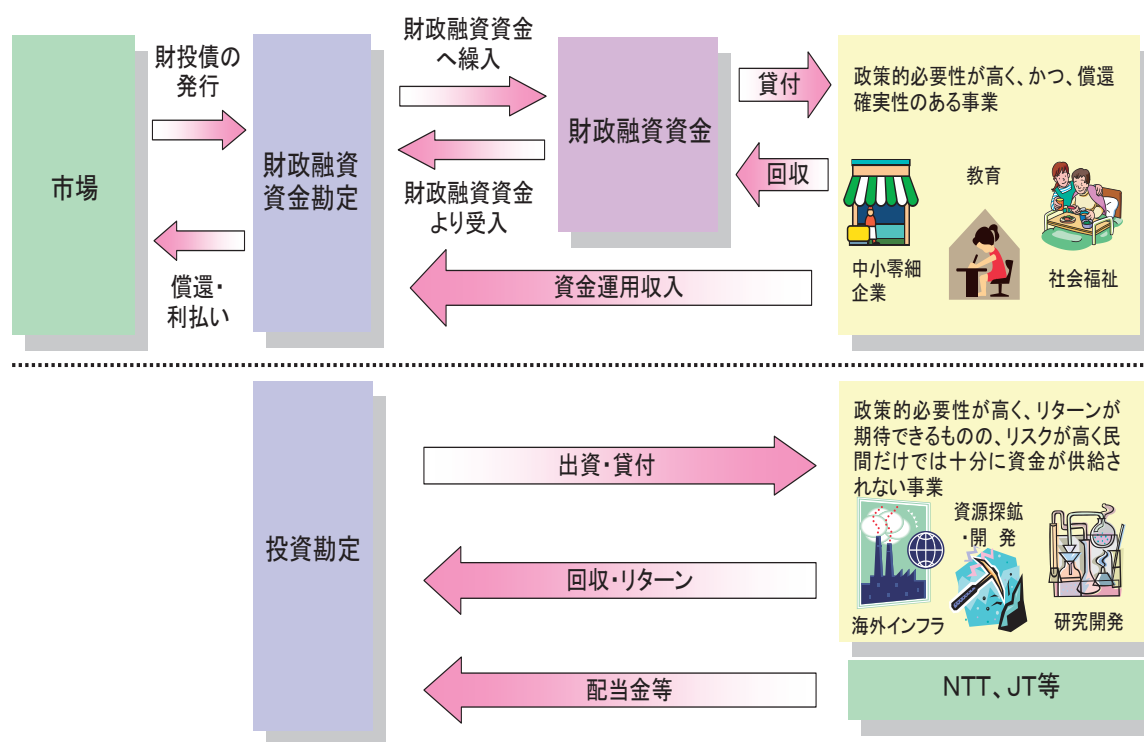
財政投融资特別会計（財政融資資金勘定・投資勘定）の仕組み

財政投融资とは、国の投融资活動であり、その資金供給方法は財政融資、産業投資などに分けられます。

財政融資とは、財投債（国債）の発行により調達された資金などによって構成されている財政融資資金を活用し、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対し、長期・固定・低利で行われる融資です。財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。この財政融資資金の運用に関する経理を財政融資資金勘定で行っています。

産業投資とは、NTT株、JT株の配当金などを原資として行う、産業の開発及び貿易振興のための投資（主として出資）です。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、投資により資金を供給しています。この産業投資に関する経理を投資勘定で行っています。

財政投融资は中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援など、様々な分野において活用され、我が国の国民生活や経済成長に貢献しています。



(2) 具体的な事業の内容

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分され、これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 財政融資資金勘定

当勘定では、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債の償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。

財政融資資金は、財投債などにより資金調達を行い、財投事業を行う機関に対する長期・固定・低利の貸付けを通じて、社会資本整備、事業者支援、インフラ海外展開支援、教育、社会福祉関係等様々な分野で経済社会に貢献しています。

（令和5年度の主な財政融資の内容）

令和5年度は、主に以下の取組に対して財政融資を措置。

・（株）日本政策金融公庫（国民・中小向け）

新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた中小企業者等への対応について、現下の資金需要等を踏まえた十分な事業規模を確保し、引き続き資金繰り支援に万全を期す。また、アフターコロナに向けた経済成長を後押しする観点から、スタートアップや成長力強化等のために経営課題に取り組む中小企業者等を積極的に支援

・（株）日本政策金融公庫（農林水産業者向け）

新型コロナウイルス感染症・物価高・円安等の影響により厳しい状況にある農林漁業者の支援に万全を期すよう、セーフティネット資金（資金繰り支援）等について、十分な事業規模を確保。また、農林水産業の成長産業化が着実に推進されるよう、スマート農業やグリーン化等の支援に必要なスーパーL資金等や、円安メリットを活かした農林水産物・食品の輸出拡大に対応する資金について、十分な事業規模を確保

・（株）日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化）

特定の政策的要請（低炭素、事業再編、造船等）に沿った法律を根拠に、長期・大規模案件（当該政策的要請に添った取組を進める事業者向け）に対して、日本公庫を通じたツーステップ・ローンを経済とした指定金融機関による融資を実施

・（独）福祉医療機構

福祉医療サービスの基盤強化の観点から施設整備に係る資金需要に的確に対応するとともに、物価上昇の影響を受けた施設に対して資金を供給するなど、福祉・医療事業者の経営安定化を支援。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉・医療事業者に対して、引き続き資金繰り支援に万全を期すとともに、コロナ融資残高を抱える事業者向けの新たな融資制度を創設し、円滑な設備投資を推進

・（独）国際協力機構

円借款による開発途上国への質の高いインフラ輸出を通じ、同国の経済発展及び海外展開する本邦企業のビジネス機会の確保・創出に取り組むほか、脆弱性の高まっている開発途上国への財政支援を通じて、同国の社会経済の安定及び我が国の対外連携の促進等に貢献

・（株）国際協力銀行

「グローバル投資強化ファシリティ」の創設や先進国業務の拡充等の機能強化を踏まえ、海外展開する本邦企業による①重要な物資・技術の確保（サプライチェーン強靱化）、②先端技術・新たなビジネスモデルの海外展開・市場創出（スタートアップ・イノベーション）、③低炭素技術・素材を含む脱炭素社会の実現（グリーン・トランジション）に資する取組を重点的に支援

・地方公共団体

住民生活に密着した社会資本整備や災害復旧等のニーズに対応するため、地方債計画に基づき、地方公共団体へ財政融資資金を供給

② 投資勘定

当勘定では、投資先からのリターンを再投資に回す仕組みの下、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有する NTT 株、JT 株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出を主な歳出としています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金等を供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

(令和5年度の主な産業投資の内容)

令和5年度は、主に以下の取組を支援。

- ・(株)国際協力銀行

「グローバル投資強化ファシリティ」の創設や先進国業務の拡充等の機能強化を踏まえ、海外展開する本邦企業による①重要な物資・技術の確保(サプライチェーン強靱化)、②先端技術・新たなビジネスモデルの海外展開・市場創出(スタートアップ・イノベーション)、③低炭素技術・素材を含む脱炭素社会の実現(グリーン・トランジション)に資する取組を重点的に支援

- ・(独)エネルギー・金属鉱物資源機構

経済安全保障やカーボンニュートラルへの円滑な移行の推進等の観点から、我が国への天然ガスや金属鉱物資源の安定的な供給等に取り組む企業を支援

- ・(株)脱炭素化支援機構

2050(令和32)年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融资(リスクマネー供給)を行い、脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生、知見の集積や人材育成など、新たな価値の創造に貢献

- ・(株)日本政策投資銀行

特定投資業務において、スタートアップやベンチャーキャピタルへの資金供給をはじめとした企業の競争力強化や地域活性化の実現に向けた資本性資金を供給

- ・(株)海外交通・都市開発事業支援機構

日本企業とともに海外交通・都市開発事業を行う現地事業者への出資等

上記の財政融資と産業投資については、政府保証とともに、その予定額を財投機関ごとに取りまとめた財政投融资計画を、毎年の通常国会において、特別会計予算の添付資料として国会に提出しています。

(注) 財政投融资計画には、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(長期運用法)」(昭48法7)第5条に基づき、財政融資のうち期間5年以上のもの、産業投資のうち出資及び期間5年以上の貸付け、政府保証のうち期間5年以上のものを計上しています。

(参考) 特定国有財産整備勘定

当勘定では、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、当初整備費を借入金等で賄い、施設完成後、この事業の実施に伴い不用となった財産の処分により借入金等を償還しています。完成後の施設は、一般会計に無償で引き渡すこととされています。

特定国有財産整備特別会計が平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、平成21年度までに策定されていた事業で未完了であった185事業について、経過的に当勘定にて経理を行っており、令和4年度末における未完了の事業は7事業となっています。

なお、平成22年度以降に新規で計画策定した事業については、一般会計にて経理を行っています。



財投特会の財務の健全性確保

○ 資産負債管理（ALM）

財政融資資金においては、資金の運用（貸付けなど）と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスクが存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

○ 金利変動準備金

財政投融资改革後のALMによって、財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、貸付けの大半が均等償還型のキャッシュフローであるのに対し、財投債が限られた年限での満期一括償還型のキャッシュフローであることなどから、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。

そこで、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、利益が発生した場合には金利変動準備金を積み立て、将来生じうる損失に備えることとしています。

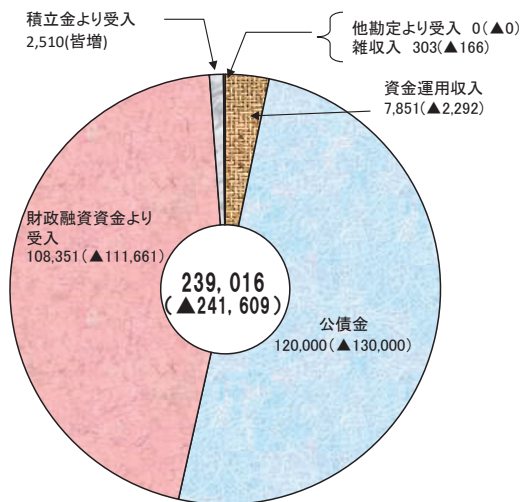
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

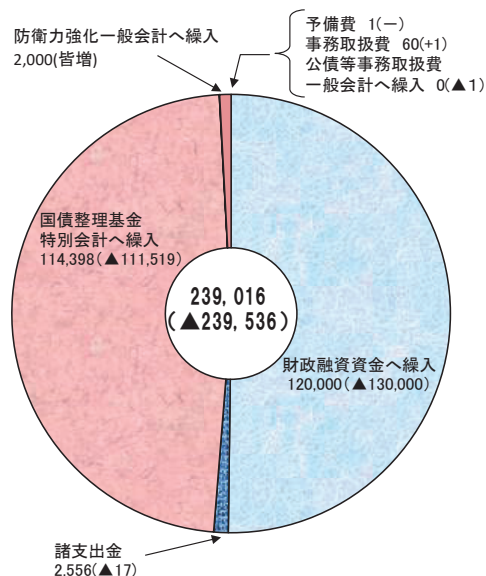
① 財政融資資金勘定

(単位：億円)

【歳入】



【歳出】

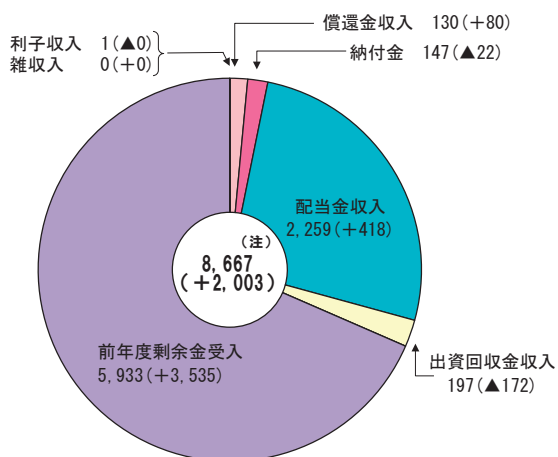


(注) 地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、2,565万円を投資勘定から受け入れることとしています。

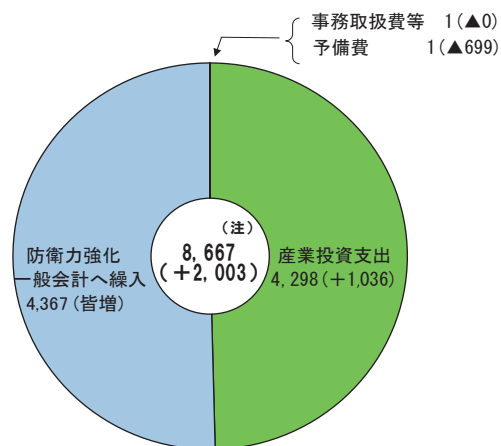
② 投資勘定

(単位：億円)

【歳入】



【歳出】

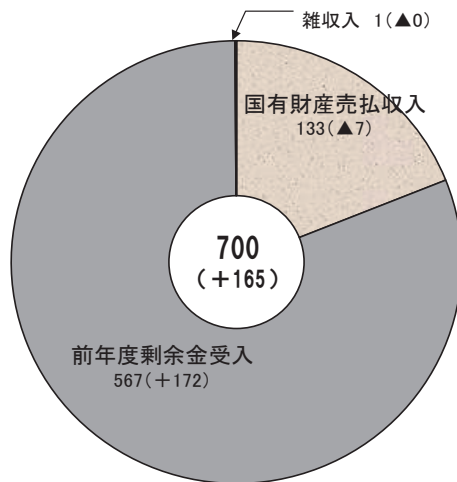


(注) 地方公共団体金融機構の納付金（1,500億円）のうち1,500億円については、地方の財源不足の補填に充てるために1,000億円を、森林環境譲与税の譲与財源に充てるため500億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしており、また、同納付金（1,500億円）のうち2,565万円については、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるために同勘定へ繰り入れることとしているため、上記の歳入・歳出に含んでいません。

なお、これを含む歳入・歳出の総額はそれぞれ1兆167億円です。

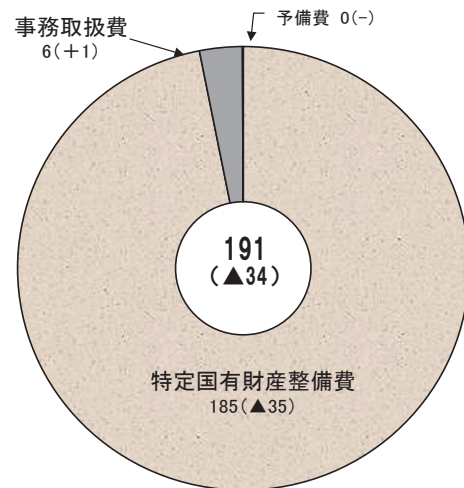
③ 特定国有財産整備勘定

【歳入】



【歳出】

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、509 億円ありますが、これは、特定国有財産整備計画の実施により不用となる跡地等の売払収入等（歳入）が新施設の整備費等（歳出）を上回る見込みであることによるものです。

この歳入歳出差額は、「前年度剰余金受入」として翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度の歳出に充てることとしています。

○歳入総額、歳出総額、(参考) 歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
財政融資資金勘定	239,016 (▲241,609)	239,016 (▲239,536)	121,339 (▲129,983)
投資勘定	10,167 (+3,003)	10,167 (+3,003)	4,300 (+337)
特定国有財産整備勘定	700 (+165)	191 (▲34)	191 (▲34)
特別会計合計	249,883 (▲238,441)	249,374 (▲236,567)	125,831 (▲129,680)

○財政融資資金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明 (増減要因)
資金運用収入	7,851 (▲2,292)	財政融資資金の運用による利子収入見込額 (過去の比較的高い金利の長期貸付金残高の減少に伴う減)
公債金	120,000 (▲130,000)	財政融資資金の貸付財源に充てるため発行する財投債の収入見込額
財政融資資金より受入	108,351 (▲111,661)	財投債の償還財源の財政融資資金からの受入見込額 (償還期限を迎える財投債の減少に伴う減)
積立金より受入	2,510 (皆増)	「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てるため等の同法に基づく積立金からの受入見込額
他勘定より受入	0 (▲0)	特別会計法附則第 12 条の 4 第 1 項の規定による投資勘定からの受入見込額
雑収入	303 (▲166)	公債に係る経過利子の受入見込額等
合計	239,016 (▲241,609)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
財政融資資金へ繰入	120,000 (▲130,000)	公債金の発行収入金の財政融資資金への繰入れ
事務取扱費	60(+1)	事務取扱いに要する人件費、事務費等
諸支出金	2,556 (▲17)	他の特別会計の積立金等の預託金に対する利子の支払等
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	0(▲1)	公債(財投債)等の発行及び償還に要する事務取扱費の額に相当する金額の一般会計への繰入れ
防衛力強化一般会計へ繰入	2,000 (皆増)	「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てるための同法に基づく一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	114,398 (▲111,519)	公債(財投債)償還金及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ(償還期限を迎える財投債の減少等に伴う減)
予備費	1(-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	239,016 (▲239,536)	

○投資勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
償還金収入	130(+80)	貸付金の償還見込額
利子収入	1(▲0)	貸付金の利子収入見込額等
納付金	1,647 (+978)	(株)国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等から納付される納付金の受入見込額
配当金収入	2,259 (+418)	政府出資金に対する配当金の収入見込額
出資回収金収入	197 (▲172)	「独立行政法人通則法」(平11法103)等に基づく出資回収金の受入見込額
雑収入	0(+0)	国有財産の売払い等による収入見込額
前年度剰余金受入	5,933 (+3,535)	前年度の決算上の剰余金見込額
株式売払収入	- (▲1,834)	日本電信電話株式(政府保有義務超過分)の売払収入見込額(令和4年度において、政府保有義務超過分9,293万株の売却が完了したことに伴う減)
合計	10,167 (+3,003)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
産業投資支出	4,298 (+1,036)	産業の開発及び貿易の振興のために行う投資
事務取扱費等	1 (▲0)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	0 (▲0)	特別会計法に基づく運用利殖金に相当する額の財政融資資金勘定への繰入れ
防衛力強化一般会計へ繰入	4,367 (皆増)	「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てるための一般会計への繰入れ
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	1,500 (+1,000)	特別会計法に基づく地方交付税交付金及び森林環境譲与税譲与金の財源に充てるための交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ
一般会計へ繰入	－ (▲2,700)	特別会計法に基づく一般会計への繰入れ
予備費	1 (▲699)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	10,167 (+3,003)	

○特定国有財産整備勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
国有財産売払収入	133 (▲7)	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115)第5条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の処分収入見込額(大口の処分財産が減少したことによる減)
雑収入	1 (▲0)	特定の国有財産の一時使用料等の収入見込額等
前年度剰余金受入	567 (+172)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	700 (+165)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
特定国有財産整備費	185 (▲35)	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115)第5条の規定による特定の国有財産の整備(整備事業の進捗に伴う減)
事務取扱費	6 (+1)	事務取扱いに必要な事務費等 特定国有財産の取得及び処分に必要な手数料等
予備費	0 (－)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	191 (▲34)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
財政融資資金勘定	327,425	327,822	▲397	—	▲397	—
投資勘定	12,559	5,760	6,798	6,798	—	—
特定国有財産整備勘定	702	199	503	503	—	—
特別会計合計	340,687	333,783	6,904	7,301	▲397	—

令和4年度決算における剰余金は、財政投融资特別会計全体で6,904億円です。

＜財政融資資金勘定＞

財政融資資金勘定の令和4年度決算において不足が397億円生じます。

(不足が生じた理由)

財政改革後の平成13年度から平成18年度にかけて、資産よりも負債が短いデュレーション・ギャップを解消するため、20年の財投債を積極的に発行したことから、その金利負担(利率2%前後)の影響を大きく受けていると考えられます。

(不足金の処理の方法)

特別会計法第58条第2項の規定により、積立金から補足することとしました。

＜投資勘定＞

投資勘定の令和4年度決算における剰余金は、6,798億円です。

(剰余金が生じた理由)

前年度剰余金受入などの歳入が予定を上回ったことや、産業投資支出が予定を下回ったことなどによるものです。

その詳細は、前年度剰余金受入の増(2,564億円)、株式売払収入の増(1,768億円)、配当金収入の増(1,036億円)、産業投資支出の不用額(518億円)、出資回収金収入の増(94億円)などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

＜特定国有財産整備勘定＞

特定国有財産整備勘定の令和4年度決算における剰余金は、503億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳出において事務取扱費を要することが少なかったこと(2億円)等によるものです。

なお、特定国有財産整備計画は、新施設整備により不用となる跡地の売払収入をもって新施設を取得することを目的とするものですが、当該計画は複数年度にわたるものであることから、その収支は必ずしも同一年度において均衡するものではありません。各年度予算においては、その収支に不足が見込まれる場合、これを借入金等により補い、また、超過が見込まれる場合には、剰余金として翌年度以降の歳出に充てることとしています。

(剰余金の処理の方法)

将来のPFI割賦金の支払いなどに充てるため、特別会計法附則第67条第3項において読み替えられた特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

③ 積立金等

金利変動準備金（財政融資資金勘定）

① 金利変動準備金の残高

（単位：億円）

令和 5 年度末（予定） （令和 5 年度予算）	令和 4 年度末 （令和 4 年度決算処理後）	令和 3 年度末 （令和 3 年度決算処理後）
10,942	12,494	12,879

（注）特別会計法第 58 条第 1 項の規定により積み立てられた積立金の残高は、令和 3 年度末では 1 兆 1,481 億円、令和 4 年度末では 1 兆 1,084 億円、令和 5 年度末（予定）では 8,905 億円です。なお、積立金は、現金主義に基づく金額であり、金利変動準備金は、企業会計原則に準拠した発生主義に基づく金額です。

② 金利変動準備金の目的

毎会計年度の損益計算上に利益が生じた場合、金利変動準備金として積み立て、将来の金利変動による損失に備えることとされています。

③ 金利変動準備金の上限

金利変動準備金の準備率の上限は、将来大幅な金利変動が生じたとしても財務の健全性を保つことができる水準として設定されています。

その具体的な水準は、平成 19 年度で郵便貯金及び年金に対する預託金の払戻しがほぼ終了し、金利変動リスクが相当程度減少したこと等を勘案し、財政制度等審議会財政投融资分科会における意見を踏まえて検討した結果、平成 20 年度より、従前の総資産の 100/1000 から総資産の 50/1000 に引き下げています。

この準備率の上限を超える部分については、原則として、国債残高の圧縮のために国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。しかし、平成 18 年度以降は、厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として、一般会計及び国債整理基金特別会計への繰り入れを行い、さらに平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、復興債の償還財源として、国債整理基金特別会計へ繰り入れています（P75 参照）。

（参考）

投資勘定において、投資財源の不足を補足するための原資を確保する趣旨から、昭和 31 年度に投資財源資金が設置されていますが、平成 21 年度末以降残高はない状況となっています。



財政投融资特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

○ 一般会計などへの繰入れ

現行の特別会計法では、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の金利変動準備金の準備率の上限（現行：総資産の50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされています。これは、財政投融资特別会計がストックである積立金を繰入れ対象としたことから、過去のストックである負債の圧縮に充てるため、国債償還財源として国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとしたものです。

国債整理基金特別会計への繰入れ規定のなかった平成 18 年度には、厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。加えて、平成 20 年度に 4 兆 1,580 億円、平成 21 年度に 7 兆 3,350 億円、平成 22 年度に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対応に活用されました。

また、平成 20 年度には、金利変動準備金の準備率の上限の引下げ（100/1000→50/1000）に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。

○ 復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平 23 法 117。以下「復興財源確保法」といいます。）の規定により、平成 24 年度から平成 27 年度までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として、国債整理基金特別会計へ繰り入れることができるとされ、平成 24 年度に 9,967 億円、平成 25 年度に 6,967 億円、平成 27 年度に 5,500 億円を繰り入れました。

また、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を受け、平成 27 年度に財政融資資金勘定から 2,000 億円、平成 28 年度に投資勘定から 2,783 億円、平成 29 年度に投資勘定から 554 億円、平成 30 年度に投資勘定から 634 億円の総額 5,971 億円を一般会計と国債整理基金特別会計に繰り入れました。

■平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づく財政投融资特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	H27～H30 合計
2,000 億円 （融資勘定）	2,783 億円 （投資勘定）	554 億円 （投資勘定）	634 億円 （投資勘定）	5,971 億円

（注）単位未満は四捨五入。

○ 防衛財源への貢献

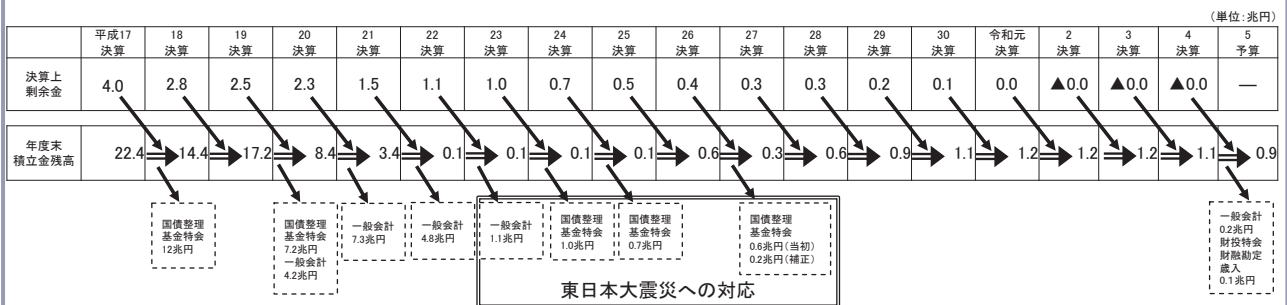
令和5年度予算においては、「『我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法』に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源」（以下、「防衛財源」という）を確保するため、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保しつつ最大限の貢献を行う観点から、特別の措置として、同法の規定により同勘定の積立金から2,000億円を一般会計に繰り入れる予定です。

また、投資勘定においても、「特別会計に関する法律」の規定により一般会計への繰入金として4,367億円を計上し、防衛財源に充てることとしています。

○ 一般会計などへの繰入れと財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）の財務の健全性

このように、平成18年度以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が低下しています。また令和4年度歳入歳出決算上は397億円の不足があり、積立金から同額を取り崩している状況です。

したがって、今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて、十分留意する必要があります。



(注1) 令和5年度については当初予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。
 (注2) 各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

④ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

財政投融资特別会計財政融資資金勘定貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

「2年度」	「3年度」	＜資産の部＞		＜負債の部＞		「3年度」	「2年度」
185,197	81,122	現金・預金		未払金		0	0
762	713	未収収益		未払費用		1,251	1,356
				預り金		12	14
				賞与引当金		1	2
				公債		1,047,416	1,188,546
1,304,493	1,304,215	貸付金		預託金		324,486	287,348
				退職給付引当金		29	27
				他会計繰戻未済金		4	4
				負債合計		1,373,202	1,477,299
0	0	有形固定資産		資産・負債差額		12,877	13,182
28	29	無形固定資産		負債及び資産・負債差額合計		1,386,080	1,490,482
1,490,482	1,386,080	資産合計					

主な資産は、政策金融機関、独立行政法人、地方公共団体や他の特別会計などへ貸し付けている「貸付金」です。

主な負債は、貸付金の財源となる「公債」（財投債）や他の特別会計などからの「預託金」です。

資産・負債差額は、金利変動準備金に本年度利益を加えた額（決算処理後の金利変動準備金）に相当します。

財政投融资特別会計投資勘定貸借対照表 (単位：億円、単位未満切捨)

≪2年度≫	≪3年度≫	< 資産の部 >		< 負債の部 >		≪3年度≫	≪2年度≫
3,917	4,963	現金・預金		未払金		0	0
(2)	(2)	うち政府預金		賞与引当金		0	0
(3,915)	(4,961)	うち財投預託金		退職給付引当金		0	0
0	0	たな卸資産		負債合計		0	0
0	0	未収収益					
715	642	貸付金					
0	0	無形固定資産					
144,577	153,615	出資金		資産・負債差額		159,220	149,209
149,210	159,221	資産合計		負債及び資産・負債差額合計		159,221	149,210

主な資産は、NTT や (株) 日本政策投資銀行などへの出資金です。

当勘定においては、借入金などの資金調達を行わずに、(株) 国際協力銀行の国庫納付金や NTT 株、JT 株等の配当金などを原資として産業投資（出資及び貸付け）に充てることとしているため、負債はわずかしか存在しないことから、「資産」≒「資産・負債差額」となっています。

財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定貸借対照表 (単位：億円、単位未満切捨)

《2年度》	《3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《3年度》	《2年度》
476	670	現金・預金	未払金	162	259
637	527	たな卸資産	その他の債務等	74	74
166	169	仕掛品	一般会計からの	74	74
470	357	販売用不動産	受入不動産見返り		
			負債合計	236	334
-	0	未収金			
1,956	1,094	その他の債権等	資産・負債差額	2,055	2,735
1,956	1,094	一般会計からの 未引受不動産			
0	0	有形固定資産			
3,070	2,292	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	2,292	3,070

主な資産は旧施設であり、新施設整備終了後一般会計から引き継がれた「販売用不動産」が357億円、引き継ぎ未済の「一般会計からの未引受不動産」が1,094億円となっています。

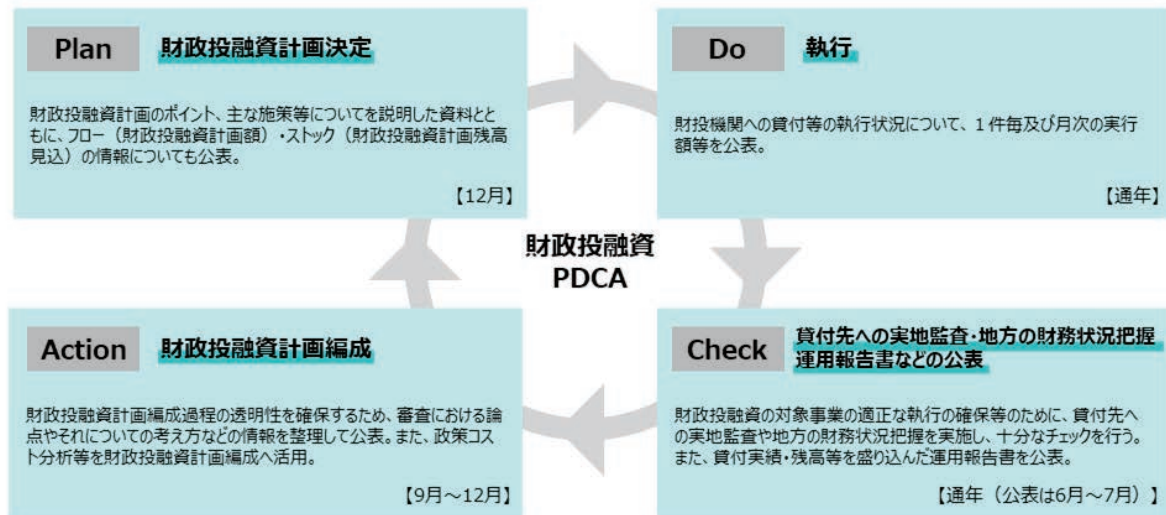
主な負債は、PFI事業により整備した新施設の整備費の未払額である「未払金」です。この「未払金」には、契約済の「国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額」720億円（令和3年度末）のうち完成済PFI事案に係るもののみが計上されています。

資産・負債差額は、旧施設の売払いに際して売払収入がたな卸資産価格（台帳価格）を上回ったことや、上記のとおり「未払金」が施設完成後まで計上されないこと等により発生したものです。このため、3年度末時点では資産が負債を上回る結果となっています。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融资についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

具体的には、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、実地監査や地方公共団体の財務状況把握に取り組むことで、財投機関に対するチェック機能の充実を図っています。



財政投融资特別会計についての問い合わせ先

（財政融資資金勘定）

財務省理財局財政投融资総括課 電話番号 03-3581-4111 （内線 5241）

（投資勘定）

財務省理財局財政投融资総括課 電話番号 03-3581-4111 （内線 2587）

（特定国有財産整備勘定）

財務省理財局国有財産調整課 電話番号 03-3581-4111 （内線 69406）

6. エネルギー対策特別会計

(1) 概要

エネルギー対策特別会計は、行政改革推進法に基づき、平成 19 年度に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計を統合し、エネルギー対策に関する経理を明確にするために設置された特別会計であり、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分経理されています。

エネルギー需給勘定は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定です。当初、昭和 42 年に石炭鉱業の安定対策実施等のために設置され（当時は石炭対策特別会計）、昭和 47 年に石油対策の追加、昭和 55 年に石油代替エネルギー対策の追加、平成 13 年には石炭対策廃止などの制度改正を実施してきたところです。

また、電源開発促進勘定は、電源開発促進対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定です。当初、昭和 49 年に電源立地を促進することを目的とし、電源開発促進税の創設と合わせて設置され、昭和 55 年に石油代替エネルギーによる発電促進のための電源多様化対策を追加、平成 15 年に新エネルギー事業を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に一元化、平成 24 年に原子力安全規制のための原子力安全規制対策を設置するなどの制度改正を実施してきたところです。

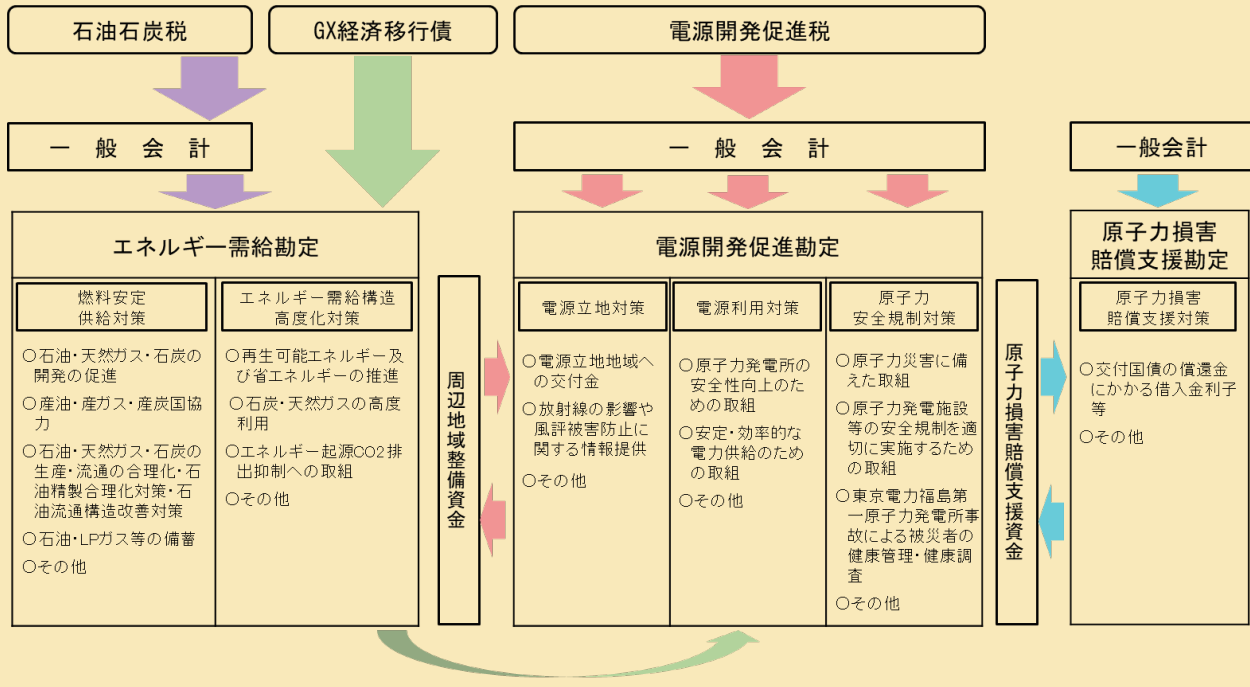
さらに、原子力損害賠償支援勘定は、「原子力損害賠償支援機構法」（平 23 法 94）^(注)の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置を行うことを目的とし、平成 23 年に設置された勘定です。

なお、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令 5 法 32）の規定により、令和 5 年度から令和 14 年度までの各年度に限り、エネルギー需給勘定の負担において、脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）を発行できるとされています。

(注) 原子力損害賠償支援機構を改組し、同機構に事故炉の廃炉支援業務を担わせるため、平成 26 年通常国会に「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」を提出し、同年 5 月 14 日に成立、同年 8 月 18 日から施行しました。これに伴い、同機構の名称は「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に変更され、法律名も「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に変更されました。

エネルギー対策特別会計の仕組み

エネルギー対策特別会計のうち石油石炭税を財源とするエネルギー需給勘定と、電源開発促進税を財源とする電源開発促進勘定は、それぞれの税収を全て一般会計に計上した上で、必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとなっています。なお、GX 経済移行債の発行収入金は、全額をエネルギー需給勘定に計上した上で、必要額を電源開発促進勘定に繰り入れることとしています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に分かれ、それぞれ以下の業務に関する経理を行っています。

① エネルギー需給勘定

エネルギー需給勘定は、受益者負担の考え方に基づき行われる燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

(ア) 燃料安定供給対策

石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、石油及びLPガス等の備蓄等の措置を講じています。

＜令和5年度予算における主な事業＞

- 資源の安定的かつ安価な供給の確保
 - － 石油・天然ガス、石炭の権益確保の推進
 - － 石油・天然ガス等の国内資源開発の推進 等
- 強靱なエネルギーサプライチェーンの構築
 - － 製油所等の設備最適化や強靱化、地域における石油・LPガス事業者の経営基盤強化
 - － 石油・LPガス等の備蓄体制の整備 等

(イ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るために、省エネルギー・再生可能エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源 CO₂排出抑制対策などの措置を講じています。

<令和5年度予算における主な事業>

- 再生可能エネルギーの主力電源化
 - － 最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立の実現に向けた課題への対応（地熱・水力等のポテンシャル調査・開発支援、コスト低減・系統制約の克服・事業化の促進に向けた研究開発・実証、固定価格買取制度の適切な運用等）
- 徹底した省エネルギーの推進
 - － 産業、業務、家庭、運輸部門での省エネルギー対策の強化 等
- 水素・アンモニア社会の実現に向けた取組強化
 - － 水素・アンモニア需要の拡大と水素・アンモニア供給体制の構築（水素ステーションの戦略的整備や低コスト化に向けた研究開発、水素・アンモニアの製造・発電・利用技術に対する支援等）
 - － 水素還元製鉄等の革新的技術の研究開発・社会実装の加速に向けた支援【GX 経済移行債を活用】
 - － クリーンエネルギー自動車の導入支援【GX 経済移行債を活用】
- 高効率火力発電の開発・活用加速化

② 電源開発促進勘定

電源開発促進勘定は、電力利用者の受益者負担の考え方に基づき行われる電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

(ア) 電源立地対策

発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置を講じています。

<令和5年度予算における主な事業>

- 発電用施設等と国民・地域との共生
 - － 発電用施設等の立地地域に係る理解促進
 - － 公共用施設の整備等のハード事業や福祉対策措置等のソフト事業 等
- 放射線の影響や風評被害防止、原子力政策等に関する広報
 - － 放射線に関する知識の普及
 - － 立地地域等に関する経済支援広報 等

(イ) 電源利用対策

発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置を講じています。

<令和5年度予算における主な事業>

- 原子力発電の安全基盤の構築
 - － 原子力発電所の安全対策高度化
 - － 原子力安全等のための人材育成

- － 放射性廃棄物の処分に向けた取組 等
- 核燃料サイクルの確立
 - － 高速炉サイクルの技術開発
 - － 放射性廃棄物の減容化に向けたガラス固化技術の基盤研究 等
- 次世代革新炉の実証炉に係る研究開発【GX 経済移行債を活用】

(ウ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置を講じています。

<令和5年度予算における主な事業>

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や国際基準を踏まえた原子力規制の継続的改善
 - － 重大事故（シビアアクシデント）対策、地震・津波対策の規制高度化のための試験・研究 等
- 環境放射線モニタリングの充実・強化
 - － 原子力発電施設等の周辺地域におけるモニタリングの実施及び支援 等
- 原子力防災対策の充実・強化
 - － 地方自治体が行う原子力防災対策に対する支援 等

③ 原子力損害賠償支援勘定

原子力損害賠償支援勘定は、原子力損害賠償支援対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

(ア) 原子力損害賠償支援対策

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置を講じています。

原子力損害賠償は、原子力損害を生じさせた原子力事業者の責任において行われるところ、賠償に必要となる資金繰りについては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の交付・償還により支援することとされています。同機構の保有する交付国債の償還に係る費用の財源には、原子力損害賠償支援勘定の原子力損害賠償支援証券及び借入金収入が充てられ、同証券及び借入金の元本分は、同機構の国庫納付金（納付金は主に原子力事業者の負担金からなります）、利子分は、一般会計からの原子力損害賠償支援勘定への繰入金を財源として償還されます。

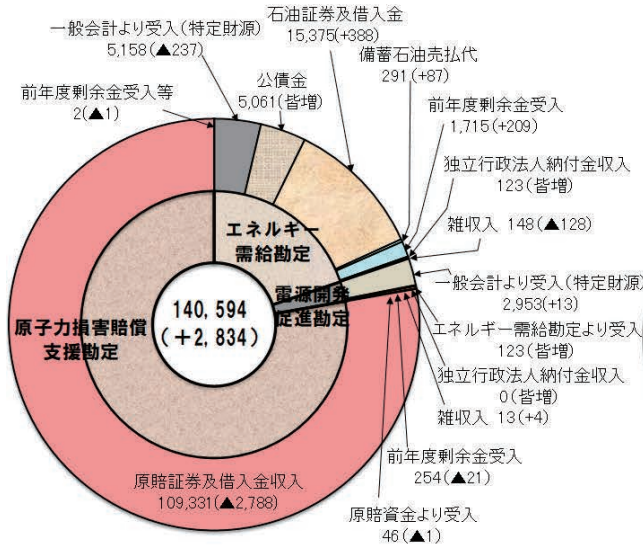
<令和5年度予算における主な措置>

- 借入金の償還等に必要な額の国債整理基金特別会計への繰入れ 等

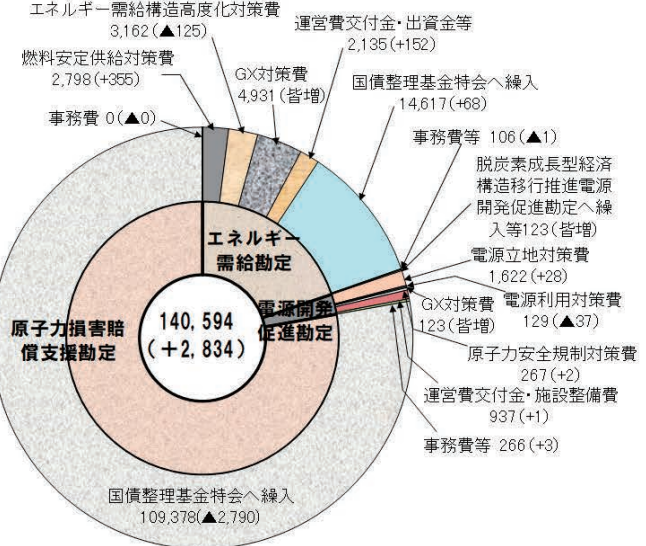
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

【歳入】



【歳出】



○歳入総額、歳出総額、(参考) 歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
エネルギー需給勘定	27,871 (+5,504)	27,871 (+5,504)	13,088 (+5,315)
電源開発促進勘定	3,345 (+120)	3,345 (+120)	3,345 (+120)
原子力損害賠償支援勘定	109,378 (▲2,790)	109,378 (▲2,790)	0 (▲0)
特別会計合計	140,594 (+2,834)	140,594 (+2,834)	16,433 (+5,435)

○エネルギー需給勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
一般会計より受入	5,158 (▲237)	石油石炭税繰入相当額のうち、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
脱炭素成長型経済構造移行公債金	5,061 (皆増)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源に充てるための脱炭素成長型経済構造移行債に係る公債金収入見込額
石油証券及借入金収入	15,375 (+388)	国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費用の財源に充てるための石油証券並びに借入金収入の見込額
備蓄石油売払代	291 (+87)	国家備蓄石油の売払代収入の見込額

独立行政法人納付金収入	123 (皆増)	(独) エネルギー・金属鉱物資源機構及び(国) 新エネルギー・産業技術総合開発機構から納付される納付金の受入見込額
雑収入	148 (▲128)	石油公団承継株式配当金収入、雑入等の見込額
前年度剰余金受入	1,715 (+209)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	27,871 (+5,504)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
燃料安定供給対策費	2,798 (+355)	① 石油の備蓄の整備のための措置 ② 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進並びにこれらの生産及び流通の合理化のための施策等
エネルギー需給構造高度化対策費	3,162 (▲125)	① 非化石エネルギーの開発・利用の促進及びエネルギー利用の高度化の促進のためにとられる施策 ② 内外におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとられる施策等
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	4,931 (皆増)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策等
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	1,384 (▲38)	(国) 新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う業務の財源に充てるための運営費交付金の交付
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	266 (+93)	(独) エネルギー・金属鉱物資源機構が行う業務の財源に充てるための運営費交付金の交付
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	486 (+98)	(独) エネルギー・金属鉱物資源機構が行う石油・天然ガス資源開発支援等に要する資金に充てるための出資
事務取扱費	74 (▲3)	事務取扱いに要する人件費、事務費等
脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	123 (皆増)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源に充てるための電源開発促進勘定への繰入れ
諸支出金	0 (—)	過誤納に係る返納金等の払戻し
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0 (—)	石油証券の発行及び償還に要する事務取扱費の額に相当する金額の一般会計への繰入れ
脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入	1 (皆増)	脱炭素成長型経済構造移行債の発行及び償還に要する事務取扱費の額に相当する金額の一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	14,611 (+62)	借入金の償還金及び利子、石油証券の償還金及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ

内容	額	説明（増減要因）
脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	6（皆増）	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費に要する一時借入金の利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ
予備費	30（－）	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	27,871（+5,504）	

○電源開発促進勘定の歳入・歳出の内容

（単位：億円）

（歳入）

内容	額	説明（増減要因）
一般会計より受入	2,953（+13）	電源開発促進税繰入相当額のうち、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	123（皆増）	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源に充てるためのエネルギー需給勘定からの受入見込額
独立行政法人納付金収入	0（皆増）	（国）新エネルギー・産業技術総合開発機構から納付される納付金の受入見込額
雑収入	13（+4）	返納金、財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
前年度剰余金受入	254（▲21）	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	3,345（+120）	

（歳出）

内容	額	説明（増減要因）
電源立地対策費	1,622（+28）	電源立地地域対策交付金の交付等
電源利用対策費	129（▲37）	① 発電用施設の利用の促進及び安全の確保を図るための措置 ② 発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置等
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	123（皆増）	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策等
原子力安全規制対策費	267（+2）	原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	934（+1）	（国）日本原子力研究開発機構が行う業務の財源に充てるための運営費交付金の交付
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3（－）	（国）日本原子力研究開発機構が施行する研究施設の整備費の補助
事務取扱費	261（+3）	事務取扱いに要する人件費、事務費等
諸支出金	0（－）	過誤納に係る返納金等の払戻し
予備費	5（－）	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	3,345（+120）	

○原子力損害賠償支援勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
原子力損害賠償支援資金より受入	46 (▲1)	原子力損害賠償支援資金からの受入見込額
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	109,331 (▲2,788)	交付国債の償還金の支出に要する費用の財源に充てるための民間からの借入金及び原子力損害賠償支援証券の収入見込額
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	0 (－)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構から納付される納付金の受入見込額
雑収入	0 (▲0)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
前年度剰余金受入	2 (▲1)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	109,378 (▲2,790)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
事務取扱費	0 (▲0)	事務取扱いに要する事務費
国債整理基金特別会計へ繰入	109,378 (▲2,790)	借入金の償還金及び利子、原子力損害賠償支援証券の償還金及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ
合計	109,378 (▲2,790)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
エネルギー需給勘定	29,537	21,925	7,612	7,612	-	-
電源開発促進勘定	3,928	3,241	687	687	-	-
原子力損害賠償支援勘定	85,464	85,044	420	420	-	-
特別会計合計	118,931	110,211	8,719	8,719	-	-

令和4年度決算における剰余金は、エネルギー対策特別会計全体で8,719億円です。

当該剰余金は、①翌年度繰越額3,447億円、②歳出不用額1,367億円、③歳入増加額が2,118億円、④前年度剰余金受入増加額1,785億円等によって構成されています。このうち、④については、令和3年度において生じた歳出不用等が、令和4年度の歳入予算に計上されず、令和4年度の歳入決算に計上されたものであり、令和4年度において、実際に余った金額ではありません。

＜エネルギー需給勘定＞

エネルギー需給勘定における剰余金は、7,612億円であり、そのうち①翌年度繰越額が3,198億円、②歳出不用額が1,204億円、③歳入増加額が2,096億円、④前年度剰余金受入増加額が1,113億円等です。

(剰余金が生じた理由)

- ・①については、非化石エネルギー等導入促進対策費補助金において、事業計画の見直しにより年度内に事業を終了することができなくなったこと等によるものです。
- ・②については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金において、事業規模が予定を下回ったこと等によるものです。
- ・③については、国家備蓄石油の売払いが予定より多かったこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により令和5年度の歳入として受け入れ、翌年度以降のエネルギー対策特別会計の財源として活用されます。それにより歳入予算における一般会計からの繰入額が抑制されることとなります。

<電源開発促進勘定>

電源開発促進勘定における剰余金は、687 億円であり、そのうち①翌年度繰越額が 249 億円、②歳出不用額が 160 億円、③歳入増加額が 22 億円、④前年度剰余金受入増加額が 254 億円です。

(剰余金が生じた理由)

- ①については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金について、高速実験炉「常陽」の運転再開に向けた原子力規制委員会における新規制基準の適合性確認において、新たに検討する事項が生じたことにより年度内に事業を終了することができなくなったこと等によるものです。
- ②については、電源立地地域対策交付金において、地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったこと等によるものです。
- ③については、原子力施設等防災対策等交付金等の返納金があったこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により令和 5 年度の歳入として受け入れ、翌年度以降のエネルギー対策特別会計の財源として活用されます。それにより歳入予算における一般会計からの繰入額が抑制されることとなります。

<原子力損害賠償支援勘定>

原子力損害賠償支援勘定における剰余金は、420 億円です。

(剰余金が生じた理由)

政府として原子力損害賠償に支障のないよう万全を期すこととされている中、令和 4 年度における借入金の未執行額 416 億円等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により令和 5 年度の歳入として受け入れ、翌年度以降のエネルギー対策特別会計の財源として活用されます。

③ 積立金等

原子力損害賠償支援資金（原子力損害賠償支援勘定）

① 資金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
537	583	583

② 資金の目的

エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定においては、特別会計法第92条の2第1項の規定に基づき原子力損害賠償支援資金を置き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付された国債の償還金及び当該国債の償還に関する諸費の支出として、国債整理基金特別会計への繰入を円滑に実施するために要する費用を確保することとしています。

③ 資金の水準

市場金利の変動やその他の要因を勘案し、国債整理基金特別会計への繰入れを円滑に実施するために必要な金額を積み立てています。

令和5年度予算においては、当該年度の金利負担に要する費用に充てるため、46億円を取り崩すこととしております。

（参考）

電源開発促進勘定において、電源立地の進展に伴って将来発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保する趣旨から、平成15年度に周辺地域整備資金が設置されていますが、令和2年度末以降残高はない状況となっています。

④ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

エネルギー対策特別会計貸借対照表 （単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	<資産の部>		<負債の部>		《3年度》	《2年度》
5,957	7,928	現金・預金		未払金		8	1
4,291	5,131	有価証券		未払費用		0	0
14,737	14,473	たな卸資産	↔	前受金		42	-
15	15	未収金		賞与引当金		5	5
36,609	32,649	前払費用	↔	政府短期証券		11,605	11,631
351	391	貸付金		公債		32,649	36,609
333	333	他会計繰戻未収金		借入金		83,331	82,649
▲15	▲15	貸倒引当金					
4,341	4,079	有形固定資産	↔ (エネ需分)	退職給付引当金		43	43
1	0	無形固定資産		負債合計		127,685	130,940
11,438	13,335	出資金		負債及び資産・負債差額合計		78,322	78,060
78,060	78,322	資産合計					
▲52,879	▲49,362	資産・負債差額					

主な資産は、将来のリスクに備える国家石油備蓄等（1兆4,473億円、たな卸資産）、東京電力ホールディングス（株）へ資金援助を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、将来の資金援助の財源として交付した国債の償還費用（3兆2,649億円、前払費用）、国家石油備蓄基地に係る工作物等（4,079億円、有形固定資産）があります。この他、旧石油公団から承継した有価証券（5,131億円、有価証券）や政策目的による独立行政法人等に対する出資金（1兆3,335億円、出資金）等があります。

資産・負債差額は、借入金（8兆3,331億円）によって発生しています。これは、原子力損害賠償支援勘定において、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の償還の進捗により、当該償還のための財源に係る借入金が増加したためです。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

エネルギー需給勘定について、再生可能エネルギーの普及・省エネルギー対策の促進に係る分野について、令和5年度の概算要求前に関係省庁で調整し、経済産業省及び環境省がそれぞれ各省庁と連携して事業を行うことで、事務及び事業の効率化を図っています。

また、エネルギー対策特別会計の財務に関する情報については、資源エネルギー庁のホームページに特別会計財務書類を毎年度公表しています。

エネルギー対策特別会計についての問い合わせ先

内閣府 大臣官房 会計課

電話番号 03-3581-4610

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総務課

電話番号 03-3501-2669

文部科学省 研究開発局 開発企画課

電話番号 03-6734-4126

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

電話番号 03-6457-9099

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房会計部門

電話番号 03-5114-2103

7. 労働保険特別会計

(1) 概要

労働保険特別会計は、昭和 22 年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和 47 年に一元化され設置されたものです。

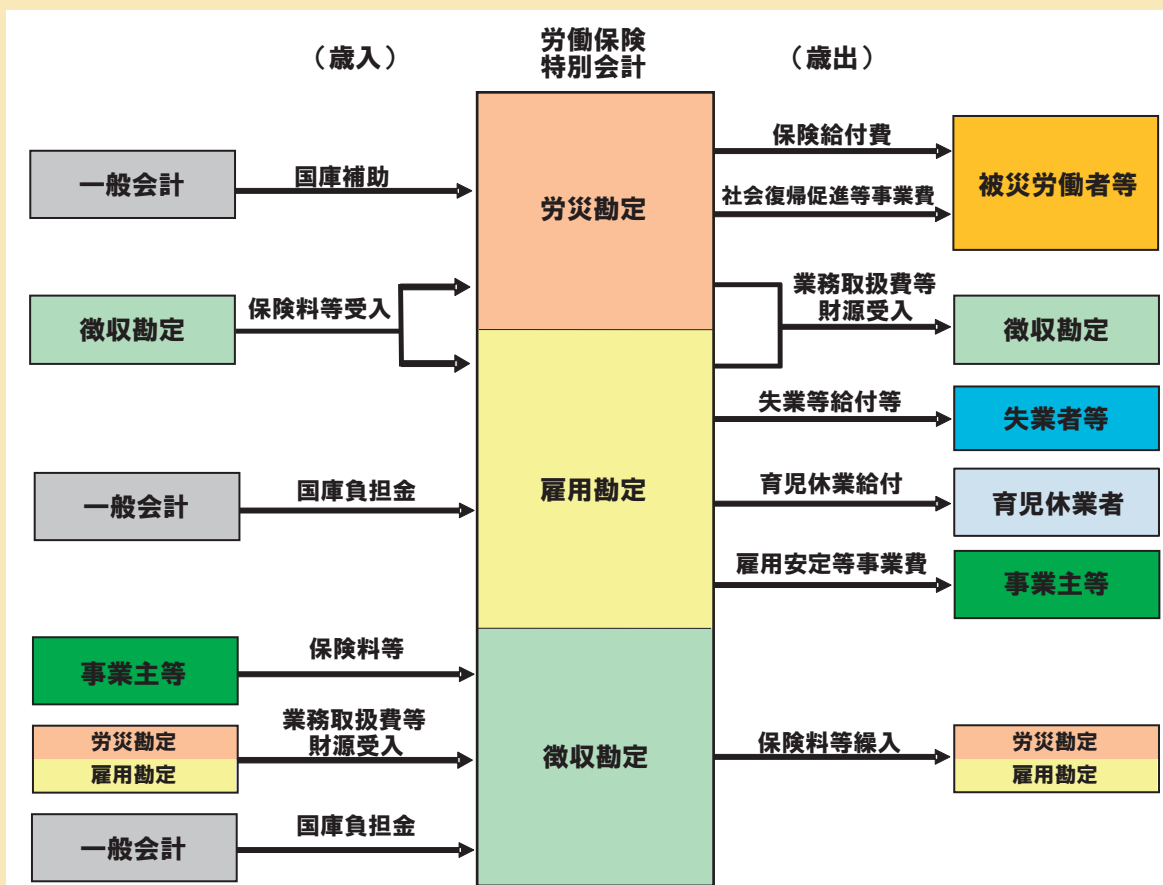
さらに、昭和 50 年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設されたところです。

労働保険特別会計は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の 3 勘定に区分されています。

労働保険特別会計の仕組み

労災保険及び雇用保険に係る保険料は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭 44 法 84) に基づく労働保険料として一括徴収されており、それぞれ労災保険率及び雇用保険率が定められています。

徴収勘定の歳入に計上された労働保険料のうち、労災保険率及び雇用保険率に相当する部分の額は、徴収勘定からそれぞれ労災勘定及び雇用勘定の歳入として繰り入れられています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 労災勘定

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」(昭 22 法 50) による労災保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とし、業務上の事由等による労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするための保険給付及び被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っています。

(参考資料)「労災補償」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html)

② 雇用勘定

雇用勘定は、「雇用保険法」(昭 49 法 116) による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とし、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業(雇用保険二事業)を行っています。

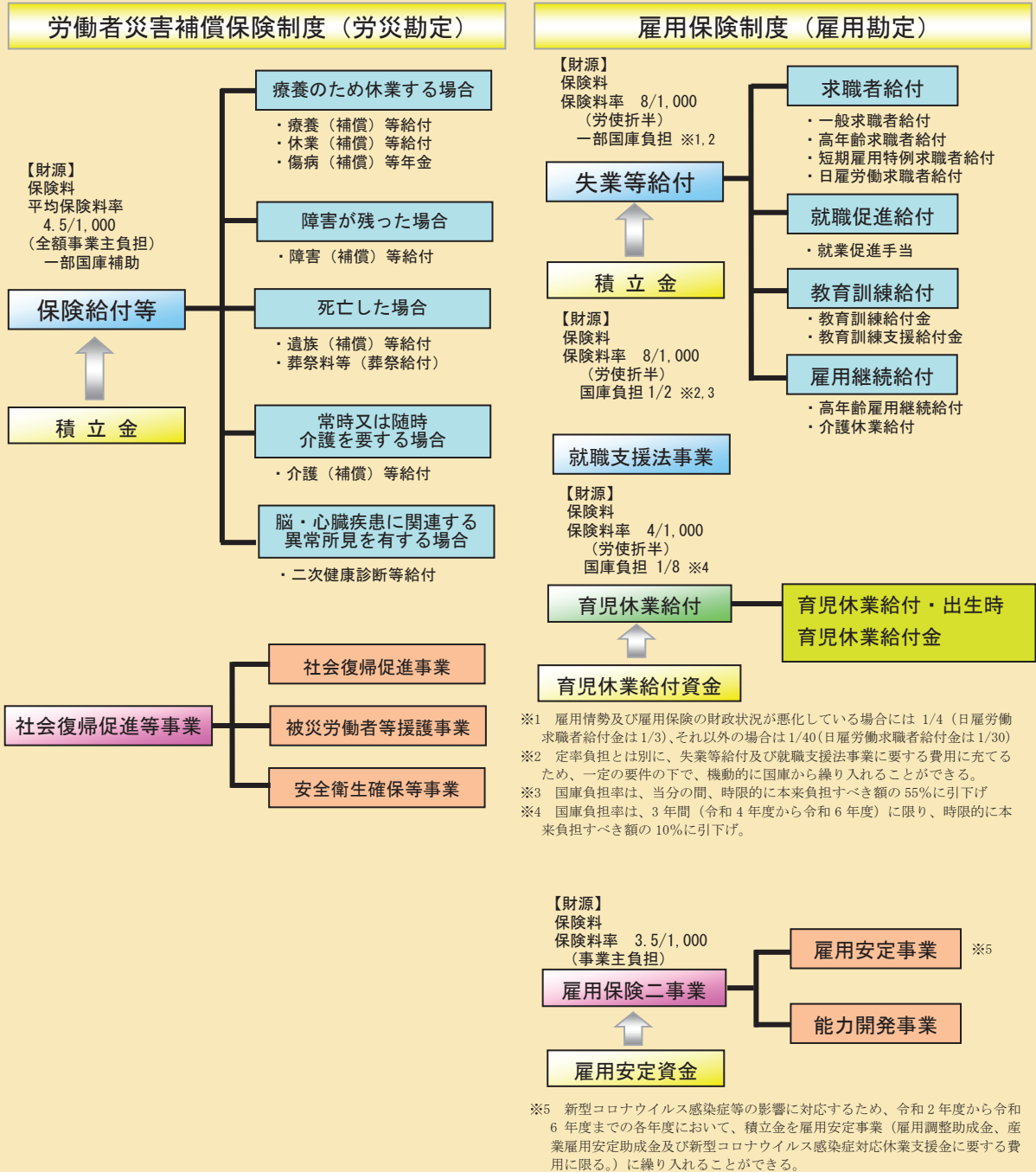
(参考資料)「雇用保険」

(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_guide.html)

③ 徴収勘定

徴収勘定は、労働保険料の徴収に係る業務を経理する勘定であり、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭 44 法 84) により労災・雇用保険事業に係る労働保険料を一元的に徴収し、徴収した労働保険料等の労災勘定及び雇用勘定への繰入れを行っています。

労働保険特別会計の仕組み（令和5年度予算ベース）

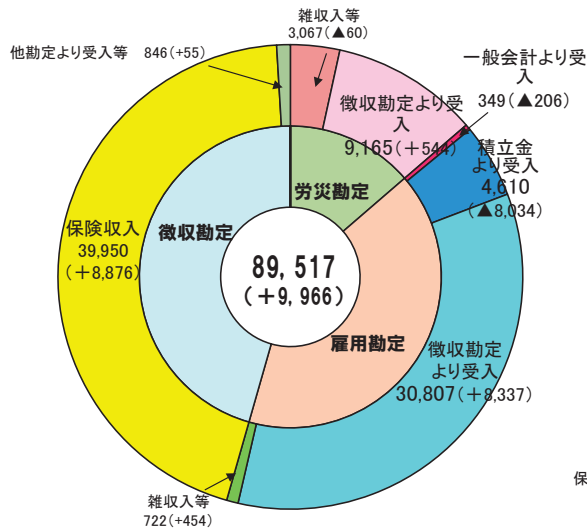


(3) 特別会計の現状

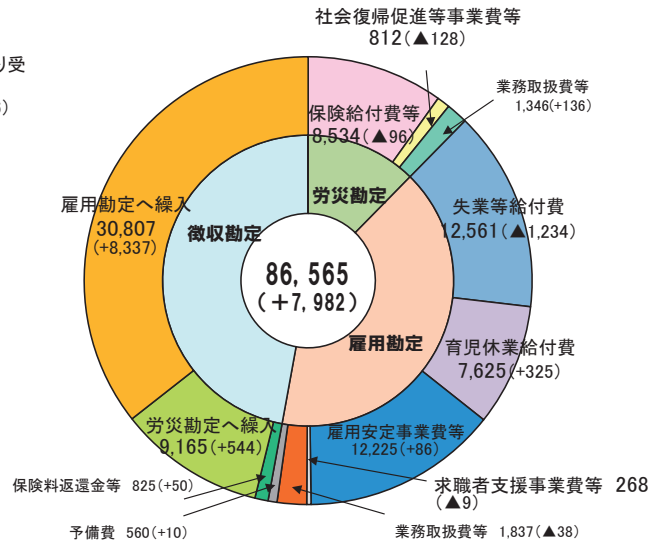
① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

（単位：億円）

【歳入】



【歳出】



（注）歳入歳出差額が、2,951 億円あります。差額の主な理由は、労災勘定の歳出予算にて当年度の保険給付費等支払見込額を計上する一方で、労災勘定の歳入予算には翌年度以降へ繰り越して使用する支払備金等を含めて計上していることによるものです。

○歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額

（単位：億円）

勘定	歳入総額	歳出総額	（参考）歳出純計額
労災勘定	12,232 (+484)	10,692 (▲88)	10,178 (▲162)
雇用勘定	36,488 (+551)	35,076 (▲860)	34,819 (▲854)
徴収勘定	40,797 (+8,931)	40,797 (+8,931)	825 (+50)
特別会計合計	89,517 (+9,966)	86,565 (+7,982)	45,822 (▲966)

○労災勘定の歳入・歳出の内容

（単位：億円）

（歳入）

内容	額	説明（増減理由）
保険収入	11,026 (+512)	
徴収勘定より受入	9,165 (+544)	保険給付費等に相当する金額の徴収勘定からの受入見込額（労働保険料収入）
一般会計より受入	0.07 (▲0)	労働者災害補償保険事業に要する費用に充てるための国庫補助金の一般会計からの受入見込額
支払備金受入	1,623 (▲49)	既に業務災害等を受けた労働者等に対し支払われるべき給付見込相当額の前年度からの受入見込額
未経過保険料受入	238 (+18)	既に収納された有期事業に係る保険料のうち、当該年度に係る保険料見込額の前年度からの受入見込額
運用収入	980 (▲32)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額
雑収入等	226 (+4)	第三者行為災害に係る損害賠償金等の収入見込額
合計	12,232 (+484)	

(歳出)

内容	額	説明(増減理由)
保険給付費等	8,534 (▲96)	業務災害等を受けた労働者に対する保険給付費等
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	57 (▲3)	職務上年金給付費に相当する金額の年金特別会計厚生年金勘定への繰入れのための経費
職務上年金給付費等交付金	47 (▲3)	職務上年金給付費等の全国健康保険協会への交付のための経費
社会復帰促進等事業費	812 (▲128)	社会復帰促進等事業として行う被災労働者の円滑な社会復帰の促進等を実施するための経費
業務取扱費等	726 (+67)	業務取扱いに必要な人件費、事務費及び労働基準監督署庁舎等の施設整備費等
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	454 (+77)	保険料の過誤納の返還金及び労働保険適用事業主から保険料を徴収する費用に充てるため、徴収勘定へ繰り入れる経費
予備費	62 (▲1)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	10,692 (▲88)	

○雇用勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減理由)
徴収勘定より受入	30,807 (+8,337)	失業等給付費、育児休業給付費、就職支援法事業費、雇用保険二事業費等に相当する金額の徴収勘定からの受入見込額(労働保険料収入)
一般会計より受入	349 (▲206)	失業等給付(求職者給付及び介護休業給付金等)、育児休業給付及び就職支援法事業等に要する費用に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額
積立金より受入	4,610 (▲8,034)	失業等給付費、就職支援法事業費及び雇用安定事業費の財源に充てるための積立金からの受入見込額
その他の収入	722 (+454)	財政融資資金への預託金利子の収入見込額等
合計	36,488 (+551)	

(歳出)

内容	額	説明(増減理由)
失業等給付費	12,561 (▲1,234)	失業等給付の支給に必要な経費
育児休業給付費	7,625 (+325)	育児休業給付の支給に必要な経費
雇用安定事業費及び能力開発事業費等	12,494 (+77)	雇用保険二事業等に必要な経費
地域雇用機会創出等対策費	7,651 (+14)	雇用安定事業として行う雇用調整助成金の支給等
高齢者等雇用安定・促進費	2,029 (▲75)	雇用安定事業として行うキャリアアップ助成金の支給等
就職支援法事業費	243 (▲11)	就職支援法事業として行う職業訓練受講給付金の支給等

職業能力開発強化費	600 (▲8)	能力開発事業として行う総合的職業能力開発プログラム推進事業の都道府県への委託及び就職氷河期対策費等
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	699 (+48)	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務の財源に充てるための交付金
その他	1,271 (+108)	雇用安定事業として行う職業紹介事業の実施等
業務取扱費等	1,365 (+129)	雇用保険事業の業務取扱いに必要な人件費、事務費及び庁舎等の施設整備費等
育児休業給付資金へ繰入	216 (▲159)	育児休業給付資金への繰入れ
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	253 (▲10)	保険料の過誤納の返還金及び労働保険適用事業主から保険料を徴収する費用に充てるため、徴収勘定へ繰り入れる経費
国債整理基金特別会計へ繰入	4 (+3)	一時借入金の利子の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計へ繰り入れる経費
予備費	560 (+10)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	35,076 (▲860)	

○徴収勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減理由)
保険収入	39,950 (+8,876)	労災保険料及び雇用保険料(印紙収入を含む)収入の見込額(雇用者所得が伸びる見込み等による増)
一般会計より受入	2 (▲0)	石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業主から一般拠出金を徴収する費用の一部について、一般会計からの受入見込額
一般拠出金収入	41 (+1)	石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金収入見込額
他勘定より受入	707 (+67)	保険料返還金、業務取扱費及び附属諸費の労災勘定及び雇用勘定からの受入見込額
雑収入	18 (+2)	延滞金、追徴金、返納金、預託金利子収入見込額等
前年度剰余金受入	78 (▲14)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	40,797 (+8,931)	

(歳出)

内容	額	説明(増減理由)
業務取扱費	368 (+9)	業務取扱いに必要な人件費及び事務費等
保険給付費等財源労災勘定へ繰入	9,165 (+544)	保険給付費等に相当する金額の労災勘定への繰入れ
失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	30,807 (+8,337)	失業等給付費、育児休業給付費、就職支援法事業費、雇用保険二事業費等に相当する金額の雇用勘定への繰入れ
諸支出金	455 (+41)	保険料の精算による返還金の支払及び過誤納等払戻金に必要な経費
予備費	1 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	40,797 (+8,931)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
労災勘定	11,778	9,868	1,910	1,940	▲30	—
雇用勘定	38,918	33,747	5,171	2,816	2,355	—
徴収勘定	32,190	31,740	450	450	—	—
特別会計合計	82,887	75,355	7,532	5,207	2,324	—

令和4年度決算における剰余金は、労働保険特別会計全体で7,532億円です。

＜労災勘定＞

労災勘定における剰余金は、1,910億円です。

(剰余金が生じた理由)

予算時に見込まれていた歳入歳出差額(929億円)(労災勘定の歳出予算には当年度の保険給付費等支払見込額を計上している一方で、歳入予算には翌年度以降へ繰り越して使用する支払備金等を含めて計上していることによるもの)に加え、雑入が予定を上回ったこと等により歳入増(30億円増)となった一方で、療養補償給付及び遺族補償年金の支給額が予定を下回ったこと等により歳出減(951億円減)となったためです。

(剰余金の処理の方法)

翌年度の歳入に繰り入れる必要のある、支払備金に相当する額(業務上の事由、複数事業労働者の二以上の業務を要因とする事由又は通勤により災害を被った労働者に対する保険給付費等のうち、支払時期が未到来等のため翌年度以降に繰り越される保険給付費等に相当する額)、未経過保険料に相当する額(年度をまたがって行われる建設工事等の有期事業に係る概算保険料のうち、次年度以降の未経過期間分に係る保険料)及び翌年度への繰越額(例えば、庁舎建設事業が工期の遅れ等の理由から年度内に完了しないため、その経費の支出が年度内に行えず、翌年度に持ち越して使用するもの)の合計1,940億円を特別会計法第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、不足額30億円を特別会計法第103条第2項の規定により積立金から補足することとしています。

＜雇用勘定＞

雇用勘定における剰余金は、5,171億円です。

(剰余金が生じた理由)

予算時に見込まれていた歳入歳出差額(7,275億円)に加え、歳入予算計上していた積立金より受入について、受入額を減少させたこと等により歳入が減少(6,013億円減)したこと及び、雇用調整助成金について令和4年12月より助成額や助成率等の縮減が図られたこと等により支給が予定を下回ったこと等により歳出についても減少(3,910億円減)したためです。

(剰余金の処理の方法)**① 雇用保険事業の失業等給付費等に係る剰余金の処理**

雇用保険事業の失業等給付費等に充当する歳入と歳出における決算上の差額（2,552 億円）については、翌年度への繰越額（3 億円）及び一般会計からの受入超過額（9 億円）の合計 12 億円を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、残額 2,539 億円を特別会計法第 103 条第 3 項の規定により積立金として積み立てることとしています。

② 雇用保険事業の育児休業給付費に係る剰余金の処理

雇用保険事業の育児休業給付費に充当する歳入と歳出における決算上の差額（408 億円）については、翌年度への繰越額（2,200 万円）及び一般会計からの受入超過額（3 億円）の合計 3 億円を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、残額 405 億円を特別会計法第 103 条の 2 第 3 項の規定により育児休業給付資金へ組み入れることとしています。

③ 雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）費に係る剰余金の処理

雇用保険二事業費に充当する歳入と歳出における決算上の差額（2,210 億円）については、翌年度への繰越額（830 億円）及び一般会計からの受入超過額（1,970 億円）の合計 2,800 億円を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、不足額 589 億円を、特別会計法附則第 20 条の 3 第 5 項の規定により積立金から補足することとしています。

<徴収勘定>

徴収勘定における剰余金は、450 億円です。

(剰余金が生じた理由)

予算時に見込まれる歳入のうち保険料収入が予定を上回ったこと（263 億円増）等、歳出においては、保険料返還金が予定を下回ったこと（67 億円減）等のためです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入へ繰り入れることとしています。なお、翌年度の歳入へ繰り入れた剰余金は、特別会計法第 102 条第 1 項及び第 2 項の規定による他の勘定への繰り入れ、労働保険料の返還金、業務取扱費並びに「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平 18 法 4）第 36 条の規定による交付金に充てることとしています。

③ 積立金等

積立金（労災勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度当初予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
77,951	78,149	78,180

② 積立金の目的

特別会計法第103条第1項の規定により、労災勘定において生じた剰余金のうち「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。）に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、労災年金債務の履行等に充てるために必要な金額を勘案して、将来の給付等のため、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしています。

すなわち、積立金は、既裁定の労災年金受給者に対する将来の年金給付に必要な金額（＝責任準備金（負債））の財源とするために積み立てているものです。

③ 積立金の水準

積立金の必要水準は、責任準備金として、年金の種類ごとに以下の方法により推計して得た額を合計したものです。

(1) 既裁定の年金受給者の将来各年度における残存数を推計

(2) 将来各年度の残存している年金受給者に対する給付額を推計

推計に当たっては、各年度の給付額を賃金上昇率分によって増やすとともに、運用利回りで割り引く。

令和4年度末において、数理計算により算定される責任準備金の額は、7兆7,541億円と見込んでいます。^(注)

(注) 責任準備金（7兆7,541億円）に対して積立金（7兆8,149億円）は概ね同水準（対比で100.8%）となっています。

(参考資料)「労災保険制度における積立金について」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000036593.html>)

積立金（雇用勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度当初予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
5,341	14,410	12,460

② 積立金の目的

特別会計法第103条第3項の規定により、雇用保険事業の失業等給付費等に係る剰余金のうち「雇用保険事業の失業等給付費（就職支援法事業に要する費用を含む。）に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしています。

③ 積立金の水準

将来の不況期の失業等給付費や保険料水準を維持するための財源として、好況期に積み立てる資金であり、毎会計年度の歳入額（育児休業給付費充当分及び雇用保険二事業充当分を除く）

から歳出額（育児休業給付費及び雇用保険二事業費を除く）を控除した残余を、積立金として積み立てています。これは、雇用保険制度の安定的な運営の確保の重要性を勘案して、雇用失業情勢が悪化した場合でも、失業等給付の支給に支障が生じないようにするものです。

（参考資料）「雇用保険制度における積立金等について」

（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken06/index.html>）

育児休業給付資金（雇用勘定）

① 育児休業給付資金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度当初予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
2,900	3,090	2,310

② 育児休業給付資金の目的

特別会計法第103条の2第1項の規定により、予算で定めるところによる繰入金及び育児休業給付費に係る剰余金のうち育児休業給付費に充てるために必要な組入金をもって充てる育児休業給付資金を置くこととしており、特別会計法第103条の2第3項の規定により、将来の育児休業給付費に充てるために徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を育児休業給付資金に組み入れることとしています。

③ 育児休業給付資金の水準

保険料収入の減少や育児休業給付費の増大により歳入額（育児休業給付費充当分）が歳出額（育児休業給付費に係るもの）を下回る場合に備えて積み立てる資金であり、毎会計年度の歳入額（育児休業給付費充当分）から歳出額（育児休業給付費に係るもの）を控除した残余を、育児休業給付資金へ組み入れています。

雇用安定資金（雇用勘定）

① 雇用安定資金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度当初予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
—	—	—

② 雇用安定資金の目的

特別会計法第104条第1項の規定により、予算で定めるところによる繰入金及び雇用安定事業等に係る剰余金のうち雇用安定事業費に充てるために必要な組入金をもって充てる雇用安定資金を置くこととしており、特別会計法第104条第3項の規定により、将来の雇用安定事業費に充てるために徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を雇用安定資金に組み入れることとしています。

③ 雇用安定資金の水準

不況期に機動的かつ集中的に雇用対策を実施するための財源として、平常時に積み立てる資金であり、毎会計年度の歳入額（雇用保険二事業充当分）から歳出額（雇用保険二事業費に係るもの）を控除した残余を、雇用安定資金へ組み入れています。これは、雇用失業情勢の変動に応じて雇用安定事業を機動的に運営するために必要な金額を確保するものです。

（参考資料）「雇用保険制度における積立金等について」

（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken06/index.html>）

④ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

労働保険特別会計貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	＜資産の部＞	＜負債の部＞	《3年度》	《2年度》
				(単位:億円)	
		現金・預金	未払金	9	9
111,974	103,346	うち政府預金	支払備金	2,778	2,947
14,045	18,751	うち財投預託金	前受金	3,255	3,818
97,928	84,594		未経過保険料	230	225
			賞与引当金	45	49
			責任準備金	73,538	75,048
1,000	743	未収金	退職給付引当金	737	766
253	240	未収収益	他会計繰入未済金	10	10
0	0	前払金			
0	0	前払費用			
△467	△345	貸倒引当金	負債合計	80,605	82,875
1,384	1,355	有形固定資産			
1,326	1,304	国有財産 (公共用財産を除く)	資産・負債差額	29,720	35,981
624	622	土地			
5	5	立木竹			
584	564	建物			
111	110	工作物			
1	1	建設仮勘定			
57	51	物品			
535	579	無形固定資産			
4,175	4,405	出資金			
118,857	110,326	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	110,326	118,857

主な資産は、現金・預金 10 兆 3,346 億円、主な負債は、労災勘定の労災保険給付費の責任準備金 7 兆 3,538 億円です。

資産・負債差額の大宗は雇用勘定（2 兆 1,233 億円）であり、当該資産・負債差額は、将来の不況期の失業等給付費や保険料水準を維持するための財源として、好況期に積み立てる資金である積立金や、将来の育児休業給付費の増大に充てるための財源として積み立てる資金である育児休業給付資金を設けていること等により生じています。

⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

労災保険率は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭44法84）第12条第2項等の規定により、事業の種類ごとに、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように過去3年間の災害率等を考慮して設定するものとされており、平成30年4月1日の労災保険率改定では2.5/1,000～88/1,000の範囲で設定されました。労災保険率は原則として3年ごとに改定していますが、令和3年度から3年間は労災保険率を据え置くこととなり、次の改定は令和6年度の予定です。

短期給付分については、給付に要する費用に見合う収入となるように純賦課方式により、長期

給付分については、新規年金受給者の将来分を含む給付費用総額に見合う収入となるように充足賦課方式により、各々算定しています。

雇用保険率は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭44法84）第12条第4項等の規定により、失業等給付、育児休業給付及び雇用保険二事業に係る分がそれぞれ設定されています。雇用保険率は、積立金が一定の水準を超えた場合には失業等給付に係る保険料率を、雇用安定資金が一定の水準を超えた場合には雇用保険二事業に係る保険料率を、それぞれ法律の改正を要せずに弾力的に一定の率を引き下げる仕組みとなっています（弾力条項）。令和4年度まで暫定措置の期限到来により、令和5年度より失業等給付に係る雇用保険料率は、原則である8/1,000に復帰しました。

財源負担については、労災勘定は使用者が、雇用勘定は労使が負担する保険料のほか、一部を国庫が負担（補助）しています。労災保険給付は、労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするために必要な保険給付を行うとともに、「労働基準法」（昭22法49）に基づく使用者の災害補償責任を担保する目的もあることから、使用者負担が原則となっています。雇用保険の失業等給付等は、政府の経済対策・雇用対策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきであるとの考え方から、労使が負担する保険料のほかに国庫負担が導入されています。雇用保険の国庫負担は、雇用失業情勢等を勘案し、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令4法12）の成立・施行により、介護休業給付及び育児休業給付については、令和4年度から令和6年度までの各年度においては、本来の負担額の10%に、職業訓練受講給付金については、当分の間、本体の負担額の55%に引き下げられています。なお、主要国の財源負担のあり方をみると、労災保険制度については、使用者のみの負担が基本であり、失業保険制度については、労使の負担が基本となっています。

（4）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

労災勘定及び雇用勘定の事務及び事業（以下「事業」といいます。）については、事業毎に定めた目標に沿って効果的・効率的に行われているかを社会復帰促進等事業に関する検討会及び雇用保険二事業に関する懇談会において定期的に確認することとしており、PDCAサイクルによる不断の見直しを行っております。引き続き、事業の必要性、効率性について徹底的に精査し、無駄の削減を行ってまいります。

労働保険特別会計についての問い合わせ先

（労災勘定）

厚生労働省労働基準局労災管理課

電話番号 03-5253-1111（5442）

（雇用勘定）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

電話番号 03-5253-1111（5757）

（徴収勘定）

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

電話番号 03-5253-1111（5154）

8. 年金特別会計

(1) 概要

昭和 19 年に労働者の年金保険事業（厚生年金保険）や健康保険事業（政管健保）等を経理するために、厚生保険特別会計が設置されました。また、昭和 36 年に自営業者等の年金事業（国民年金）等を経理するために国民年金特別会計が設置され、昭和 61 年には各制度共通の基礎年金制度の導入に伴い、基礎年金勘定が加えられました。

行政改革推進法に基づく特別会計改革により、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金特別会計が平成 19 年度に設置されました（船員保険特別会計の廃止に伴い、平成 22 年 1 月からは、船員保険事業の一部についても年金特別会計において経理することとなりました。）。

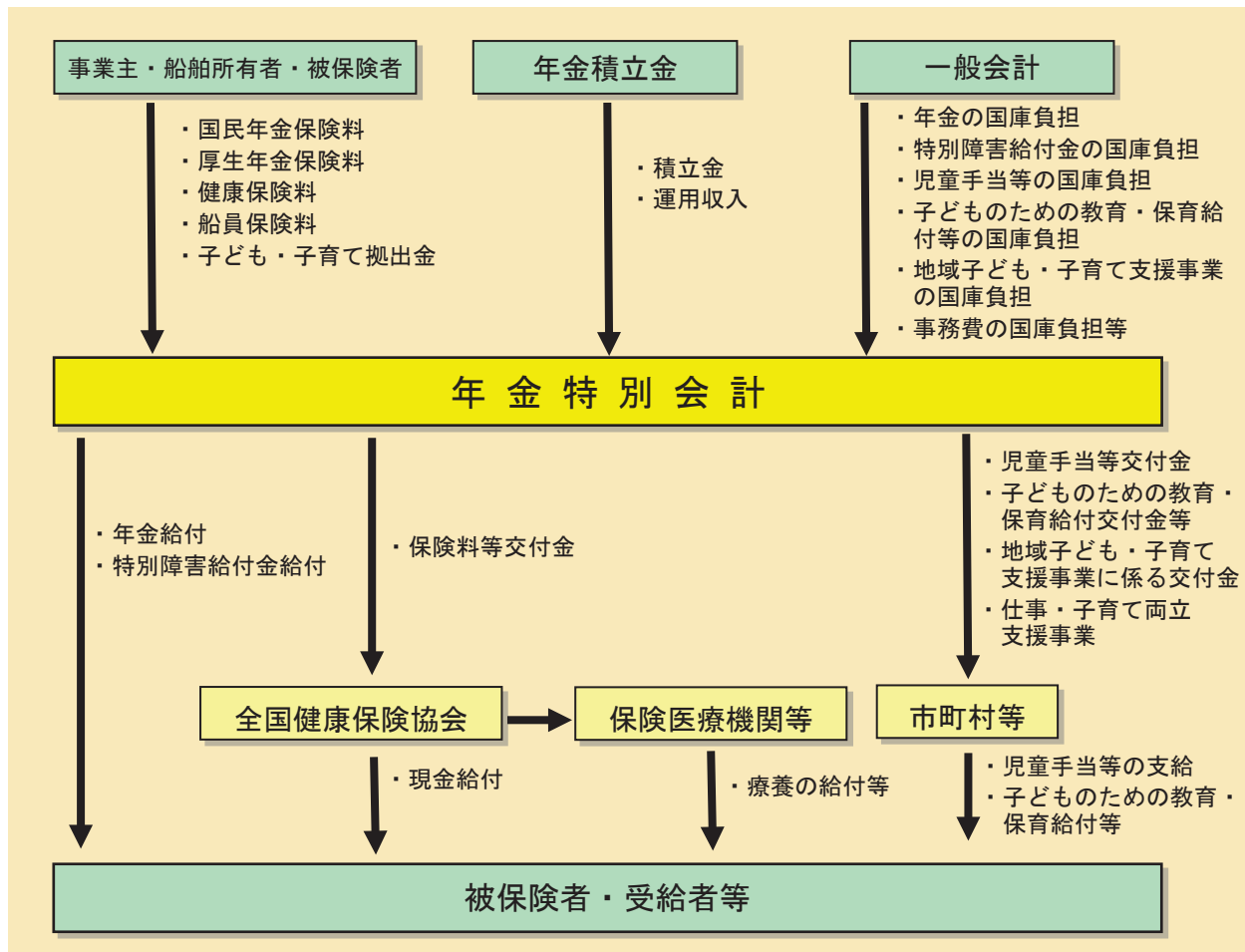
また、平成 26 年 4 月 1 日に施行された特会改革法により、平成 26 年度より年金特別会計福祉年金勘定は国民年金勘定に統合されました。

さらに、平成 27 年 4 月 1 日に本格施行された「子ども・子育て支援法」（平 24 法 65）等により、平成 27 年度より年金特別会計は、内閣府と厚生労働省による共管の特別会計になりました。

年金特別会計の仕組み

国民年金・厚生年金に関して、事業主及び被保険者の支払う保険料、積立金及び積立金から生じる運用収入並びに国庫負担金を財源として、年金受給者への給付を行っています。健康保険・船員保険に関しては、事業主等から徴収する健康保険料及び船員保険料等を財源として、主に、健康保険事業及び船員保険事業を行っている全国健康保険協会に交付金を交付しています。また、事業主からの拠出金及び国庫負担金等を財源として、児童手当の支給、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等並びに仕事・子育て両立支援事業等を行っています。

なお、年金等の適用・徴収・給付に関する人件費、事務費等に必要な財源については、国庫負担金及び保険料により賄われています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 基礎年金勘定

基礎年金事業の収支を経理するもので、基礎年金給付費（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）及び基礎年金相当給付費（昭和 61 年 4 月前の旧法による給付のうち、基礎年金に相当する部分）に充てるため、国民年金勘定及び厚生年金勘定からの拠出金並びに実施機関たる国家公務員共済組合連合会等の共済組合及び私学事業団（以下「共済組合等」といいます。）からの拠出金を主な財源として、基礎年金給付等を行っています。

基礎年金は、老後生活の基礎的部分を保障するため、全国民共通の給付を行うものです。その費用は、国民全体で公平に負担する仕組みとなっており、具体的には、基礎年金給付費総額を各制度に属する被保険者（加入者）数等に応じて負担しています。

② 国民年金勘定

国民年金事業、福祉年金事業及び特別障害給付金事業の収支を経理するもので、国民年金事業においては、自営業者等の被保険者から徴収した保険料（令和 5 年度の保険料額は月額 16,520 円）、積立金の運用収入及び国庫負担金を主な財源として、基礎年金勘定への拠出及び付加年金、死亡一時金の支給等を行っています。また、基礎年金勘定からの交付金を財源として、昭和 61 年 4 月前に受給権が発生した者に対する老齢、障害または死亡についての基礎年金に相当する給付を行っています。

福祉年金事業及び特別障害給付金事業においては、国庫負担金を財源として、老齢福祉年金及び特別障害給付金の給付等を行っています。

福祉年金事業は、国民年金制度発足時に既に高齢であった人に対しての年金の保障として老齢福祉年金を支給しています。また、特別障害給付金事業は、国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者に対して、特別障害給付金の支給を行っています。

③ 厚生年金勘定

厚生年金保険事業の収支を経理するもので、被保険者及び事業主が折半で負担する保険料（保険料率は18.300%）、積立金の運用収入及び国庫負担金を主な財源として、基礎年金勘定への拠出や、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金、特別支給の老齢厚生年金、厚生年金の被保険者期間中の病気やけがによる障害年金及び被保険者等が死亡した際にその遺族に支払う遺族年金の給付等を行っています。さらに、基礎年金勘定からの交付金を財源として、昭和61年4月前に受給権が発生した者に対する老齢、障害または死亡についての基礎年金に相当する給付を行っています。

また、平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとなり、被用者年金は厚生年金に統一されました。厚生年金事業の実施に当たっては、保険料の徴収及び保険給付の裁定等を行う機関として、厚生労働大臣に加えて、共済組合等が規定されています。

なお、厚生年金の保険給付に要する費用等は、それぞれの機関が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する積立金等に応じて分担しています。そのため、共済組合等は厚生年金勘定へ拠出金を納付し、厚生年金勘定は共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等について、共済組合等に交付金を交付しています。

④ 健康勘定

医療保険制度のうち「健康保険法」（大11法70）及び「船員保険法」（昭14法73）に基づき全国健康保険協会が実施するものに関し、政府が行う業務の収支を経理するもので、事業主等から徴収する保険料を主な財源として、全国健康保険協会への交付金の交付等を行っています。

なお、交付先の全国健康保険協会は、健康保険組合に加入していない被用者の健康保険事業及び船員保険事業を行う保険者であり、各種保険給付や健診事業等を行っています。

⑤ 子ども・子育て支援勘定

「児童手当法」（昭46法73）及び「子ども・子育て支援法」（平成24法65）等の施行に関する収支を経理するもので、事業主からの拠出金及び国庫負担金を主な財源として、児童手当等の支給に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付を行っています。さらに、平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度の下、子どものための教育・保育給付により、就学前の質の高い教育・保育等の実現を図るほか、放課後児童健全育成事業をはじめとした地域子ども・子育て支援事業により、地域の多様な子育てニーズに沿った支援を推進しています（子どものための教育・保育給付については、平成30年度より一般会計から年金特別会計に移管し、保育の運営費（0歳～2歳児相当分）の一部に事業主からの拠出金を充当）。

また、平成28年度から仕事・子育て両立支援事業を創設し、事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援しています。

なお、勘定名については、平成21年度以前は「児童手当勘定」、平成22年度及び平成23年度は「児童手当及び子ども手当勘定」、平成24年度から平成26年度までは「子どものための金銭の給付勘定」、平成27年度以降は「子ども・子育て支援勘定」となり、手当制度の改正等にあわせて変更が行われています。

⑥ 業務勘定

基礎年金事業、国民年金事業、厚生年金保険事業、福祉年金事業、特別障害給付金事業及び健康保険並びに船員保険に関し政府が行う適用・徴収に係る事務、子ども・子育て拠出金の徴収業務等に係る収支を経理しています。なお、これらの事務・事業等で、平成22年1月に設立された日本年金機構が行う業務に係る経費については、交付金を交付することとしています。

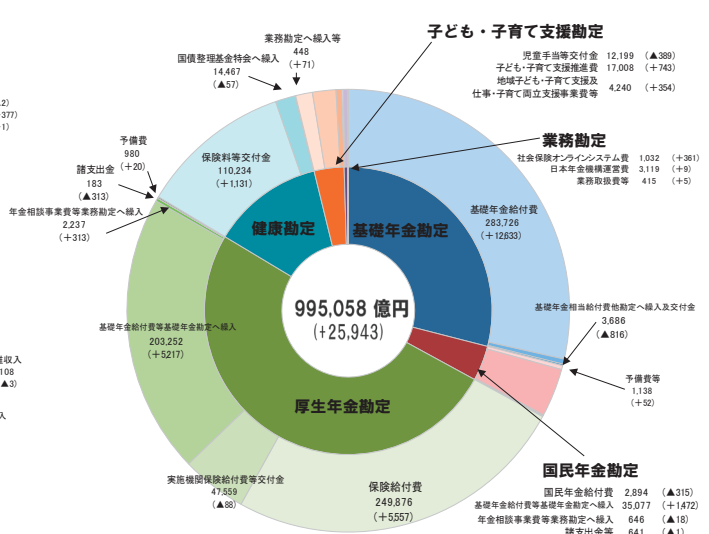
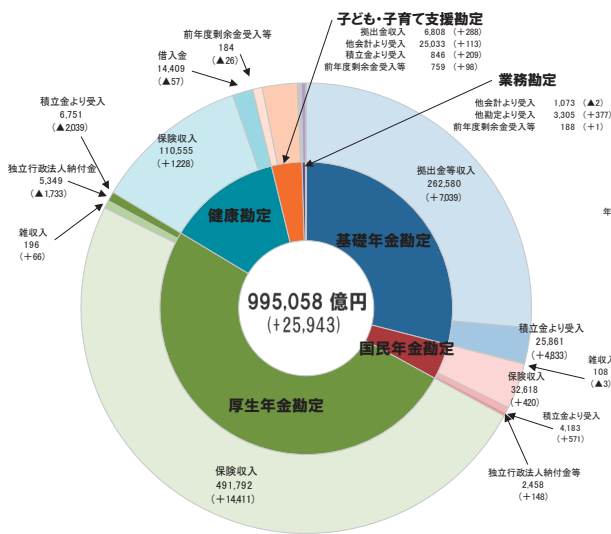
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

【歳入】

【歳出】

(単位：億円)



○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
基礎年金勘定	288,550 (+11,869)	288,550 (+11,869)	285,407 (+12,543)
国民年金勘定	39,258 (+1,139)	39,258 (+1,139)	3,534 (▲315)
厚生年金勘定	504,087 (+10,706)	504,087 (+10,706)	298,569 (+5,183)
健康勘定	125,149 (+1,145)	125,149 (+1,145)	110,277 (+1,121)
子ども・子育て支援勘定	33,447 (+709)	33,447 (+709)	33,429 (+709)
業務勘定	4,567 (+376)	4,567 (+376)	4,566 (+375)
特別会計合計	995,058 (+25,943)	995,058 (+25,943)	735,783 (+19,615)

○基礎年金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
拠出金等収入	262,578 (+7,040)	基礎年金給付等に要する費用に充てるための国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等からの拠出金収入見込額(基礎年金給付費の増加等による増)
運用収入	3 (▲1)	財政融資資金に預け入れている支払元受高余裕金及び積立金の運用利子収入見込額
積立金より受入	25,861 (+4,833)	基礎年金給付費等の財源に充てるための積立金からの受入見込額(基礎年金給付費の増加等による増)
雑収入	108 (▲3)	基礎年金給付費の返納金収入見込額等
合計	288,550 (+11,869)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
基礎年金給付費	283,726 (+12,633)	被保険者、被保険者であった者等に対する基礎年金給付費(被保険者、被保険者であった者等の増加による増)
基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及 交付金	3,686 (▲816)	基礎年金相当給付費の財源に充てるための国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等への交付金等(昭和61年4月前に受給権が発生した者の減少に伴う基礎年金相当給付費の減少による減)
諸支出金	8 (+2)	過誤納に係る返納金の払戻し等
予備費	1,130 (+50)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	288,550 (+11,869)	

○国民年金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
保険料収入	11,333 (▲145)	国民年金第1号被保険者から徴収した国民年金保険料収入見込額(被保険者数の減少等による減)
一般会計より受入	19,950 (+836)	基礎年金の給付に要する費用等の一部に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額(基礎年金給付費の増加に伴う基礎年金拠出金の増加等による増)
基礎年金勘定より受入	1,335 (▲270)	基礎年金相当給付費の財源に充てるための基礎年金勘定からの受入見込額(昭和61年4月前に受給権が発生した者の減少等に伴う基礎年金相当給付費の減少による減)
運用収入	0 (▲0)	財政融資資金に預け入れている支払元受高余裕金の運用利子収入の受入見込額
積立金より受入	4,183 (+571)	国民年金給付費、基礎年金勘定への拠出金の財源に充てるための積立金からの受入見込額(基礎年金勘定への拠出金の増加等による増)
年金積立金管理運用 独立行政法人納付金	2,428 (+152)	年金積立金管理運用独立行政法人から納付される納付金の受入見込額
独立行政法人福祉医 療機構納付金	21 (▲4)	(独)福祉医療機構から納付される納付金の受入見込額
雑収入	8 (▲0)	国民年金給付費の返納金の受入見込額等
前年度剰余金受入	0 (+0)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	39,258 (+1,139)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
特別障害給付金給付費	24 (▲1)	特定障害者に対する給付費(受給者数の減少等による減)
福祉年金給付費	0 (+0)	福祉年金受給者に対する給付費(一人当たり給付費の増加等による増)
国民年金給付費	2,894 (▲315)	昭和61年4月前に受給権が発生した者に対する老齢・障害または死亡についての年金給付費及び付加年金、死亡一時金等の給付費(受給者数の減少等による減)
基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	35,077 (+1,472)	基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費の財源に充てるための基礎年金勘定への繰入金(基礎年金給付費の増加等による増)
年金相談事業費等業務勘定へ繰入	646 (▲18)	年金相談事業費等の財源に充てるための業務勘定への繰入金
諸支出金	604 (+1)	過誤納に係る保険料の払戻し等
予備費	12 (▲1)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	39,258 (+1,139)	

○厚生年金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
保険料収入	339,956 (+13,877)	事業主等から徴収した厚生年金保険料収入見込額(被保険者数の増加等による増)
一般会計より受入	104,843 (+2,376)	基礎年金の給付に要する費用等の一部に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額(基礎年金給付費の増加に伴う基礎年金拠出金の増加等による増)
労働保険特別会計より受入	57 (▲3)	職務上年金給付費に相当する金額の労働保険特別会計からの受入見込額
基礎年金勘定より受入	1,799 (▲405)	基礎年金相当給付費の財源に充てるための基礎年金勘定からの受入見込額(昭和61年4月前に受給権が発生した者の減少等に伴う基礎年金相当給付費の減少による減)
存続厚生年金基金等徴収金	10 (+0)	老齢年金給付の現価に相当する額の存続厚生年金基金等からの受入見込額
解散厚生年金基金等徴収金	481 (▲660)	責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額の解散厚生年金基金等からの受入見込額(責任準備金相当額の受入見込額の減少による減)
実施機関拠出金収入	44,270 (▲665)	厚生年金保険給付費等に充てるための共済組合等からの拠出金の受入見込額(厚生年金保険給付費等の見込額の減少による減)
存続組合等納付金	374 (▲108)	旧適用法人共済組合員期間に係る年金給付のうち職域等費用に相当する額の原資として存続組合等が納付する納付金の受入見込額
運用収入	0 (+0)	財政融資資金に預け入れている支払元受高余裕金の運用利子収入見込額
積立金より受入	6,751 (▲2,039)	保険給付費、基礎年金勘定への拠出金の財源に充てるための積立金からの受入見込額(保険料収入の増加等による減)
年金積立金管理運用独立行政法人納付金	4,960 (▲1,664)	年金積立金管理運用独立行政法人から納付される納付金の受入見込額
独立行政法人福祉医療機構納付金	389 (▲69)	(独)福祉医療機構から納付される納付金の受入見込額
雑収入	196 (+66)	保険給付費の返納金の受入見込額等
合計	504,087 (+10,706)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
保険給付費	249,876 (+5,557)	被保険者、被保険者であった者等に対する保険給付費等 (保険給付費の増加等による増)
実施機関保険給付費等交付金	47,559 (▲88)	厚生年金保険給付費等の共済組合等への交付金
基礎年金給付費等 基礎年金勘定へ繰入	203,252 (+5,217)	基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費の財源に充てる ための基礎年金勘定への繰入金(基礎年金給付費の増加等 による増)
年金相談事業費等 業務勘定へ繰入	2,237 (+313)	年金相談事業費等の財源に充てるための業務勘定への繰 入金
諸支出金	183 (▲313)	過誤納に係る保険料の払戻し等
予備費	980 (+20)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	504,087 (+10,706)	

○健康勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
保険料収入	110,496 (+1,230)	被保険者・事業主から徴収した健康保険料収入見込額等(1 人当たり保険料の増加等による増)
一般会計より受入	57 (▲0)	旧政府管掌健康保険の累積債務に係る借入金の利子補填の ための一般会計からの受入見込額
業務勘定より受入	1 (▲0)	(独)福祉医療機構から業務勘定へ納付される納付金の業 務勘定からの受入見込額等
借入金	14,409 (▲57)	旧政府管掌健康保険の累積債務に係る借入見込額
前年度剰余金受入	184 (▲26)	前年度の決算上の剰余金見込額(前年度の保険料収入の剰 余が見込みを下回ったこと等による減)
その他の収入	2 (▲1)	国有財産売払による業務勘定からの受入見込額等
合計	125,149 (+1,145)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
保険料等交付金	110,234 (+1,131)	健康保険料収入等の全国健康保険協会への交付金(保険料収 入の増加等による増)
業務取扱費等業務 勘定へ繰入	405 (+82)	国及び日本年金機構で行う健康保険の適用・徴収に係る業務 取扱費等の業務勘定への繰入れ
諸支出金	43 (▲11)	過誤納に係る保険料の払戻し等
国債整理基金特別 会計へ繰入	14,467 (▲57)	旧政府管掌健康保険の累積債務に係る借入金償還及び利子 の支払いのための国債整理基金特別会計への繰入れ
合計	125,149 (+1,145)	

○子ども・子育て支援勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
事業主拠出金収入	6,808 (+288)	児童手当の支給等に係る事業主負担金の受入見込額(「子ども・子育て支援法」等に基づく一般事業主の令和5年度の被用者数等の見込み数の増加による増)
一般会計より受入	25,033 (+113)	児童手当等の支給、子どものための教育・保育給付等及び地域子ども・子育て支援事業に係る国庫負担金等並びに当該給付事務に必要な経費の受入見込額
積立金より受入	846 (+209)	事業主負担に係る仕事・子育て両立支援事業の財源に充てるための積立金からの受入見込額
雑収入	76(+8)	児童手当等に係る返納金の受入見込額等
前年度剰余金受入	683 (+90)	前年度決算上の剰余金の受入見込額
合計	33,447 (+709)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
児童手当等交付金	12,199 (▲389)	児童手当等の支給に係る国庫負担金及び事業主負担金(児童手当等の支給対象児童数の減)
子ども・子育て支援推進費	17,008 (+743)	子どものための教育・保育給付に係る交付金等(保育の受け皿拡大等に伴う子どものための教育・保育給付の増)
地域子ども・子育て支援及び仕事・子育て両立支援事業費	4,111 (+410)	地域子ども・子育て支援及び仕事・子育て両立支援事業に必要な経費
業務取扱費	41(▲66)	児童手当等に関する事務に必要な人件費、事務費等
諸支出金	4(+2)	過誤納に係る拠出金の払戻し等
予備費	84(+9)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	33,447 (+709)	

○業務勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
一般会計より受入	1,073(▲2)	厚生年金保険事業、国民年金事業等の事務に要する費用に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額
他勘定より受入	3,305 (+377)	国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び子ども・子育て支援勘定からの受入額
特別保健福祉事業資金より受入	0(+0)	特別保健福祉事業資金の清算に係る当該資金の残余の受入見込額
独立行政法人福祉医療機構納付金	0(▲0)	(独)福祉医療機構から納付される納付金の受入見込額
雑収入	58(▲39)	国民年金保険料等の延滞金の受入見込額等
前年度剰余金受入	130(+40)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	4,567 (+376)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
業務取扱費	414 (+5)	国が支出する職員人件費、国民年金等事務取扱交付金、内部管理事務経費等及び国民年金事業・厚生年金保険事業等の業務に係る事務費
社会保険オンラインシステム費	1,032 (+361)	国が支出する年金給付・記録管理システムの運用等の経費
日本年金機構運営費	3,119 (+9)	日本年金機構の行う業務に要する費用に充てるための同機構に対する運営費交付金
独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	1 (▲0)	(独)福祉医療機構から納付される納付金等相当額の健康勘定への繰入れ
一般会計へ繰入	0 (+0)	特別保健福祉事業資金を清算したことによる残余の一般会計への繰入れ
予備費	0 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	4,567 (+376)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度歳入繰入	積立金積立資金組入	一般会計へ繰入
基礎年金勘定	275,704	246,473	29,231	—	29,231	—
国民年金勘定	38,352	37,277	1,075	0	1,074	—
厚生年金勘定	491,516	484,628	6,887	—	6,887	—
健康勘定	124,866	123,882	984	984	—	—
子ども・子育て支援勘定	36,772	32,969	3,802	2,725	1,076	—
業務勘定	4,696	4,055	640	306	333	—
特別会計合計	971,909	929,287	42,621	4,017	38,604	—

令和4年度決算における剰余金は、年金特別会計全体で4兆2,621億円です。

＜基礎年金勘定＞

基礎年金勘定の剰余金は、2兆9,231億円です。

（剰余金が生じた理由）

一人当たり給付費が予定を下回ったこと等により、基礎年金給付費が予定を下回ったこと及び予備費が未使用であったこと等によるものです。

その詳細は、基礎年金給付費の不用額2兆9,124億円（令和6年度に精算）及び予備費の未使用額1,080億円などです（なお、上記の予備費の不用に伴い、積立金より受入を975億円減額しています）。

（剰余金の処理の方法）

特別会計法附則第22条第1項の規定により、積立金として積み立てることとしています。

＜国民年金勘定＞

国民年金勘定の剰余金は、1,075億円です。

（剰余金が生じた理由）

国民年金給付費が予定を下回ったこと、予備費が未使用であったこと、保険料収入及び年金積立金管理運用独立行政法人納付金が予定を上回ったこと等によるものです。

その詳細は、国民年金給付費の不用額732億円、予備費の未使用額13億円、保険料収入2,323億円の増加及び年金積立金管理運用独立行政法人納付金1,523億円の増加などです（なお、上記の収支状況等を勘案し、国民年金給付費の財源となる積立金より受入（予定額3,611億円）については、受入を行いませんでした）。

（剰余金の処理の方法）

特別会計法第115条第1項の規定により、剰余金のうち、必要な額を積立金として積み立て、残額を特別会計法第8条第1項の規定により翌年度の歳入へ繰り入れることとしています。

＜厚生年金勘定＞

厚生年金勘定の剰余金は、6,887億円です。

（剰余金が生じた理由）

一人当たり給付費が予定を下回ったこと等により保険給付費が予定を下回ったこと、予備費が未使用であったこと、保険料収入が予定を上回ったこと等によるものです。

その詳細は、保険給付費の不用額6,343億円、予備費の未使用額960億円、保険料収入1兆4,503億円の増加などです（なお、上記の収支状況等を勘案し、保険給付費の財源となる積立金より受入（予定額8,789億円）については、受入を行いませんでした）。

（剰余金の処理の方法）

特別会計法第116条第1項の規定により、積立金として積み立てることとしています。

<健康勘定>

健康勘定の剰余金は、984 億円です。

(剰余金が生じた理由)

保険料等交付金の交付額が保険料収入を下回ったこと等によるものです。

その詳細は、保険料等交付金の交付額が 10 兆 9,102 億円、保険料収入が 11 兆 259 億円などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入へ繰り入れることとしています。

<子ども・子育て支援勘定>

子ども・子育て支援勘定の剰余金は、3,802 億円です。

(剰余金が生じた理由)

前年度剰余金の受入が予定より多かったこと、児童手当の支給対象児童が予定を下回ったこと等により児童手当等交付金を要することが少なかったこと等によるものです。

その詳細は、前年度剰余金の増加額 1,796 億円、児童手当等交付金に係る不用額 591 億円などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 118 条第 1 項の規定により、歳入歳出差額のうち児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要となる事業主拠出金の剰余金を積立金として積み立て、残額を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

<業務勘定>

業務勘定の剰余金は、640 億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳入面においては日本年金機構からの国庫納付があったこと及び前年度剰余金の受入が予定より多かったこと、歳出面においては調達計画の見直しによる事業計画の変更をしたこと及び契約価格が予定を下回ったことにより社会保険オンラインシステム業務庁費を要することが少なかったこと等によるものです。

その詳細は、前年度剰余金の増加額 169 億円、日本年金機構納付金 325 億円などの歳入が予定を上回ったこと並びに業務取扱費に係る不用額 30 億円及び社会保険オンラインシステム費に係る不用額 104 億円などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 119 条及び第 8 条第 1 項等の規定により、剰余金のうち、保険料財源及び特別保健福祉事業に係る剰余金は国民年金勘定等の積立金等に組み入れ、残額（国庫財源分）を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

③ 積立金等

積立金（基礎年金勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和 5 年度末（予定） （令和 5 年度当初予算）	令和 4 年度末 （令和 4 年度決算処理後）	令和 3 年度末 （令和 3 年度決算処理後）
2,649	58,717	49,539

② 積立金の目的

平成 23 年度末までの基礎年金勘定の積立金は、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者が国民年金に任意加入とされていた昭和 61 年 4 月前の元任意加入者が納付した保険料に相当する額が積立金として積み立てられたものです。これは、昭和 61 年の基礎年金制度創設時より、基礎年金の給付に充てるものとして置かれています。

この積立金の運用収入等は、特別会計法附則第 22 条第 1 項の規定により、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに共済組合等への交付金の財源に充てるために積立金として積み立てたうえで、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者が国民年金に任意加入とされていた昭和 61 年 4 月前の元任意加入者が納付した保険料に相当する額の積立金及びこの積立金の運用収入を、平成 27 年度から 10 年程度かけて基礎年金拠出金の軽減に充てることとしています。

③ 積立金の水準

平成 27 年度から 10 年程度かけて基礎年金拠出金の軽減に充てるとともに、予備費等として、将来の基礎年金の給付に充てるものです。

積立金（国民年金勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和 5 年度末（予定） （令和 5 年度当初予算）	令和 4 年度末 （令和 4 年度決算処理後）	令和 3 年度末 （令和 3 年度決算処理後）
71,294	78,745	77,561

② 積立金の目的

特別会計法第 115 条第 1 項の規定により、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を積立金として積み立てることとしており、その財源は被保険者から徴収された保険料の一部であることから、将来の給付費の財源となるものであり、長期的に財政の均衡を保つために必要な金額を積み立てることとしています。

③ 積立金の水準

給付と負担の均衡を図るべき期間、すでに生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間を 100 年程度（財政均衡期間）と設定し、この期間について給付と負担の均衡を図ることとしており、積立金の水準目標は、財政均衡期間の最終年度（おおむね 100 年後）において給付費の 1 年分程度の保有となるように有限均衡方式が採られています。

積立金（厚生年金勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和 5 年度末（予定） （令和 5 年度当初予算）	令和 4 年度末 （令和 4 年度決算処理後）	令和 3 年度末 （令和 3 年度決算処理後）
1,124,671	1,147,253	1,140,140

② 積立金の目的

特別会計法第 116 条第 1 項の規定により、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を積立金として積み立てることとしており、その財源は被保険者から徴収された保険料の一部であることから、将来の給付費の財源となるものであり、長期的に財政の均衡を保つために必要な金額を積み立てています。

③ 積立金の水準

給付と負担の均衡を図るべき期間、すでに生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間を 100 年程度（財政均衡期間）と設定し、この期間について給付と負担の均衡を図ることとしており、積立金の水準目標は、財政均衡期間の最終年度（おおむね 100 年後）において給付費の 1 年分程度の保有となるように有限均衡方式が採られています。

積立金（子ども・子育て支援勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和 5 年度末（予定） （令和 5 年度当初予算）	令和 4 年度末 （令和 4 年度決算処理後）	令和 3 年度末 （令和 3 年度決算処理後）
3,704	5,627	5,463

② 積立金の目的

特別会計法第 118 条第 1 項の規定により、児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額として、「児童手当法」（昭 46 法 73）及び「子ども・子育て支援法」（平 24 法 65）に基づく一般事業主からの拠出金の一部を積立金として積み立てることとしており、子ども・子育て支援制度の安定的な運営の確保のために必要な将来の給付等に充てることを目的としています。

③ 積立金の水準

拠出金収入の減により歳入が歳出を下回る場合や、拠出金収入の少ない年度当初に子どものための教育・保育給付など一定規模の支出が見込まれる場合に備えているものです。また、決算を経て事業主拠出金に係る剰余金が結果的に積立金として積み立てられる仕組みとなっており、現在（令和 4 年度決算終了後）、5,627 億円を積み立てていますが、これは令和 4 年度支出実績の 2 割程度です。

④ 資産及び負債（令和３年度特別会計財務書類）

年金特別会計貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《3年度》	《2年度》			
132,251	138,779	現金・預金	未払金	89,491	89,275			
87,175	85,720	うち政府預金	賞与引当金	2	2			
45,075	53,059	うち財投預託金	借入金	14,409	14,466			
7,187	6,922	未収金	公的年金預り金	1,222,767	1,217,979			
1	1	未収収益						
52,775	49,181	未収保険料						
0	0	前払費用						
54,107	54,597	他会計繰入未収金						
1,125,531	1,137,089	運用寄託金						
▲ 14,074	▲ 12,959	貸倒引当金				退職給付引当金	42	44
108	78	有形固定資産				負債合計	1,326,712	1,321,767
107	78	国有財産 (公共用財産を除く)				資産・負債差額	102,149	87,689
90	71	土地						
0	0	立木竹						
16	6	建物						
0	0	工作物						
0	0	物品	負債及び資産・負債差額合計	1,428,861	1,409,457			
218	210	無形固定資産						
51,351	54,958	出資金						
1,409,457	1,428,861	資産合計						

主な資産は、運用寄託金 113 兆 7,089 億円です。これは、国民年金勘定及び厚生年金勘定から年金積立金管理運用独立行政法人への寄託額であり、法人が定めた運用方針に従って、国内外の債券、株式等に分散して運用しています。

主な負債は、公的年金預り金 122 兆 2,767 億円です。これは、将来の年金給付財源の一部を積立金等の資産として保有しているため、当該資産に見合う金額を「公的年金預り金」として計上しているものです。

なお、借入金は、政府管掌健康保険の昭和 48 年度末累積債務及び昭和 59 年度末日雇労働者健康保険事業累積債務に係る借入金であり、財政融資資金より借入金の元本を借り入れています。これらの累積債務については、一般会計からの繰入れで償還することとされており、また、これらの累積債務が増大しないよう、その利子の全額を一般会計からの繰入れで補填しています。

資産・負債差額は、主に基礎年金勘定の剰余金及び積立金が含まれています。

⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

（国民年金勘定及び厚生年金勘定）

平成 16 年の年金制度改正において保険料水準固定方式が導入され、保険料率については最終的な保険料の水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うこととしています。

また、定期的（5 年ごと）に、その時点における長期的な財政収支の見通しを計算し、給付水準の調整を行う必要性の有無等の検証（財政検証）を行うこととなっています。

（健康勘定）

「健康保険法」（大 11 法 70）第 160 条の規定により、全国健康保険協会が管掌する健康保険の一般保険料率（都道府県単位保険料率）は、30/1000 から 130/1000 までの範囲内において全国健康保険協会が決定するものとされており、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう政令で定めるところにより算定するものとされています（平成 24 年 3 月以降の一般保険料率は全国平均で 100.0/1000）。

また、船員保険においても、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう政令で定めるところにより算定するものとされています（令和 5 年 3 月以降の疾病保険料率は 98.0/1000、災害保健福祉保険料率は 10.5/1000）。

（子ども・子育て支援勘定）

子ども・子育て拠出金率については、「子ども・子育て支援法」（平 24 法 65）第 70 条の規定により、3 歳未満の子を持つサラリーマンに係る児童手当の給付見込み額の 7/15 や地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業に係る費用の額等を踏まえ、おおむね 5 年を通じ財政の均衡を保つことができるものとなるよう政令で定めるところにより算定するものとされています（令和 5 年度の拠出金率は 3.6/1000）。

（4）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

年金特別会計における事業内容の見直し等に係る取組みについては、平成 16 年の年金制度改正において、少子化等の社会経済の変動に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼の確保を図るため、保険料率の引上げ、財政均衡期間に係る有限均衡方式の下で給付水準をマクロ経済スライドにより自動的に調整する仕組みの導入、安定財源を確保した上での基礎年金国庫負担割合の引上げ等の制度改革が行われたところです。

さらに、平成 24 年には社会保障・税一体改革により、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の恒久化や被用者年金の一元化等の年金制度改正が行われ、これにより、平成 16 年の年金制度改正によって導入された長期的な給付と負担を均衡させるための年金財政フレームが完成するとともに、社会経済状況の変化に対応した社会保障のセーフティネット強化の取組にも着手することとなっています。

年金特別会計についての問い合わせ先

（基礎年金勘定・国民年金勘定・厚生年金勘定）

厚生労働省年金局総務課 電話番号 03-5253-1111（内線 3642）

（健康勘定）

厚生労働省保険局保険課 電話番号 03-5253-1111（内線 3152）

（子ども・子育て支援勘定）

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 電話番号 03-6863-0074

（業務勘定）

厚生労働省年金局事業企画課会計室 電話番号 03-5253-1111（内線 3546）

9. 食料安定供給特別会計

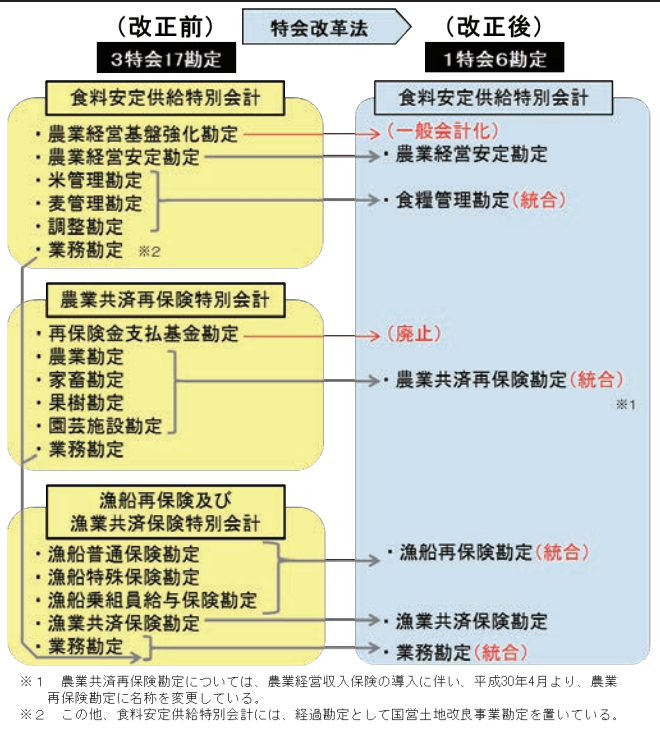
(1) 概要

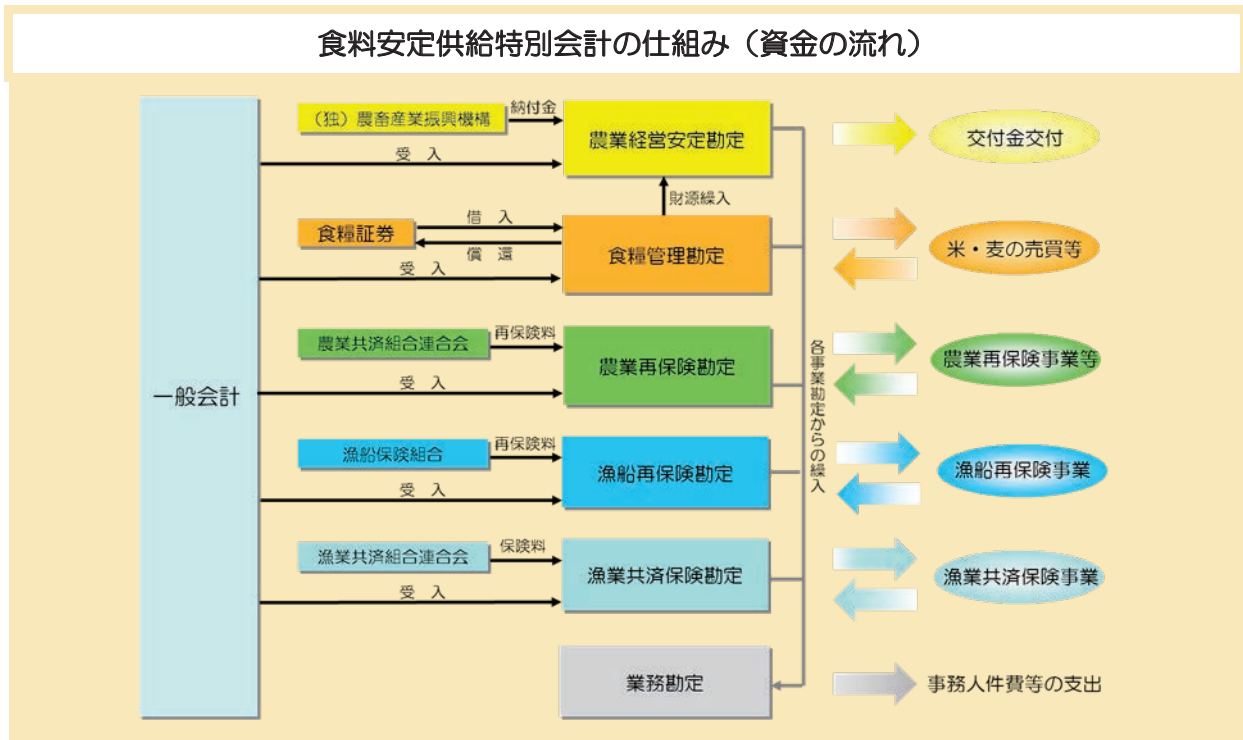
食料安定供給特別会計は、平成 19 年度から導入した水田・畑作経営所得安定対策（平成 25 年度から経営所得安定対策）を軸とする食料安定供給施策を一体的に推進するため、①米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、②農地の担い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化措置特別会計を平成 19 年度に統合し、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のための事業に係る経理を行うために設置されました。

平成 26 年 4 月 1 日に施行された特会改革法により、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計が統合され、各特別会計内の勘定構成の合理化（統廃合）等が図られました。

改正後の本特別会計は、食料の安定供給を図るために相互に関連付けられる、①農業経営安定事業（経営所得安定対策の交付金の交付等）、②食糧の需給及び価格の安定のために行う事業（備蓄米・外国産米麦の売買等）、③農業共済再保険事業等（自然災害等による農作物の減収等を保険の仕組みにより補填）、④漁船再保険事業（漁船の座礁や運航に伴う不慮の費用負担等による損失を保険の仕組みにより補填）、⑤漁業共済保険事業（異常な事象による漁獲減少等の損失を保険の仕組みにより補填）、⑥国営土地改良事業（国営土地改良事業の工事等）に関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して経理することを目的として設置しています。

食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の再編





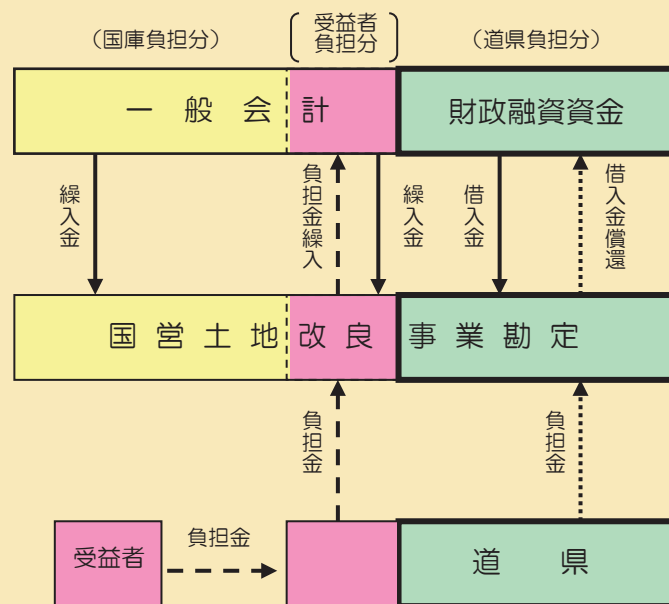
なお、農業共済再保険勘定については、平成 30 年 4 月に施行された「農業災害補償法の一部を改正する法律」（平 29 法 74）により、農業経営収入保険（農産物の需給変動等による農業収入の減少を保険の仕組みにより補填）の再保険事業を経理に加えたことから、勘定名を農業再保険勘定に変更しています。

また、国営土地改良事業勘定は、「土地改良法」（昭 24 法 195）に基づく国営土地改良事業等に関する経理を行うために設けられた国営土地改良事業特別会計が、平成 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成 10 年度以前に事業費の一部について借入金を財源として新規着工した事業のうち、平成 19 年度末までに工事が完了しなかった事業（以下「未完了借入事業」といいます。）について、全ての事業の工事が完了する年度までの経過措置として設置されています。

国営土地改良事業勘定の仕組み（資金の流れ）

国営土地改良事業勘定では、農業生産基盤の整備等を図るため、国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等、道県が負担する部分は財政融資資金からの借入金を財源として事業を実施しています。

なお、事業実施の後に、道県及び受益者が負担する部分については、本勘定を通じて一般会計への繰入れ及び財政融資資金への償還を行っています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定の各事業勘定と、各事業勘定に共通する事務人件費等を経理する業務勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

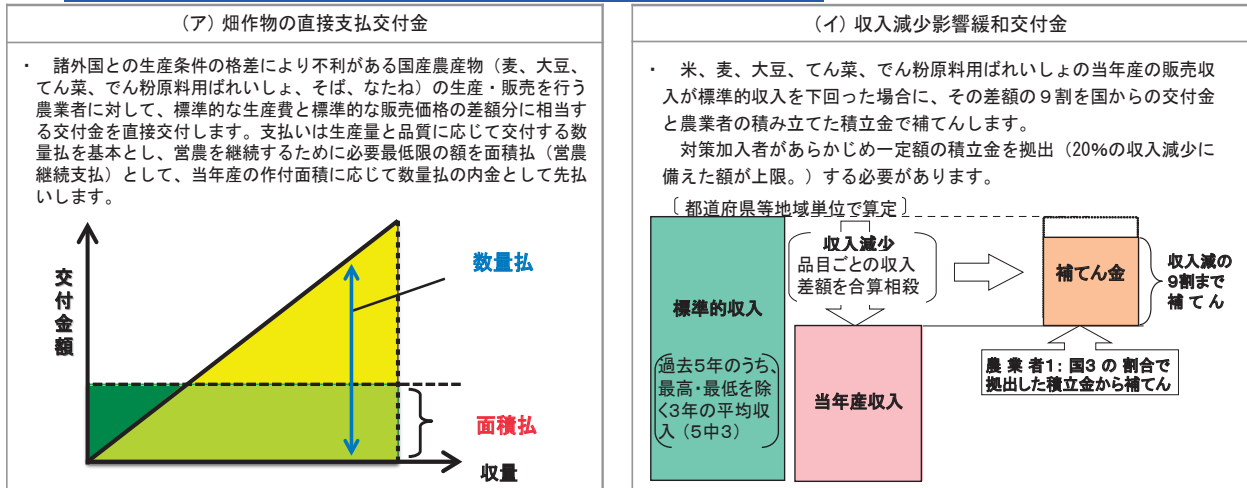
また、国営土地改良事業勘定において、国営土地改良事業のうち未完了借入事業に関する経理を行います。

① 農業経営安定勘定

経営所得安定対策のうち、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平 18 法 88）に基づく、（ア）畑作物の直接支払交付金の交付及び（イ）収入減少影響緩和交付金の交付に関する事業に係る経理を行っています。

（参考資料）「経営所得安定対策」

（ https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html ）



② 食糧管理勘定

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平 6 法 113。以下「食糧法」といいます。）に基づく米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国内産米穀の買入れ・売渡し、輸入を目的とする米穀の買入れ・売渡し、麦の需給見通しに基づく輸入食糧麦の買入れ・売渡し及び「飼料需給安定法」（昭 27 法 356）に規定する飼料需給計画に基づく輸入飼料の買入れ・売渡し等を行っています。

政府所有米穀の販売・保管・運送等の一連の業務については、民間事業体に包括的に委託しています。

また、不測の事態に備えるため、製粉企業等が外国産食糧用小麦の需要量の 2.3 か月分を備蓄する場合に、1.8 か月分の保管料を助成しています。

（参考資料）「米（稲）・麦・大豆」

（ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/index.html> ）



倉庫内での米穀の備蓄



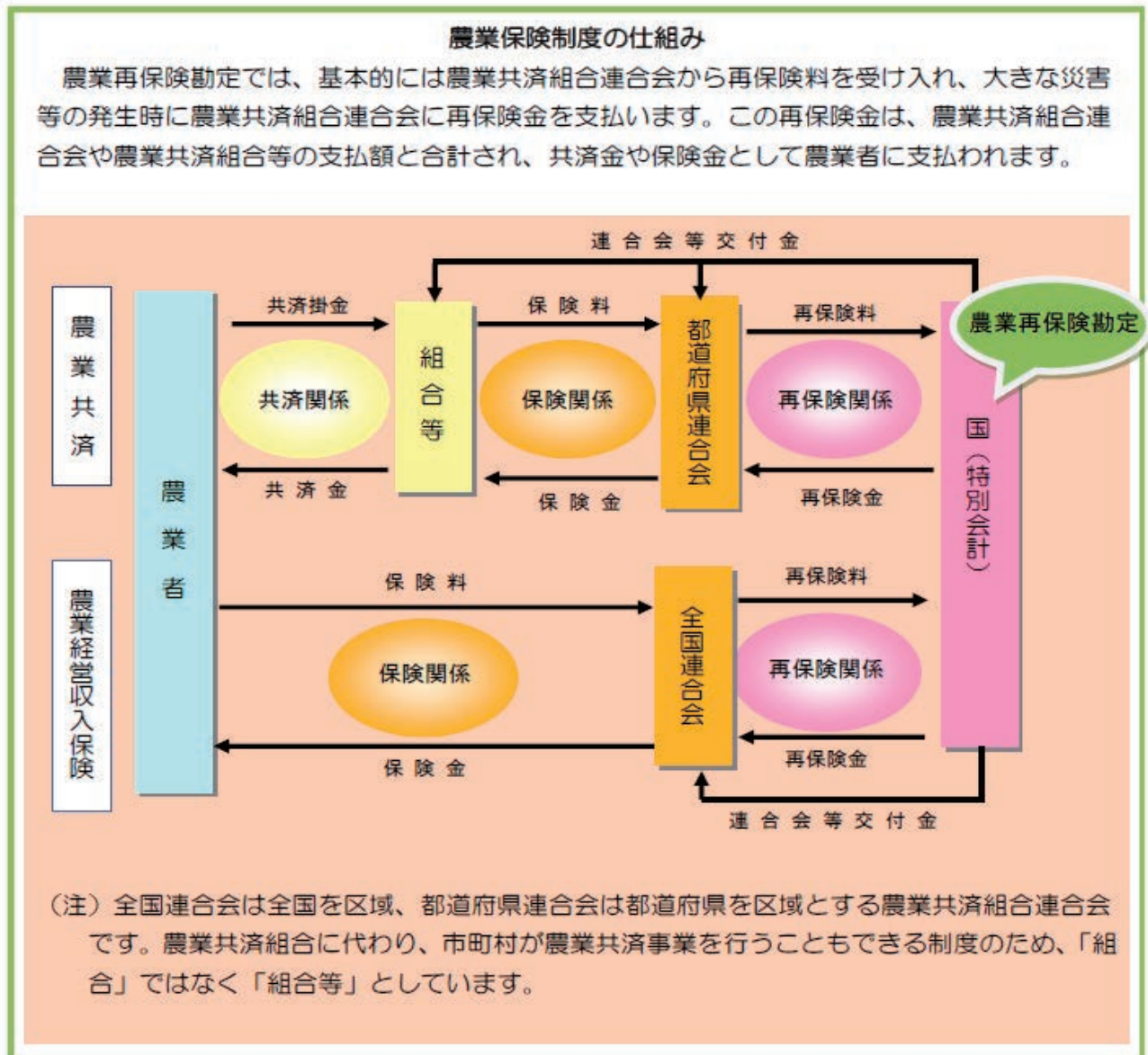
輸入港での小麦の荷揚げ



船内の小麦

③ 農業再保険勘定

「農業保険法」(昭22法185)に基づく農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に関する再保険事業等に係る経理を行っています。



◇ 農業災害の事例



[農作物共済]
冷害による不稔もみ(実の数が少なく、ついているもみも実が入っていない)と変色もみの発生



[果樹共済]
風害によるりんごの落果



[園芸施設共済]
風害による園芸施設の被害

④ 漁船再保険勘定

「漁船損害等補償法」(昭27法28)による漁船保険等に関する再保険事業に係る経理を行っています。

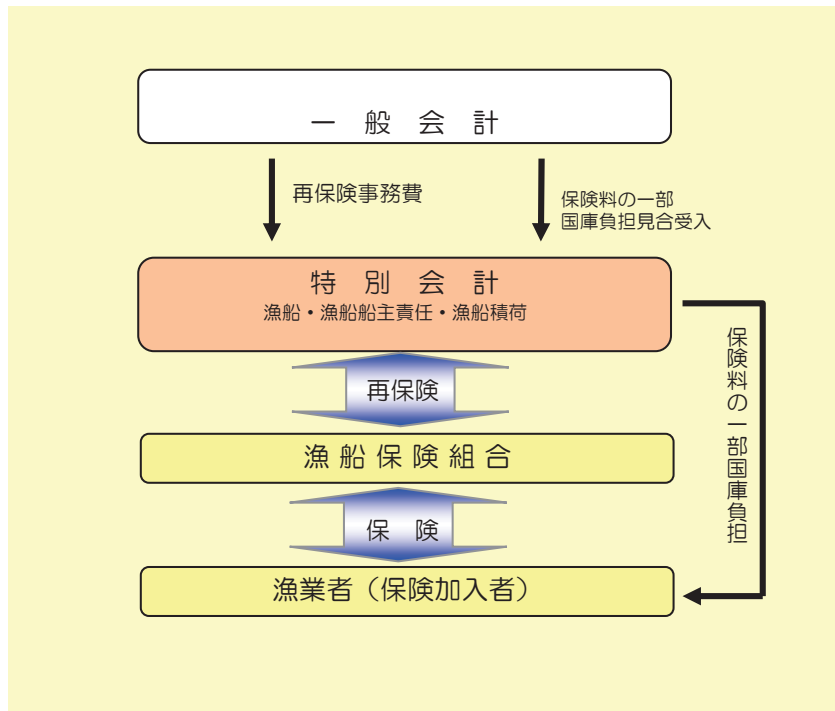
- 全国約21万隻(令和3年末漁船登録隻数及び1トン未満の登録義務が無い無動力漁船を含む。)の漁船を対象に、不慮の事故による損害を復旧するための漁船保険(令和3年度加入実績:約15万隻)
- 漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止するための漁船船主責任保険(令和3年度加入実績:約15万隻)
- 漁船に積載した漁獲物等の不慮の事故による損害を補填するための漁船積荷保険(令和3年度加入実績:419隻)



漁船の座礁による事故

漁船保険制度の仕組み

漁船再保険勘定では、漁船損害等補償制度の安定化を図るため、漁船保険組合から再保険料を受け入れ、事故等の発生により漁船保険組合の支払上限を超えた場合等に再保険金を支払います。この再保険金は、漁船保険組合の支払額と合計され、保険金として漁業者に支払われます。



⑤ 漁業共済保険勘定

「漁業災害補償法」(昭39法158)に基づき、中小漁業者の営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故による損失を補填するための漁業共済保険事業に関する経理を行っています。

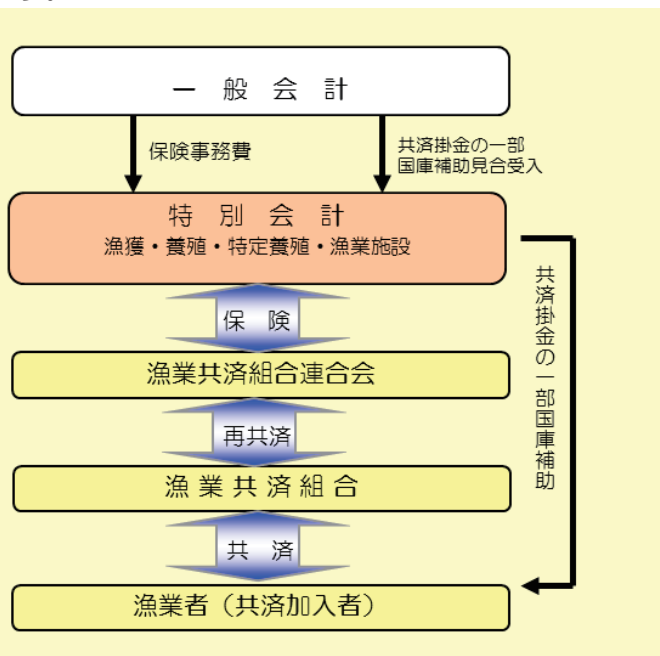
(令和3年度契約実績：約7,240億円)



養殖ふぐの病害による被害

漁業共済制度の仕組み

漁業共済保険勘定では、漁業災害補償制度の安定化を図るため、漁業共済組合連合会から保険料を受け入れ、事故等の発生により漁業共済組合連合会の支払上限を超えた場合に保険金を支払います。この保険金は、漁業共済組合連合会と漁業共済組合の支払額と合計され、共済金として漁業者に支払われます。



⑥ 業務勘定

農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定に共通する事務人件費等の経理を行っています。

具体的には、各勘定から事業に係る事務人件費等に要する財源を受け入れ、これを歳出に充てることとしています。

⑦ 国営土地改良事業勘定

国営土地改良事業の負担金の徴収の確保等のため、各工事別に区分して未完了借入事業の工事等に係る経理を取り扱っています。

その経理については、事業費のうち国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等を充てており、道県が負担する部分は借入金を充てています。



頭首工：河川から農業用水を安定的に取水する施設

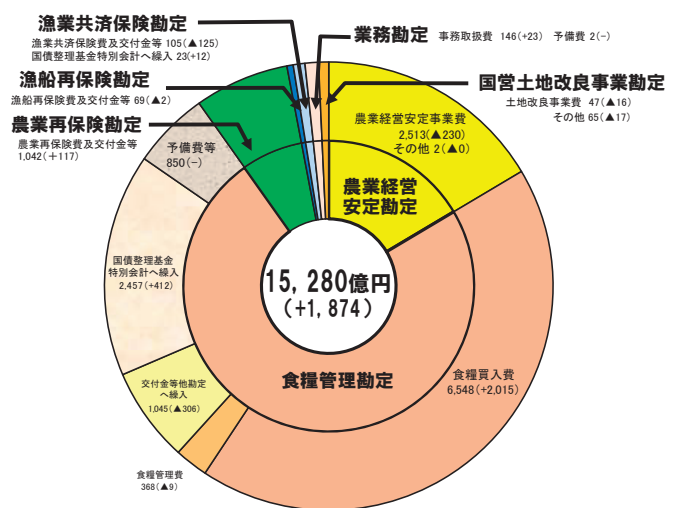
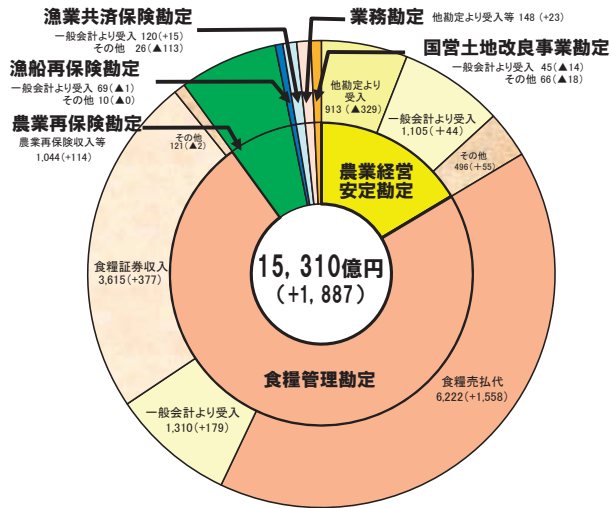
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

(単位：億円)

【歳入】

【歳出】



(注) 歳入歳出差額が30億円(農業再保険勘定2億円、漁船再保険勘定11億円、漁業共済保険勘定17億円)あります。

これらは、歳出予算では当年度の(再)保険金等支払見込額を計上する一方で、歳入予算に次年度へ繰り越して使用する未経過(再)保険料等を含めて計上していることによるものです。

○ 歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
農業経営安定勘定	2,514 (▲230)	2,514 (▲230)	2,514 (▲230)
食糧管理勘定	11,267 (+2,111)	11,267 (+2,111)	7,765 (+2,005)
農業再保険勘定	1,044 (+114)	1,042 (+117)	1,033 (+117)
漁船再保険勘定	80 (▲1)	69 (▲2)	64 (▲3)
漁業共済保険勘定	146 (▲98)	129 (▲113)	104 (▲125)
業務勘定	148 (+23)	148 (+23)	58 (+8)
国営土地改良事業勘定	111 (▲32)	111 (▲32)	56 (▲17)
特別会計合計	15,310 (+1,887)	15,280 (+1,874)	11,595 (+1,756)

○ 農業経営安定勘定の歳入・歳出の内容

(単位:億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
食糧管理勘定より受入	913 (▲329)	国が輸入した麦の売買差益収入見込額等(畑作物の直接支払交付金財源)
一般会計より受入	1,105 (+44)	農業経営安定事業等に要する経費の財源不足受入見込額(農業経営安定事業に要する経費の財源に充てるための受入見込額の増加)
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	138 (▲36)	輸入糖等からの調整金収入の国庫納付金の受入見込額
雑収入	0 (-)	交付金に係る過年度収入
前年度剰余金受入	358 (+92)	剰余金受入見込額(収入減少影響緩和交付金由来の剰余金等の増加)
合計	2,514 (▲230)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
畑作物の直接支払交付金	1,984 (▲74)	諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆等)の生産・販売を行う農業者に対して、販売価格と生産費の差額に相当する交付金の直接交付
収入減少影響緩和対策	528 (▲156)	農業収入の減少が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金等
事務取扱費業務勘定へ繰入	1 (▲0)	農業経営安定事業に係る事務費に要する財源の業務勘定への繰入れ
予備費	1 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	2,514 (▲230)	

○ 食糧管理勘定の歳入・歳出の内容

(単位:億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
食糧売払代	6,222 (+1,558)	売却予定数量、政府売渡予定価格等を基礎として算出した米穀等、食糧麦等及び輸入飼料の売払収入見込額
輸入食糧納付金	5 (+0)	米穀等、食糧麦等及び輸入飼料の輸入に係る納付金の受入見込額
一般会計より受入	1,310 (+179)	調整資金の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
食糧証券収入	3,615 (+377)	主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるための特別会計法に基づく食糧証券の収入見込額(食糧証券償還のための国債整理基金特別会計へ繰入の増加)
雑収入	116 (▲3)	米穀等、食糧麦等及び輸入飼料の売払いに伴う違約金等の受入見込額等
合計	11,267 (+2,111)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
食糧買入費	6,548 (+2,015)	食糧法に基づき買入れる米等の買入代金及び食糧麦等の買入代金並びに飼料需給安定法の規定により買入れる輸入飼料の買入代金(為替の直近の動向等を勘案したことに伴う食糧買入費の増加)
食糧管理費	368 (▲9)	米の販売・管理業務に要する経費の民間団体への委託及び食糧麦備蓄対策事業に要する経費の民間団体に対する補助等
交付金等他勘定へ繰入	1,045 (▲306)	農業経営安定事業に係る交付金に要する財源の農業経営安定勘定への繰入れ並びに食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に係る人件費、事務費等に要する財源の業務勘定への繰入れ
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0 (―)	食糧証券の発行及び償還に必要な事務取扱費の支払財源に充てるための一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	2,457 (+412)	食糧証券の償還金及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ(食糧証券償還のための国債整理基金特別会計へ繰入の増加)
予備費	850 (―)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	11,267 (+2,111)	

○ 農業再保険勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
再保険料	8 (▲2)	農業共済組合連合会等から納入される再保険料収入の見込額等
一般会計より受入	505 (▲133)	農業保険法に基づく共済掛金国庫負担金、農業経営収入保険料国庫負担金、家畜共済損害防止事業交付金及び事務取扱いに必要な人件費、事務費等の財源の一般会計からの受入見込額
前年度繰越資金受入	135 (+43)	未経過の再保険期間に対する再保険料として前年度から繰り越される資金の受入見込額等
積立金より受入	396 (+206)	再保険金等の財源に充てるための積立金からの受入見込額
雑収入	0 (▲0)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
合計	1,044 (+114)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
農業再保険費及交付金	853 (+117)	農業保険法に基づく共済掛金国庫負担金及び農業経営収入保険料国庫負担金の農業共済組合連合会等への交付や再保険金の支払等
事務取扱費業務勘定へ繰入	9 (▲0)	農業再保険事業等に係る人件費、事務費等に要する財源の業務勘定への繰入れ
予備費	180 (―)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	1,042 (+117)	

○ 漁船再保険勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
再保険料	0 (一)	漁船保険組合からの漁船保険等に係る再保険料収入見込額
一般会計より受入	69 (▲1)	漁船損害等補償法に基づく保険料国庫負担金の財源及び事務取扱いに必要な人件費、事務費等の財源の一般会計からの受入見込額
前年度繰越資金受入	9 (▲0)	未経過の再保険期間に対する再保険料として前年度から繰り越される資金の受入見込額等
積立金より受入	1 (一)	再保険金等の財源に充てるための積立金からの受入見込額
雑収入	0 (一)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
合計	80 (▲1)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
漁船再保険費及交付金	63 (▲3)	漁船損害等補償法に基づく保険料国庫負担金の漁船保険組合への交付や再保険金の支払等
事務取扱費業務勘定へ繰入	6 (+1)	漁船再保険事業に係る人件費、事務費等に要する財源の業務勘定への繰入れ
予備費	1 (一)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	69 (▲2)	

○ 漁業共済保険勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
保険料	0 (一)	漁業共済組合連合会からの漁業共済保険に係る保険料収入見込額
一般会計より受入	120 (+15)	漁業災害補償法に基づく共済掛金国庫補助金の財源並びに事務取扱いに必要な人件費及び事務費の財源の一般会計からの受入見込額
前年度繰越資金受入	26 (+4)	未経過の保険期間に対する保険料として前年度から繰り越される資金の受入見込額等
雑収入	0 (一)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
借入金	－ (▲117)	漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金の財源に充てるための民間からの借入見込額
合計	146 (▲98)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
漁業共済保険費及交付金	103 (▲125)	漁業災害補償法に基づく共済掛金国庫補助金の漁業共済組合連合会への交付や保険金の支払等
事務取扱費業務勘定へ繰入	1 (+0)	漁業共済保険事業に係る人件費及び事務費に要する財源の業務勘定への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	23 (+12)	借入金の償還金の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ
予備費	1 (一)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	129 (▲113)	

○ 業務勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
他勘定より受入	148(+23)	人件費、事務費等に要する財源に充てるための各事業勘定(国営土地改良事業勘定除く)からの受入見込額
雑収入	0(▲0)	不動産の貸付料収入見込額等
合計	148(+23)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
事務取扱費	148(+23)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
予備費	2(-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	148(+23)	

○ 国営土地改良事業勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
一般会計より受入	45(▲14)	土地改良工事に要する経費の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
土地改良事業費負担金収入	57(▲19)	国営土地改良工事に必要な経費のうち、道県が負担する負担金の受入見込額
借入金	8(-)	土地改良工事に要する経費の財源に充てるための財政融資資金からの借入見込額
前年度剰余金受入等	2(+0)	前年度の決算上の剰余金及び雑収入見込額
合計	111(▲32)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
土地改良事業費	47(▲16)	国が施行するかんがい排水事業(3地区)及び総合農地防災事業(1地区)の施行
土地改良事業工事諸費	8(▲1)	国営土地改良事業に必要な現場事務所の人件費、事務費
土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	15(+1)	土地改良事業費負担金収入の一般会計への繰入れ
東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	0(+0)	土地改良事業費負担金収入の一般会計への繰入れ
東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入東日本大震災復興特別会計へ繰入	0(+0)	土地改良事業費負担金収入の東日本大震災復興特別会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	40(▲16)	借入金の償還金及び利子の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ
予備費	2(-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	111(▲32)	

② 剰余金

令和４年度決算

＜食料安定供給特別会計＞

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入	その他
農業経営安定勘定	2,785	2,416	368	368	－	－	－
食糧管理勘定	8,469	7,953	515	515	－	－	－
農業再保険勘定	760	694	65	137	▲72	－	－
漁船再保険勘定	98	51	46	27	－	19	－
漁業共済保険勘定	250	240	9	108	－	－	▲99
業務勘定	35	31	4	4	－	－	－
国営土地改良事業勘定	142	116	25	25	－	－	－
特別会計合計	12,541	11,505	1,036	1,188	▲72	19	▲99

令和４年度決算における剰余金は、食料安定供給特別会計全体で 1,036 億円です。

令和４年度決算における不足金は、食料安定供給特別会計全体で 99 億円です。

＜農業経営安定勘定＞

農業経営安定勘定における剰余金は、368 億円です。

(剰余金が生じた理由)

農業者の収入減少の幅が小さかったことにより、農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金を要することが少なかったこと（295 億円減）等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により農業経営安定勘定の翌年度の歳入に繰り入れ、農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金等の財源に充てることとしています。

＜食糧管理勘定＞

食糧管理勘定における剰余金は、515 億円です。

(剰余金が生じた理由)

年度内において支払った米麦の買入費等の支出に対して、米麦の売払代等の収入が多かったこと等によるものです。

なお、不用額が 923 億円生じていますが、これは麦の買入価格及び買入数量が予定より少なかったこと等によるものであり、その際、この財源に充てる資金受入（食糧証券の発行収入）も減少することから、剰余金の発生にはつながりません。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により食糧管理勘定の翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度当初の米麦の買入費等の財源に充てることとしています。

<農業再保険勘定>

農業再保険勘定における剰余金は、65 億円です。

(剰余金が生じた理由)

共済事故が少なかったことにより、再保険金を要することが少なかったこと等によるものです。
その詳細は、未経過再保険料受入増 21 億円のほか、再保険金に係る不用額 43 億円等です。

(剰余金の処理の方法)

剰余金から未経過再保険料及び支払備金に相当する金額として 137 億円を差し引くと 72 億円の不足が生じました。

この不足金は、特別会計法第 134 条第 2 項の規定により積立金から補足し、未経過再保険料及び支払備金に相当する金額として 137 億円を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

<漁船再保険勘定>

漁船再保険勘定における剰余金は、46 億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳入において、令和 3 年度において保険事故が少なかったこと等により、予算上見込んでいなかった前年度剰余金受入があったこと、歳出において保険事故が少なかったことにより再保険金を要することがなかったこと等によるものです。

その詳細は、前年度剰余金受入 19 億円のほか、再保険金に係る不用額 18 億円等です。

(剰余金の処理の方法)

剰余金から未経過再保険料に相当する金額として 8 億円を差し引くと歳入歳出の差額は 38 億円です。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平 23 法 40) 第 34 条第 2 項の規定により令和 5 年度特別会計予算予算総則で定める金額 19 億円を一般会計に繰り入れ、未経過再保険料に相当する金額 8 億円と残額 18 億円は、特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

<漁業共済保険勘定>

漁業共済保険勘定における剰余金は、9 億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳入において未経過保険料の受入が多かったこと等によるものです。
その詳細は、未経過保険料受入増 3 億円等です。

(剰余金の処理の方法)

剰余金から未経過保険料及び支払備金に相当する金額として 108 億円を差し引くと 99 億円の不足が生じました。

この不足金は、補足すべき積立金がないので繰越損失となります。

<業務勘定>

業務勘定における剰余金は、4 億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳入において消費税の確定申告により還付が生じたこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により業務勘定の翌年度の歳入に繰り入れ、事務取扱費の財源に充てることとしています。

＜国営土地改良事業勘定＞

国営土地改良事業勘定における剰余金は、25 億円です。

（剰余金が生じた理由）

事業計画の変更に係る地元関係機関との調整が難航したことにより、年度内の工事完了が困難になったこと等によるものです。

その詳細は、土地改良事業費に係る翌年度への繰越額 20 億円、不用額 2400 万円等です。

なお、土地改良事業費に係る不用額が上記のほか 1 億円生じていますが、これは事業計画の変更等により、土地改良事業費等が予定より少なかったことによるものであり、その際、この財源に充てる資金受入（一般会計より受入等）も減少することから、剰余金の発生にはつながりません。

（剰余金の処理の方法）

特別会計法附則第 67 条第 3 項において読み替えられた特別会計法第 8 条第 1 項の規定により、国営土地改良事業勘定の翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度以降の事業費等の財源に充てることとしています。

③ 積立金等

積立金（農業再保険勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和 5 年度末（予定） （令和 5 年度予算）	令和 4 年度末 （令和 4 年度決算処理後）	令和 3 年度末 （令和 3 年度決算処理後）
1,203	1,825	1,897

② 積立金の目的

農業再保険勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合には、再保険金等に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てることとしています。

③ 積立金の水準

令和 4 年度決算による積立金の金額を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率を試算したところ、約 113%となります。過去（平成 5 年度）には 4,000 億円を超える再保険金の支払いがあったことを勘案すれば、積立金が過大とはいえません。

※ ソルベンシー・マージン比率（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率）とは、民間保険会社が、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化など「通常の予測を超えるリスク」に対して、どの程度自己資本・準備金などの「支払余力（マージン）」を有するかを示す経営健全性の指標です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{マージンの総額}}{1/2 \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

特別会計ガイドブックでは、再保険金等に充てるために積み立てられた積立金の水準につき、このソルベンシー・マージン比率を、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平8大蔵省告示50）を参考に、試算しています。

積立金（漁船再保険勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
56	57	57

② 積立金の目的

漁船再保険勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保することを目的としています。

③ 積立金の水準

本勘定は、平成26年4月1日に施行された特会改革法による勘定統合により積立金を保有しているものの、一方で東日本大震災被害に係る再保険金の支払財源の不足分を、一般会計からの繰入金で手当したことによる一般会計繰入未済金74億円（令和4年度決算処理後）を有しているため、ソルベンシー・マージン比率はマイナスとなっています。今後、一般会計繰入未済金の解消を図った上で、ソルベンシー・マージン比率を勘案し適正と考えられる水準まで積み立てていくこととしています。

（注）ソルベンシー・マージン比率の考え方については、「農業再保険勘定の③積立金の水準」をご覧ください。

積立金（漁業共済保険勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
－	－	－

② 積立金の目的

漁業共済保険勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金の十分な支払能力を確保することを目的としています。

③ 積立金の水準

本勘定においては、過去に、漁業資源の減少や東日本大震災等による多額の保険金の支払が発生し、これらの支払財源の不足に充てるため、法律に基づき一般会計から財源を繰り入れています。本勘定において決算剰余金が生じた場合には、法律の規定により、繰入金額に達するまで一般会計へ繰り入れることとされており、一般会計繰入未済金 254 億円（令和4年度決算処理後）を有しているため、現在、残高はなく、ソルベンシー・マージン比率はマイナスとなっています。今後、一般会計繰入未済金の解消を図った上で、ソルベンシー・マージン比率を勘案し適正と考えられる水準まで積み立てていくこととしています。

（注）ソルベンシー・マージン比率の考え方については、「農業再保険勘定の③積立金の水準」をご覧ください。

調整資金（食糧管理勘定）

① 調整資金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
95	221	668

② 調整資金の目的

特別会計法第 133 条の規定により食糧管理勘定の運営の健全化に資するために置かれた調整資金は、食糧管理勘定で生じた損益と業務勘定から移し整理された損益を整理する機能を持ち、必要に応じて一般会計から必要額を受け入れることにより米麦の売買等に係る食糧管理勘定の赤字繰越しを行わないこととしています。

なお、各年度末の調整資金残高は、国が備蓄・保有する米麦（貸付米含む）の市場価格による評価額等から、食糧証券等の負債を差し引いて得られた額であり、現金で保有しているものではありません。

③ 調整資金の水準

各年度の予算編成において設定する年度末の調整資金の水準は、主要食糧の需給及び価格が年度の途中において随時変動することを考慮して、米麦の売買等に係る食糧管理勘定に赤字繰越しが生じることのないよう決定しています。

④ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

食料安定供給特別会計貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《令和2年度》	《令和3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《令和3年度》	《令和2年度》
2,989	2,609	現金・預金	未払金	0	0
1,034	643	うち政府預金	支払備金	248	159
1,955	1,965	うち財投預託金	未払費用	0	0
			前受金	21	15
232	316	売掛金	未経過（再）保険料	84	69
827	830	たな卸資産	賞与引当金	1	1
			政府短期証券	1,790	1,140
410	396	未収金	借入金	240	301
0	0	未収収益	退職給付引当金	30	36
0	0	未収（再）保険料	他会計繰戻未済金	471	451
87	212	前払金	負債合計	2,889	2,176
0	0	前払費用			
			資産・負債差額	2,399	3,402
1,005	901	貸付米	負債及び資産・負債差額合計	5,289	5,579
▲0	▲0	貸倒引当金			
18	18	有形固定資産			
		国有財産			
11	11	（公共用財産を除く）			
8	8	土地			
0	0	立木			
3	3	建物			
0	0	工作物			
7	7	公共用財産			
7	7	建設仮勘定			
0	0	物			
6	4	無形固定資産			
5,579	5,289	資産合計			

主な資産は、現金・預金 2,609 億円と外国に対する貸付米 901 億円です。

なお、土地等の国有財産は、食糧管理勘定において管理する旧政府倉庫であり、また、業務勘定で管理する旧食糧事務所庁舎等です。

主な負債は、米麦の買入代金の手当てのために発行した政府短期証券（食糧証券）1,790 億円です。

なお、借入金は、国営土地改良事業勘定において、道県が負担する部分について財政融資資金から借り入れを行い、土地改良事業に要する費用の財源としています。

資産・負債差額は、主に現金・預金及び貸付米が含まれています。

⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

保険料率の算定根拠

<農業再保険勘定>

- ① 農業共済の共済掛金率は、「農業保険法」(昭22法185)に基づき、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階ごとに事業規程等で定めることとされています。

また、農林水産大臣が共済掛金標準率を定める際には、過去20年間(家畜共済については原則3年間)の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしています。

- ② 農業経営収入保険の保険料率は、「農業保険法」(昭22法185)に基づき、農林水産大臣が定める保険料標準率を基礎として、全国農業共済組合連合会が危険段階ごとに事業規程で定めることとされています。

また、農林水産大臣が保険料標準率を定める際には、過去10年間(制度開始当初は過去8年間)の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしています。

<漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定>

- ① 漁船保険等の保険料率は、「漁船損害等補償法」(昭27法28)に基づき、農林水産大臣が定める期間における危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定めることとしています。

また、農林水産大臣が保険料率を定める際には、過去20年間の危険率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしています。

- ② 漁業共済の共済掛金率は、「漁業災害補償法」(昭39法158)に基づき、農林水産大臣が定める基準共済掛金率を下らない範囲で組合が共済規程で定めることとされています。

また、農林水産大臣が基準共済掛金率を定める際には、過去10年間の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしています。

保険料率を見直す仕組み

<農業再保険勘定>

共済掛金標準率及び保険料標準率は、「農業保険法」(昭22法185)に基づき、原則として3年ごとに見直すこととされています。

<漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定>

保険料率(漁業共済については基準共済掛金率)は、概ね3年ごとに危険率(漁業共済については被害率)の見直しを行い、必要に応じて改定することとしています。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

食料安定供給特別会計に関する情報開示については、農業経営安定事業においては「事業者の加入申請状況」や「事業者への支払実績」等を、また、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業において「備蓄米の在庫状況」や「米麦の売買に関する情報」を、さらに、農業再保険、漁船再保険及び漁業共済保険の各保険事業等では、加入実績等を公表する「統計表」等により、各事業の運用状況に関する情報の公開を詳細にわたって行っています。

農業再保険勘定に関しては、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険制度を導入するとともに、農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、農業共済制度の見直しをするため、「農業災害補償法の一部を改正する法律」（平 29 法 74）が平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

食料安定供給特別会計についての問い合わせ先

(業務勘定)

農林水産省大臣官房予算課 電話番号 03-3502-8111 (内線 3348)

(農業経営安定勘定)

農林水産省農産局穀物課経営安定対策室 電話番号 03-3502-8111 (内線 5155)

(食糧管理勘定)

農林水産省農産局総務課会計室 電話番号 03-3502-8111 (内線 4979)

(農業再保険勘定)

農林水産省経営局保険課 電話番号 03-3502-8111 (内線 5269)

(漁船再保険・漁業共済保険勘定)

農林水産省水産庁漁政部漁業保険管理官 電話番号 03-3502-8111 (内線 6639)

(国営土地改良事業勘定)

農林水産省農村振興局総務課 電話番号 03-3502-8111 (内線 5472)

10. 国有林野事業債務管理特別会計

(1) 概要

平成 24 年 1 月 24 日に閣議決定された「特別会計改革の基本方針」において、「国有林野事業特別会計については、平成 24 年度末において廃止し、一般会計へ移管するものとする。ただし、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、国有林野事業債務返済特別会計（仮称）を設置し、当該債務を承継するものとする。」とされ、これらを内容とする「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」が平成 24 年 6 月 27 日に公布されました。（施行日は平成 25 年 4 月 1 日）

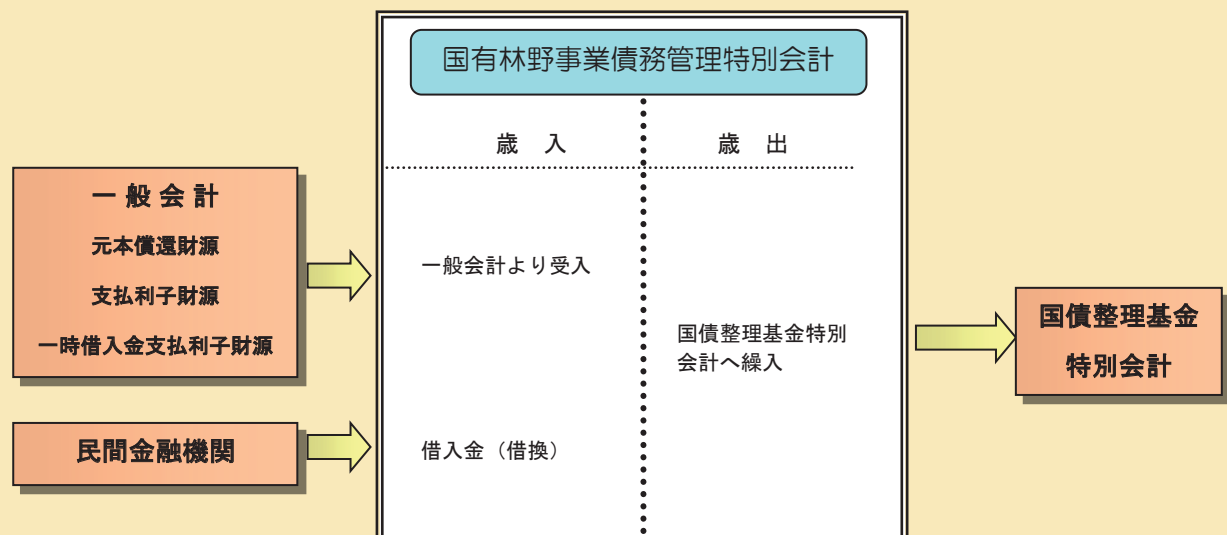
この法律により、国有林野事業債務管理特別会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した約 1.3 兆円の借入金債務の処理に関する経理を行うことを目的として、平成 25 年度から暫定的に設置されました。

この借入金債務は、一般会計からの繰入金を財源として償還を行い、令和 30 年度までに償還を完了する予定です。

国有林野事業債務管理特別会計の仕組み

借入金の元本償還の財源と支払利子等の財源を一般会計から繰入れ、償還額に満たない金額については民間金融機関から借入れを行います。これらの歳入を財源として国債整理基金特別会計へ繰入れを行い、借入金の償還と利子の支払い等を行います。

なお、民間金融機関からの借入れは全て借換借入金であり、債務が増加するものではありません。



(2) 具体的な事業の内容

① 一般会計からの繰入れ

本特別会計に属する借入金債務（令和5年度期首残高1兆1,250億円）を償還するため、一般会計における、国有林野から産出される林産物等の売払収入や、国有林野の管理処分によって得られる収入等（国有林野事業収入）から、その収入を得るために必要な経費を差し引いた額が本特別会計に繰り入れられ、借入金の元本償還金、借入金の利子の支払財源及び一時借入金の利子の支払い財源に充てられています（特別会計法附則第206条の5）。

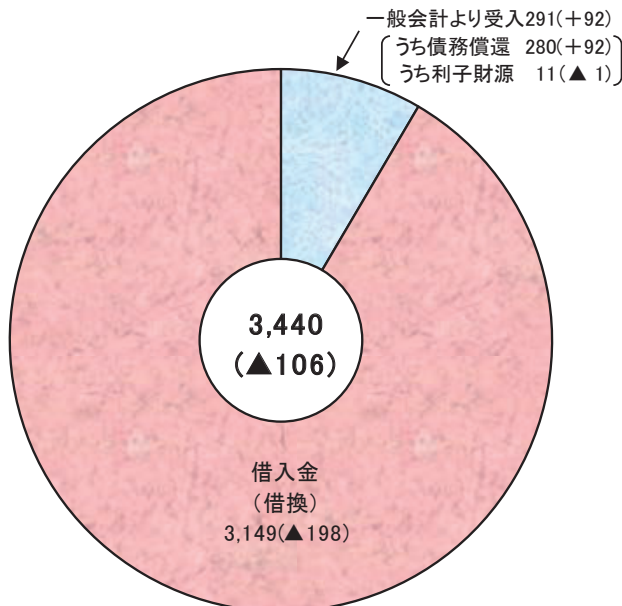
② 借換借入金

単年度に一般会計から繰り入れる借入金の償還財源のみでは、当該年度における借入金の償還金額の総額には達しませんので、その残額を借換借入金として、民間金融機関から5年間を償還期限として利率競争入札方式により調達します。この借換借入金は、既存の借入金の償還時に借入れ（借換）を行いますので、借入金債務が増加するものではありません。

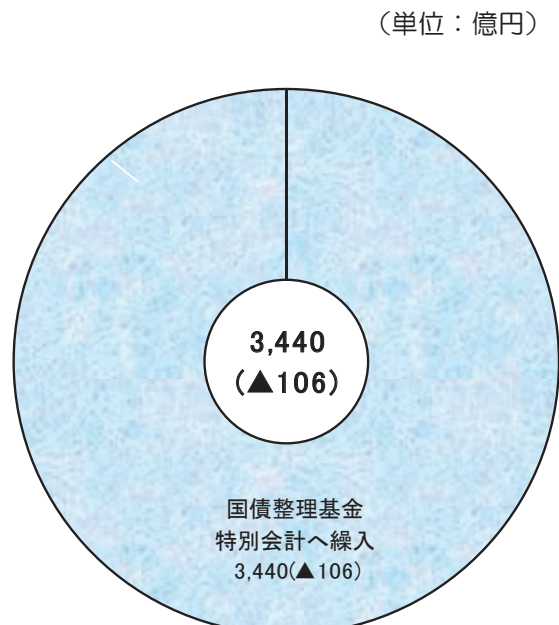
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

【歳入】



【歳出】



○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
3,440 (▲106)	3,440 (▲106)	－ (－)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
一般会計より受入	291 (+92)	借入金の償還金、支払利子及び一時借入金の支払利子の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
借入金	3,149 (▲198)	借入金の償還のための借換借入金見込額
合計	3,440 (▲106)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
国債整理基金特別会計へ繰入	3,440 (▲106)	借入金の償還金、支払利子及び一時借入金の支払利子の財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入額
合計	3,440 (▲106)	

② 剰余金

(注) この特別会計は、国債整理基金特別会計へ繰入れするための必要額に限って、一般会計からの繰入れ及び民間金融機関からの借入れを行っていることから、剰余金は発生しない仕組みとなっております。

③ 資産及び負債(令和3年度特別会計財務書類)

国有林野事業債務管理特別会計貸借対照表 (単位：億円、単位未満切捨)

《2年度》	《3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《3年度》	《2年度》
		資産・負債差額	未 払 費 用	0	0
▲11,654	▲11,437		借 入 金	11,437	11,654
			負債合計	11,437	11,654
			負債及び資産・負債差額合計	-	-

資産はありません。

主な負債は、民間金融機関等からの借入金です。なお、この借入金は、旧国有林野事業特別会計から承継した債務です。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

国有林野事業債務管理特別会計においては、借入金の償還に関する情報開示に努めており、具体的には、「国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況」について国会へ報告を行っています。

国有林野事業債務管理特別会計についての問い合わせ先

農林水産省林野庁国有林野部管理課

電話番号 03-3502-8111 (内線 6253)

11. 特許特別会計

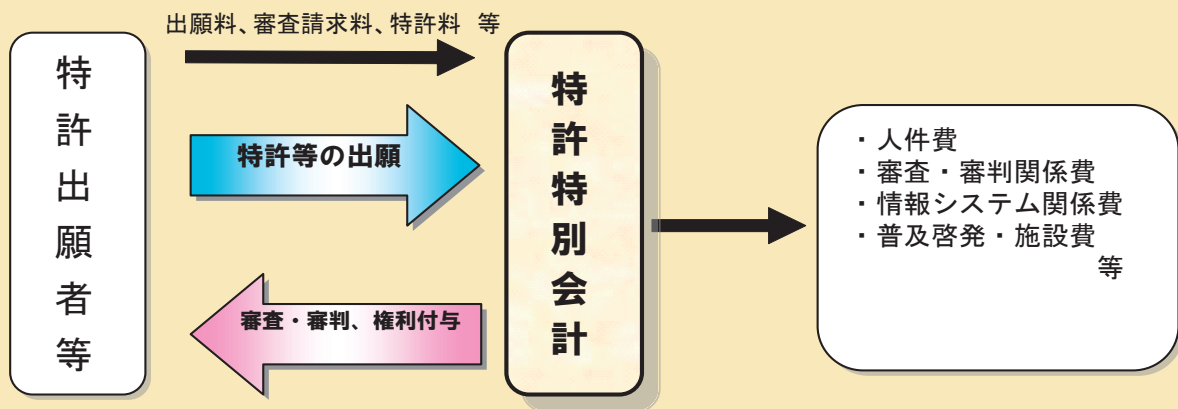
(1) 概要

特許特別会計は、技術進歩に伴う審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化していた状況の下、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行う観点から昭和59年に設置された特別会計です。なお、一部業務についてはアウトソーシングが行われています。

特許特別会計の仕組み

特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、審査・審判を行い、また権利の登録等の事務を行うために必要な人件費、審査・審判関係費等に支出しています。

なお、特許特別会計は、収支相償の下で運営されており、これまで一般会計に依存したことはありません。



(2) 具体的な事業の内容

特許特別会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しているものです。

加えて、令和5年度予算においては、世界をリードする特許行政実現に向け、徹底した歳出削減を継続しつつ、審査業務等の効率化に取り組むとともに、イノベーション創出に向けた知財活動を重点的に支援しています。

(ア) 世界をリードする特許行政の実現に向けた取組

世界最速・最高品質の審査を実現するとともに、業務改革による審査業務等の効率化、システムの効率化を図ります。

- (a) 世界最速・最高品質の審査を実現しつつ、業務の効率化を徹底
- (b) フリーアドレス化等による業務改革の推進
- (c) 情報システム刷新及び運用の効率化を徹底

(イ) イノベーション創出に向けた知財活動の重点的支援

イノベーションを通じた我が国の競争力向上を図るため、スタートアップ・大学・中小企業等の知財活動の支援を拡充します。

- (a) スタートアップエコシステム形成に向けた知財支援の拡充
- (b) 中小企業等の知財活動支援の促進

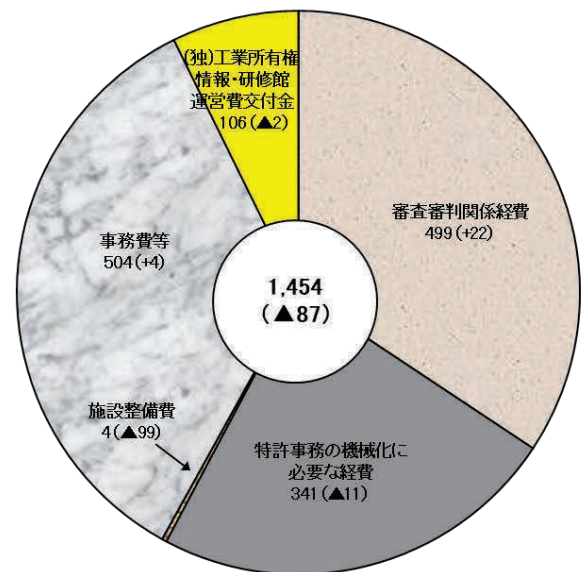
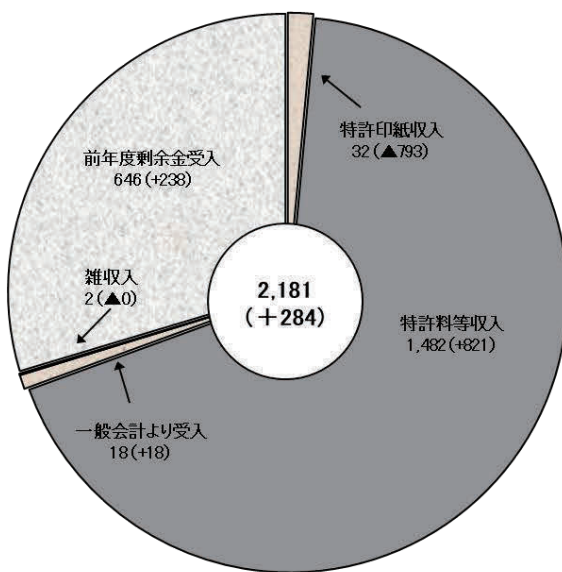
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

【 歳入 】

【 歳出 】

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、727億円あります。これは、歳出予算では当年度の審査・審判等に要する費用を計上する一方で、歳入予算には、特許審査の効率化・迅速化や情報システムに係る設備投資等、今後見込まれる支出に充当すべく確保している前年度末の剰余金を繰り入れて計上していることによるものです。

○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
2,181 (+284)	1,454 (▲87)	1,452 (▲86)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
特許料等収入	1,514 (+28)	出願料、審査請求料、特許料等の収入見込額
他会計より受入	18 (+18)	工業所有権に関する事務並びに登録免許税の納付確認、課税標準及び税額の認定の事務に要する経費の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
雑収入	2 (▲0)	財政融資資金預託金利子、建物及物件貸付料等の収入見込額
前年度剰余金受入	646 (+238)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	2,181 (+284)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金に必要な経費	106 (▲2)	(独)工業所有権情報・研修館の行う業務の財源の一部に充てるための交付金
事務取扱いに必要な経費	502 (+4)	特許行政の運営に必要な人件費、事務費等
工業所有権の審査審判等の処理促進に必要な経費	499 (+22)	特許等工業所有権に関する審査審判等の処理促進に必要な経費
特許事務の機械化に必要な経費	341 (▲11)	特許事務システムの開発及び運用に必要な経費
施設整備費	4 (▲99)	特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な経費
予備費	2 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	1,454 (▲87)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
2,174	1,425	748	748	—	—

令和4年度決算における剰余金は、748億円です。

(剰余金の生じた理由)

特許特別会計は、産業財産権制度（特許、実用新案、意匠、商標）の利用者（＝受益者）による負担を明確にし、歳入と歳出が均衡して運営されること（＝収支相償）を確保するために創設された特別会計であり、具体的には、出願人から料金（出願料、審査請求料、特許料等）を徴収し、産業財産権の審査審判に要する人件費、情報システム経費、外注経費等に支出することとしています。剰余金は、審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残っていることや、特許審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

(剰余金の処理の方法)

特許特別会計の剰余金については上記の性格を有することから、年度末に審査待ちとなっている案件を翌年度以降に審査処理するために必要な費用や情報システムに係る設備投資の費用などの財源として、特別会計法第8条第1項により特許特別会計の翌年度歳入に繰り入れることとしています。

③ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

特許特別会計貸借対照表

（単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	〈 資 産 の 部 〉	〈 負 債 の 部 〉	《3年度》	《2年度》
			未 払 金	0	0
684	724	現金・預金 うち政府預金 うち財投預託金	前 受 金	432	420
514	724				
170	—				
0	0				
0	0	未 収 金	前 受 収 益	0	0
0	—	未 収 収 益	賞 与 引 当 金	20	21
0	0	前 払 費 用	退 職 給 付 引 当 金	286	285
0	0	貸 付 金	負 債 合 計	740	728
▲0	▲0	貸 倒 引 当 金			
928	919	有 形 固 定 資 産	資 産 ・ 負 債 差 額	1,350	1,297
928	919	国 有 財 産 (公共用財産を除く)			
881	875	土 地			
0	0	立 木 竹			
40	37	建 物			
5	4	工 作 物			
0	0	物 品			
403	437	無 形 固 定 資 産			
9	9	出 資 金			
2,026	2,091	資 産 合 計			

特許特別会計の資産のうち、有形固定資産 919 億円は、特許庁庁舎の土地・建物等であり、無形固定資産 437 億円は、事業に使用するソフトウェア等です。

資産・負債差額は、これらの資産に加え、現金・預金について、審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

特許特別会計は、出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加等、審査処理の負担が増加している中で、効果的・効率的に事務を実施するため、先行技術調査のアウトソーシングや、新たな情報システムの構築等に取り組んでいます。

また、特許登録件数の増減等に伴う事務負担の変化にあわせ、料金を調整することにより、剰余金の取扱を含め、適切に特許特別会計の運営を図っています。

なお、特許特別会計の財務に関する情報については、特許庁のホームページに特別会計財務書類を公表しています。

特許特別会計についての問い合わせ先

特許庁総務部総務課 電話番号 03-3581-1101

12. 自動車安全特別会計

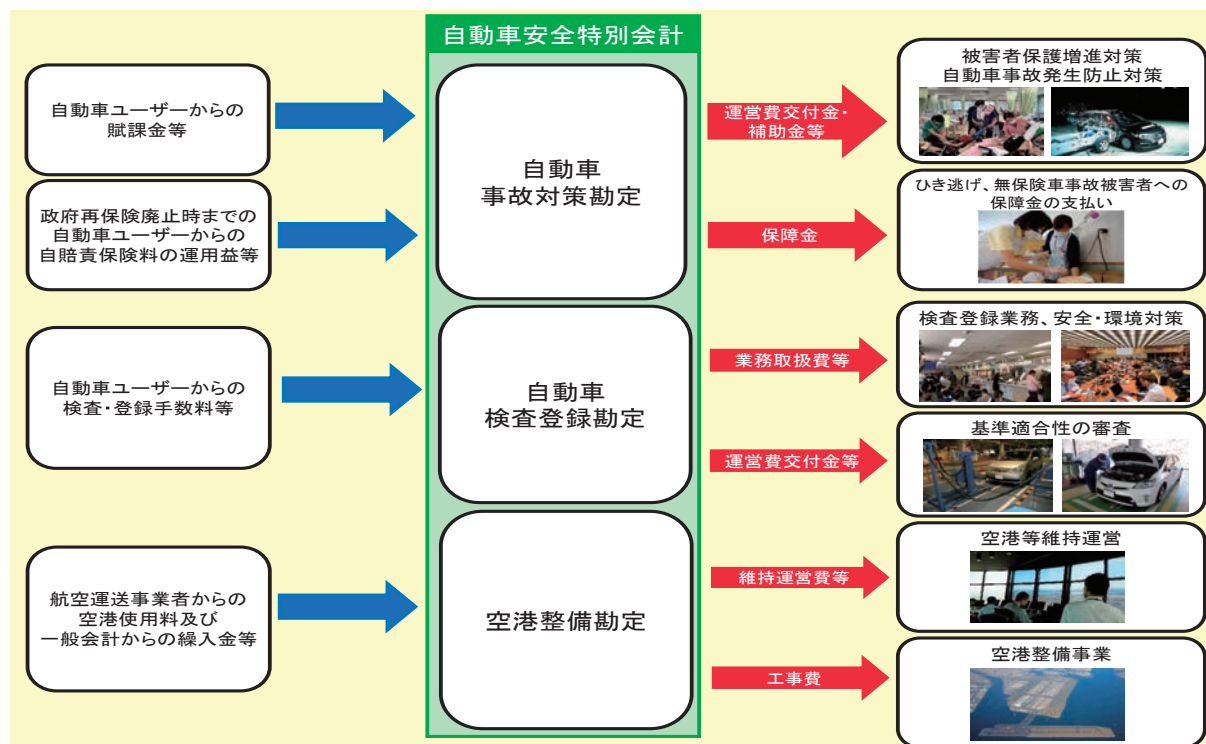
(1) 概要

自動車安全特別会計は、行政改革推進法の方針に従い、特別会計法に基づき、平成20年度に自動車検査登録特別会計（昭和39年設置）及び自動車損害賠償保障事業特別会計（昭和30年設置）の2特別会計を統合し、設置された特別会計です。また、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、平成26年4月1日から借入金償還完了年度の末日までの間の経過措置として、空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行うこととされました。さらに、令和5年4月1日に施行された「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令4法65）により、令和5年度より自動車事故対策勘定は廃止され、保障勘定と統合されるとともに、保障勘定は自動車事故対策勘定に名称変更されました。

本特別会計は、自動車ユーザーからの賦課金、積立金として管理している自賠責保険の再保険契約に係る再保険料、自動車ユーザーからの検査・登録手数料を財源として、ひき逃げ・無保険車の被害者救済対策、再保険金の支払い、自動車の検査・登録業務、基準適合性の審査、事故による重度後遺障害者等の被害者保護増進対策、事故発生防止対策等を実施しています。また、航空運送事業者等からの空港使用料収入や一般会計からの繰入金等を財源として、空港等の維持運営や空港整備事業等を実施しています。

自動車安全特別会計の仕組み

この特別会計は、自動車事故対策勘定、自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の各勘定に区分され、それぞれ、自動車事故対策事業等、自動車検査登録業務及び空港整備事業等に係る歳入歳出を経理しています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、3勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 自動車事故対策勘定

自動車事故対策事業等に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、自賠責保険料の一部に含まれる賦課金を財源として、ひき逃げ・無保険車の被害者への自賠責保険金に代わる保障金の支払い等に必要な経費の支出を実施しています。また、賦課金に加え、政府再保険制度時代に積み立てられた積立金の累積運用益等を財源として、「自動車損害賠償保障法」(昭30法97)に基づく被害者保護増進等計画に規定する事故による重度後遺障害者等の被害者保護増進対策及び事故発生防止対策を実施するために必要な経費の支出を実施しています。さらに、経過措置として、政府再保険制度時代に積み立てられた積立金等を財源として再保険金等の支払い等に必要な経費の支出を実施しています。



② 自動車検査登録勘定

自動車検査登録業務に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を財源として、自動車の安全確保・環境保全対策等に必要な経費の支出を実施しています。



③ 空港整備勘定

空港整備事業等に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、航空運送事業者等からの空港使用料収入や一般会計からの繰入金（航空機燃料税収入の空港整備事業に要する経費の財源相当額）等を財源として、空港整備事業、環境対策事業、航空路整備事業、空港等の維持運営等を実施しています。

令和5年度においては、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港（羽田）の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしています。また、空港における防災・減災、国土強靱化対策の推進等に必要な事業を計画的に実施することとしています。

＜東京国際空港（羽田）の機能拡充に必要な事業等＞

- ・アクセス利便性向上のために必要な空港アクセス鉄道の基盤施設整備
- ・航空旅客の内際乗り継ぎ利便性向上を図るために必要な人工地盤の整備
- ・空港機能の拡充に必要な旧整備場地区の再編整備 等



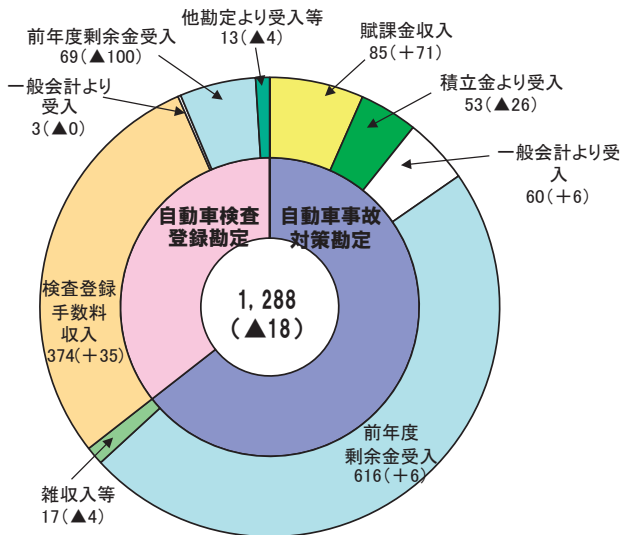
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

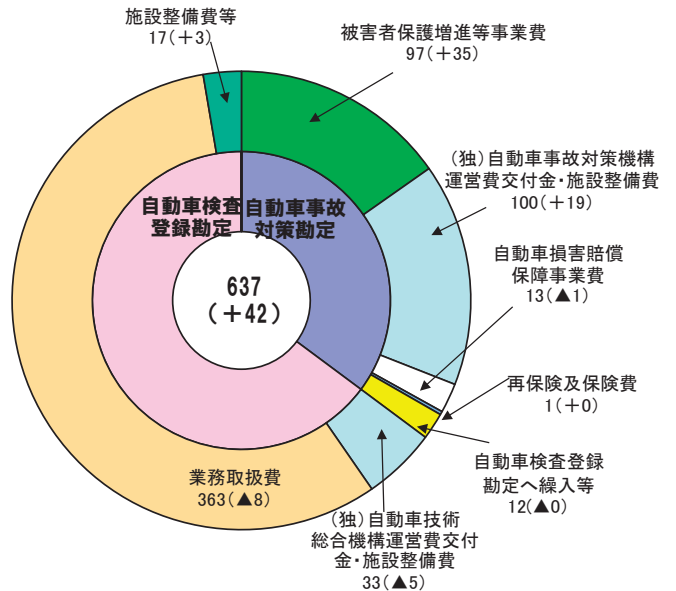
○自動車安全特別会計（空港整備勘定を除く）

（単位：億円）

【歳入】



【歳出】

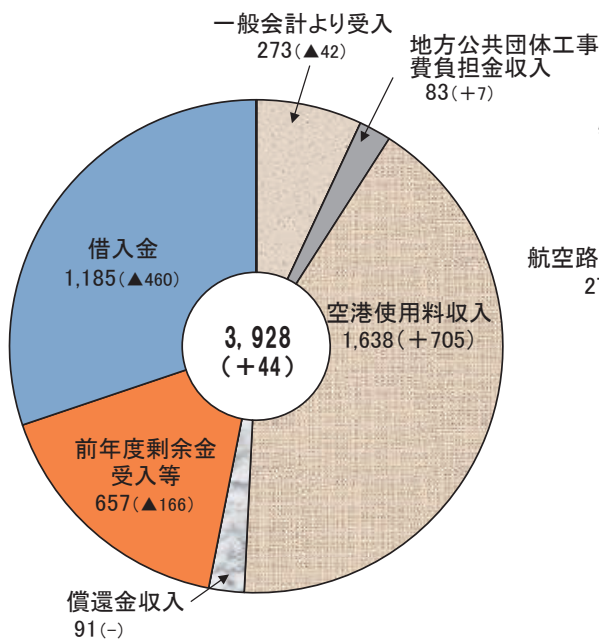


（注）歳入歳出差額が、651億円あります。自動車事故対策勘定の歳入歳出差額606億円は、主に自動車ユーザーから徴収した賦課金の未支出分が累積計上されたものです。また、自動車検査登録勘定の歳入歳出差額45億円は、主に自動車ユーザーから徴収した検査登録手数料の未支出分等が累積計上されたものです。

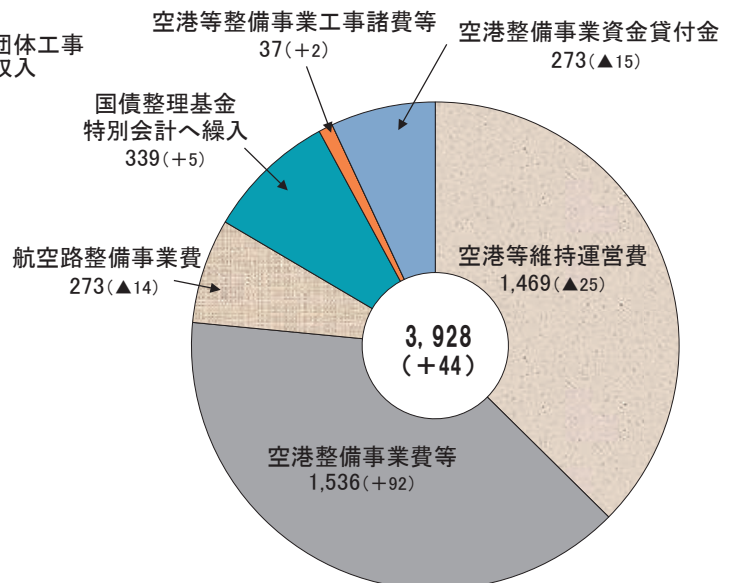
○自動車安全特別会計（空港整備勘定）

（単位：億円）

【歳入】



【歳出】



○歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額

（単位：億円）

勘定	歳入総額	歳出総額	（参考）歳出純計額
自動車事故対策勘定	830（+52）	224（+53）	213（+53）
自動車検査登録勘定	458（▲69）	413（▲11）	411（▲11）
空港整備勘定	3,928（+44）	3,928（+44）	3,589（+72）
特別会計合計	5,215（+27）	4,564（+86）	4,213（+114）

○自動車事故対策勘定の歳入・歳出の内容

（単位：億円）

（歳入）

内容	額	説明
賦課金収入	85（+71）	自動車事故対策事業の財源として自動車ユーザーから徴収した賦課金の収入見込額
積立金より受入	53（▲26）	被害者保護増進等事業費及び再保険及保険費等の財源に充てるための積立金からの受入見込額
一般会計より受入	60（+6）	「平成 6 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第 7 条第 2 項及び「平成 7 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第 10 条第 2 項の規定による一般会計からの受入見込額
償還金収入	4（▲0）	（独）自動車事故対策機構貸付金の償還見込額
雑収入	12（▲3）	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
前年度剰余金受入	616（+6）	前年度の決算上の剰余金見込額
独立行政法人自動車事故対策機構納付金収入	-（▲1）	（独）自動車事故対策機構から納付される納付金の受入見込額
合計	830（+52）	

（歳出）

内容	額	説明
被害者保護増進等事業費	97（+35）	事故による重度後遺症障害者等の被害者保護増進対策及び事故発生防止対策の実施に要する経費の（独）自動車事故対策機構等に対する補助等
独立行政法人自動車事故対策機構運営費	94（+18）	（独）自動車事故対策機構が行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金の交付
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	6（+2）	（独）自動車事故対策機構が施行する療護施設の整備費の補助
自動車損害賠償保障事業費	13（▲1）	自動車及び原動機付自転車のひき逃げ事故等による被害者に対する自賠償保険金に代わる保障金の支払等
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	11（▲0）	自動車事故対策事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る業務取扱費の財源の自動車検査登録勘定への繰入れ
再保険及保険費	1（+0）	保険事故の発生による再保険金の支払及び共済事故の発生による保険金の支払
予備費	1（-）	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	224（+53）	

○自動車検査登録勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明
検査登録印紙収入	231 (+28)	自動車の検査・登録業務による手数料の印紙収入見込額
検査登録手数料収入	143 (+7)	自動車の検査・登録業務による手数料の現金収入見込額
一般会計より受入	3 (▲0)	自動車重量税の納付の確認及び税額の認定に要する人件費及び事務費の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
他勘定より受入	11 (▲0)	業務取扱費の財源に充てるための自動車事故対策勘定からの受入見込額
雑収入	1 (▲3)	用地貸付料、建物貸付料見込額等
前年度剰余金受入	69 (▲100)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	458 (▲69)	

(歳出)

内容	額	説明
独立行政法人自動車技術総合機構運営費	21 (▲4)	(独)自動車技術総合機構が行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金の交付
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	12 (▲1)	(独)自動車技術総合機構が施行する自動車等審査施設の整備費の補助
業務取扱費	363 (▲8)	自動車検査登録等事務、自動車損害賠償保障事業等に必要の人件費、事務費等並びに自動車の環境対策及び安全対策に必要な技術の評価手法及び基準策定のための調査等
施設整備費	16 (+3)	自動車検査登録事務所等の施設の整備
予備費	2 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	413 (▲11)	

○空港整備勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明
空港使用料収入	1,638 (+705)	着陸料、航行援助施設利用料等の収入見込額
一般会計より受入	273 (▲42)	空港整備事業に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
地方公共団体工事費負担金収入	83 (+7)	国管理空港等の空港整備に必要な経費のうち、地方公共団体が負担する負担金の受入見込額
借入金	1,185 (▲460)	特別会計法の規定による空港整備事業に係る施設の整備の財源に充てるための財政融資資金からの借入見込額
償還金収入	91 (－)	関西国際空港整備事業資金貸付金等の償還見込額
受託工事納付金収入	2 (+2)	空港関係受託工事に係る納付金の受入見込額
空港等財産処分収入	1 (+1)	土地等の売却による収入見込額
雑収入	532 (+103)	公共施設等運営権対価、用地等の貸付料収入見込額等
前年度剰余金受入	122 (▲272)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	3,928 (+44)	

(歳出)

内容	額	説明
空港等維持運営費	1,469 (▲25)	国管理空港等における滑走路・誘導路・エプロン等の空港関係施設の維持運営、地方管理空港も含めた空港・航空路に係る航空管制の維持運営、ハイジャック・テロ対策等に係る人件費・事務費等
空港整備事業費	1,533 (+92)	<ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港整備 ・一般空港整備 ・空港周辺環境対策（住宅防音工事、移転補償等）等
航空路整備事業費	273 (▲14)	レーダー・通信施設等の整備等
空港整備事業資金貸付金	273 (▲15)	空港整備事業に要する資金の貸付け
地域公共交通維持・活性化推進費	15 (+0)	離島航空路線の運航を確保するため使用する航空機等の購入に必要な費用の補助
空港等整備事業工事諸費	17 (▲0)	空港等整備事業に必要な現場事務所等の人件費及び事務費
受託工事費	2 (+2)	地方公共団体からの委託により施行する空港関係受託工事
空港等災害復旧事業費	3 (－)	国が施行する空港等災害復旧事業及び地方公共団体が施行する空港災害復旧事業に必要な事業費の補助
国債整理基金特別会計へ繰入	339 (+5)	羽田空港整備に係る借入金の元利償還等の支払財源に充てるための繰入れ
予備費	3 (－)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	3,928 (+44)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
保障勘定	638	11	627	626	1	—
自動車検査登録勘定	488	393	94	94	—	—
自動車事故対策勘定	161	144	16	3	13	—
空港整備勘定	4,403	3,714	688	688	—	—
特別会計合計	5,691	4,264	1,427	1,412	14	—

令和4年度決算における剰余金は、自動車安全特別会計全体で1,427億円です。

＜保障勘定＞

保障勘定における剰余金は、627億円です。

(剰余金が生じた理由)

ひき逃げ事故や無保険車事故の被害者に対して、政府が被害者の損害を填補する自動車損害賠償保障事業の財源として自動車ユーザーから徴収した自動車損害賠償保障事業賦課金収入の未支出分等が626億円累積計上されているためです。

なお、不用額が12億円生じていますが、これは保障金の請求件数が予定を下回ったこと等により、保障金の支払いが少なかったこと等のためです。

(剰余金の処理の方法)

「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」(令4法65) 附則第3条第3項の規定により、再保険金等の支払い等に必要経費については保障勘定から名称変更された自動車事故対策勘定の積立金に積み立てられたものとみなされることとなり、残額については同条第1項の規定により同勘定の歳入に繰り入れ、今後の自動車損害賠償保障事業の原資として活用することとしています。

(注) 令和5年4月から、保障勘定は自動車事故対策勘定に名称変更されました。

＜自動車検査登録勘定＞

自動車検査登録勘定における剰余金は、94億円です。

(剰余金が生じた理由)

自動車ユーザーから徴収した検査登録印紙収入等に対する未支出分等が94億円累積計上されているためです。

なお、不用額が29億円生じていますが、これは業務内容の見直しによる業務計画の変更をしたこと、契約価格が予定を下回ったこと等により情報処理業務庁費を要することが少なかったこと等のためです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、自動車検査登録関係業務に活用することとしています。

＜自動車事故対策勘定＞

自動車事故対策勘定における剰余金は、16 億円です。

（剰余金が生じた理由）

歳入においては、独立行政法人自動車事故対策機構の中期目標期間終了に伴う納付金収入が予定を1億円上回ったこと、歳出においては、自動車事故対策費補助金が予定を11億円下回ったこと等により、歳入歳出差引きによる剰余が発生したことが原因です。

なお、不用額が12億円生じていますが、自動車事故被害者支援体制等整備事業が予定を下回ったこと等により、自動車事故対策費補助金を要することが少なかったこと等のためです。

（剰余金の処理の方法）

「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令4法65）附則第3条第3項の規定により、被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要な金額については、保障勘定から名称変更された自動車事故対策勘定の積立金に積み立てられたものとみなされることとなり、残額については同条第1項の規定により同勘定の歳入に繰り入れることとされています。

（注）令和5年4月から、自動車事故対策勘定は廃止されるとともに、保障勘定から名称変更された自動車事故対策勘定に統合されました。

＜空港整備勘定＞

空港整備勘定における剰余金は、688 億円です。

（剰余金が生じた理由）

消費税の還付があったこと等により雑収入が増加したこと等のためです。

なお、不用額が229億円生じていますが、このうち空港整備事業費が予定より少なかったこと等によるものについては、その財源となる借入金等も減少することから、剰余金の発生にはつながりません。

（剰余金の処理の方法）

特別会計法第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、繰越工事の財源等に充てることとしています。

③ 積立金等

積立金（自動車事故対策勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和5年度末（予定） （令和5年度当初予算）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）	令和3年度末 （令和3年度決算処理後）
1,537	1,603	1,668

（注）令和4年度末及び令和3年度末の積立金の残高は、「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令4法65）による改正前の保障勘定及び自動車事故対策勘定の積立金の合計額です。

② 積立金の目的

自動車事故の被害者保護増進等を図るため、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料の運用益を財源として、事故による重度後遺障害者等の被害者保護増進対策及び事故発生防止対策を安定的に実施するための積立金並びに政府再保険制度を廃止した平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払い等を行うために、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等を積み立てた積立金です。

③ 積立金の水準

本勘定の積立金は、「自動車損害賠償保障法」（昭30法97）に規定する被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要となる金額及び政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る今後の再保険金の支払い等を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てています。

なお、本勘定から一般会計へ繰り入れており、令和4年度末時点で、5,939億円（利子相当額を含む）が一般会計から同勘定に繰り戻されていませんが、後日、繰り戻されることが法律に定められているところです。

④ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

自動車安全特別会計貸借対照表 （単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《3年度》	《2年度》
3,914	3,320	現金・預金	未払金	256	346
1,641	1,114	うち政府預金	支払備金	8	6
2,273	2,206	うち財投預託金	未払費用	0	0
513	525	たな卸資産	保管金等	34	33
5,291	4,785	未収金	前受金	18	41
100	171	未収収益	未経過賦課金	10	12
0	0	前払費用	前受収益	6,573	6,609
			賞与引当金	42	45
1,938	1,884	貸付金	借入金	5,549	5,152
			退職給付引当金	716	744
4,847	4,847	他会計繰戻未収金	他会計繰戻未済金	-	26
			その他の債務	31	12
			負債の部合計	13,241	13,032
▲ 383	▲ 383	貸倒引当金	資産・負債差額		
20,063	20,146	有形固定資産			
19,126	19,197	国有財産（公共 用財産を除く）			
10,459	10,745	土地			
23	27	立木竹			
812	765	建物			
7,091	6,807	工作物			
27	20	航空機			
712	831	建設仮勘定			
936	948	物品			
347	354	無形固定資産			
8,908	8,395	出資金			
45,542	44,048	資産の部合計		44,048	45,542
			負債及び資産・負債差額の部合計		

主な資産は、空港に係る用地・工作物等を計上している「有形固定資産」、政策目的による特殊会社等に対する「出資金」などがあります。

主な負債は、国管理空港特定運営事業に係る前受公共施設等運営権対価収入を計上している「前受収益」、財政投融资資金及び地方公共団体からの借入金を計上している「借入金」などがあります。

資産・負債差額は、空港に係る用地・工作物等の有形固定資産や、政策目的による特殊会社等に対する出資金等が含まれています。

（４）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の改革については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管し、これに伴い所要の人員を同法人に移管し、事務及び人員の移管は、平成28年度から順次速やかに実施し、平成30年度開始までに完了するものとするとして、平成27年6月には、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平27法44）が公布され、次の項目等が盛り込まれました。

- ① 自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所を統合し、新たに独立行政法人自動車技術総合機構を設立
- ② 国の自動車登録業務のうち、登録のために必要な確認調査に関する事務及び人員を独立行政法人自動車技術総合機構に移管

また、旧社会資本整備事業特別会計におかれていた空港整備勘定については、特会改革法により、同特会廃止後、借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計におくこととされています。

さらに、自動車事故の被害者保護増進対策及び事故発生防止対策に係る事業については、令和5年4月1日に施行された「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令4法65）により、被害者保護増進等事業として安定的に実施していくこととされました。

自動車安全特別会計についての問い合わせ先

（自動車事故対策勘定・自動車検査登録勘定）

国土交通省物流・自動車局総務課 電話番号 03-5253-8111（内線 41137、41133）

（空港整備勘定）

国土交通省航空局予算・管財室 電話番号 03-5253-8111（内線 48616）

13. 東日本大震災復興特別会計

(1) 概要

東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、平成24年度に設置されました。

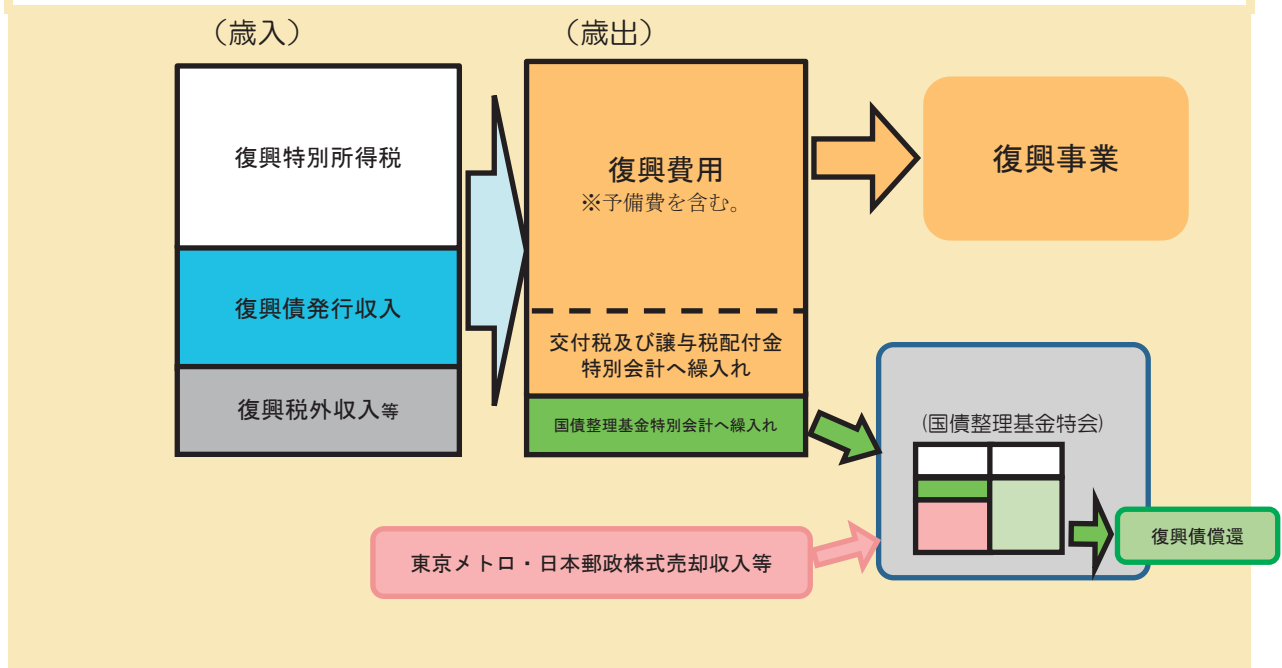
<参照条文> 特別会計法

(目的)

第222条第1項 東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

東日本大震災復興特別会計の仕組み（資金の流れ）

東日本大震災復興特別会計では、復興特別所得税、復興債発行収入及び復興税外収入を主な財源として、復興事業に必要な経費について事業を行う各省庁等に予算を配分して復興事業を行うこと及び復興債の償還に必要な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、東日本大震災に係る災害救助等関係事業、復興関係公共事業等、災害関連融資関係事業、復興事業に係る地方負担等を措置するための地方交付税交付金及び原子力災害からの復興関係事業に係る経費のほか、復興債の償還等のための国債整理基金特別会計への繰入金等を計上しています。具体的な事業内容は以下のとおりです。

① 災害救助等関係事業

「災害救助法」(昭22法118)に基づく災害救助や、被災者緊急支援に関係する事業です。

② 復興関係公共事業等

公共施設の復旧・復興等の事業です。

③ 災害関連融資関係事業

被災中小企業者の事業再建及び経営安定並びに被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等のための事業です。

④ 地方交付税交付金

東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置するために必要な経費です。

⑤ 原子力災害復興関係事業

除染・汚染廃棄物処理の事業や福島再生を加速するため特定復興再生拠点整備や放射線不安を払拭する生活環境向上等を実施するための事業等です。

⑥ その他

福島国際研究教育機構関連の事業や福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための立地補助金等があります。

(参考資料)

「令和5年度各予算のポイント(財務省公表資料「令和5年度東日本大震災復興特別会計予算フレーム」)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/06.pdf)

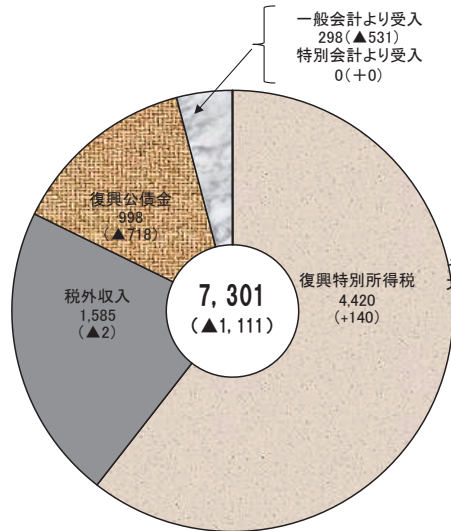
「令和5年度予算概算決定概要(復興庁公表資料)」

(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/221223gaisanketteigaiyo.pdf>)

(3) 特別会計の現状

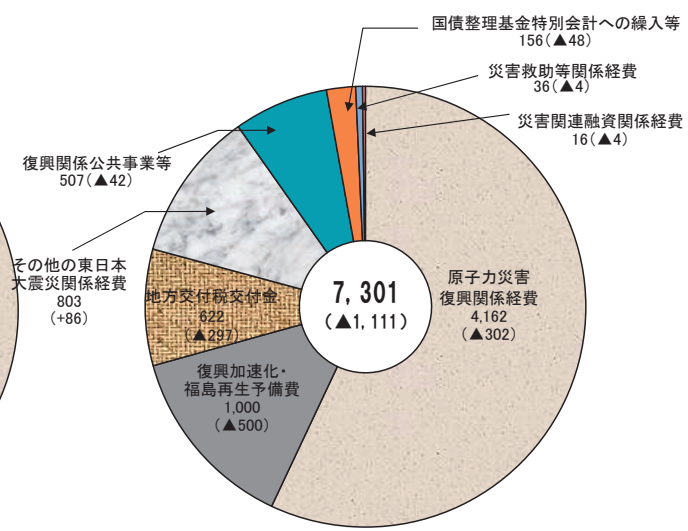
① 歳入歳出予算（令和5年度当初予算）

【 歳入 】



【 歳出 】

(単位：億円)



○ 歳入総額、歳出総額、(参考) 歳出純計額 (単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
7,301 (▲1,111)	7,301 (▲1,111)	6,522 (▲767)

○ 歳入・歳出の内容 (単位：億円)

内容	額	説明
復興特別所得税	4,420 (+140)	「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平 23 法 117。以下「復興財源確保法」といいます。)に基づく、復興特別所得税収の見込額
一般会計より受入	298 (▲531)	特別会計法第 227 条に基づく復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
特別会計より受入	0 (+0)	特別会計法附則第 231 条第 13 項に基づく食料安定供給特別会計から受け入れる受入見込額
復興公債金	998 (▲718)	復興財源確保法第 69 条第 4 項に基づき発行する復興債に係る公債金収入の見込額
公共事業費負担金収入	0 (▲1)	国が施行する公共事業に必要な経費のうち、地方公共団体等が負担する負担金の受入見込額
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	2 (+1)	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平 23 法 99) 第 5 条第 1 項に基づき地方公共団体が負担する負担金の受入見込額
雑収入	1,584 (▲2)	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平 23 法 110) 第 44 条第 1 項に基づき関係原子力事業者が負担する費用の受入見込額等
合計	7,301 (▲1,111)	

(歳出)

内容	額	説明
災害救助等関係経費	36 (▲4)	災害救助費及び被災者緊急支援に必要な経費
災害救助費	7 (▲0)	「災害救助法」(昭22法118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払等に要する費用の負担に必要な経費
被災者緊急支援経費	29 (▲4)	東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等を行うためのスクールカウンセラー等の活用等に必要な経費
復興関係公共事業等	507 (▲42)	災害復旧及び一般公共事業等に必要な経費
災害復旧等事業費	61 (+6)	東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に必要な経費
一般公共事業関係費	403 (▲9)	東日本大震災からの復興事業として治山事業、住宅対策、農業農村整備事業、森林整備事業等を推進するために必要な経費
施設費等	43 (▲38)	広域的に生産から加工までが一体となった高付加価値生産等を展開する産地の拠点となる農業用施設の整備等に必要な経費
災害関連融資関係経費	16 (▲4)	中小企業者等への融資の実施等に必要な経費
中小企業等関係費	2 (▲2)	東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費
農林漁業者等関係費	14 (▲3)	東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等に必要な経費
地方交付税交付金	622 (▲297)	東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置するために必要な経費(地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れ)
原子力災害復興関係経費	4,162 (▲302)	除去土壌等の適正管理・原状回復等及び福島再生を加速するために必要な経費
除去土壌等の適正管理・原状回復等	2,726 (▲203)	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・原状回復等に必要な経費
福島再生加速化交付金等	1,435 (▲100)	福島再生を加速するため、特定復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費
その他の東日本大震災関係経費	803 (+86)	福島国際研究教育機構関連事業及び立地補助金等に必要な経費
被災者生活再建支援金補助金	20 (▲5)	東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の補助に必要な経費
警察・消防活動経費等	3 (▲0)	東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動及び緊急消防援助隊の活動に要する負担金等に必要な経費
教育支援等	19 (▲1)	心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の措置、福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成基盤の構築等に必要な経費
医療、介護、福祉等	75 (▲8)	医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置及び地域医療再生対策等に必要な経費
農林業関係	53 (+7)	福島県の農林水産業の復興創生に向けたブランドの確立と産地競争力の強化、国内外の販売促進等、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援等に必要な経費

水産業関係	59 (+2)	福島県をはじめとした被災地の水産物の販路回復や販売促進、被災海域における種苗放流の取組への支援等に必要な経費
中小企業対策	35 (+2)	東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県に対する補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費
立地補助金	141 (-)	福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費
住宅関係	0 (▲0)	東日本大震災により被害を受けた者に対して行う東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に要する経費の民間団体等に対する一部補助に必要な経費
福島国際研究教育機構関連事業費	145 (+107)	創造的復興の中核拠点となる福島国際研究教育機構の運営管理及び研究開発等の支援に必要な経費
その他	253 (▲18)	被災者支援総合交付金、風評払拭・リスクコミュニケーション強化、除去土壌等の適正管理・原状回復等の実施並びに災害廃棄物及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化、復興庁の運営及び環境モニタリング調査等に必要な経費
国債整理基金特別会計への繰入等	156 (▲48)	復興債の利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に関する諸費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等に必要な経費
復興加速化・福島再生予備費	1,000 (▲500)	東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	7,301 (▲1,111)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度歳入繰入	積立金積立資金組入	一般会計へ繰入
11,140	8,944	2,195	2,195	—	—

令和4年度決算における剰余金は、2,195 億円です。

(剰余金が生じた理由)

予備費を使用しなかったことや中間貯蔵施設の整備等において災害により損傷した施設の復旧に時間を要し処理日数が少なくなったこと等により、不用が生じたこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の東日本大震災復興特別会計の歳入に繰り入れることとしています。

③ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

東日本大震災復興特別会計貸借対照表

（単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《3年度》	《2年度》
6,443	3,172	現金・預金	未払金	16	21
			未払費用	5	8
			保管金等	0	3
			前受金	-	3
			賞与引当金	4	5
22	1	未収金			
149	164	前払金			
0	0	前払費用			
327	315	貸付金			
23	22	その他の債権等			
▲0	▲0	貸倒引当金			
▲0	▲0	償還免除引当金			
447	150	有形固定資産			
29	145	国有財産 （公共用財産除く）	公債	54,369	68,006
0	0	建物			
29	144	建設仮勘定			
399	-	公共用財産			
399	-	建設仮勘定			
18	5	物品			
0	0	無形固定資産			
7,460	7,736	出資金			
13,696	3,104	国債整理基金			
28,572	14,667	資産合計			
▲39,511	▲39,763	資産・負債差額	退職給付引当金	33	35
			その他の債務等	1	-
			負債合計	54,431	68,084
			負債及び資産・負債差額合計	14,667	28,572

主な資産は現金・預金 3,172 億円であり、これは、復興事業を翌年度へ繰り越して実施すること等により生じた剰余金です。なお、出資金は主に被災中小企業者等の経営安定等に資する、株式会社日本政策金融公庫の行う融資事業等に要する資金に充てるため、同公庫に出資しているものです。

また、主な負債は公債 5 兆 4,369 億円であり、これは、復興財源確保法第 69 条の規定に基づき、復興費用の財源に充てるために発行した復興債の残高です。

資産・負債差額は、負債に計上されている公債により生じたものです。

(4) その他

本特別会計は全省庁共管となっておりますが、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費のうち、被災地の復興に係る経費については「復興庁設置法」(平 23 法 125) 第 4 条第 2 項の規定により、各府省予算を復興庁所管の予算として一括計上しています。

<参照条文> 復興庁設置法

(所掌事務)

第 4 条第 2 項第 3 号イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。

また、復興事業を統括している復興庁については、令和 2 年 6 月に成立した「復興庁設置法等の一部を改正する法律」による改正後の復興庁設置法第 21 条の規定に基づき「別に法律で定めるところにより、令和 13 年 3 月 31 日までに廃止するものとする。」こととされています。復興庁が廃止されたときは、本特別会計についても、別に法律で定めるところにより、廃止することとしています。

<参照条文 1> 改正後の復興庁設置法(平 23 法 125)

(復興庁の廃止)

第 21 条 復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

<参照条文 2> 特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平 24 法 15)

附 則

(東日本大震災復興特別会計の廃止等)

第 2 条第 1 項 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第二十一条の規定により復興庁が廃止されたときは、東日本大震災復興特別会計は、別に法律で定めるところにより、廃止するものとする。

東日本大震災復興特別会計についての問い合わせ先

(国会所管)

衆議院庶務部会計課 電話番号 03-3581-5111 (内線 34301)

参議院庶務部会計課 電話番号 03-3581-3111 (内線 2783)

国立国会図書館総務部会計課 電話番号 03-3581-2331 (内線 20620)

(裁判所所管)

最高裁判所事務総局経理局主計課 電話番号 03-3264-8111 (内線 3424)

(会計検査院所管)

会計検査院事務総長官房会計課 電話番号 03-3581-3251 (内線 2521)

(内閣・内閣府所管 (警察庁を除く))

内閣府大臣官房会計課 電話番号 03-5253-2111 (内線 82310)

(内閣府所管 (警察庁))

警察庁長官官房会計課 電話番号 03-3581-0141 (内線 2227)

(デジタル庁所管)

デジタル庁戦略・組織グループ会計担当 電話番号 03-4477-6775

(復興庁所管)

復興庁予算会計企画班 電話番号 03-6328-1111 (内線 1115)

(総務省所管)

総務省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-5126

(法務省所管)

法務省大臣官房会計課 電話番号 03-3580-4111 (内線 5897)

(外務省所管)

外務省大臣官房会計課 電話番号 03-3580-3311 (内線 3262)

(財務省所管)

財務省大臣官房会計課 電話番号 03-3581-4111 (内線 2121)

(文部科学省所管)

文部科学省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-4111 (内線 2191)

(厚生労働省所管)

厚生労働省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-1111 (内線 7967)

(農林水産省所管)

農林水産省大臣官房予算課 電話番号 03-3502-8111 (内線 3163)

(経済産業省所管)

経済産業省大臣官房会計課 電話番号 03-3501-1511 (内線 2232)

(国土交通省所管)

国土交通省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-8111 (内線 21635)

(環境省所管)

環境省大臣官房会計課 電話番号 03-5521-8218

(防衛省所管)

防衛省大臣官房会計課 電話番号 03-3268-3111 (内線 25591)

第Ⅲ編 特別会計参考データ集

第Ⅲ編 特別会計参考データ集

1. 特別会計の新設・廃止の推移（昭和 20 年度以降）
2. 特別会計歳入・歳出総額の推移（平成 30 年度～令和 5 年度）
3. 特別会計歳入の内訳（令和 5 年度当初予算）
4. 特別会計歳出の内訳（令和 5 年度当初予算）
5. 各特別会計の剰余金の処理（令和 4 年度決算）
6. 各特別会計の積立金等の状況（令和 4 年度決算処理後）
7. 令和 3 年度特別会計財務書類の概要（資産及び負債の状況）
8. 特定財源について
9. 主な特定財源一覧（令和 5 年度当初予算）
10. 主な特定財源の資金の流れ（令和 5 年度当初予算）
11. 特別会計改革に関するとりまとめ（平成 25 年 6 月 5 日行政改革推進会議）
12. 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（概要）
13. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

1. 特別会計の新設・廃止の推移（昭和20年度以降）

年度	特別会計の新設		特別会計の廃止		対前年度 増△減	年度末 特会数
	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計 名		
20			[1]	[・臨時軍事費]	△ 1	39
21	4	・自作農創設特別措置 ・財産税等収入金 ・開拓者資金融通 ・貿易資金	17	・陸軍造兵廠 ・陸軍製絨廠 ・海軍工廠資金 ・海軍火薬廠 ・海軍燃料廠 ・政府出資 ・當繕用品資金 ・関東局 ・樺太庁 ・南洋庁 ・朝鮮総督府 ・朝鮮鉄道用品資金 ・朝鮮食糧管理 ・朝鮮簡易生命保険及郵便年金 ・台湾総督府 ・台湾食糧管理 ・台湾事業用品資金	△ 13	26
22	5	・アルコール専売事業 ・船員保険 ・国有林野事業 ・失業保険 (国有鉄道事業) (印刷局) (専売局) (労働者災害補償保険) (薪炭需給調節) (通信事業)	6	・公債金 ・為替交易調整 ・燃料局 ・学校 ・特殊財産資金 (帝国鉄道) (印刷局 (作業会計)) (専売局 (作業会計)) (労働者災害扶助責任保険) (薪炭需給調節) (通信事業)	△ 1	25
23	4	・外国貿易特別円資金 ・不正保有物資等特別措置 ・国営競馬 ・地方配付税配付金	1	・地方分与税分与金	+ 3	28
24	6	・貴金属 ・郵政事業 ・外国為替 ・米国対日援助見返資金 ・国立病院 ・輸出信用保険 (電気通信事業) (貿易) (国営競馬) (印刷局) (造幣局)	3	・金資金 ・専売局 ・国有鉄道事業 (通信事業) (貿易資金) (国営競馬) (印刷局) (造幣局)	+ 3	31
25	4	・解散団体財産収入金 ・米国対日援助物資等処理 ・中小企業信用保険 ・特別鉱害復旧 (造幣局)	3	・薪炭需給調節 ・外国貿易特別円資金 ・地方配付税配付金 (造幣局)	+ 1	32
26	4	・緊要物資輸入基金 ・郵便貯金 ・農林漁業資金融通 ・糸価安定 (外国為替資金) (資金運用部)	2	・貿易 ・不正保有物資等特別措置 (外国為替) (大蔵省預金部)	+ 2	34
27	2	・特定道路整備事業 ・中小漁業融資保証保険 (印刷局) (造幣局)	2	・財産税等収入金 ・電気通信事業 (印刷局) (造幣局)	0	34
28	2	・産業投資 ・木船再保険 (輸出保険)	3	・解散団体財産収入金 ・農林漁業資金融通 ・米国対日援助見返資金 (輸出信用保険)	△ 1	33
29	2	・交付税及び譲与税配付金 ・経済援助資金	2	・米国対日援助物資等処理 ・緊要物資輸入基金	0	33
30	3	・あへん ・自動車損害賠償責任再保険 ・余剰農産物資金融通	1	・国営競馬	+ 2	35
31	2	・賠償等特殊債務処理 ・特定物資納付金処理	1	・特定道路整備事業	+ 1	36
32	4	・国有財産特殊整理資金 ・特定土地改良工事 ・臨時受託調達 ・特定多目的ダム建設工事			+ 4	40
33	1	・道路整備	1	・中小企業信用保険	0	40
34	1	・特定港湾施設工事	1	・特別鉱害復旧	0	40
35	1	・治水	2	・特定多目的ダム建設工事 ・臨時受託調達	△ 1	39

年度	特別会計の新設		特別会計の廃止		対前年度増△減	年度末特会数
	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計 名		
36	3	・国民年金 ・機械類賦払信用保険 ・港湾整備 (森林保険)	1	・特定港湾施設工事 (森林火災保険)	+ 2	41
38	1	・中小企業高度化資金融通	1	・特定物資納付金処理	0	41
39	2	・国立学校 ・自動車検査登録			+ 2	43
41	2	・都市開発資金融通 ・地震再保険			+ 2	45
42	1	・石炭対策 (漁船再保険及漁業共済保険)	1	・中小企業高度化資金融通 (漁船再保険)	0	45
43			2	・経済援助資金 ・余剰農産物資金融通	△ 2	43
44		(特定国有財産整備)	1	・糸価安定 (国有財産特殊整理資金)	△ 1	42
45	1	・空港整備 (機械類信用保険)		(機械類賦払信用保険)	+ 1	43
47	1	・労働保険 (石炭及び石油対策)	3	・労働者災害補償保険 ・失業保険 ・開拓者資金融通 (石炭対策)	△ 2	41
49	1	・電源開発促進対策			+ 1	42
50			1	・木船再保険	△ 1	41
51			1	・中小漁業融資保証保険	△ 1	40
52			1	・貴金属	△ 1	39
54			1	・賠償等特殊債務処理 (石炭及び石油対策)	△ 1	38
55		〔石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策〕				38
59	1	・特許	1	・機械類信用保険	0	38
60	1	・登記 (農業経営基盤強化措置)	1	・あへん (自作農創設特別措置)	0	38
61		(国営土地改良事業)		(特定土地改良事業)		38
62		(貿易保険)		(輸出保険)		38
2		(簡易生命保険)		(簡易生命保険及び郵便年金)		38
5		〔石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策〕		〔石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策〕		38
13		(財政融資資金) (貿易再保険)	1	・アルコール専売事業 (資金運用部) (貿易保険)	△ 1	37
14		〔石油及びエネルギー需給構造高度化対策〕 (自動車損害賠償保障事業)		〔石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策〕 (自動車損害賠償責任再保険)		37
15			5	・郵政事業 ・郵便貯金 ・簡易生命保険 ・造幣局 ・印刷局	△ 5	32
16		(国立高度専門医療センター)	1	・国立学校 (国立病院)	△ 1	31
19	3	・年金 ・食料安定供給 ・エネルギー対策	6	・厚生保険 ・国民年金 ・食糧管理 ・農業経営基盤強化措置 ・電源開発促進対策 ・石油及びエネルギー需給構造高度化対策	△ 3	28
20	3	・財政投融资 ・社会資本整備事業 ・自動車安全	10	・財政融資資金 ・産業投資 ・道路整備 ・治水 ・港湾整備 ・空港整備 ・都市開発資金融通 ・自動車損害賠償保障事業 ・自動車検査登録 ・国営土地改良事業	△ 7	21
21			1	・船員保険	△ 1	20
22			2	・特定国有財産整備 ・国立高度専門医療センター	△ 2	18
23			1	・登記	△ 1	17
24	1	・東日本大震災復興			+ 1	18
25	1	・国有林野事業債務管理	1	・国有林野事業	0	18
26			3	・農業共済再保険 ・漁船再保険及び漁業共済保険 ・社会資本整備事業	△ 3	15
27			1	・森林保険	△ 1	14
29			1	・貿易再保険	△ 1	13

2. 特別会計歳入・歳出総額の推移（平成30年度～令和5年度）

（単位：億円）

特別会計・勘定	令和5年度当初予算額		令和4年度当初予算額		令和3年度当初予算額		令和2年度当初予算額		令和元年度当初予算額		平成30年度当初予算額	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
交付税及び繰上税配付金	511,770	495,436	514,191	499,551	519,818	518,047	517,821	515,872	517,854	511,404	519,216	517,114
地震再保険	1,090	1,090	1,100	1,100	1,074	1,074	1,239	1,239	2,012	2,012	1,869	1,869
国債整理基金	2,394,737	2,394,737	2,457,915	2,457,915	2,467,893	2,467,893	1,930,242	1,930,242	1,907,154	1,907,154	1,912,207	1,912,207
外国為替資金	29,881	24,193	24,906	11,475	24,650	10,793	31,544	9,845	31,473	10,468	29,033	9,710
財政投融资	249,883	249,374	488,324	485,941	728,983	726,240	251,343	250,823	276,951	275,855	270,830	269,388
財政融資資金勘定	239,016	239,016	480,625	478,552	721,780	719,331	243,429	243,394	266,289	265,754	261,837	260,829
投資勘定	10,167	10,167	7,164	7,164	6,728	6,728	7,274	7,274	9,873	9,873	8,284	8,284
特定国有財産整備勘定	700	191	535	225	475	180	640	155	789	228	709	275
エネルギー対策	140,594	140,594	137,760	137,760	140,541	140,541	143,382	143,382	145,841	145,841	148,713	148,713
エネルギー需給勘定	27,871	27,871	22,368	22,368	22,196	22,196	22,442	22,442	22,284	22,284	22,355	22,355
電源開発促進勘定	3,345	3,345	3,224	3,224	3,298	3,298	3,320	3,320	3,359	3,359	3,390	3,390
原子力損害賠償支援勘定	109,378	109,378	112,168	112,168	115,047	115,047	117,620	117,620	120,197	120,197	122,968	122,968
労働保険	89,517	86,565	79,551	78,583	76,855	76,094	69,064	67,611	65,355	64,186	62,331	61,377
労災勘定	12,232	10,692	11,748	10,780	11,687	10,926	12,347	10,893	12,106	10,937	11,652	10,699
雇用勘定	36,488	35,076	35,937	35,937	38,204	38,204	29,178	29,178	26,946	26,946	25,391	25,391
徴収勘定	40,797	40,797	31,866	31,866	26,963	26,963	27,539	27,539	26,304	26,304	25,287	25,287
年金	995,058	995,058	969,115	969,115	965,123	965,123	952,688	952,688	933,308	933,308	918,360	918,360
基礎年金勘定	288,550	288,550	276,681	276,681	270,874	270,874	264,565	264,565	256,955	256,955	251,868	251,868
国民年金勘定	39,258	39,258	38,119	38,119	38,289	38,289	37,440	37,440	36,880	36,880	39,094	39,094
厚生年金勘定	504,087	504,087	493,381	493,381	494,976	494,976	488,899	488,899	485,142	485,142	481,196	481,196
健康勘定	125,149	125,149	124,004	124,004	124,213	124,213	125,166	125,166	121,119	121,119	116,027	116,027
子ども・子育て支援勘定	33,447	33,447	32,738	32,738	32,450	32,450	32,394	32,394	29,099	29,099	26,144	26,144
業務勘定	4,567	4,567	4,192	4,192	4,320	4,320	4,224	4,224	4,114	4,114	4,032	4,032
食料安定供給	15,310	15,280	13,423	13,406	12,250	12,164	12,732	12,676	12,985	12,938	12,849	12,737
農業経営安定勘定	2,514	2,514	2,744	2,744	2,643	2,643	2,810	2,810	2,741	2,741	2,813	2,813
食糧管理勘定	11,267	11,267	9,155	9,155	8,151	8,151	8,517	8,517	8,693	8,693	8,510	8,510
農業再保険勘定	1,044	1,042	930	925	916	875	841	815	919	899	916	830
漁船再保険勘定	80	69	81	72	84	74	87	76	90	79	91	80
漁業共済保険勘定	146	129	244	242	140	105	124	104	117	101	106	92
業務勘定	148	148	124	124	145	145	152	152	158	158	173	173
国営土地改良事業勘定	111	111	144	144	171	171	201	201	267	267	239	239
国有林野事業債務管理	3,440	3,440	3,546	3,546	3,616	3,616	3,646	3,646	3,576	3,576	3,502	3,502
特許	2,181	1,454	1,898	1,541	1,838	1,562	2,162	1,649	2,491	1,641	2,727	1,552
自動車安全	5,215	4,564	5,189	4,478	5,297	4,528	7,992	7,179	5,588	4,837	5,561	4,837
自動車事故対策勘定	830	224	631	24	636	26	631	25	616	29	616	30
自動車検査登録勘定	458	413	527	424	587	428	583	376	533	369	491	353
(旧)自動車事故対策勘定	-	-	147	147	144	144	144	144	143	143	137	137
空港整備勘定	3,928	3,928	3,883	3,883	3,930	3,930	6,634	6,634	4,296	4,296	4,316	4,316
東日本大震災復興	7,301	7,301	8,413	8,413	9,318	9,318	20,739	20,739	21,348	21,348	23,593	23,593
合計	4,445,979	4,419,088	4,705,331	4,672,824	4,957,255	4,936,992	3,944,594	3,917,591	3,925,936	3,894,569	3,910,790	3,884,960

（注1）平成30年度から農業共済再保険勘定を農業再保険勘定に名称変更。

（注2）「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年6月15日法律第65号）に基づき、令和5年度より、自動車事故対策勘定は廃止されるとともに、保障勘定から名称変更された自動車事故対策勘定に統合。

3. 特別会計歳入の内訳（令和5年度当初予算）

（単位：億円）

特 別 会 計	歳入総額	一般会計より受入		他特会・他勘定より受入	うち、復興財源 （復興特会より受入）	特定財源 直入分	保険料及び再保 険料収入	借入金等	その他（資金等 より受入、利子 等収入等）	歳入 純計額
			うち、 特定財源							
交付税及び譲与税配付金	511,770	164,507	516	2,122	622	152	-	283,123	61,865	345,140
地震再保険	1,090	-	-	-	-	-	802	-	288	802
国債整理基金	2,394,737	252,494	-	560,910	156	1,128	-	1,575,513	4,692	5,517
外国為替資金	29,881	-	-	-	-	-	-	-	29,881	29,881
財政投融资	249,883	-	-	0	-	-	-	120,000	129,883	249,325
エネルギー対策	140,594	8,111	8,111	123	-	-	-	129,767	2,592	132,360
労働保険	89,517	352	-	40,679	-	-	40,186	-	8,300	47,506
年金	995,058	150,958	-	244,863	-	-	461,774	14,409	123,054	599,234
食料安定供給	15,310	3,155	-	1,061	-	-	78	3,623	7,394	11,095
国有林野事業債務管理	3,440	291	280	-	-	-	-	3,149	-	3,149
特許	2,181	18	-	-	-	-	-	-	2,163	2,163
自動車安全	5,215	336	273	11	-	-	-	1,185	3,683	4,861
東日本大震災復興	7,301	298	-	0	-	4,420	-	998	1,585	7,003
合計	4,445,979	580,520	9,180	849,770	778	5,700	502,840	2,131,768	375,381	1,438,037

4. 特別会計歳出の内訳（令和5年度当初予算）

（単位：億円）

区分	歳出総額	一般会計への繰入	他会計・他勘定へ繰入	借換債償還	純計額	債務償還費・利払費	地方交付税交付金等	財政融資資金への繰入	年金・健保給付金等	歳出純計額から国債償還費・社会保障給付費等を除いた額	対前年度増減
交付税及び譲与税配付金	495,436	-	296,695	-	198,741	-	198,710	-	-	32	△ 0
地震再保険	1,090	-	-	-	1,090	-	-	-	-	1,090	△ 10
国債整理基金	2,394,737	-	860	1,575,513	818,364	818,363	-	-	-	0	△ 0
外国為替資金	24,193	12,004	4,896	-	7,293	-	-	-	-	7,293	781
財政投融资	249,374	6,367	117,176	-	125,831	1,278	-	120,000	-	4,552	304
エネルギー対策	140,594	43	124,119	-	16,433	-	-	-	-	16,433	5,435
労働保険	86,565	4	40,740	-	45,822	-	-	-	27,924	17,898	28
年金	995,058	2	259,273	-	735,783	-	-	-	725,918	9,865	384
食料安定供給	15,280	104	3,581	-	11,595	-	-	-	-	11,595	1,756
国有林野事業債務管理	3,440	-	3,440	-	-	-	-	-	-	-	-
特許	1,454	3	-	-	1,452	-	-	-	-	1,452	△ 86
自動車安全	4,564	2	350	-	4,213	-	-	-	-	4,213	114
東日本大震災復興	7,301	1	778	-	6,522	-	-	-	-	6,522	△ 767
合計	4,419,088	18,530	851,908	1,575,513	1,973,137	819,642	198,710	120,000	753,842	80,944	7,938

（歳出純計額から国債償還費、社会保障給付費等を除いた額の内訳）

特別会計	歳出純計額から国債償還費、社会保障給付費等を除いた額	事務費	人件費	事業費	予備費
交付税及び譲与税配付金	32	3	0	3	26
地震再保険	1,090	0	1	1,089	0
国債整理基金	0	-	-	0	-
外国為替資金	7,293	24	5	4,264	3,000
財政投融资	4,552	29	38	4,483	2
エネルギー対策	16,433	200	95	16,103	35
労働保険	17,898	1,891	924	14,460	623
年金	9,865	208	214	7,237	2,206
食料安定供給	11,595	43	21	10,493	1,037
国有林野事業債務管理	-	-	-	-	-
特許	1,452	978	362	110	2
自動車安全	4,213	229	723	3,255	5
東日本大震災復興	6,522	48	103	5,371	1,000
合計	80,944	3,653	2,485	66,870	7,936

5. 各特別会計の剰余金の処理（令和4年度決算）

（単位：億円、単位未満切捨て）

特別会計	収納済 歳入額 (A)	支出済 歳出額 (B)	(A-B)	積立金 として 積立、 資金に 組入	令和 5年度 特会歳入 に繰入	令和 5年度 歳入予算 計上	歳出の 繰越	支払 備金等 (注1)	その他	令和 5年度 一般会計 へ繰入	その他 (注2)	(参考) 不用額
交付税及び譲与税配付金	536,242	517,783	18,459	-	18,459	3,724	14,735	-	-	-	-	803
地震再保険	1,054	745	308	308	-	-	-	-	-	-	-	354
国債整理基金	2,356,229	2,325,560	30,669	-	30,669	-	30,579	-	90	-	-	46,308
外国為替資金	35,896	1,137	34,758	-	6,408	-	-	-	6,408	28,350	-	10,337
財政投融资	340,687	333,783	6,904	△397	7,301	6,397	223	-	681	-	-	26,287
財政融資資金勘定	327,425	327,822	△397	△397	-	-	-	-	-	-	-	25,062
投資勘定	12,559	5,760	6,798	-	6,798	5,933	184	-	681	-	-	1,219
特定国有財産整備勘定	702	199	503	-	503	464	39	-	-	-	-	5
エネルギー対策	118,931	110,211	8,719	-	8,719	1,970	3,447	-	3,301	-	-	29,794
エネルギー需給勘定	29,537	21,925	7,612	-	7,612	1,714	3,198	-	2,699	-	-	2,510
電源開発促進勘定	3,928	3,241	687	-	687	254	249	-	183	-	-	160
原子力損害賠償支援勘定	85,464	85,044	420	-	420	1	-	-	418	-	-	27,123
労働保険	82,887	75,355	7,532	2,324	5,207	77	880	3,876	372	-	-	9,185
労災勘定	11,778	9,868	1,910	△30	1,940	-	47	1,893	-	-	-	914
雇用勘定	38,918	33,747	5,171	2,355	2,816	-	833	1,982	-	-	-	8,144
徴収勘定	32,190	31,740	450	-	450	77	-	-	372	-	-	125
年金	971,909	929,287	42,621	38,604	4,017	1,796	117	-	2,102	-	-	42,158
基礎年金勘定	275,704	246,473	29,231	29,231	-	-	-	-	-	-	-	30,207
国民年金勘定	38,352	37,277	1,075	1,074	0	0	-	-	-	-	-	840
厚生年金勘定	491,516	484,628	6,887	6,887	-	-	-	-	-	-	-	8,752
健康勘定	124,866	123,882	984	-	984	984	-	-	-	-	-	121
子ども・子育て支援勘定	36,772	32,969	3,802	1,076	2,725	682	116	-	1,926	-	-	2,100
業務勘定	4,696	4,055	640	333	306	129	0	-	176	-	-	135
食料安定供給	12,541	11,505	1,036	△72	1,188	358	95	255	478	19	△99	1,599
農業経営安定勘定	2,785	2,416	368	-	368	358	-	-	10	-	-	326
食糧管理勘定	8,469	7,953	515	-	515	-	71	-	443	-	-	923
農業再保険勘定	760	694	65	△72	137	-	-	137	-	-	-	230
漁船再保険勘定	98	51	46	-	27	-	-	8	18	19	-	20
漁業共済保険勘定	250	240	9	-	108	-	-	108	-	-	△99	1
業務勘定	35	31	4	-	4	-	-	-	4	-	-	92
国営土地改良事業勘定	142	116	25	-	25	-	23	-	1	-	-	4
国有林野事業債務管理	3,534	3,534	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
特許	2,174	1,425	748	-	748	646	40	-	61	-	-	100
自動車安全	5,691	4,264	1,427	14	1,412	807	238	-	367	-	-	283
保障勘定	638	11	627	1	626	615	-	-	10	-	-	12
自動車検査登録勘定	488	393	94	-	94	68	1	-	24	-	-	29
自動車事故対策勘定	161	144	16	13	3	-	3	-	-	-	-	12
空港整備勘定	4,403	3,714	688	-	688	122	233	-	332	-	-	229
東日本大震災復興	11,140	8,944	2,195	-	2,195	-	632	-	1,563	-	-	1,292

(注1) 保険事故が既に発生し支払うべき債務で、令和5年度以降の保険金支払に充てるため、令和5年度歳入に繰り入れる必要があるもの等。

(注2) 食料安定供給特別会計漁業共済保険勘定の「その他」欄には、令和4年度決算における不足金99億円を記載。

6. 各特別会計の積立金等の状況（令和4年度決算処理後）

（単位：億円、単位未満四捨五入）

特別会計・勘定		積立金等の名称	令和4年度決算処理後残高	積立金等の性格
地震再保険		積立金	19,801	保険料収入を財源として、将来の巨大地震の発生の際に、被保険者に対する再保険金を支払うために設けられているものである。
国債整理基金		国債整理基金	30,044	国債整理基金特別会計は、一般会計において発行された国債を含め、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とした整理区分会計であるとともに、定率繰入れ等の形で一般会計及び特別会計から資金を繰入れ、普通国債等の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っている。
財政投融资	財政融資資金勘定	積立金	11,084	毎会計年度の剰余金が生じた場合、積立金に積み立て、将来生じうる損失に備えることとされている。
	投資勘定	投資財源資金	—	投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために資金を設置しており、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をそれに充てることとしている。
エネルギー対策	電源開発促進勘定	周辺地域整備資金	—	電源立地の進展に伴って、将来発生する周辺地域整備交付金その他発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保するため、資金を設置している。
	原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金	583	原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付された国債の償還金及び当該国債の償還に関する諸費の支出として、国債整理基金特別会計への繰入を円滑に実施するために要する費用を確保することとしている。
労働保険	労災勘定	積立金	78,149	収入のうち当該年度の給付に要した分以外は、積立金として保有している。将来の年金給付の原資であり、いわば責任準備金としての性格を有するものである。
		積立金	14,410	雇用失業情勢が悪化した際にも安定的な給付を行うため、好況期に資金を積み立て、不況期にこれを財源として使用するものであり、将来の失業等給付に充てるため、雇用保険制度の安定的な運営の確保の重要性を勘案して必要な金額を積み立てることとしている。
	雇用勘定	育児休業給付資金	3,090	子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図るために積み立てる資金であり、将来の育児休業給付費の増大に充てるため、中期的に収支のバランスが取れるよう必要な金額を組み入れることとしている。
		雇用安定資金	—	不況期に雇用安定事業の経費として機動的・集中的に支出しうするため、平常時に将来必要となる資金を積極的に積み立て、雇用安定事業をその目的に則して円滑に実施しようとするものであり、将来の雇用安定事業費に充てるため、雇用失業情勢の変動に応じて雇用安定事業を機動的に運営するために必要な金額を勘案して組み立てている。
年金	基礎年金勘定	積立金	58,717	年金等の将来給付に充てるため、積み立てている。
	国民年金勘定	積立金	78,745	
	厚生年金勘定	積立金	1,147,253	
	子ども・子育て支援勘定	積立金	5,627	児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額を積立金として積み立てることとしており、子ども・子育て支援制度の安定的な運営の確保の重要性を勘案して将来の給付等のため、一般事業主からの拠出金の一部を積立金として積み立てている。
			0	老人保健制度に係る被用者保険の拠出金負担軽減を図るため、平成元年に設置。平成20年度より新たな高齢者医療制度が施行されたことに伴い事業を廃止し、平成21年度において資金を清算。平成22年度以降は、過去の事業に係る返還金の受入・精算を行っている。
業務勘定	特別保健福祉事業資金	—		
食料安定供給	食糧管理勘定	調整資金	221	米麦の売買に必要な自己資金として、利益は調整資金に組み入れ、損失はその損失額を限度として調整資金の減額を行い、食糧管理勘定の運営の健全化に資するため設置している。
	農業再保険勘定	積立金	1,825	保険料率は、過去の被害率を基に長期的に収支が均衡するよう制度設計されているが、自然災害の発生状況により、単年度でみれば剰余や不足が生じることとなる。そこで、将来の再保険金等の支払の不足に備え、剰余金を積み立てている。
	漁船再保険勘定	積立金	57	保険料率は、過去の危険率を基に長期的に収支が均衡するよう制度設計されているが、事故や自然災害の発生状況により、単年度でみれば剰余や不足が生じることとなる。そこで、将来の再保険金等の支払の不足に備え、剰余金を積み立てている。
	漁業共済保険勘定	積立金	—	保険料率は、過去の危険率を基に長期的に収支が均衡するよう制度設計されているが、事故や自然災害の発生状況により、単年度でみれば剰余や不足が生じることとなる。そこで、将来の保険金等の支払の不足に備え、剰余金を積み立てることとしている。
自動車安全	自動車事故対策勘定	積立金(注)	1,603	事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策の実施等のため積み立てている。
合計			1,451,210	

（注）令和4年度をもって自動車安全特別会計保障勘定の名称が、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に改められるとともに、従来の自動車安全特別会計自動車事故対策勘定が廃止され、これらの勘定に所属していた積立金は自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなされる。

7. 令和3年度特別会計財務書類の概要（資産及び負債の状況）

（単位：兆円）

区分	資産・負債差額		
	資産額	負債額	
一般会計	△708.9	319.1	1,028.0
交付税及び譲与税配付金特別会計	△32.3	2.2	34.5
地震再保険特別会計	0.0	2.0	2.0
国債整理基金特別会計	18.8	18.8	－
外国為替資金特別会計	30.2	158.1	128.0
財政投融资特別会計	17.4	154.3	136.8
エネルギー対策特別会計	△4.9	7.8	12.8
労働保険特別会計	3.0	11.0	8.1
年金特別会計	10.2	142.9	132.7
食料安定供給特別会計	0.2	0.5	0.3
国有林野事業債務管理特別会計	△1.1	－	1.1
特許特別会計	0.1	0.2	0.1
自動車安全特別会計	3.1	4.4	1.3
東日本大震災復興特別会計	△4.0	1.5	5.4

（注1）計数は単位未満を四捨五入したもの。また、単位未満の計数がある場合には「0.0」、皆無の場合は「－」で表示している。

（注2）会計間の債権・債務等を相殺する必要があるため、特別会計の「資産・負債差額」「資産額」及び「負債額」の合計は算定していない。

8. 特定財源について

特定財源とは、一般に、特定の歳出に充てることとされている特定の歳入を指す。明確な定義があるわけではないが、代表的な分類を取り上げると、通例以下のようなになる。

1) 税法で用途が特定されているもの（いわゆる目的税等）

税法上その用途が特定されているもの。国税では、電源開発促進税及び消費税が該当する。

電源開発促進税は、特定の経費に充てることを目的として課されるいわゆる目的税として、その税収は、一般会計に組み入れた上でエネルギー対策特別会計に繰り入れられる。

また、消費税の税収は、地方交付税に充当することとされている分を除き、一般会計を經由して社会保障四経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）に充てることとされている。

2) 譲与税法で用途が特定されているもの

課税根拠となる税法とは別に譲与税法で、用途が特定されているもの。航空機燃料税の地方譲与税分がこれに該当する。その税収は交付税及び譲与税配付金特別会計へ直入される。

3) 特別会計に関する法律等で用途が特定されているもの

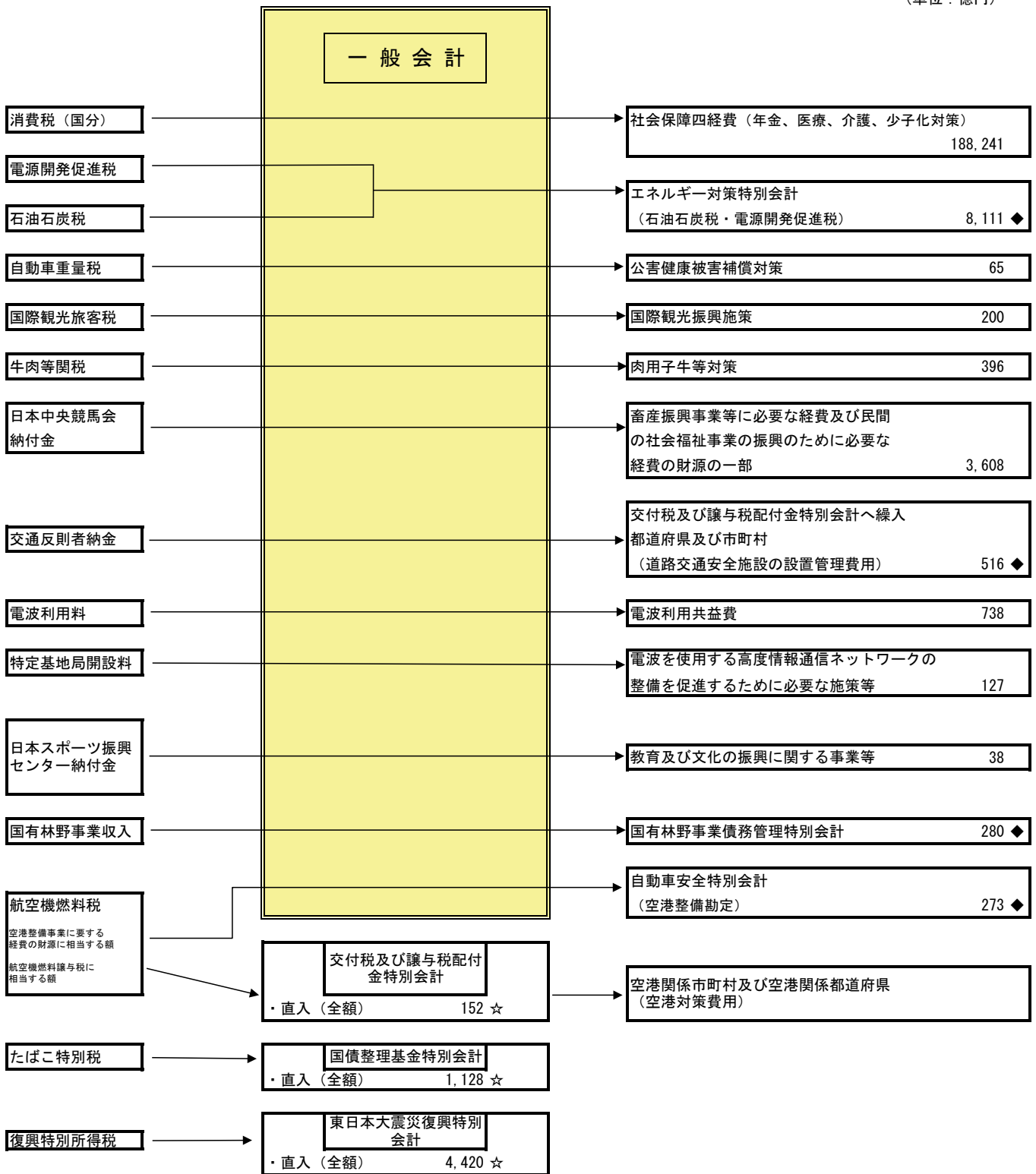
特別会計に関する法律や個別の法律等で用途が特定されているもの。税だけでなく、電波利用料のようなものも含まれる。基本的には、一般会計を經由する。

9.主な特定財源一覧（令和5年度当初予算）

分類	財源	使途特定の根拠法	受入方法等	繰入額	使途
1. 税法で使途が特定されているもの（いわゆる目的税等）（国税分）	電源開発促進税	電源開発促進税法	一般会計からエネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定）へ繰入れ	電源開発促進税収入額の一部に相当する額	電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策
	消費税	消費税法	一般会計	消費税収から地方交付税交付金（法定率分）に相当する金額を除いた額	社会保障四経費（年金、医療、介護、少子化対策）
2. 譲与税法で使途が特定されているもの	航空機燃料税（地方譲与分）	航空機燃料譲与税法	交付税及び譲与税配付金特別会計へ直入	航空機燃料税の収入額の航空機燃料譲与税に相当する額	騒音による障害防止及び空港整備等
3. 特会法及び実体法で使途が特定されているもの イ) 税	航空機燃料税	特別会計に関する法律	一般会計から自動車安全特別会計（空港整備勘定）へ繰入れ	航空機燃料税収入額の空港整備事業に要する経費の財源に相当する額	空港の緊急な整備等
	石油石炭税	特別会計に関する法律	一般会計からエネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）へ繰入れ	石油石炭税収入額の一部に相当する額	燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策
	たばこ特別税	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律	国債整理基金特別会計へ直入	たばこ特別税の収入額	公債償還等
	自動車重量税	公害健康被害の補償等に関する法律	一般会計	自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額	公害補償対策
	復興特別所得税	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	東日本大震災復興特別会計へ直入	復興特別所得税の収入額	復興施策及び復興債の償還
	国際観光旅客税	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律	一般会計	国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額	国際観光振興施策
	ロ) 関税	牛肉等関税	肉用子牛生産安定等特別措置法	一般会計	牛肉等関税の収入見込額のうち予算額に相当する金額
ハ) 税以外	日本中央競馬会納付金	日本中央競馬会法	一般会計	国庫納付金の額に相当する金額	畜産振興事業 社会福祉事業
	交通反則者納金	道路交通法	一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れ	反則金の全額	交通安全対策
	電波利用料	電波法	一般会計	電波利用料収入額の予算額に相当する金額	電波利用共益費
	特定基地局開設料	電波法	一般会計	特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額	電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策等
	日本スポーツ振興センター納付金	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	一般会計	国庫納付金の額に相当する金額	教育及び文化の振興に関する事業等
	国有林野事業収入	特別会計に関する法律	一般会計から国有林野事業債務管理特別会計へ繰入れ	国有林野事業収入額の一部に相当する額	国有林野事業債務管理特別会計に属する借入金償還金及び一時借入金利子

10.主な特定財源の資金の流れ（令和5年度当初予算）

（単位：億円）



☆（特別会計直入）：計 5,700 億円 ◆（一般会計から特別会計へ繰入）（※）：計 9,180 億円

※ 消費税（国分）のうち、年金特会等に繰り入れられているものは除く。

11. 特別会計改革に関するとりまとめ

平成 25 年 6 月 5 日
行政改革推進会議

特別会計改革に関するとりまとめ

特別会計については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）で示された改革方針の下、平成 19 年に制定された「特別会計に関する法律」に基づく会計の統廃合などの改革や剰余金等の活用、歳出の見直しの取組が着実に進展している。

当会議では、これまでの改革の内容を検証し、制度本来の趣旨に即し現下の経済社会情勢に対応した特別会計とするため、

- 1 特別会計で行われる事務・事業について、引き続き国が実施するのではなく、民間や独立行政法人が実施した方が良いものがあるのではないか
- 2 特別会計やその勘定は、できる限り一般会計化すべきか。それとも、受益と負担の関係の明確化の観点から、特別会計・勘定を存置して区分経理すべきか
- 3 特別会計における剰余金について、一般会計への活用が適切に行われているか。また、積立金等について、その規模・水準が適正であるかの 3 つの視点から改めて総括・点検を行った。

その結果、個々の特別会計の在り方に至るまで、相当程度の議論が積み重ねられていると認められるところであり、当会議としては、従来からの取組を引き継ぎ、以下の①～④の方針に沿って改革を実現すべきと考える。

改革に当たっては、制度本来の趣旨、すなわち、「財政法」第 13 条 2 項（特別会計の設置要件を規定）や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 18 条（特別会計の取扱いの原則を規定）の趣旨に則り、国の財政の一層の効率化・透明化に向けて、事務事業の在り方を踏まえた会計・勘定数のスリム化を図るべきである。あわせて、特定の歳入があること等に起因する無駄の排除を引き続き徹底していくこととする。これらをもって、特別会計改革の集大成とすべきである。

制度の見直しは、可能なものから速やかに法改正を行い、平成 26 年度から順次の実施を目指すべきである。

- ① 国が自ら事業を行う必要性の検証
 - ・ 国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠であるものを除き、民間又は独立行政法人等に事業を移管した上で廃止するなど、見直しを行う。
 - ・ 具体的な改革案は、事業を担う法人の在り方と一体で検討する。

② 区分経理の必要性の検証

- ・ 一般会計からの一般財源繰入れの比重が大きいなど、区分経理の必要性が乏しくなっている特別会計・勘定は廃止し、一般会計化する。
- ・ いわゆる目的税や特定財源を充てて行う事業について、特別会計で区分経理する必要がある場合でも、税込やそれに準ずる歳入は原則として一般会計経由で繰り入れることとし、不必要な勘定は廃止する。

③ 経理区分の適正化

- ・ 特別会計・勘定における区分経理が必要な場合でも、会計・勘定が細分化され、縦割りのな予算執行や非効率な資産保有といった弊害が生じることがないように、適正な経理区分に見直す。

④ 剰余金等の活用

- ・ 活用可能な財源が無尽蔵に存在するといった誤解を招かないようにするとともに、国全体の資金管理の効率化を図る観点から、積立金等に係る制度について必要な見直しを行う。
- ・ 特別会計・勘定の剰余金等は、引き続き、「特別会計に関する法律」第8条第2項等に基づき、可能な限り一般会計等の財源として活用する。

12. 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（概要）

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 76 号）

1. 法律の趣旨

国全体の財政の一層の効率化・透明化を図るため、特別会計及びその勘定等について、廃止・統合等の措置を講ずる。

2. 法律の概要

「特別会計に関する法律の一部改正」

（1）基本理念規定の創設

特別会計の設置、管理及び経理に関する以下の基本理念規定を創設。

- ① 経済社会情勢の変化に対応して効果的・効率的に事務・事業を実施。
- ② 区分経理の必要性を不断に見直し、必要性がない場合は一般会計へ統合するとともに、特別会計の歳出の財源となる租税収入についても一般会計へ計上し、国全体の財政状況の総覧性を確保。
- ③ 特別会計としての区分経理が必要な場合においても、経理の区分の在り方について不断に見直し。
- ④ 必要以上の資産を保有しないよう、剰余金を適切に処理。
- ⑤ 財務に関する情報を広く国民に公開。

（2）特別会計及び勘定の廃止・統合等

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定を廃止。
- ・ 年金特別会計の国民年金勘定に、福祉年金勘定を統合。
- ・ 食料安定供給特別会計に、農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合。また、関連する勘定を統合するとともに、農業経営基盤強化勘定を一般会計化。
- ・ 社会資本整備事業特別会計を一般会計化（空港整備勘定は経過勘定として自動車安全特別会計に統合）。
- ・ 国債整理基金特別会計の事務費を一般会計へ移管するとともに、前倒債の発行収入金の翌年度歳入化の規定を整備。
- ・ 外国為替資金特別会計の積立金を廃止するとともに、金融市場の進展等を踏まえた運用効率の向上のための規定を整備。

※ この他、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律」を一部改正（別途整理を終了）し、また、「経済基盤強化のための資金に関する法律」を廃止（同資金を廃止）。

3. 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日（平成 26 年度の予算から適用）

13. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

独立行政法人改革等に関する基本的な方針

(抄) (平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)

(別紙) 各法人等について講ずべき措置

【森林総合研究所、森林保険特別会計】

- 森林保険特別会計を平成 26 年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する。

【日本貿易保険、貿易再保険特別会計】

- 貿易再保険特別会計は、平成 28 年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。

【自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定】

- 自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管し、これに伴い所要の人員を同法人に移管する。事務及び人員の移管は、平成 28 年度から順次速やかに実施し、平成 30 年度開始までに完了するものとする。
- 今後とも、無駄の排除を徹底するとともに、区分経理の必要性等につき不断の見直しを行う。

問い合わせ先

財務省主計局法規課

〒110-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1

TEL.03-3581-4111 (代表)

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。